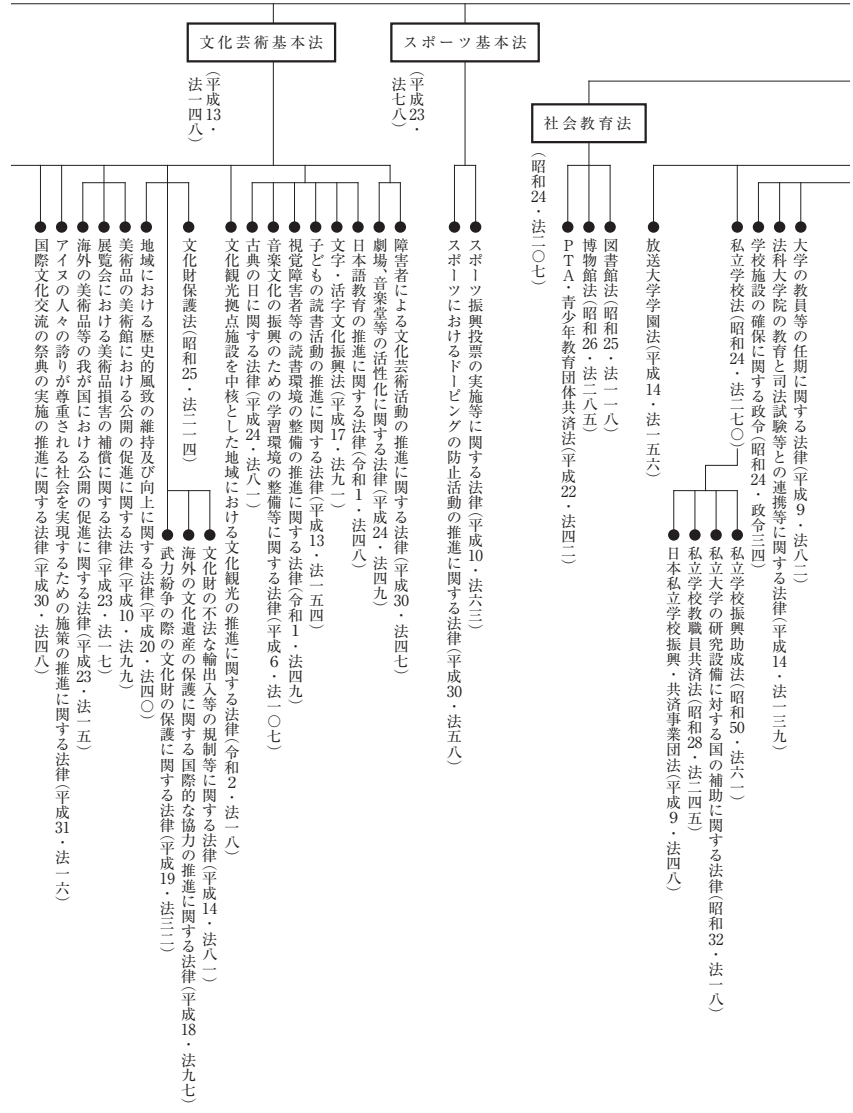


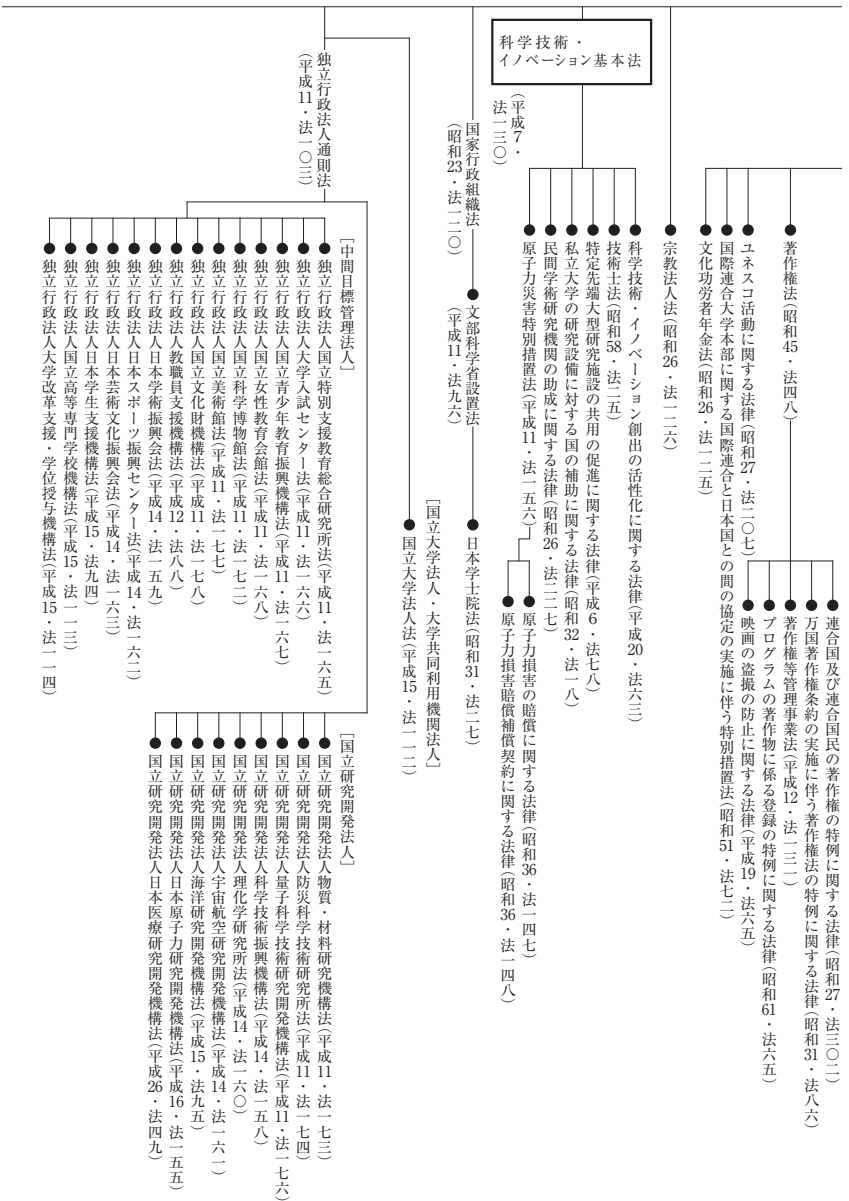
※この図では、文部科学省関係法律のうち主なものを中心に掲載し、かつ、施行法等も割愛した。



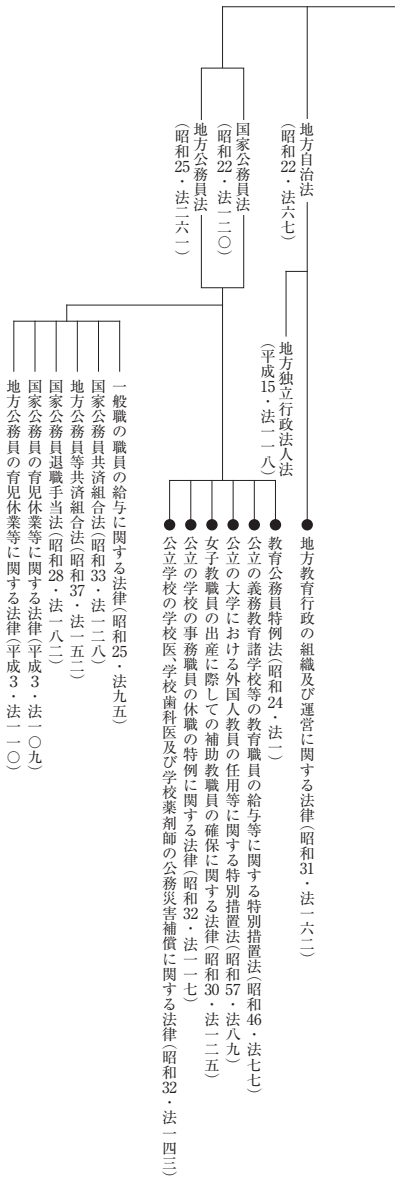
一 現行の主要関係法律一覧



一 現行の主要関係法律一覧



一 現行の主要関係法律一覧



## 二 関係公布法律の概要

※ 教育と関連性のある主な他省庁関係法律等も掲載。

### 平成四年（一九九二年）

○義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律

（平成四年三月三十一日法律第二〇号）  
共済費追加費用等について負担率を段階的に引き下げた後、国庫負担の対象から除外。

○国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律

（平成四年五月六日法律第三七号）  
国立学校財務センターの設置、お茶の水女子大学の学部の改組、京都大学、神戸大学の教養部の改組、国立学校特別会計における特別施設整備資金の設置等。

○長野オリンピックク冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

（平成四年五月二〇日法律第五二号）  
平成十年開催の長野オリンピックク冬季競技

### 平成七年（一九九五年）

○国立学校設置法の一部を改正する法律

（平成七年三月二三日法律第三二号）  
和歌山大学の学部設置、鳥根大学の学部の改組、静岡大学の教養部の改組等。

●地震防災対策特別措置法

（平成七年六月一六日法律第一一一号）  
公立の小学校・中学校の木造以外の校舎の耐震補強に対する支援制度の創設、地震調査研究推進本部の設置。議員提出。

●科学技術基本法

（平成七年一月一五日法律第一三〇号）  
科学技術振興の基本方針、国及び地方公共団体の責務、研究者の自主性の尊重、基本計画等。議員提出。

●接收刀剣類の処理に関する法律

（平成七年二月八日法律第一三三号）  
連合国占領軍に接收された刀剣類で東京国立博物館に保管されているものの返還請求等。議員提出。

○宗教法人法の一部を改正する法律

（平成七年二月一五日法律第一三四号）  
文部大臣を所轄庁とする宗教法人の範囲、

大会の組織委員会役員等の処遇、寄附金付郵便葉書の発行等。

○著作権法の一部を改正する法律

（平成四年二月一六日法律第一〇六号）  
デジタル方式の機器・記録媒体を用いて行われる私的録音・録画に関する補償金制度の創設。

### 平成五年（一九九三年）

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律

（平成五年三月三十一日法律第一四号）  
公立義務教育諸学校における大規模校への複数の教頭の配置、公立高等学校における四五人学級から四〇人学級への改善等。

○国立学校設置法の一部を改正する法律

（平成五年四月二三日法律第二二号）  
奈良女子大学の学部の改組、群馬大学、名

事務所備付け書類の提出や閲覧、所轄庁による報告徴収、質問等。

### 平成八年（一九九六年）

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律

（平成八年三月二九日法律第四号）  
公立学校の学校医等の公務災害補償制度に介護補償を追加。

○国立学校設置法の一部を改正する法律

（平成八年三月三十一日法律第九号）  
岐阜大学、佐賀大学の教養部等の改組。

○日本学術振興会法の一部を改正する法律

（平成八年五月二九日法律第五一号）  
日本学術振興会の目的及び業務に、学術の応用に関する研究を追加（出資金事業）。

○文化財保護法の一部を改正する法律

（平成八年六月二二日法律第六六号）  
文化財登録制度の導入、指定都市等への権限委任、重要文化財等の公開等。

○著作権法の一部を改正する法律

（平成八年二月二六日法律第一二七号）

古屋大学の教養部の改組等。

### 平成六年（一九九四年）

○国立学校設置法の一部を改正する法律

（平成六年五月二〇日法律第三二二号）  
宇都宮大学、岡山大学の教養部の改組等。

●音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律

（平成六年一月二五日法律第一〇七号）  
国及び地方公共団体における音楽文化振興のための学習環境の整備、国際音楽の日（十月一日）の設定等。議員提出。

○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律

（平成六年一月二四日法律第一一二号）  
世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定の締結に伴う当該加盟国に係る権利者の保護に関する規定の整備。

著作隣接権の保護対象の適及的拡大、写真の著作物の保護期間の延長、民事上の救済規定・罰則規定の整備等。

○人権擁護施策推進法

（平成八年二月二六日法律第一二〇号）  
人権教育・啓発の推進、国の責務、審議会の設置等。

### 平成九年（一九九七年）

○国立学校設置法の一部を改正する法律

（平成九年三月三十一日法律第一四号）  
国立大学の学部の名称、筑波大学の学群の種類をいづれも政令規定事項に変更、政策研究大学院大学を新設等。

○地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

（平成九年三月三十一日法律第一五号）  
高等学校等進学奨励費補助事業に係る経過措置。

○教育公務員特例法の一部を改正する法律

（平成九年四月九日法律第三二二号）  
国立大学、国立高等専門学校が共同研究、受託研究のため休職した期間を、退職手当算定の勤続期間から除外。

## 二 関係公布法律の概要

- 日本私立学校振興・共済事業団法  
(平成九年五月九日法律第四八号)  
私立学校教職員共済組合と日本私学振興財団を解散し、日本私立学校振興・共済事業団を設置。

- アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓蒙に関する法律  
(平成九年五月一四日法律第五二号)

アイヌ文化の振興等を図るため、国及び地方公共団体等の責務等を規定。

- 放送大学学園法の一部を改正する法律

(平成九年五月二一日法律第五七号)  
放送大学学園が衛星放送に係る委託放送業務を実施できる旨を規定。

- 学校図書館法の一部を改正する法律

(平成九年六月一一日法律第七六号)  
一定規模以上の学校における司書教諭の設置の猶予期限を平成十四年度末までに限定。議員提出。

- 大学の教員等の任期に関する法律

(平成九年六月一三日法律第八二号)  
大学の常時勤務の教員等について任期を定めた任用の制度を新設。

- 教育職員免許法の一部を改正する法律

(平成一〇年六月一〇日法律第九八号)  
教職に関する科目の単位増、社会人教員の活用、養護教諭による保健の教科担当等。

地の廉価使用。

- 美術品の美術館における公開の促進に関する法律

(平成一〇年六月一〇日法律第九九号)  
美術品の登録制度の創設、所有者による美術品の公開の促進等。

- 学校教育法等の一部を改正する法律

(平成一〇年六月二二日法律第一〇一号)  
中高一貫教育を実施する「中等教育学校」制度の創設、専修学校専門課程修了者の大学への編入学等。

- 中央省庁等改革基本法

(平成一〇年六月二二日法律第一〇三号)  
国の行政機関の再編による新しい一府十二省庁の名称・任務、独立行政法人制度の創設、行政組織の整理・簡素化等。

- 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

(平成一〇年一〇月二一日法律第一四一四号)

## 二 関係公布法律の概要

- 著作権法の一部を改正する法律

(平成九年六月一八日法律第八六号)  
著作者、実演家・レコード製作者に対する送信可能化権の創設等。

- 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(平成九年六月一八日法律第九〇号)  
小学校・中学校の教諭の普通免許状の授与に、介護等の体験を義務付け。議員提出。

### 平成十年(一九九八年)

- 国立学校設置法の一部を改正する法律

(平成一〇年三月三一日法律第一五号)  
新設医科大学の定員変更等。

- 日本育英会法の一部を改正する法律

(平成一〇年三月三一日法律第二八号)  
教育職における奨学金返還免除の制度を廃止。

- 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

(平成一〇年五月六日法律第五二号)  
大学等での研究成果に係る特許権等の権利を民間事業者に移転しようとする者(TL O)の承認、支援等。

## 八八二

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律

(平成一〇年五月二〇日法律第六三三号)  
サッカーの試合結果を用いたスポーツ振興投票の創設、実施主体、年齢制限、払戻金、収益配分、国庫納付等を規定。議員提出。

- 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律

(平成一〇年五月二〇日法律第六四四号)  
日本体育・学校健康センターの業務にスポーツ振興投票等業務を追加。議員提出。

- スポーツ振興法の一部を改正する法律

(平成一〇年五月二〇日法律第六五五号)  
スポーツ振興における日本オリンピック委員会との緊密な連絡、プロスポーツへの配慮。議員提出。

- 平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法

(平成一〇年五月二七日法律第七六号)  
平成十四年開催のワールドカップサッカー大会の組織委員会役員等の処遇、寄附金付郵便葉書の発行等。

- 研究交流促進法の一部を改正する法律

(平成一〇年五月二九日法律第八二二号)  
国の機関との共同研究を行う者に対する土

成人の日、体育の日をそれぞれ一月、十月の第二日曜日に変更(ハッピーマンデー)。議員提出。

### 平成十一年(一九九九年)

- ものづくり基盤技術振興基本法

(平成一一年三月一九日法律第二二二号)  
ものづくり基盤技術の振興に関する国、地方公共団体、事業者の責務等。議員提出。

- 国立学校設置法の一部を改正する法律

(平成一一年三月三一日法律第二二二号)  
新設医科大学の定員変更等。

- 日本学術振興会法の一部を改正する法律

(平成一一年三月三一日法律第二二八号)  
国の科学研究費補助金業務を日本学術振興会でも行えるよう、研究費助成を業務に追加。

- 学校教育法等の一部を改正する法律

(平成一一年五月二八日法律第五五号)  
三年以上の在学での大学の早期卒業、国立大学における運営諮問会議、評議会、教授会の役割等。

- 国立教育会館の解散に関する法律

- 男女共同参画社会基本法

(平成一一年六月二三日法律第七八号)  
男女共同参画社会形成に関する基本理念、国及び地方公共団体等の責務、基本計画等。

- 著作権法の一部を改正する法律

(平成一一年六月二三日法律第七七号)  
技術的保護手段の回避及び権利管理情報の改変等に関する規制、譲渡権の創設、上映権の拡大等。

- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律

(平成一一年七月一六日法律第八七号)  
国から地方への機関委任事務の撤廃、教育長に係る任命承認制度の廃止等。

- 文部科学省設置法

(平成一一年七月一六日法律第九六号)  
中央省庁等改革に伴い、文部科学省の任務、所掌事務、職及び機関、外局等を規定。

- 独立行政法人通則法

(平成一一年七月一六日法律第一〇三三号)

## 八八三

## 二 関係公布法律の概要

独立行政法人制度全般に係る業務、評価、会計原則等を規定。

### ○国旗及び国歌に関する法律

(平成一年八月二三日法律第一二七号)  
国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする旨を規定。

### ○産業活力再生特別措置法

(平成一年八月二三日法律第一三一号)  
大学技術移転機関(TLO)に対する特許料を減免、政府資金による委託研究開発に係る知的財産権を全て受託者帰属にすることが可能(日本版バイ・ドール法)。

### ○独立行政法人国立特殊教育総合研究所法

(平成一年二月二二日法律第一六五号)

### ○独立行政法人大学入試センター法

(平成一年二月二二日法律第一六六号)

### ○独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法

(平成一年二月二二日法律第一六七号)

### ○独立行政法人国立女性教育会館法

(平成一年二月二二日法律第一六八号)

### ○独立行政法人国立青年の家法

(平成一年二月二二日法律第一六九号)

### ○独立行政法人国立少年自然の家法

(平成一年二月二二日法律第一七〇号)

### ○独立行政法人国立国語研究所法

(平成一年二月二二日法律第一七一号)

### ○独立行政法人国立科学博物館法

(平成一年二月二二日法律第一七二号)

### ○独立行政法人物質・材料研究機構法

(平成一年二月二二日法律第一七三号)

### ○独立行政法人防災科学技術研究所法

(平成一年二月二二日法律第一七四号)

### ○独立行政法人航空宇宙技術研究所法

(平成一年二月二二日法律第一七五号)

### ○独立行政法人放射線医学総合研究所法

(平成一年二月二二日法律第一七六号)

### ○独立行政法人国立美術館法

(平成一年二月二二日法律第一七七号)

### ○独立行政法人国立博物館法

(平成一年二月二二日法律第一七八号)

### ○独立行政法人文化財研究所法

(平成一年二月二二日法律第一七九号)

右記の独立行政法人個別法は、いずれも、中央省庁等改革に伴い、国の施設等機関から独立行政法人への移行を規定するもの。

## 平成十二年(二〇〇一年)

### ○国立学校設置法の一部を改正する法律

(平成二年三月三十一日法律第一〇号)  
大学院での教育部、研究部の設置、学位授与機構を大学評価・学位授与機構に改組等。

## 八八四

### ○私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

(平成二年三月三十一日法律第二三三号)  
国立学校の教職員との均衡のため、退職共済年金等の額の改定方式等を変更。

### ○教育職員免許法等の一部を改正する法律

(平成二年三月三十一日法律第二九号)  
高等学校の教員免許状の教科に、情報、福祉を追加等。

### ○産業技術力強化法

(平成二年四月一九日法律第四四号)  
大学技術移転機関(TLO)への国立大学等の施設の無償使用等。

### ○技術士法の一部を改正する法律

(平成二年四月二六日法律第四八号)  
技術士等の資格に関する特例、試験制度の改善、日本技術士会の目的の追加等。

### ○教育公務員特例法等の一部を改正する法律

(平成二年四月二八日法律第五二号)  
専修免許状の取得を目的とした大学院修学休業制度の創設。

### ○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する

## 法律

(平成二年五月八日法律第五六号)  
視聴覚障害者のための著作物の利用に係る権利制限規定の見直し、民事上の救済規定・罰則規定の整備、著作権に関する世界的所有権機関条約に係る所要の改正等。

### ●児童虐待の防止等に関する法律

(平成二年五月二四日法律第八二号)  
児童虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務、学校の教職員や児童福祉施設の職員等による児童虐待の早期発見義務等。議員提出。

### ○独立行政法人教員研修センター法

(平成二年五月二六日法律第八八号)  
学校教育関係職員に対する研修等業務を行う独立行政法人教員研修センターを設置。

### ○著作権等管理事業法

(平成二年一月二九日法律第一三一号)  
著作権及び著作隣接権を管理する事業者の登録、業務、協議・裁定等に係る制度の新設。

### ○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律

(平成二年二月六日法律第一四六号)  
人又は動物の個体の体内への人クローン胚

## 二 関係公布法律の概要

等の移植の禁止、人クローン胚等及びその他の特定胚の適正な取扱いの確保。

### ●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成二年二月六日法律第一四七号)  
人権教育・人権啓発に係る基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本計画、年次報告等。議員提出。

## 平成十三年(二〇〇二年)

### ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二年三月三十一日法律第二二二号)  
国が定める学級編制の標準を下回る基準を都道府県教育委員会が定めることができる旨を明記、県費負担の非常勤講師の国庫負担等。

### ○独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律

(平成二年四月二一日法律第二七号)  
青少年教育団体による子どもの体験活動振興等に助成金交付を行う基金を創設。

### ○国立学校設置法の一部を改正する法律

(平成二年六月二九日法律第七六号)

国立大学の講座、学科目の種類等を省令で定めるとの規定を削除。

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成二年七月一日法律第一〇四号)  
公立高等学校の通学区区域規定の削除、児童生徒に対する指導が不適切な教員への免職等の措置、教育委員会の委員構成への配慮と会議の公開。

### ○学校教育法の一部を改正する法律

(平成二年七月一日法律第一〇五号)  
小中学校での出席停止に係る意見聴取、社会奉仕等の体験活動の充実、大学院での通信及び夜間授業、大学・大学院への飛び入学、特殊教育諸学校の寮母の名称変更等。

### ○社会教育法の一部を改正する法律

(平成二年七月一日法律第一〇六号)  
社会奉仕等の青少年体験活動事業や家庭教育講座事業の実施を教育委員会の事務に明記、社会教育主事の実務経験要件の緩和等。

### ●平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律

(平成二年二月二八日法律第一三三三号)  
国際サッカー連盟、外国サッカー協会に係

## 八八五

## 二 関係公布法律の概要

る非課税措置。議員提出。

### ●文化芸術振興基本法

(平成一三年二月七日法律第一四八号)  
文化芸術の振興に関する国及び地方公共団体の責務、法制上の措置、基本方針、基本的施策等。議員提出。

### ●子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成一三年一月二二日法律第一五四号)  
子どもの読書活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務、基本計画、財政上の措置、子ども読書の日の設定等。議員提出。

## 平成十四年(二〇〇二年)

### ○国立学校設置法の一部を改正する法律

(平成一四年四月一〇日法律第二三三号)  
図書館情報大学と筑波大学の統合、山梨大学と山梨医科大学の統合、沖縄工業高等学校の新設等。

### ○教育職員免許法の一部を改正する法律

(平成一四年五月三一日法律第五五五号)  
中学校・高等学校教諭免許を有する者による小学校の教科等担任、特別免許状の授与要件の緩和、教員免許状の失効・取上げ等。

### ○教育公務員特例法の一部を改正する法律

(平成一四年六月二二日法律第六三三号)  
十年経験者研修の制度化等。

### ○著作権法の一部を改正する法律

(平成一四年六月一九日法律第七二七号)  
放送事業者等に対する送信可能化権の付与。実演家人格権の創設等。実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約に係る所要の改正等。

### ○文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律

(平成一四年七月三日法律第八一七号)  
文化財不法輸出入等禁止条約の実施を確保するため、特定外国文化財に係る輸入規制や善意取得の特例等を規定。

### ○文化財保護法の一部を改正する法律

(平成一四年七月三日法律第八二七号)  
文化財不法輸出入等禁止条約の実施を確保するため、重要有形民俗文化財の輸出許可制、罰則規定の整備。

### ○学校教育法の一部を改正する法律

(平成一四年一月二九日法律第一一八号)  
大学における自己評価・認証評価制度、「専門職大学院」制度の創設、公私立大学等に、

## 八八六

における学部等の設置認可の対象縮減、法令違反に対する勧告、組織廃止の命令等。

### ○法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律

(平成一四年二月六日法律第一三九号)  
法曹養成の基本理念、法科大学院における教育、司法試験、司法修習との連携等。

### ○放送大学学園法

(平成一四年一月二三日法律第一五六号)  
特殊法人等整理合理化計画に基づき、放送大学学園を特別な学校法人に移行。

### ○日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律

(平成一四年一月二三日法律第一五七号)  
特殊法人等整理合理化計画に基づき、独立行政法人に準じた管理手法を導入。

### ○独立行政法人科学技術振興機構法

(平成一四年一月二三日法律第一五八号)  
特殊法人等整理合理化計画に基づき、科学技術振興事業団を独立行政法人に移行。

### ○独立行政法人日本芸術振興会法

(平成一四年一月二三日法律第一五九号)  
特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本

芸術振興会を独立行政法人に移行。

### ○独立行政法人理化学研究所法

(平成一四年一月二三日法律第一六〇号)  
特殊法人等整理合理化計画に基づき、理化学研究所を独立行政法人に移行。

### ○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

(平成一四年一月二三日法律第一六一号)  
特殊法人等整理合理化計画に基づき、宇宙開発事業団、文部科学省宇宙科学研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所を統合して、独立行政法人を設置。

### ○独立行政法人日本スポーツ振興センター法

(平成一四年一月二三日法律第一六二号)  
特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本体育・学校健康センターを独立行政法人に移行。

### ○独立行政法人日本芸術文化振興会法

(平成一四年一月二三日法律第一六三号)  
特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本芸術文化振興会を独立行政法人に移行。

### ○構造改革特別区域法

(平成一四年一月二八日法律第一八九号)  
構造改革特別区域制度を創設するとともに

## 二 関係公布法律の概要

に、学校設立要件の緩和等に係る学校教育法等の特例を規定。

## 平成十五年(二〇〇三年)

### ○義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律

(平成一五年三月三一日法律第一二二号)  
共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を国庫負担の対象外とする。

### ○国立学校設置法の一部を改正する法律

(平成一五年四月三三日法律第二九七号)  
東京商船大学と東京水産大学の統合など、一〇組の国立大学の統合等。

### ○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

(平成一五年五月九日法律第四〇号)  
法科大学院の教授その他の教員へ裁判官、検察官等を派遣。

### ○構造改革特別区域法の一部を改正する法律

(平成一五年六月六日法律第六六号)  
株式会社立の学校、不登校児童等を対象とした教育を行うNPO法人立の学校の設立を明記し、学校教育法等の特例を改正。

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律  
(平成一五年六月一三日法律第八三三号)  
いわゆる出会い系サイトに関わるインターネット異性紹介等事業者に対する規制、是正措置等。

### ○著作権法の一部を改正する法律

(平成一五年六月一八日法律第八五五号)  
映画の著作物の保護期間の延長、教育の情報化等に対応した教育機関等での著作物の利用に係る権利制限の拡大、司法救済制度の充実。

### ○独立行政法人日本学生支援機構法

(平成一五年六月一八日法律第九四四号)  
特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本育英会を独立行政法人に移行。

### ○独立行政法人海洋研究開発機構法

(平成一五年六月一八日法律第九五五号)  
特殊法人等整理合理化計画に基づき、海洋科学技術センターを独立行政法人に移行。

### ○国立大学法人法

(平成一五年七月一六日法律第一一二号)  
国立大学法人、大学共同利用機関法人の制度を創設、国立大学法人の長の任免や中期目

## 八八七

## 二 関係公布法律の概要

標の策定等について大学の自主性に配慮した仕組みを導入。

### ○独立行政法人国立高等専門学校機構法

(平成一五年七月一六日法律第一一三号)

国立高等専門学校を一括して独立行政法人に移行。

### ○独立行政法人大学評価・学位授与機構法

(平成一五年七月一六日法律第一一四号)

国立学校設置法に基づく機関であった大学評価・学位授与機構を独立行政法人に移行。

### ○独立行政法人国立大学財務・経営センター法

(平成一五年七月一六日法律第一一五号)

国立学校設置法に基づく機関であった国立大学財務センターを独立行政法人に移行。

### ○独立行政法人メディア教育開発センター法

(平成一五年七月一六日法律第一一六号)

国立学校設置法に基づく大学共同利用機関であったメディア教育開発センターを独立行政法人に移行。

### ○国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成一五年七月一六日法律第一一七号)

国立学校設置法、国立学校特別会計法の廃

止、学校の設置者や教職員の身分変更に関する規定整備。

### ●環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

(平成一五年七月二五日法律第一三〇号)

環境教育等に係る基本理念、国及び地方公共団体等の責務、基本方針、学校教育・社会教育における環境教育の推進等。議員提出。

## 平成十六年(二〇〇四年)

### ○義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律

(平成一六年三月三一日法律第一六号)

退職手当及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外とする。

### ○私立学校法の一部を改正する法律

(平成一六年五月二二日法律第四二号)

学校法人における理事会の設置義務、財産目録等の閲覧制度等。

### ○学校教育法等の一部を改正する法律

(平成一六年五月二一日法律第四九号)

栄養教諭を教育職員として位置付け、定数・給与負担等の規定を整備し、普通免許を新設。大学での六年制の薬学教育を導入。

## 八八八

### ○文化財保護法の一部を改正する法律

(平成一六年五月二八日法律第六一七号)

文化的景観、民俗技術を文化財保護の対象にするとともに、有形文化財(美術工芸品)、有形民俗文化財、記念物を登録制度の対象に追加。

### ○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年六月二日法律第六九号)

放射性同位元素の販売・賃貸業への規制の整備、廃棄物の埋設確認制度の創設等。

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第九一七号)

公立学校における「学校運営協議会」制度の創設。

### ○著作権法の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第九二二号)

国外からの商業用レコードの還流防止措置、書籍・雑誌の貸与権の付与、罰則強化等。

### ○私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

(平成一六年六月二三日法律第一三二二号)

基礎年金拠出金に対する国庫補助の割合を二分の一に引き上げ等。

### ○独立行政法人日本原子力研究開発機構法

(平成一六年一二月三日法律第一五五号)

特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構を統合して独立行政法人に移行。

## 平成十七年(二〇〇五年)

### ○国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律

(平成一七年三月三一日法律第二三三号)

義務教育費国庫負担金に関する平成十七年度限りの暫定措置、文部科学省関係の三つの補助金の廃止、三つの補助金の対象限定等。

### ○国立大学法人法の一部を改正する法律

(平成一七年五月二五日法律第四九号)

国立大学法人富山大学ほか二人法の統合、国立大学法人筑波技術大学の設置等。

### ●食育基本法

(平成一七年六月一七日法律第六三三号)

食育に関する基本理念、国及び地方公共団体等の責務、学校等における食育の推進等。議員提出。

## 二 関係公布法律の概要

### ○学校教育法の一部を改正する法律

(平成一七年七月一五日法律第八三三号)

短期大学の学位、大学での准教授、助教の制度を創設。

### ●文字・活字文化振興法

(平成一七年七月二九日法律第九一七号)

文字・活字文化の振興に係る国及び地方公共団体の責務、言語力の涵養、財政上の措置、文字・活字文化の日の設定。議員提出。

## 平成十八年(二〇〇六年)

### ○国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律

(平成一八年三月三一日法律第一八号)

公立の義務教育諸学校の教職員給与費等の国庫負担率を二分の一から三分の一に変更、公立義務教育諸学校等の施設整備事業に充てるための交付金制度を創設等。

### ○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律

(平成一八年三月三一日法律第二四号)

十二の独立行政法人を非公務員型に移行、三の独立行政法人を統合して独立行政法人国立青少年教育振興機構を設置等。

## 八八九

### ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成一八年六月一五日法律第七七号)

小学校就学前の子どもの教育及び保育を一体的に提供する「認定こども園」制度を創設。

### ○学校教育法等の一部を改正する法律

(平成一八年六月二一日法律第八〇号)

盲学校・聾学校・養護学校の学校種別を廃止して「特別支援学校」に一本化、小中学校等の特殊学級を「特別支援学級」に変更。

### ●海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

(平成一八年六月二三日法律第九七号)

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関し、基本理念、国や研究機関の責務等を規定。議員提出。

### ○教育基本法

(平成一八年一二月二二日法律第一二〇号)

## 二 関係公布法律の概要

教育基本法を全部改正し、教育の目的、目標、理念、教育の実施に関する基本事項、教育振興基本計画の策定等について規定。

### ○著作権法の一部を改正する法律

(平成一八年一月二二日法律第一二一号)  
放送の同時再送信に係る制度の見直し、情報化等に対応した権利制限の拡大、著作権侵害に係る輸出行為の取締り・罰則強化等。

## 平成十九年(二〇〇七年)

### ○独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三〇日法律第七号)  
独立行政法人国立博物館と独立行政法人文化財研究所を法人統合し、題名を「独立行政法人国立文化財機構法」に変更。

### ○独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律

(平成一九年四月二〇日法律第二八号)  
イーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等の締結に伴う措置。

### ○武力紛争の際の文化財の保護に関する法律

(平成一九年四月二七日法律第三二号)  
武力紛争の際の文化財の保護に関する条約

等の実施のため、被占領地域流出文化財の輸入の承認制度、罰則等を規定。

### ○放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

(平成一九年五月一日法律第三八号)  
核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約等の実施のため、放射線の発散等に関する罰則等を規定。

### ○映画の盗撮の防止に関する法律

(平成一九年五月三〇日法律第六五号)  
映画産業関係事業者による映画の盗撮防止の努力義務、映画の盗撮に係る著作権法の特例措置(著作権法上の私的使用目的による複製を認める規定の不適用)等。議員提出。

### ○国立大学法人法の一部を改正する法律

(平成一九年六月二〇日法律第八九号)  
国立大学法人大阪外国語大学と国立大学法人大阪大学を法人統合。

### ○学校教育法等の一部を改正する法律

(平成一九年六月二七日法律第九六号)  
義務教育の目標の明示、小学校、中学校等における副校長、主幹教諭、指導教諭の職の新設、学校の自己評価等。

## 八九〇

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成一九年六月二七日法律第九七号)  
教育委員会の責任体制の明確化、地方公共団体の長によるスポーツ、文化事務の執行、文部科学大臣から教育委員会に対する是正、改善の指示等。

### ○教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律

(平成一九年六月二七日法律第九八号)  
「教員免許更新制度」の導入、指導が適切な教員に対する研修の実施、免職その他の措置等。

## 平成二十年(二〇〇八年)

### ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

(平成二〇年三月三一日法律第六号)  
主幹教諭を置く学校に係る教職員定数の算定に関する特例。

### ○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

(平成二〇年五月二三日法律第四〇号)  
地域における歴史的風致の維持及び向上を図るための主務大臣による基本方針の策定、

市町村の歴史的風致維持向上計画の認定等。

### ○独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律

(平成二〇年六月六日法律第五一号)  
放射性廃棄物の埋設処分に関する業務を追加。

### ○社会教育法等の一部を改正する法律

(平成二〇年六月一日法律第五九号)  
社会教育に関する国・地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館・図書館・博物館の運営、司書等の資格要件。

### ○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律

(平成二〇年六月一日法律第六三号)  
研究開発の基盤整備、予算、人材等の資源配分から研究開発成果の普及、実用化に至るまでの研究開発システムの改革。議員提出。

### ○地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

(平成二〇年六月一八日法律第七二号)  
地震の際に倒壊の危険性の高い公立の小学校、中学校等の校舎等の改築及び補強に対する国の補助の特例。議員提出。

## 二 関係公布法律の概要

### ○学校保健法等の一部を改正する法律

(平成二〇年六月一八日法律第七三号)  
学校保健及び学校安全に係る国及び地方公共団体の責務、養護教諭、栄養教諭その他の職員の役割を規定するとともに、題名を「学校保健安全法」に変更。

### ○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(平成二〇年六月一八日法律第七九号)  
青少年のインターネット利用に係る基本計画、国及び地方公共団体の施策、携帯電話事業者によるフィルタリングの導入、サイト管理者の責務等。議員提出。

### ○障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

(平成二〇年六月一八日法律第八一号)  
教科書発行者のデジタルデータ提供義務、教科用特定図書等の標準規格の策定等。議員提出。

## 平成二十一年(二〇〇九年)

### ○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律

(平成二一年三月三一日法律第一八号)  
独立行政法人国立高等専門学校機構の高等

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成二一年六月二七日法律第九七号)  
専門学校八校を四校に統合、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人メディア教育開発センターの規定を削除。

### ○原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

(平成二二年四月一七日法律第一九号)  
原子力損害の賠償措置額の引上げ、原子力損害賠償補償契約の締結、原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長等。

### ○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成二二年六月三日法律第四六号)  
大強度陽子加速器施設(HARAC)の中性子線施設の共用促進。

### ○著作権法の一部を改正する法律

(平成二二年六月一九日法律第五三三号)  
インターネット等を活用した著作物の利用円滑化措置、違法な著作物の流通抑止措置、障害者のための著作物の利用円滑化措置等。

### ○独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

(平成二二年六月二六日法律第六〇号)  
先端研究助成基金、研究者海外派遣基金の

## 八九一



## 二 関係公布法律の概要

設置。

### ○子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七一号)  
子ども・若者の健やかな育成を図るための基本理念、国及び地方公共団体の責務、支援。

## 平成二十二年(二〇一〇年)

### ○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第一八号)  
公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、私立高等学校等の生徒等に高等学校等就学支援金を支給。

### ○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十二年五月一〇日法律第三〇号)  
放射能濃度の十分低い汚染物の取扱いに関する規定を整備。

### ●PTA・青少年教育団体共済法

(平成二十二年六月二日法律第四二号)  
PTA及び青少年教育団体による共済制度の確立。議員提出。

## 八九二

るよう、学術研究の助成業務に充てるための基金を設置。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

(平成二十三年五月二日法律第三七号)  
市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出に変更等。

### ●スポーツ基本法

(平成二十三年六月二四日法律第七八号)  
スポーツに関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力義務、スポーツに関する施策の基本事項。議員提出。

●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成二十三年六月二四日法律第七九号)  
障害者虐待の防止に係る国等の責務、学校や保育所等における障害者虐待への対応等。議員提出。

### ○障害者基本法の一部を改正する法律

(平成二十三年八月五日法律第九〇号)  
障害者の自立と社会参加の支援、医療や介護、選挙等に係る施策、障害者でない児童生徒と共に教育を受けられる配慮等。

## 平成二十三年(二〇一一年)

### ●海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律

(平成二十三年四月一日法律第一五号)  
海外の美術品等に対する強制執行等の禁止、国の美術館等の施設整備。議員提出。

### ○展覧会における美術品損害の補償に関する法律

(平成二十三年四月四日法律第一七号)  
展覧会の主催者が借り受けた美術品に損害が生じた場合における政府の補償制度の創設。

### ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十三年四月二二日法律第一九号)  
公立の小学校の第一学年に係る学級編制の標準を四〇人から三五人に改善、市町村と都道府県との協議義務を廃止等。

### ○独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

(平成二十三年四月二七日法律第二三三号)  
複数年度にわたる研究費の使用が可能にな

## 平成二十四年(二〇一二年)

### ○著作権法の一部を改正する法律

(平成二十四年六月二七日法律第四三三号)  
いわゆる「写り込み」等に係る規定、国立国会図書館による絶版等資料の自動公衆送信に係る規定、有償著作物等の違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備等。

### ●劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成二十四年六月二七日法律第四九号)  
劇場、音楽堂等の活性化を図るための関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等。議員提出。

### ●消費者教育の推進に関する法律

(平成二十四年八月二二日法律第六一号)  
消費者教育に係る基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本的方針、推進会議、学校等での消費者教育の推進等。議員提出。

### ○子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二二日法律第六五号)  
子ども・子育て支援給付の創設、施設型給付費の支給等。

### ●古典の日に関する法律

(平成二十四年九月五日法律第八一号)

## 二 関係公布法律の概要

古典の日(十一月一日)の創設等。議員提出。

### ○私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

(平成二十四年一月二六日法律第九八号)  
被用者年金制度の一元化等を踏まえた私立学校教職員共済に係る規定の整備。

## 平成二十五年(二〇一三年)

### ●スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

(平成二十五年五月一〇日法律第一一号)  
スポーツ振興投票における対象試合の追加、国際規模のスポーツ競技会の招致や施設整備等への売上の充当、スポーツにおける暴力根絶など公正かつ適切な実施に係る法人業務の追加。議員提出。

### ○東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

(平成二十五年六月五日法律第三三三号)  
原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介の打ち切りに係る訴訟での時効中断の特例。

### ●子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年六月二六日法律第六四号)  
子どもの貧困対策のための基本理念、国及び地方公共団体等の責務、対策に関する基本事項、対策会議等。議員提出。

### ●いじめ防止対策推進法

(平成二十五年六月二八日法律第七一号)  
いじめの防止等のための基本理念、国及び地方公共団体等の責務、基本的方針の策定等。議員提出。

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

(平成二十五年二月四日法律第九〇号)  
高等学校等就学支援金の支給に関し、保護者等の収入状況を勘案する措置を講じるとともに、題名を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に変更。

●東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律

(平成二十五年二月一日法律第九七号)  
東日本大震災に係る原子力損害についての

## 八九三

## 二 関係公布法律の概要

体制の構築、賠償請求権の消滅時効等の特例。議員提出。

- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律

(平成二五年一月二三日法律第九九号)  
大学や研究開発法人の研究者に係る無期労働契約への転換要件を十年超とする特例、研究開発法人による出資等業務。議員提出。

### 平成二十六年(二〇一四年)

- 独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律

(平成二六年二月一七日法律第一号)  
革新的な新技術の創出に係る業務等に要する費用に充てるための基金の設置。

- 私立学校法の一部を改正する法律

(平成二六年四月二日法律第一五号)  
法令違反等を行った学校法人への所轄庁からの措置命令等。

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律

(平成二六年四月一六日法律第二〇号)

二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の教育委員会に、教科用図書の採択地区協議会の設置を義務付け等。

- 著作権法の一部を改正する法律

(平成二六年五月一四日法律第三五号)  
電子書籍に対応した出版権の整備、視聴覚の実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備等。

- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律

(平成二六年六月一三日法律第六六号)  
独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人の三つに区分。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(平成二六年六月二〇日法律第七六号)  
地方公共団体の長による教育施策大綱の決定、総合教育会議の設置、教育委員会における教育委員長の廃止と教育長への一本化。

- 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

(平成二六年六月二七日法律第八八号)  
副学長・教授会等の職や組織に係る規定の見直し、国立大学法人の学長選考の透明化。

## 八九四

- 学校図書館法の一部を改正する法律

(平成二六年六月二七日法律第九三号)  
学校司書の設置に関する努力義務、資質向上のための研修等。議員提出。

- 原子力損害の補完的な賠償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律

(平成二六年一月二八日法律第一三三号)  
原子力損害の補完的な賠償に関する条約の実施のため、賠償資金の補助等を規定。

- 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

(平成二六年一月二八日法律第一三四号)  
原子力損害の補完的な賠償に関する条約の締結に伴う関係規定の整備。

### 平成二十七年(二〇一五年)

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

(平成二七年三月三十一日法律第一二二号)  
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の下での児童の災害を災害共済給付の対象に追加。議員提出。

- 文部科学省設置法の一部を改正する法律

(平成二七年五月二〇日法律第二一号)  
文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置するとともに所掌事務を追加。

- 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律

(平成二七年五月二七日法律第二七号)  
大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターを統合し、題名を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に変更。

- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

(平成二七年六月三日法律第三三三号)  
大会推進本部の設置、基本方針の策定、国務大臣の一名増員。

- 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法

(平成二七年六月三日法律第三四号)  
大会の組織委員会役員等の処遇、寄附金付郵便葉書の発行等。

- 学校教育法等の一部を改正する法律

(平成二七年六月二四日法律第四六号)  
小中一貫教育を実施する「義務教育学校」制度の創設、高等学校等の専攻科の修了生に

## 二 関係公布法律の概要

よる大学への編入学。

- 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律

(平成二七年七月八日法律第五一号)  
法人の業務を追加し、題名を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法」に変更。

- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

(平成二七年七月一五日法律第五六号)  
学校教育法等の特例として、公立学校の管理を民間に行わせることができる旨を規定。

- 公認心理師法

(平成二七年九月一六日法律第六八号)  
心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質向上等の業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定めるもの。議員提出。

### 平成二十八年(二〇一六年)

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律

(平成二八年五月一三日法律第三五号)  
スポーツ振興投票の売上金から新国立競技

場の改築費へ充当する上限を5%から10%に引き上げるとともに、東京都による同施設

の改築費の一部負担を規定。

- 国立大学法人法の一部を改正する法律

(平成二八年五月一八日法律第三八号)  
「指定国立大学法人」制度の創設、全ての国立大学法人等の財政基盤の強化。

- 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法

(平成二八年五月一八日法律第四三三号)  
「特定国立研究開発法人」制度の創設、特定国立研究開発法人の長の任免や中期目標等に係る特例等。

- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律

(平成二八年六月七日法律第六九号)  
おおむね一年に一回、大会に向けた政府の取組状況について国会への報告提出、公表を義務付け。議員提出。

- 教育公務員特例法等の一部を改正する法律

(平成二八年一月二八日法律第八七号)  
十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に変更、独立行政法人教員研修センターから

## 八九五

## 二 関係公布法律の概要

- 独立行政法人教職員支援機構（名称変更等）
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会等の確保等に関する法律  
（平成二八年二月一四日法律第一〇五号）  
不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就業機会の提供等。議員提出。

### 平成二十九年（二〇一七年）

- 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律  
（平成二九年三月三一日法律第五号）  
教職員定数の基礎定数化、事務職員の職務や共同学校事務室の規定整備、学校運営協議会の設置の努力義務化、地域学校協働活動の実施体制の整備等。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律  
（平成二九年三月三一日法律第八号）  
災害共済給付制度の対象に、①専修学校高等課程、②一定の基準を満たす認可外保育施設、③企業主導型保育施設を追加。議員提出。

## 八九六

- 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律  
（平成二九年三月三一日法律第九号）  
高等教育に係る経済的負担の軽減を図るため「給付型奨学金」制度を創設。
- 学校教育法の一部を改正する法律  
（平成二九年五月三一日法律第四一四号）  
実践的な職業教育を担うための新たな高等教育機関として「専門職大学」及び「専門職短期大学」制度を創設。

- 学校教育法等の一部を改正する法律  
（平成三〇年六月一日法律第三九号）  
いわゆる学習者用デジタル教科書、教材の使用が可能である旨を明示。

- 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律  
（平成二九年六月三一日法律第七三三号）  
文化芸術に係る基本理念、推進基本計画、基本的施策に係る規定を整備するとともに、題名を「文化芸術基本法」に変更。議員提出。
- 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
（平成三〇年六月八日法律第四二二号）  
地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方文化財保護行政の推進力の強化。

### 平成三十年（二〇一八年）

- 著作権法の一部を改正する法律  
（平成三〇年五月二五日法律第三〇号）  
DX化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備、教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備、視覚障害者のための複製等に係る権利制限規定の拡大等。
- 著作権法の一部を改正する法律  
（平成三〇年五月二五日法律第三〇号）  
DX化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備、教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備、視覚障害者のための複製等に係る権利制限規定の拡大等。

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律  
（平成三〇年六月一三日法律第四七号）  
障害者による文化芸術活動に関する基本理念、基本計画、その他の基本事項。議員提出。

## 二 関係公布法律の概要

- 独立行政法人教職員支援機構（名称変更等）
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会等の確保等に関する法律  
（平成二八年二月一四日法律第一〇五号）  
不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就業機会の提供等。議員提出。

### 平成二十九年（二〇一七年）

- 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律  
（平成二九年三月三一日法律第五号）  
教職員定数の基礎定数化、事務職員の職務や共同学校事務室の規定整備、学校運営協議会の設置の努力義務化、地域学校協働活動の実施体制の整備等。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律  
（平成二九年三月三一日法律第八号）  
災害共済給付制度の対象に、①専修学校高等課程、②一定の基準を満たす認可外保育施設、③企業主導型保育施設を追加。議員提出。

- 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律  
（平成三〇年六月一三日法律第四八号）  
国際文化交流の祭典の実施に関する基本理念、国や地方公共団体の責務、基本計画、その他の基本事項。議員提出。

### ○文部科学省設置法の一部を改正する法律

- （平成三〇年六月一五日法律第五一五号）  
文化庁の京都への移転に向けた組織改革、文化に関する施策の推進。

- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律  
（平成三〇年六月二〇日法律第五五五号）  
無線局の手数料等に係る電波法の適用除外を規定、平成三十二年に限り、海の日、山の日、体育の日を変更。議員提出。

### ●スポーツ基本法の一部を改正する法律

- （平成三〇年六月二〇日法律第五六〇号）  
「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に名称変更、二つのスポーツ関係法人の呼称変更。議員提出。

## 二 関係公布法律の概要

- 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律  
（平成三〇年六月二〇日法律第五七七号）  
「体育の日」を「スポーツの日」に名称変更。議員提出。

- スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律  
（平成三〇年六月二〇日法律第五八五号）  
ドーピング防止に関する基本理念、ドーピングの禁止、国の責務、基本方針等。議員提出。

- 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律  
（平成三〇年二月二二日法律第九〇号）  
東京電力福島原子力発電所事故における対応を踏まえた仮払資金の貸付制度の創設、和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例等。

- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律の一部を改正する法律  
（平成三〇年二月一四日法律第九四号）  
研究開発法人・大学等の経営能力強化の推進等を規定し、題名を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に変更。議員提出。

- 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律  
（平成三〇年六月一日法律第三七七号）  
地域における若者の修学及び就業を促進するため、基本指針の策定、計画の認定のほか、特定地域内の学部収容定員の抑制等を規定。

- 学校教育法等の一部を改正する法律  
（平成三〇年六月一日法律第三九号）  
いわゆる学習者用デジタル教科書、教材の使用が可能である旨を明示。

- 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
（平成三〇年六月八日法律第四二二号）  
地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方文化財保護行政の推進力の強化。

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律  
（平成三〇年六月一三日法律第四七号）  
障害者による文化芸術活動に関する基本理念、基本計画、その他の基本事項。議員提出。

- 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律  
（平成三〇年二月一四日法律第一〇三三号）  
特定興行入場券の不正転売の禁止、防止等に関する措置等。議員提出。

### 平成三十一年・令和元年（二〇一九年）

- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律  
（平成三一年四月二六日法律第一六号）  
アイヌ施策の推進に係る基本理念、国の責務、基本方針、民族共生象徴空間を構成する施設の管理等。

- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律  
（令和元年五月一七日法律第七七号）  
幼児教育・保育の無償化のため、幼稚園、保育園、認定こども園に係る施設等利用給付を創設。

- 大学等における修学の支援に関する法律  
（令和元年五月一七日法律第八八号）  
大学等の修学に係る経済的負担軽減のため、低所得者世帯への給付型奨学金を拡充するとともに、「授業料等減免制度」を規定。

## 八九七

## 二 関係公布法律の概要

### ○学校教育法等の一部を改正する法律

(令和元年五月二十四日法律第一一〇号)  
大学等の評価基準に係る認定の義務付け、国立大学法人での一法人複数大学制の導入、学校法人のガバナンス改善と情報公開等。

### ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

(令和元年六月七日法律第二六〇号)  
一定の要件の下、条例に基づき、教育委員会所管の公立社会教育機関を、地方公共団体の長の所管に変更可能。

### ●子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年六月一九日法律第四一〇号)  
目的・基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充、市町村による貧困対策計画の策定の努力義務、具体的施策の趣旨の明確化等。議員提出。

### ○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律

(令和元年六月二六日法律第四四〇号)  
法科大学院と法学部等の連携促進等による法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減等。

「科学技術・イノベーション基本法」に変更等。

### ○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律

(令和二年一月四日法律第六八〇号)  
競技大会を令和三年に延期することに伴う推進本部の設置期限延長、国民の祝日に関する法律の特例の変更、非課税措置の延長。

### ●スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

(令和二年一月九日法律第七一〇号)  
スポーツ振興投票の対象競技にバスケットボールを追加、単一試合投票や順位予想投票の導入、収益の使途拡大を規定。議員提出。

## 令和三年(二〇二一年)

### ○国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律

(令和三年二月三日法律第二二〇号)  
大学の研究環境の整備を進めるため、国立研究開発法人科学技術振興機構に大学ファンダを創設するための規定を整備。

## 二 関係公布法律の概要

### ●学校教育の情報化の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日法律第四七〇号)  
学校教育の情報化の推進に関する基本理念、国や地方公共団体の責務、計画の策定等。議員提出。

### ●日本語教育の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日法律第四八〇号)  
日本語教育推進に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針等。議員提出。

### ●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日法律第四九〇号)  
視覚障害者等の読書環境の整備に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本計画、基本的施策等。議員提出。

### ○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律

(令和元年二月二一日法律第七二〇号)  
公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、一年単位の變形労働時間制、文部科学大臣による指針の策定、公表等について規定。

### ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

(令和三年三月三十一日法律第一四〇号)  
小学校の全学年の学級編制の標準を四〇人(一年生は既に三五人)から三五人へ段階的に引き下げ。

### ○文化財保護法の一部を改正する法律

(令和三年四月二三日法律第二二二号)  
無形文化財、無形民俗文化財の登録制度、地方公共団体による文化財登録と文部科学大臣への文化財登録提案制度を創設。

### ○国立大学法人法の一部を改正する法律

(令和三年五月二一日法律第四一〇号)  
年度計画・年度評価の廃止、学長選考会議を学長選考・監察会議に名称変更し権限を強化、監事の体制強化、法人統合等。

### ○著作権法の一部を改正する法律

(令和三年六月二日法律第五二〇号)  
図書館関係の権利制限規定の見直し。放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化のための措置。

### ●教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

(令和三年六月四日法律第五七〇号)

## 八九八

## 令和二年(二〇二〇年)

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

(令和二年四月一七日法律第一八〇号)  
拠点施設を中核とした地域の文化観光を推進するための基本方針の策定、計画の認定、事業に対する特別の措置等。

### ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(令和二年五月二〇日法律第二二八号)  
心のバリアフリーに係る施策などソフト対策等を強化。バリアフリー基準への適合義務の対象に公立小中学校等施設を新たに追加。

### ○著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律

(令和二年六月二二日法律第四八〇号)  
リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化といったインターネット上の海賊版対策の強化等、著作権等の適切な保護を図るための措置等。

### ○科学技術基本法等の一部を改正する法律

(令和二年六月二四日法律第六三〇号)  
法の対象に、人文科学のみに係る科学技術、イノベーションの創出を追加、題名を

わいせつ行為等により懲戒免職となった教員への免許再交付の制限、教員免許執行者におけるデータベースの整備等。議員提出。

### ●令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律

(令和三年六月一六日法律第六八〇号)  
大会参加選手の疾病治療に係る覚醒剤取締法の特例。議員提出。

## 八九九

【参考】教育基本法改正関係

改正前後の教育基本法の比較

※ 傍線部、枠囲いは主な変更箇所である。なお、法律の目次及び附則は省略した。

改正後の教育基本法 (平成十八年法律第二十号)	改正前の教育基本法 (昭和二十二年法律第二十五号)
<p>前文</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</p> <p>ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p> <p>第一章 教育の目的及び理念</p> <p>(教育の目的)</p>	<p>前文</p> <p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。</p> <p>ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p>

<p>第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>(教育の目標)</p> <p>第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>(生涯学習の理念)</p> <p>第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p>	<p>第一条(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>第二条(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>(教育の機会均等)</p> <p>第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p>	<p>2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。</p>	<p>3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p>	<p>第二章 教育の実施に関する基本</p> <p>(義務教育)</p> <p>第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。</p>	<p>2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</p>	<p>3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。</p>	<p>4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴取しない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(学校教育)</p> <p>第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。</p> <p>2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。</p> <p>〔教員〕 第九条」として独立</p> <p>(大学)</p> <p>第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> <p>2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p> <p>(私立学校)</p> <p>第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。</p>
--	---	---	--	---	--	---	--

<p>第三条(教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p>	<p>(新設)</p> <p>2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>第四条(義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。</p>	<p>(新設)</p> <p>2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴取しない。</p>	<p>(新設)</p> <p>第五条(男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならない</p>	<p>いものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。</p> <p>第六条(学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
---	--	--	---	--	--	---	-------------

<p>(教員)</p> <p>第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。</p> <p>2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。</p>	<p>【再掲】第六条(略)</p> <p>2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p>
<p>(家庭教育)</p> <p>第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(幼児期の教育)</p> <p>第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によつて、その振興に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(社会教育)</p> <p>第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の</p>	<p>第七条(社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の実現に努め</p>

<p>適当な方法によつて社会教育の振興に努めなければならない。</p> <p>(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)</p> <p>第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。</p>	<p>なければならぬ。</p> <p>(新設)</p>
<p>(政治教育)</p> <p>第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>	<p>第八条(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>
<p>(宗教教育)</p> <p>第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>	<p>第九条(宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>
<p>第三章 教育行政</p> <p>(教育行政)</p> <p>第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。</p>	<p>第十条(教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。</p> <p>2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。</p>

<p>2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(教育振興基本計画)      第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。      2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第四章 法令の制定      第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。</p>	<p>第十一条(補則) この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。</p>

教育基本法改正法成立を受けての談話(平成十八年十二月十五日)

内閣総理大臣談話

本日、教育基本法改正法が成立いたしました。教育基本法の改正については、平成十二年の教育改革国民会議の報告以来、国民的な重要課題として取り組んでまいりましたが、今般この法律が成立したことは、誠に意義深いものがあり、ここに至るまでの関係者の御努力、国会の御審議に感謝申し上げます。

昭和二十二年に制定された教育基本法のもとで、戦後の教育は、国民の教育水準を向上させ、戦後の社会経済の発展を支えてまいりました。一方で、制定以来既に半世紀以上が経過し、我が国をめぐる状況は大きく変化し、教育においても、様々な問題が生じております。このため、この度の教育基本法改正法では、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、道徳心、自律心、公共の精神など、まさに今求められている教育の理念などについて規定しています。

この改正は、将来に向かって、新しい時代の教育の基本理念を明示する歴史的意義を有するものであります。本日成立した教育基本法の精神にのっとり、個人の多様な可能性を開花させ、志ある国民が育ち、品格ある美しい国・日本をつくることができるよう、教育再生を推し進めます。学校、家庭、地域社会における幅広い取組を通じ、国民各層の御意見を伺いながら、全力で進めてまいります。

国民各位におかれましても、今回の改正の意義について御理解を深めていただき、引き続き、御協力賜りますようお願いする次第であります。

文部科学大臣談話

本日、教育基本法改正法が成立し、我が国の教育改革は新たな第一歩を踏み出しました。関係各位のこれまでのご尽力に対し感謝します。個人の価値を尊重しつつ、その能力を伸ばし、志ある国民を育て、品性ある国民による品格ある国家・社会をつくるために、教育が重要であることはいつの時代も変わりありません。

昭和二十二年に制定された前教育基本法のもとで我が国の教育は充実に発展し、豊かな経済社会や安心な生活を実現する原動力となるなど、多くの成果をあげてきました。しかし、制定から半世紀以上が経過し、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、家族のあり方など、我が国教育をめぐる状況が大きく変化し、様々な課題が生じています。

このため、今回の改正法は、これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承しつつ、公共の精神等、日本人が持っていた「規範意識」を大切に、それらを醸成してきた伝統と文化の尊重など、教育の目標として今日特に重要と考えられる事柄を新たに定めています。

私は、教育基本法改正法の成立を受けて、国民の皆様や教育関係者に、その趣旨についての理解を深めて頂くとともに、教育基本法改正法の精神を様々な教育上の課題の解決に結びつけていくため、関係法令の改正や教育振興基本計画の策定などの具体的な取組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

これらの取組みを通じて、国民の皆様のご共通の理解を得ながら、学校・家庭・地域社会が一体となって教育改革を推進していくためにも、教育関係者、保護者の皆様をはじめ、国民各界各層の皆様のご協力を切に願います。



### 三 主な審議会等の

#### 内閣総理大臣の私的諮問機関

##### 〔教育改革国民会議〕

提言事項	提言年月日	座長	内閣総理大臣
教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—	平12・12・22	江崎玲於奈	森喜朗

##### 〔教育再生会議〕

提言事項	提言年月日	座長	内閣総理大臣
第一次報告 「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」	平19・1・24	野依良治	安倍晋三
第二次報告 「社会総がかりで教育再生を・第二次報告～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～」	平19・6・1	野依良治	安倍晋三
第三次報告 「社会総がかりで教育再生を・第三次報告～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～」	平19・12・25	野依良治	福田康夫
最終報告 「社会総がかりで教育再生を・最終報告～教育再生の実効性の担保のために～」	平20・1・31	野依良治	福田康夫

### 諮問・答申等の一覧

提言内容
教育を変える17の提案として「教育の原点は家庭であることを自覚する」, 「一律主義を改め, 個性を伸ばす教育システムを導入する」, 「職業観, 勤労観を育む教育を推進する」, 「学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる」, 「新しいタイプの学校(“コミュニティ・スクール”等)の設置を促進する」等の具体的な提案とともに, 新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しの必要性を提言。

提言内容
いじめ問題をはじめ, 義務教育を中心に初中等教育の当面の課題に焦点を絞り提言。

学力の向上, 徳育の充実, 大学・大学院の改革, 教育財政の在り方に重点を置いて提言。
---

小中一貫教育の推進など「6-3-3制」の弾力化や英語教育の改革, 現場の自主性を活かしたシステム, 子供, 若者, 家庭への総合的な支援などを提言。
--

教育再生の具体的な実践とフォローアップを提言。
-------------------------

〔教育再生懇談会〕

提言事項	提言年月日	座長	内閣総理大臣
これまでの審議のまとめ - 第一次報告 -	平20・5・26	安西祐一郎	福田康夫
教科書の充実に関する提言（第二次報告）	平20・12・18	安西祐一郎	麻生太郎
これまでの審議のまとめ - 第三次報告 -	平21・2・9	安西祐一郎	麻生太郎
これまでの審議のまとめ - 第四次報告 -	平21・5・28	安西祐一郎	麻生太郎

〔教育再生実行会議〕

提言事項	提言年月日	座長	内閣総理大臣
いじめの問題等への対応について（第一次提言）	平25・2・26	鎌田 薫	安倍晋三
教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）	平25・4・15	鎌田 薫	安倍晋三
これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）	平25・5・28	鎌田 薫	安倍晋三
高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）	平25・10・31	鎌田 薫	安倍晋三
今後の学制等の在り方について（第五次提言）	平26・7・3	鎌田 薫	安倍晋三

提言内容

1 子供を有害情報から守る 2 若い保護者の子育てを支える 3 「留学生30万人計画」に国家戦略として取り組む 4 英語教育を抜本的に見直す 5 実践的な環境教育を展開する 6 学校の耐震化を早急に進める

教育基本法の改正，学習指導要領改訂を踏まえ，新たな教科書観に立って，質・量の両面で教科書を格段に充実することと，そのための条件整備について提言。

子供を有害情報から守るための携帯電話等に関する具体的な措置，大学の在り方（大学教育の質の担保や公的支援の在り方等），平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正を受けての教育委員会の在り方について提言。

「人生前半の社会保障」の充実を求め，家庭の教育費の負担軽減や信頼される公教育の確立を提言。そのほか，教育のグローバル化と創造性に富んだ科学技術人材の育成，「スポーツ立国」ニッポンの実現を提言。

提言内容

- ・いじめ対策のための法律の制定
- ・道徳の教科化，道徳教材の充実

- ・地方教育行政の権限と責任の明確化

- ・グローバル化に対応した教育環境づくり
- ・イノベーション創出のための教育・研究環境づくり
- ・学生を鍛え上げ，社会に送り出す教育機能を強化
- ・社会人の学び直し機能を強化
- ・大学のガバナンス改革

- ・高校教育の質の向上（達成度テスト（基礎レベル）の創設等）
- ・大学の人材育成機能の強化
- ・大学入学者選抜改革（達成度テスト（発展レベル）の創設，多面的・総合的な選抜への転換等）

- ・小中一貫教育の制度化
- ・高等教育機関における編入学等の柔軟化
- ・実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化

提言事項	提言年月日	座長	内閣総理大臣
「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）	平27・3・4	鎌田 薫	安倍 晋三
これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）	平27・5・14	鎌田 薫	安倍 晋三
教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第八次提言）	平27・7・8	鎌田 薫	安倍 晋三
全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）	平28・5・20	鎌田 薫	安倍 晋三
自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）	平29・6・1	鎌田 薫	安倍 晋三
技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について（第十一次提言）	令1・5・17	鎌田 薫	安倍 晋三
ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）	令3・6・3	鎌田 薫	菅 義偉

提言内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが「学び続け」、挑戦できる社会の実現</li> <li>・女性、高齢者、障害者など「全員参加型社会」の実現</li> <li>・コミュニティ・スクール、地域学校協働活動をはじめとした学校と地域の連携・協働の在り方の検討</li> <li>・奨学金等を活用した大学生等の地方定着の促進</li> <li>・地（知）の拠点となる大学等への支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成</li> <li>・アクティブ・ラーニングの推進</li> <li>・教師に優れた人材が集まる改革（育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」を優先した教育投資</li> <li>・民間資金の活用、税制の見直し等による教育財源確保</li> <li>・国民の理解の醸成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害など障害のある子供や不登校等の子供、日本語能力が十分でない子供など、一人一人の課題へのきめ細かな対応の充実</li> <li>・特に優れた能力を更に伸ばす教育の充実</li> <li>・給付型奨学金の検討など、家庭の教育費負担の軽減</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の教育力の向上のための地域における総合的な家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携や訪問型家庭教育支援の充実、子供と向き合う時間の確保の推進</li> <li>・地域の教育力の向上のための、コミュニティ・スクールの導入促進や地域学校協働活動の推進</li> <li>・学校の教育力の向上のための、教師の働き方改革</li> <li>・子供たちの自己肯定感を育む取組の促進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・Society5.0で求められる力の育成、新たな学びの基盤となるICT環境整備の推進</li> <li>・普通科等の学科の在り方の見直し、高等学校と地域や大学等との連携の推進</li> <li>・高等学校における文系・理系のバランスのとれた教育、文系・理系に偏った大学入学者選抜の在り方の見直し</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初等中等教育に関しては、データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進や、少人数によるきめ細かな指導体制と教師の質の向上等</li> <li>・高等教育に関しては、遠隔・オンライン教育の推進、グローバルな視点での新たな国際戦略等</li> <li>・秋季入学への移行については、まずは大学等の入学・卒業時期の多様化・柔軟化を推進するよう支援するとともに、産業界にも採用・雇用慣行の転換を要望</li> <li>・データ駆動型の教育については、様々な教育データを活用した現状把握、効果的な政策の立案と基盤整備、学びのデータの活用</li> </ul>

現行の審議会

〔中央教育審議会〕

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
21世紀を展望した我が国の教育の在り方について	平7・4・26	与謝野馨	「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 第一次答申	平8・7・19
			「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 第二次答申	平9・6・26
幼児期からの心の教育の在り方について	平9・8・4	小杉 隆	新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機－ (答申)	平10・6・30
今後の地方教育行政の在り方について	平9・9・30	町村信孝	今後の地方教育行政の在り方について (答申)	平10・9・21
初等中等教育と高等教育との接続の改善について	平10・11・6	有馬朗人	初等中等教育と高等教育との接続の改善について (答申)	平11・12・16

現行の審議会（中央教育審議会）

九一五

会 長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
有馬朗人	奥田幹生	「ゆとり」の中で子供たちに「生きる力」をはぐくむことを基本に、学校の教育内容を厳選し、家庭や地域社会における教育を充実すること、学校週5日制の完全実施、国際化、情報化、科学技術の発展、環境問題などに対応して学校教育を改善することなどを提言。
有馬朗人	小杉 隆	一人一人の能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善を図る観点から、選抜方法・尺度の多様化など大学・高等学校の入学選抜の改善、中高一貫教育の導入、稀有な才能を有する者に対する大学入学年齢の特例と学習の進度の遅い子どもたちへの配慮、高齢社会に対応する教育の改善などを提言。
根本二郎	町村信孝	幼児期からの心の教育の在り方について幅広い観点から見直し、「生きる力」を身に付け、新しい時代を切り拓く積極的な心を育てること、道徳教育やカウンセリングを充実することなどを提言。
根本二郎	有馬朗人	教育改革を推進するためには、各学校、各地域が創意工夫を凝らした特色ある活動を展開することが重要であるとの考えに立って、これを可能とする地方教育行政の確立に向け、国、都道府県及び市町村の役割分担や教育委員会制度の見直し、学校の自主性、自立性を確立するための諸施策について提言。
根本二郎	中曽根弘文	戦後50年余りの教育の量的拡大の軌跡を振り返り、初等中等教育と高等教育のそれぞれの役割を明確に示した上で、高等学校と大学の連携の在り方、初等中等教育と高等教育との接続を重視した入学選抜の在り方、学校教育と職業生活との接続について改善方策を提言。

三 主な審議会等の諮問・答申等の一覧

九一四

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			少子化と教育について（報告）	平12・4・17
新しい時代における教養教育の在り方について	平12・5・29	中曽根弘文	新しい時代における教養教育の在り方について（審議のまとめ）	平12・12・25
			新しい時代における教養教育の在り方について（答申）	平14・2・21
1 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について 2 今後の教員免許制度の在り方について 3 今後の高等教育改革の推進方策について 4 子どもの体力向上のための総合的な方策について	平13・4・11	町村信孝	今後の教員免許制度の在り方について（答申）	平14・2・21
			大学等における社会人受入れの推進方策について（答申）	平14・2・21
			青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（答申）	平14・7・29

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
根本二郎	中曽根弘文	少子化を教育面から捉えた上で、「子どもは社会の宝」であり、「社会全体で子どもを育てていく」ことが大切であるという考え方を基本としながら、家庭・学校・地域社会において、それぞれがその役割を踏まえ、取り組むべき方策等について報告。
根本二郎	町村信孝	なぜ今教養について考える必要があるのか、新しい時代を生きるに当たって求められる教養とは何かについて整理を行った上で、教養はすべての人が生涯を通じて培うべきものとの観点から、初等中等教育、高等教育及び生涯にわたって行う学習を通じて取り組むべき教養教育の基本的な方向性について報告。
鳥居泰彦	遠山敦子	今なぜ「教養」について考える必要があるのかやその背景、新しい時代に求められる教養の概念について述べるとともに、人の一生を①幼・少年期、②青年期、③成人期に分け、それぞれの段階ごとに求められる教養教育の課題を提示しつつ、具体的な方策について提言。
鳥居泰彦	遠山敦子	今後の教員免許制度の在り方について、小学校等における専科担任の拡充、現職教員の隣接校種免許状の取得の促進、免許状の取上げ事由の強化、10年経験者研修の創設、特別免許状の授与要件の緩和及び有効期限の撤廃等を提言。
鳥居泰彦	遠山敦子	近年、ニーズが増大している大学等における社会人の学習需要に対応するため、長期履修学生制度、専門大学院1年制コース、通信制博士課程の制度化等について提言。
鳥居泰彦	遠山敦子	奉仕活動・体験活動の推進について、その意義・必要性を整理するとともに、初等中等教育段階の青少年及び18歳以降の個人についての奉仕活動・体験活動の具体的な推進方策、社会的仕組みの整備、社会的気運の醸成について提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）	平14・8・5
			大学院における高度専門職業人養成について（答申）	平14・8・5
			法科大学院の設置基準等について（答申）	平14・8・5
			子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申）	平14・9・30
			新たな留学生政策の展開について（答申）	平15・12・16
			食に関する指導体制の整備について（答申）	平16・1・20
			薬学教育の改善・充実について（答申）	平16・2・18
			我が国の高等教育の将来像（答申）	平17・1・28

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
鳥居泰彦	遠山敦子	国による事前規制を最小限のものとし、事後チェック体制を整備するとの観点から、大学の設置認可の緩和や第三者評価制度の導入等による、教育研究の質を保証するシステムの構築について提言。
鳥居泰彦	遠山敦子	大学院における高度専門職業人養成を一層促進するため、実践的な教育を行う専門職大学院制度の創設について提言。
鳥居泰彦	遠山敦子	司法制度改革・大学改革を受け、新たな法曹養成制度の中核としての法科大学院の実現のため、制度設計に直接関わる教育内容・方法、修了要件、入学者選抜等について提言。
鳥居泰彦	遠山敦子	子どもの体力の低下傾向の現状と原因を分析し、体力向上のために、子どもがより一層体を動かすことにより運動に親しむようになるとともに、望ましい生活習慣を確立するための総合的な方策について提言。
鳥居泰彦	河村建夫	昭和58年に策定された「留学生受入れ10万人計画」の目標が達成される見込みとなったことや、留学生の急増に伴う留学生の質への懸念などを背景に、留学生交流の拡大と質の向上を目指した新たな留学生政策の基本的方向や具体的な施策等について提言。
鳥居泰彦	河村建夫	学校・家庭・地域社会の密接な連携の下で食に関する指導が進められ、子どもが望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭制度創設を柱とする食に関する指導体制の整備方策について提言。
鳥居泰彦	河村建夫	医薬分業の進展、医療技術の高度化などを背景に、今後、薬剤師にはより高い資質が求められていることから、大学における薬剤師養成のための薬学教育の修業年限の延長等について提言。
鳥居泰彦	中山成彬	中長期的（平成17年以降、平成27年～平成32年頃まで）に想定される我が国の高等教育の将来像と、その内容の実現に向けて取り組むべき施策について提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－ （答申）	平17・9・5
			学士課程教育の構築に向けて（答申）	平20・12・24
			高等専門学校教育の充実について （答申）	平20・12・24
「教育振興基本計画の策定について」「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」	平13・11・26	遠山敦子	新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について （答申）	平15・3・20
			教育振興基本計画について－「教育立国」の実現に向けて－ （答申）	平20・4・18

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
鳥居泰彦	中山成彬	国際的な水準での大学院の教育研究機能の更なる強化の必要性について、教育の課程の組織的展開の強化による「大学院教育の実質化」と大学院評価の確立や世界的な教育研究拠点の形成支援等を通じた「国際的な通用性、信頼性の向上」について提言。
山崎正和	塩谷立	グローバル化、ユニバーサル段階等をめぐる認識と改革の基本方向を述べた上で、改革の具体的な方策として学士課程教育における「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」について提言。
山崎正和	塩谷立	高等専門学校の現状と課題についての議論を基に、高等専門学校教育の充実の方向性についての基本的考え方を明示。具体的方策として、①教育内容・方法等の充実、②入学者の確保及び多様な学生への支援、③大学への編入学者増加への対応、④教育基盤の強化、⑤教育研究組織の充実、⑥高等専門学校の新たな展開、⑦社会との関わりの強化について提言。
鳥居泰彦	遠山敦子	教育改革国民会議の提言を踏まえながら、我が国の教育の現状と課題、これからの教育の目標、今後の教育改革の基本的方向について議論を行った上で、教育基本法と教育振興基本計画の在り方について提言。
山崎正和	渡海紀三朗	改正教育基本法に規定された教育振興基本計画の策定に当たり、改めて「教育立国」を宣言することを求め、その上で、教育振興基本計画に盛り込むべき今後10年間を通じて目指すべき教育の姿と平成20年度からの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき具体的な施策を提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
今後の初等中等教育改革の推進方策について （１）初等中等教育の教育課程及び指導の充実・改善方策について （２）義務教育など学校教育に係る諸制度の在り方について	平15・5・15	遠山敦子	初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について（答申）	平15・10・7
			今後の学校の管理運営の在り方について（答申）	平16・3・4
			子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）	平17・1・28
			特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）	平17・12・8
			今後の教員給与の在り方について（答申）	平19・3・29

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
鳥居泰彦	河村建夫	子どもたちに求められる学力についての基本的な考え方などを踏まえ、平成10年・11年改訂学習指導要領のねらいの一層の実現を図る観点から、具体的な課題や改善方策などを提言。
鳥居泰彦	河村建夫	学校の管理運営の在り方をより柔軟で弾力的なものとする観点から、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方及び公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方などについての基本的な考え方を提言。
鳥居泰彦	中山成彬	近年の子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の幼児教育の方向性について幅広い観点から検討し、幼児教育の充実のための具体的な方策や幼稚園と保育所の連携の推進及び総合施設の在り方について提言。
鳥居泰彦	小坂憲次	①障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の理念と基本的な考え方、②従来の盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた特別支援学校に転換するなどの盲・聾・養護学校制度の見直し、③LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)を新たに通級による指導の対象とするなどの小・中学校における制度的見直し、④盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に転換するなど教員免許制度の見直しについて提言。
山崎正和	伊吹文明	学校や教員を取り巻く環境の変化を踏まえて、公立学校の教員給与の在り方、教員の校務と学校事務の見直し、学校の組織運営体制の見直し、教員の勤務時間の弾力化等について、幅広い観点から審議を行い、教員の校務、学校事務と組織運営体制の見直しを行うための具体的な方策や、メリハリある教員給与の在り方、時間外勤務の縮減への取組を提言。



諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			幼稚園、小学校、 中学校、高等学校 及び特別支援学校 の学習指導要領等 の改善について (答申)	平20・1・17
大学入学資格検 定の在り方につ いて	平15・10・7	河村建夫	大学入学資格検 定の見直しにつ いて (答申)	平16・8・6
地方分権時代 における教育委員 会の在り方につ いて (1) 教育委員 会制度の意義と 役割について (2) 首長と教 育委員会との関 係について (3) 市町村と 都道府県との関 係及び市町村教 育委員会の在り 方について (4) 学校と教 育委員会との関 係及び学校の自 主性・自律性の 確立について	平16・3・4	河村建夫	新しい時代の義務 教育を創造する (答申)	平17・10・26

会 長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
山崎正和	渡海紀三朗	平成10年・11年改訂学習指導要領の理念である「生きる力」を育むことを引き継いだ上で、教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、その実現のための具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領の改訂を提言。
鳥居泰彦	河村建夫	大学入学資格付与の機能を維持すること、より広く活用される試験にすること、就職等においても活用されるように社会的通用性を高めることの3点を基本的な考え方として、「高等学校卒業程度認定試験」の実施及び社会的認知度を高めるための方策等を提言。
鳥居泰彦	中山成彬	義務教育の改革の基本的な方向性として、①義務教育の目的・理念、②新しい義務教育の姿、③義務教育の構造改革、④国、都道府県、市区町村の役割の明確化と協力関係の強化、⑤義務教育の基盤整備の重要性、⑥義務教育の費用負担の在り方、について提言。 また、改革の実現のための具体的な改革策として、①教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証すること、②教師に対する揺るぎない信頼を確立すること、③地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高めること、④確固とした教育条件を整備すること、について提言。 (注)「今後の初等中等教育改革の推進方策について(諮問)」(15年5月)、「今後の教員養成・免許制度の在り方について(諮問)」(16年10月)に対しても答申。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
今後の教員養成・免許制度の在り方について （１）教員養成における専門職大学院の在り方について （２）教員免許制度の改革，とりわけ教員免許更新制の導入について	平16・10・20	中山成彬	今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）	平18・7・11
1 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について 2 青少年の意欲を高め，心と体の相伴った成長を促す方策について	平17・6・13	中山成彬	次代を担う自立した青少年の育成に向けて（答申）	平19・1・30
			新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）	平20・2・19
教育基本法の改正を踏まえて，緊急に必要とされる以下の教育制度の改正について（審議要請）	平19・2・6	伊吹文明	教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）	平19・3・10

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
鳥居泰彦	小坂憲次	教員が広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となるための具体的方策として，①教職課程の質的水準の向上，②教職大学院制度の創設，③教員免許更新制の導入等について提言。
鳥居泰彦	伊吹文明	青少年の自立への意欲を育み，心と体の相伴った成長を促すための具体的方策について，家庭における生活・運動習慣の確立や多様な体験の場や機会の提供，携帯電話をめぐる問題の対応などに大人社会全体で対応すべきことを提言。
山崎正和	渡海紀三朗	「知の循環型社会」の構築を目指し，「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」（学校教育外の学習の在り方の検討，多様な学習の場や学習成果を生かす機会の充実，学習成果の評価の社会的通用性の向上等）と，「社会全体の教育力の向上」（家庭教育支援基盤の形成，学校を地域の拠点として支援する取組の推進，社会教育施設の活用等）について提言するとともに，国及び地方公共団体の行政の在り方について提言。
山崎正和	伊吹文明	平成18年12月に成立した改正教育基本法において示された新しい教育の理念を踏まえ，以後改正を要する諸法のうち，緊急に改正が必要とされる学校教育法，教育職員免許法等，地方教育行政の組織及び運営に関する法律についての考え方を提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について	平19・3・29	伊吹文明	子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）	平20・1・17
新しい時代に求められる青少年教育の在り方について	平20・4・18	渡海紀三朗	今後の青少年の体験活動の推進について（答申）	平25・1・21
中長期的な大学教育の在り方について （1）社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について （2）グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について （3）人口減少期における我が国の大学の全体像について	平20・9・11	鈴木恒夫	グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～（答申）	平23・1・31
			新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）	平24・8・28
今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について	平20・12・24	塩谷立	今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）	平23・1・31

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
山崎正和	渡海紀三朗	社会状況等の変化に伴い学校保健、食育・学校給食、学校安全に様々な課題が生じていることに対応するため、教職員のそれぞれの役割を明確にし、学校全体の取組体制を整備すること、子どもの健やかな発達について大きな責任を有する保護者との連携を強化する取組や体制を整備・充実することを提言。
三村明夫	下村博文	様々な体験の機会が減少するなど、子どもたちをめぐる環境が変化し、人づくりの“原点”である体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている中、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言。
三村明夫	高木義明	国際社会でリーダーシップを発揮する高度な人材を養成するため、学位プログラムとしての大学院教育を確立するとともに、特に博士課程において産学官の中核的人材として活躍する高度な人材を養成することを提言。
三村明夫	平野博文	大学が真に「生涯学び続け、主体的に考える力」を育む高等教育の場となるために、①教員中心の授業科目の編成から、組織的・体系的な学位プログラムへの転換などの取組を求めるとともに、大学支援組織や地域社会・企業等にも協力・支援を要請すること、②学生、教職員などの意識改革を進めるため、全国各地で「大学教育改革地域フォーラム」を実施すること、③基盤的経費・補助金等の配分を通じ、改革への取組を支援することを提言。
三村明夫	高木義明	①幼児期の教育から高等教育までの体系的なキャリア教育の推進、②実践的な職業教育の充実と職業教育の意義の再評価、③生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援、の三つの基本的方向性に沿った、学校におけるキャリア教育・職業教育の充実方策を提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について	平22・6・3	川端 達夫	教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）	平24・8・28
第二期教育振興基本計画の策定について	平23・6・6	高木 義明	第2期教育振興基本計画について（答申）	平25・4・25
1. スポーツ基本計画の策定について 2. 学校安全の推進に関する計画の策定について	平23・9・22	中川 正春	スポーツ基本計画の策定について（答申）	平24・3・21
			学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）	平24・3・21

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
三村 明夫	平野 博文	「学び続ける教員像」の確立を目指し、教員養成の修士レベル化を提言（「一般免許状（仮称）」などの創設）。このための当面の改善方策として、教職大学院の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による現職研修の充実等を推進することを提言。
三村 明夫	下村 博文	平成25年度からの5年間を対象とする第2期教育振興基本計画の策定に当たり、我が国が直面する危機を乗り越えるための今後の社会の方向性として「自立・協働・創造」の3つを提示し、この実現に向けた教育の基本的方向性として、「社会を生き抜く力の養成」など生涯の各段階を貫く4つの方向性を提示。4つの基本的方向性を踏まえて、教育成果の実現に向けて、成果目標・指標を設定するとともに、具体的かつ体系的な方策を提言。
三村 明夫	平野 博文	スポーツ基本法の理念の具体化に向け、①子どものスポーツ機会の充実、②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備、④国際競技力の向上、⑤オリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進、⑥スポーツ界等の透明性、公平・公正性の向上、⑦スポーツ界における好循環の創出の7項目について、今後5年間で取り組むべき諸方策を提言。
三村 明夫	平野 博文	各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、安全に関する教育の充実方策や地域社会・家庭との連携強化など、今後、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的施策について提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について	平24・8・28	平野博文	新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ，未来に花開かせるために～（答申）	平26・12・22
今後の地方教育行政の在り方について	平25・4・25	平野博文	今後の地方教育行政の在り方について（答申）	平25・12・13
道徳に係る教育課程の改善等について	平26・2・17	下村博文	道徳に係る教育課程の改善等について（答申）	平26・10・21

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
安西祐一郎	下村博文	高大接続改革は，単に大学入学者選抜の在り方にとどまらず，高等学校教育や大学教育の在り方を変えることにつながる。今後の我が国全体の人材育成に関わる極めて重要な課題であるとの認識の下，我が国が目指す未来の姿を明らかにした上で，教育改革において最大の課題でありながら実現が困難であった高大接続改革を初めて実現するための方策として，高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的・抜本的な改革を提言。
三村明夫	下村博文	内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議においてまとめられた「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」の方向性を踏まえ，教育委員会制度について指摘されている，責任の所在の不明確さ，審議の形骸化，危機管理能力の不足等の課題を解決し，首長，教育長，教育委員会それぞれが，期待される本来の役割を十分に発揮していくための案を提示。また，教育行政における国，都道府県，市町村の役割分担と各々の関係の在り方や，学校と教育行政，保護者・地域住民との関係の在り方について提言。
安西祐一郎	下村博文	道徳教育は，自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格を形成することを目指すものであり，学校教育の中核として位置付けられるべきものでありながら，多くの課題が指摘されてきた実態を踏まえ，道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善方策として，道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として教育課程新たに位置付けることや，目標や内容，指導方法等の見直し，検定教科書の導入，評価の充実等について提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について	平26・7・29	下村博文	子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について (答申)	平26・12・22
これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について	平26・7・29	下村博文	チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (答申)	平27・12・21
			これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申)	平27・12・21
初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について	平26・11・20	下村博文	幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)	平28・12・21

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
安西祐一郎	下村博文	学校制度を子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的なものとする中で、制度的な選択肢を広げることが有効との観点から、小中一貫教育の制度化、大学への飛び入学者に対する高等学校の卒業程度認定制度、国際化に対応するための大学・大学院への入学資格要件の拡大、高等学校専攻科からの大学編入学について提言。
北山禎介	馳浩	複雑化・多様化する学校の課題に対応するとともに、子供たちに必要な資質・能力を育むため、学校のマネジメント機能を強化し、組織として教育活動に取り組む体制を作り上げるとともに、学校において教員が心理や福祉等の専門家等と連携・分担する体制を整備すること、すなわち「チーム学校」の実現について提言。
北山禎介	馳浩	これからの教育を担う教員に求められる指導力を、教員の専門性の中に明確に位置付け、全ての教員がその指導力を身に付けることができるようにするため、教員の養成・採用・研修を通じた一体的制度改革として、教員育成協議会、教員育成指標、教員研修計画等といった連携・協働の基盤的整備により、高度専門職業人として学び合い、高め合う教員を育成・支援するキャリアシステムの構築等について提言。また、研修、採用、養成、免許制度等に関するそれぞれの課題に対して提言。
北山禎介	松野博一	今後、子供たちが、複雑で予測困難な時代を前向きに受け止め、社会や人生をより豊かなものにするようになることを目指して、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現のため、以下のような改善の視点を提言。 (1)「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から学習指導要領等の枠組みの見直し

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について	平27・4・14	下村博文	新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (答申)	平27・12・21
個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について	平27・4・14	下村博文	個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について (答申)	平28・5・30
第2次学校安全の推進に関する計画の策定について	平28・4・18	馳 浩	第2次学校安全の推進に関する計画の策定について (答申)	平29・2・3

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
		(2) 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現 (3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善）
北山 禎介	馳 浩	これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の在り方として、①地域とともにある学校への転換、②子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築、③学校を核とした地域づくりの推進、の三つの方向性を提示。この方向性に従って制度面・運営面の改善と合わせ、財政的支援を含めた総合的な推進方策により、コミュニティ・スクールを推進すること、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することなどを提言。
北山 禎介	馳 浩	答申の第一部では、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関を、大学体系として位置付け、新たに創設することを提言。新機関は、技能と学問の双方の教育を行うことを明確にしつつ、技能の教育に強みを持った機関とする方向性を示す。また第二部では、一人一人の生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備について提言。具体的には検定試験について、評価の仕組みの確立や情報公開の促進による質の保証・社会的活用の促進、また、学習成果を活用し新たな学習機会や様々な活動に結びつけるため、ICTを活用した生涯学習に関する基盤の構想を提示。
北山 禎介	松野 博一	平成29年度からの5年間を対象とする第2次学校安全の推進に関する計画の策定に当たり、児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後の学校安全の推進の方向性として、目指すべき姿を提示。これを実現するための学校における組織的取組、安全教育、安全管理、家庭、地域、関係機関等との連携・協働に関する施策目標を提示するとともに、具体的な方策について提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
第3期教育振興基本計画の策定について	平28・4・18	馳 浩	第3期教育振興基本計画について (答申)	平30・3・8
我が国の高等教育に関する将来構想について	平29・3・6	松野 博一	2040年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)	平30・11・26
新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について	平29・6・22	松野 博一	新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申)	平31・1・25

会 長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
北山 禎介	林 芳 正	答申の第1部では、「人生100年時代」「超スマート社会（Society 5.0）」の到来といった、2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造について提言。また、第2部では、第1部で示された今後の教育政策の方向性を踏まえ、平成30年度から34年度までの5年間における①教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための指標、③目標を実現するために必要となる施策群について、目標と実施手段を体系的に示す、いわゆるロジックモデルを活用しつつ整理し、21の今後5年間の教育政策の目標と57の指標、必要となる施策群を提言。
北山 禎介	柴山昌彦	Society 5.0 の到来や18歳人口の減少等の社会の変化を踏まえ、①専門に関する知識のみではなく、文理横断型の教育への転換とともに、教育の質の保証を進め、「何を学び、身に付けることができたのか」という学修の成果の可視化の促進、②地域における質の高い高等教育機会の確保のための各大学間の「強み」を活かした連携・統合の在り方や、18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関全体の規模などについて提言。
北山 禎介	柴山昌彦	教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目的を実現するため、 ①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進 ②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化 ③学校の組織運営体制の在り方 ④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革 ⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備等の総合的な方策について提言。



諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について	平30・3・2	林 芳正	人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申)	平30・12・21
新しい時代の初等中等教育の在り方について	平31・4・17	柴山昌彦	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申)	令3・1・26
第3次学校安全の推進に関する計画の策定について	令3・3・12	萩生田光一	第3次学校安全の推進に関する計画の策定について (答申)	令4・2・7

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
北山 禎介	柴山昌彦	新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」が提示され、学びの場への地域住民の主体的な参画を得ることや、首長部局、学校、NPO、企業等の多様な主体がこれまで以上に連携・協働すること、これらを実際に主導するため様々な取組を企画・実施する専門性ある人材の活躍を促進することを提言。また、社会教育施設については、従来の役割に加え、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組等の拠点としての役割が求められていくとされ、現在、教育委員会が所管することとされている公立社会教育施設を、各地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が所管できることとする特例について、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべきと提言。
渡邊 光一郎	萩生田光一	Society5.0時代の到来をはじめとする変化し続ける社会を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえて、これからの時代の初等中等教育の在り方について総合的に検討。学校における働き方改革や、GIGA スクール構想の実現といった動きも加速・充実させ、新学習指導要領を着実に実施しながら、従来の日本型学校教育を発展させた新しい時代の学校教育を実現する必要があるとした。2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」と名付け、その姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」とし、各学校段階における「子供の学び」「教職員の姿」「子供の学びや教職員を支える環境」について、一人一人の子供を主語にする学校教育の目指すべき姿を描くとともに、今後の改革の方向性と、進めていくべき具体的な取組を取りまとめた。
渡邊 光一郎	末松 信介	令和4年度からの5年間を対象とする第3次学校安全の推進に関する計画の策定に当たり、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図るため、5つの推進方策を提言。 1. 学校安全に関する組織的取組の推進 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 3. 学校における安全に関する教育の充実 4. 学校における安全管理の取組の充実 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

〔教科用図書検定調査審議会〕

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			新しい教育課程の実施に対応した教科書の改善について（建議）	平10・11・13
			教科書制度の改善について（検討のまとめ）	平14・7・31
			教科書の改善について－教科書の質・量両面での充実と教科書検定手続きの透明化－（報告）	平20・12・25

現行の審議会（教科用図書検定調査審議会）

九四三

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
南 博 方	有馬 朗 人	<p>教育課程審議会の答申（平成10年7月29日）などを受けて検討を行い提言。</p> <p>これからの教科書に求められるものとして、教育内容の改善の方向を踏まえ、教科書に求められる内容・記述の在り方について提言。また検定基準・手続等の改善方策として、教科書の著作・編集の在り方、教科用図書検定基準の改善、検定手続等の改善について提言。</p>
内 藤 喜 之	遠山 敦子	<p>平成12年度以降の新しい学習指導要領に基づく教科書の検定・採択の結果等を踏まえ検討を行い提言。</p> <p>教科書検定の改善については、教科書に「発展的な学習内容」等の記述を可能とすること、教科書記述をより公正でバランスのとれたものとするこゝとや、教科書検定手続等の改善について提言。また、教科書採択の改善については、調査研究の充実に向けた条件整備、採択手続の改善について提言。</p>
杉 山 武 彦	塩 谷 立	<p>今後の教科書の著作・編集及び教科書検定に求められるものを「教科書改善に当たっての基本的な方向性」として、「教育基本法で示す目標等を踏まえた教科書改善」「知識・技能の習得、活用、探究に対応するための教科書の質・量両面での格段の充実」「多面的・多角的な考察に資する公正・中立でバランスのとれた教科書記述」「教科書記述の正確性の確保」「児童生徒が意欲的に学習に取り組むための、教科書編集上の配慮・工夫の促進」「教科書検定の信頼性を一層高めるための検定手続きの改善」として整理し、基本的な方向性にそって、教科書改善の具体的方策、教科書発行者における著作・編集の在り方の改善等、教科書検定手続き改善の具体的方策について提言。</p>

三 主な審議会等の諮問・答申等の一覧

九四二

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			教科書検定の改善について（審議のまとめ）	平25・12・20
			「特別の教科 道徳」の教科書検定について（報告）	平27・7・23
			教科書の改善について（報告）	平29・5・23

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等内容
杉山 武彦	下村 博文	『教科書改革実行プラン』（平成25年11月15日）を受けて「検定申請時の提出書類の改善について」、 「教科用図書検定基準等の改正について」及び「検定手続の透明化について」検討し具体的な改善事項の内容やそれに関する留意点などを提言。
杉山 武彦	下村 博文	「特別の教科 道徳」が平成30年度から順次実施されることを受けて、「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等について、また、その他の教科書検定に関する諸課題について検討し提言。 「特別の教科 道徳」については、その教科書検定基準について、また検定体制の充実方策を提言。その他の教科書検定に関する諸課題については、義務教育用教科書の不合格図書の年度内再申請の見直し及び不合格となる欠陥箇所数の判定基準の見直し、最新の状況に対応した検定申請の改善等を提言。
山内 進	松野 博一	次期学習指導要領の実施に向けた教科用図書検定基準等の改善として、資質・能力の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った改善、「発展的な学習内容」の規定の見直し、「引用資料」に関する規定の見直しのほか、教科固有の条件の見直しや、学習指導要領改訂を反映した教科書づくりについて提言。 デジタル教科書の導入の検討に関連した教科用図書検定基準等の改善として、デジタル教科書の導入と教科書検定制度の関係、URL・QRコード等の取扱い、外国語におけるURL・QRコード等の取扱いについて提言。 検定手続を改善するための教科用図書検定規則等の改善として、誤記誤植など欠陥を減少させるための訂正申請の在り方、検定申請者の在り方について提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			教科書検定制度の改善について (報告)	令2・12・2

〔文化審議会〕

諮問事項	諮問年月日	文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
文化を大切に する社会の構築 について	平13・4・16	町村信孝	文化を大切に する社会の構築 について (答申)	平14・4・24
これからの時代 に求められる国 語力について	平14・2・20	遠山敦子	これからの時代 に求められる国 語力について (答申)	平16・2・3
文化芸術の振興 に関する基本的 な方針について	平14・6・5	遠山敦子	文化芸術の振興 に関する基本的な 方針について(答申)	平14・12・5
敬語に関する具 体的な指針の作 成について	平17・3・30	中山成彬	敬語の指針(答申)	平19・2・2

会長	文部大臣 文部科学大臣	答申・建議等 内容
山内進	萩生田光一	教科書検定手続の改善方策については、新型コロナウィルス感染症対策としての教科書検定手続の改善方策、社会情勢の変化を適時反映するための手続の改善方策、申請図書等の適切な情報管理のための改善方策、検定審査不合格に関する手続の改善方策、またその他関連する制度等の改善方策を提言。教科用図書検定基準の改正については、言語能力及び情報活用能力の育成に向けた教科用図書検定基準の改正を提言。

会長	文部科学大臣	答申・建議等 内容
高階秀爾	遠山敦子	社会全体で文化振興に取り組むこと、文化を大切に する心を育てること、我が国の「顔」となる芸術 文化を創造すること、文化遺産を保存し、積極的に 活用すること、日本文化を総合的・計画的に世界へ 発信すること、について提言。
高階秀爾	河村建夫	国語力を、中核となる「考える力、感じる力、想 像する力、表す力」と基盤となる「国語の知識、教 養・価値観・感性等」の二つの領域から構成され ると示した上で、望ましい国語力の目安とともに、国 語力を身に付けるための方策として学校や家庭・社 会における国語教育と読書活動の推進を提言。
高階秀爾	遠山敦子	文化芸術振興基本法（平成13年12月施行）に基 づく文化芸術の振興に関する基本的な方針について、 講ずべき基本的施策等を提言。
阿刀田高	伊吹文明	平成12年国語審議会答申で示した「相互尊重」と 「自己表現」という概念を引き継ぎ、敬語を敬意表 現に位置付けた上で、「敬語が必要だと感じている けれども、現実の運用に際しては困難を感じている 人たち」を対象に、敬語の役割など基本的な考え方 や敬語を5種類に分ける捉え方、具体的な場面での 使い方などを示し、敬語を使用する際の基本的なよ りどころを提言。

諮問事項	諮問年月日	文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
情報化時代に対応する漢字政策の在り方について	平17・3・30	中山成彬	改定常用漢字表 (答申)	平22・6・7
文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて	平18・2・17	小坂憲次	文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて (答申)	平19・2・2
文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について－「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）」の策定に向けて－	平22・2・10	川端達夫	文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について (答申)	平23・1・31
文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について－「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」の策定に向けて－	平26・3・28	下村博文	文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－ (第4次)について (答申)	平27・4・16
審議要請	平28・9・27		文化芸術立国の実現を加速する文化政策－「新・文化庁」を目指す機能強化と2020年以降への遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言－ (答申)	平28・11・17

会長	文部科学大臣	答申・建議等内容
西原鈴子	川端達夫	情報機器の使用による漢字の多用化傾向が認められる情報化社会における漢字表の必要性や在り方を検討し、交ぜ書きへの対応なども勘案の上、昭和56年制定の「常用漢字表」を改定し、情報化社会における「漢字使用の目安」とするよう提言。
阿刀田高	伊吹文明	文化芸術振興基本法に基づく第二次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」について、文化芸術振興の今日的意義や第1次基本方針策定後の諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年間を見通して提言。
西原鈴子	高木義明	国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、重点戦略として 1：文化芸術活動に対する効果的な支援 2：文化芸術を創造し、支える人材の充実 3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実 4：文化芸術の次世代への確実な継承 5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用 6：文化発信・国際文化交流の充実 を掲げ、文化芸術振興に関する基本的施策を提言。
宮田亮平	下村博文	文化芸術資源で未来をつくり、「文化芸術立国」の姿を創出していくための国家戦略を目指し、五つの重点戦略（文化芸術活動に対する効果的な支援／文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実／文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用／国内外の文化的多様性や相互理解の促進／文化芸術振興のための体制の整備）を掲げ、文化芸術振興に関する基本的施策を提言。
馬淵明子	松野博一	第4次基本方針の実現に当たり、①文化庁の移転、②東京2020大会を契機とした文化プログラムの推進によるレガシーの創出という2つの課題を踏まえつつ、今後、文化政策をどのように機能強化すべきかについて緊急的な政策対応を提言。

諮問事項	諮問年月日	文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
これからの文化財の保存と活用の在り方について	平29・5・19	松野博一	文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）	平29・12・8
文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方について―「文化芸術推進基本計画（第1期）」の策定に向けて	平29・6・21	松野博一	文化芸術推進基本計画（第1期）について―文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる―（答申）	平30・2・16
我が国の世界文化遺産の今後の在り方について	令2・11・5	萩生田光一	我が国の世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）	令3・3・30
これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について	令3・8・16	萩生田光一	博物館制度の今後の在り方について（答申）	令3・12・20
			公用文作成の考え方（建議）	令4・1・7

会長	文部科学大臣	答申・建議等内容
馬淵明子	林 芳正	多くの人が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要であるとして、地域における文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定、地方公共団体の文化財に係る体制の充実について提言。 （注）なお、その後、無形文化財・無形の民俗文化財については、令和3年1月15日に、文化審議会文化財分科会の企画調査会が登録制度の創設に向けた報告を行っている。
馬淵明子	林 芳正	平成29年6月の文化芸術基本法の改正の趣旨を踏まえて、中長期的な視点からの今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（平成30～34年度（2018～2022年度）の5年間）の文化芸術政策の基本的な方向性、今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策、評価・検証サイクルの確立等について提言。
佐藤 信	萩生田光一	世界遺産一覧表記載の意義は、それにより遺産の保護や価値の深化を促進し、その取組を通じて持続可能な社会の実現に寄与することであり、持続的な遺産の保存・活用のためには地域コミュニティと共に取り組むことが重要であること等について提言。
佐藤 信	末松信介	博物館を取り巻く環境の変化を受け、我が国におけるこれからの時代にふさわしい博物館の在り方と、その実現に向けた新しい博物館登録制度の方向性等について提言。
佐藤 信	末松信介	昭和27年の内閣官房長官依命通知別紙「公用文作成の要領」に代え、新たな公用文作成の手引とするもの。同要領の理念を生かしつつ、社会状況の変化に対応し、公用文を読み手とのコミュニケーションとして捉え、文書の目的や種類に応じた書き表し方の工夫を提案。令和4年1月11日に各国務大臣宛て内閣官房長官通知によって周知。

〔宗教法人審議会〕

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
宗教法人制度についての検討を要請	平7・4・25	与謝野馨	宗教法人制度の改正について(報告)	平7・9・29

〔スポーツ審議会〕

諮問事項	諮問年月日	スポーツ庁長官	答申・建議等事項	答申等年月日
第2期スポーツ基本計画の策定について	平28・6・1	鈴木大地	第2期スポーツ基本計画について(答申)	平29・3・1
第2期スポーツ基本計画の着実な実施について	平29・7・7	鈴木大地	スポーツ実施率向上のための行動計画について～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して(答申)	平30・8・6
			スポーツ国際戦略について(答申)	平30・8・6
スポーツ団体ガバナンスコードの策定について	平31・1・31	鈴木大地	スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>について(答申)	令1・6・10
			スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>について(答申)	令1・8・27

会長	文部大臣	答申・建議等内容
三角哲生	島村宜伸	宗教法人制度の基本は維持すべきとしつつ、宗教法人法の最小限度の改正を行う必要があるとして、宗教法人の所轄の在り方、情報開示の在り方、設立後の活動状況の把握の在り方等を提言。

会長	スポーツ庁長官	答申・建議等内容
山脇康	鈴木大地	オリンピック・パラリンピック競技大会の東京での開催が決定するとともに、障害者スポーツの所管が厚生労働省から文部科学省に移管され、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するためスポーツ庁が創設されるなど、スポーツに対する国民の関心がこれまでになく高まっていることなどを受けて、第2期スポーツ基本計画の策定に向けて提言。
山脇康	鈴木大地	日常生活の中で自然にスポーツに親しむ「スポーツ・イン・ライフ」を実践することを提言。 子供・若者、ビジネスパーソン、高齢者、女性、障害者と、対象ごとに、「スポーツをする気にさせる施策」「スポーツをするために必要な施策」「スポーツを習慣化させるための施策」の3つの観点から具体的な施策を提言。
山脇康	鈴木大地	第2期スポーツ基本計画の基本方針の一つである「スポーツで世界とつながる」を実現するためのスポーツ国際戦略を提言。
山脇康	鈴木大地	中央競技団体が、その大きな社会的影響にふさわしい国民・社会に対する適切な説明責任を果たし、公共性の高い団体として特に高いレベルのガバナンスを確保するために、ガバナンスコードの個別の規定及びその解説を具体的に提言。
山脇康	鈴木大地	中央競技団体ではない「一般スポーツ団体」の適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものとしてガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>を提言。

現行の審議会(宗教法人審議会、スポーツ審議会)

九五三

三 主な審議会等の諮問・答申等の一覧

九五二

【科学技術・学術審議会】

現行の審議会（科学技術・学術審議会）

諮問事項	諮問年月日	文部科学大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
1. 長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について 2. 技術士試験における技術部門の見直しについて 3. 知的基盤整備計画について	平13・4・13	町村信孝	「知的基盤整備計画」について (答申)	平13・8・30
			長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について—21世紀初頭における日本の海洋政策— (答申)	平14・8・1
			技術士試験における技術部門の見直しについて(答申)	平15・6・2
長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策について	平19・10・18	渡海紀三朗	長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策について～総合的人間科学の構築と社会への貢献を目指して～ (第一次答申)	平21・6・23

九五五

会長	文部科学大臣	答申・建議等内容
阿部博之	遠山敦子	平成22年（2010年）までの我が国全体での知的基盤整備（研究用材料（生物遺伝資源等）、計量標準、計測・分析・試験・評価方法及びそれらに係る先端の機器、並びにこれらに関連するデータベース等の戦略的・体系的な整備）を着実に実施するための知的基盤整備計画を提言。
阿部博之	遠山敦子	海洋利用に重点を置いた検討ではなく、海洋政策全般にわたる総合的な視点からの検討が重要であるとの認識に立ち、「海洋開発」を、「海洋研究・基盤整備」、「海洋保全」、「海洋利用」の各分野を包含した「海洋政策」全般を示すものであると捉え、「海洋を知る」「海洋を守る」「海洋を利用する」の3つの観点から海洋政策全般にわたり検討を行い、海洋政策の基本的考え方及び推進方策について提言。
末松安晴	遠山敦子	平成12年の技術士法改正との整合性確保、科学技術の進展及び社会的需要への対応の視点から技術士試験における技術部門の見直しを提言。
野依良治	塩谷立	我が国における脳科学研究の基本的構想とともに、それに基づく具体的な推進方策としての研究推進体制、人材育成、社会との調和について提言。

三 主な審議会等の諮問・答申等の一覧

九五四



【科学技術・学術審議会】（決定）

決 定 事 項	決 定 年 月 日	会 長	文部科学大臣
東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の検討の視点	平23・5・31	野依良治	高木義明
「我が国の研究開発力の抜本的強化のための基本方針」について	平25・4・22	野依良治	下村博文
「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」改定に向けての基本的方向性	平25・4・22	野依良治	下村博文

現行の審議会（科学技術・学術審議会）

九五七

【科学技術・学術審議会】（建議）

建 議 事 項	建 議 年 月 日	会 長	文部科学大臣
科学技術・学術の振興に関する当面の重要事項について	平13・8・9	阿部博之	遠山敦子
文部科学省における研究及び開発に関する評価指針について	平14・6・14	阿部博之	遠山敦子
第7次火山噴火予知計画の推進について	平15・7・24	末松安晴	遠山敦子
地震予知のための新たな観測研究計画（第2次）の推進について	平15・7・24	末松安晴	遠山敦子
「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の改定について	平17・9・8	野依良治	中山成彬
地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について	平20・7・17	野依良治	渡海紀三朗
「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の改定について	平21・1・23	野依良治	塩谷立
地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の見直しについて	平24・11・28	野依良治	田中真紀子
東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について	平25・1・17	野依良治	下村博文
災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進について	平25・11・8	野依良治	下村博文
「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の改定について	平26・3・3	野依良治	下村博文
「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の改定について	平29・3・14	濱口道成	松野博一
災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について	平31・1・30	濱口道成	柴山昌彦

三 主な審議会等の諮問・答申等の一覧

九五六

特別の機関

〔日本ユネスコ国内委員会〕

建 議 等 事 項	年 月 日	会 長	建 議 先
ユネスコ50周年について（建議）	平6・7・14	西 島 安 則	文部，外務両大臣
ユネスコ第4次中期戦略に関し我が国が重点的に推進すべきユネスコ活動について（建議）	平7・8・9	西 島 安 則	文部，外務両大臣
ユネスコ加盟50周年について（建議）	平12・7・24	平 山 郁 夫	文部，外務，郵政各大臣
世界的な文化財保護に関するユネスコへの提言について	平13・4・16	平 山 郁 夫	ユネスコ
我が国のユネスコ事業への協力及び国内におけるユネスコ活動への取組みについて（建議）	平13・7・18	平 山 郁 夫	文部科学，外務，厚生労働，農林水産，経済産業，国土交通，環境，科学技術政策担当各大臣
アフガニスタンの復興に関するユネスコへの提言	平14・3・18	平 山 郁 夫	ユネスコ

特別の機関

九五九

建 議 等 内 容
<p>ユネスコ50周年を契機としてユネスコ活動の更なる発展を期し，1. 記念式典の開催，2. 知的メッセージの発信，3. 国際理解のための活動の推進の強化，4. 国際協力事業の推進，5. ユネスコ活動の普及強化，の事業に対して，必要に応じて民間ユネスコ活動と最大限の連携・協力を取りつつ積極的に取り組むことを政府に建議。</p>
<p>ユネスコ第4次中期戦略に関し我が国が重点的に推進すべき活動を建議。 1. 途上国への識字事業への協力 2. 地球規模での環境問題への貢献 3. 社会変容への対応—人文・社会科学による国際協力 4. 文化遺産保存に関する協力 5. 代表的文学作品の翻訳事業に関する協力 6. 学術情報通信の基盤整備に関する人材養成等への協力 7. 地域レベルの国際交流の促進 8. ユネスコ・アジア・太平洋中央事務所への協力強化とユネスコへの人材派遣の推進 9. 国連大学との連携強化</p>
<p>政府に対して，ユネスコ加盟50周年に際して，ユネスコ活動に対する国民の理解をより一層深め，同活動に更に積極的に取り組むため，1. 国際協力事業の推進，2. 記念式典の開催，3. 知的メッセージの発信，4. ユネスコの普及活動及び広報の強化 を積極的に推進するよう建議。</p>
<p>バーミヤンの大仏2体を含む仏像の破壊に対して，このような惨事が二度と起こらないよう，ユネスコにおいても文化の多様性を保持する観点から世界的な文化財保護の一層の強化策を検討するよう提言。</p>
<p>政府に対して，ユネスコ活動において重視すべき点について，教育分野，科学分野，文化分野，コミュニケーション分野，普及活動，我が国のユネスコ代表部の体制強化についてそれぞれ具体的に建議。</p>
<p>ユネスコに対して，アフガニスタンの復興支援に関して，ユネスコが重点的に取り組むべき点について提言。</p>

三 主な審議会等の諮問・答申等の一覧

九五八

建 議 等 事 項	年 月 日	会 長	建 議 先
万人のための教育（EFA）の達成に向けた支援の推進について（建議）	平14・7・30	平 山 郁 夫	文部科学，外務，財務各大臣
「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関してユネスコが策定する国際実施計画への提言	平15・7・29	平 山 郁 夫	ユネスコ
防災に関するユネスコへの緊急提言－今回のスマトラ沖大地震及び津波への対応に際して－	平17・3・1	平 山 郁 夫	ユネスコ 各国ユネスコ 国内委員会
「持続可能な開発のための教育の10年」の更なる推進に向けたユネスコへの提言	平19・8・30	吉 川 弘 之	ユネスコ
持続発展教育（ESD）の一層の普及及び支援の推進について（建議）	平21・3・23	田 村 哲 夫	文部科学，外務，財務，環境各大臣
文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約の締結に向けた取り組みについて（建議）	平22・3・8	田 村 哲 夫	文部科学，外務両大臣
「サステナビリティ・サイエンス」に関するユネスコへの提言	平23・8・3	田 村 哲 夫	ユネスコ
多様化の時代におけるユネスコ活動の活性化についての提言～持続可能な社会の構築を目指して～	平26・3・31	安 西 祐 一 郎	内閣官房，外務省，環境省，ユネスコ関係団体等
ユネスコ創設70周年にあたっての提言－多様性の尊重と持続可能な社会の実現に向けて－日本ユネスコ国内委員会会長ステートメント	平27・11・2	安 西 祐 一 郎	ユネスコ

建 議 等 内 容
「万人のための教育」（EFA）の達成に関し中心的な役割を果たしているユネスコに対して，ダカール行動枠組みにおいて示されている目標達成への積極的な支援，「万人のための教育信託基金」の充実のために必要な予算措置を政府として積極的にとることを建議。
「国連持続可能な開発のための教育」（ESD）の国際展開における主導機関としてのユネスコに対して，国際実施計画策定の際に組み込むべき事項及びユネスコ活動に関して具体的に提言。
国際的な防災の取組，とりわけ津波への対応においてユネスコが国際社会において積極的な役割を果たすべきとの認識の下，ユネスコに対し，防災教育，防災システム，復興計画について提言。
「持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」の国際的取組を促進する観点から，ユネスコに対して，教育プログラム，多様な取組の展開，国際協力の促進，モニタリングと評価，実施状況の把握と共有，推進体制の強化，について提言。
「ESDの10年」の中間年を迎えるに当たり，その提唱国としての立場から一層の取組推進が必要であるとして，政府に対して，学校教育におけるESDの推進，ユネスコ・スクール活動への支援，生涯にわたるESDの教育機会の提供，国際的な協働の場の形成，予算等の措置を建議。
政府に対して，「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」について，我が国としても各国，各民族が互いの文化を理解し，尊重し，多様な文化を認め合うことは重要であると考え，本条約の締結に向けて積極的に必要な措置をとることを建議。
ユネスコに対して，「サステナビリティ・サイエンス」の推進及びその実施体制の確立，「サステナビリティ・サイエンス」の具体像を示し多様な取組を事業を通して展開すること，より多くの国や関係者が関心を抱き参画することを促していくための多様な取組を展開すること，を提言。
ユネスコ活動を国内に普及するために，特に若者や企業の積極的なユネスコ活動への参加を促すための方策及び学校教育・社会教育等を通じた持続可能な開発のための教育（ESD）の推進策を提言。
ユネスコ創設70周年にあたって，ユネスコの新たな役割として，（1）新しい時代の国際社会における「知的リーダー」としての役割，（2）持続可能な社会の実現への貢献，（3）多様性を尊重する社会の実現への貢献の3点について提言。

建 議 等 事 項	年 月 日	会 長	建 議 先
ユネスコ活動の活性化について (建議)	令1・10・18	安西祐一郎	文部科学, 外務両大臣

建 議 等 内 容
政府に対して、ユネスコ活動の活性化に向けた必要な措置として、1. SDGs 達成に向けた、持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進における主導的な役割の維持、2. 「国連海洋科学の10年」に向けた活動の活性化、3. 加盟国間の友好と相互理解の促進のためのユネスコ改革への貢献、4. ユネスコ活動のメリットを生かした地域創生や多文化共生社会の構築、5. 多様なステークホルダーの連携を深める戦略的なプラットフォームの構築を建議。

過去の主な廃止審議会

〔生涯学習審議会〕

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について	平3・2・1	井上 裕	今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について (答申)	平4・7・29
「地域における諸施設の生涯学習機能の充実方策について」 「学習成果の活用方策について」 (審議要請)	平7・5・15	与謝野 馨	地域における生涯学習機会の充実方策について(答申)	平8・4・24
社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について	平9・6・16	小杉 隆	社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について (答申)	平10・9・17
生涯学習の成果を生かすための方策について	平9・6・16	小杉 隆	学習の成果を幅広く生かす (答申)	平11・6・9

過去の主な廃止審議会(生涯学習審議会)

九六五

会 長	文部大臣	答申・建議等内容
伊藤正己	鳩山邦夫	生涯学習社会を「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」と定義。 生涯学習の振興ために当面重点を置いて取り組むべき事項 (①社会人を対象としたリカレント教育の推進、②ボランティア活動の支援・推進 ③青少年の学校外活動の充実、④現代的課題に関する学習機会の充実) を挙げ、学習者の立場に立って、生涯学習全般にわたる振興方策を提言。
伊藤正己	奥田幹生	地域における生涯学習機会の充実のため、生涯学習に関連する諸施設 (①高等教育機関 ②小・中・高等学校 ③社会教育・文化・スポーツ施設 ④研究・研修施設) についてそれぞれ充実方策を提言。 横断的・総合的な課題として、「施設間の連携・協力の推進」「情報化・マルチメディア化への対応」「ボランティアの受入れ」「市町村教育委員会の活性化」を挙げ、連携・協力関係を築くことを提言。
吉川弘之	有馬朗人	今後の社会教育行政において重要となる視点として、地域住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応、生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政、地域社会及び家庭の変化への対応、地方分権・規制緩和の推進、民間の諸活動の活発化への対応を指摘するとともに、社会教育行政の今後の展開として、地方公共団体の自主的な取組の促進、社会教育行政における住民参加の推進、ネットワーク型行政の推進、学習支援サービスの多様化等を提言。
吉川弘之	有馬朗人	学習成果が様々な形で活用でき、生涯学習による生きがい追求が創造性豊かな社会の実現に結び付くようにしていかなければならないとし、行政の施策として、学習機会の提供、生涯学習の成果の活用の機会の開発ばかりでなく、社会的な仕組みの構築等が重要な課題になると指摘。

三 主な審議会等の諮問・答申等の一覧

九六四

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
青少年の「生きる力」をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について	平9・6・16	小杉 隆	生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ (答申)	平11・6・9
新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について	平11・11・17	中曽根弘文	新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について (答申)	平12・11・28

**【理科教育及び産業教育審議会】**

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校における理科に関する教育のための設備並びに算数及び数学に関する教育のための設備の基準の改訂について	平2・10・1	保利 耕輔	小学校及び特殊教育諸学校小学部の理科及び算数に関する教育のための設備の基準の改訂について (答申)	平4・2・14

会 長	文部大臣	答申・建議等内容
		個人が学習成果を活用して社会で自己実現を図る場として、キャリア開発、ボランティア活動、地域社会での活動の三つをテーマにその振興方策を提言。
吉川 弘之	有馬 朗人	平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、子どもたちの体験を充実させるための地域社会の環境づくりの基本的な視点を整理するとともに、具体的な緊急施策として、地域の子どもの体験機会の拡大、遊び場の充実、体験活動などを支援する体制構築・リーダーの育成、子どもたちを取り巻く有害環境の改善、過度の学習塾通いをなくし子どもたちの「生きる力」をはぐくむこと、家庭教育の支援などを提言。
吉川 弘之	大島 理森	情報通信技術を生涯学習の推進に活用することにより、自由かつ安全に多様な情報等を世界的規模で入手・発信するなど、生涯のいつでも、どこでも、誰でも情報を活用できるようにするため、生活体験や自然体験などの学習機会を充実することに配慮しつつ、情報リテラシーに関する学習機会や研修体制の整備、生涯学習関連施設の情報化の推進、大学等の公開講座を公民館等を通じて広く全国に提供するシステムの構築など、生涯学習の可能性を最大限に広げるための方策について提言。

会 長	文部大臣	答申・建議等内容
太田 次郎	鳩山 邦夫	学習指導要領の改訂の趣旨を生かすこと、基準の大綱化、弾力化、設備品目の現代化、重点化を図ること、少人数による観察・実験が可能となるよう配慮すること、教員それぞれの多様な指導に柔軟に対応できる基準にすること、養護学校の基準を独立してもうけること、を基本方針として、小学校及び特殊教育諸学校小学部の理科及び算数に関する教育のための設備の基準の改訂について提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			中学校及び特殊教育諸学校中等部の理科及び数学に関する教育のための設備の基準の改訂について（答申）	平5・2・17
			高等学校及び特殊教育諸学校高等部の理科及び数学に関する教育のための設備の基準の改訂について（答申）	平6・3・23
高等学校における産業教育に関する施設及び設備の基準の改訂について	平3・5・22	井上 裕	高等学校における産業教育に関する施設及び設備の基準の改訂について（答申）	平6・3・16
今後の専門高校における教育の在り方について	平9・5・13	小杉 隆	今後の専門高校における教育の在り方等について（答申）	平10・7・23

会長	文部大臣	答申・建議等内容
太田次郎	森山真弓	学習指導要領の改訂の趣旨を生かすこと、基準の大綱化、弾力化、設備品目の現代化、重点化を図ること、少人数による観察・実験が可能となるよう配慮すること、教員それぞれの多様な指導に柔軟に対応できる基準にすること、養護学校の基準を独立してもうけること、を基本方針として、中学校及び特殊教育諸学校中等部の理科及び数学に関する教育のための設備の基準の改訂について提言。
太田次郎	赤松良子	学習指導要領の改訂の趣旨を生かすこと、基準の大綱化、弾力化、設備品目の現代化、重点化を図ること、少人数による観察・実験が可能となるよう配慮すること、教員それぞれの多様な指導に柔軟に対応できる基準にすること、養護学校の基準を独立してもうけること、を基本方針として、高等学校及び特殊教育諸学校高等部の理科及び数学に関する教育のための設備の基準の改訂について提言。
太田次郎	赤松良子	①産業社会の進展等に伴う教育内容の変化及び指導方法の改善に対応することのできるよう、高等学校の職業学科等の実験・実習のための施設・設備について改善充実を図ること、②高等学校の学習指導要領の改訂の趣旨に沿い、その趣旨を教育現場に十分生かすこと、③総合学科の設置や学校の弾力的なカリキュラム編成に対応することを基本的な考え方として、高等学校における産業教育に関する施設及び設備の基準の改訂について提言。
木村 孟	町村信孝	専門高校における教育の改善・充実の具体的方策として、新教科「情報」「福祉」の創設や、各専門教科・科目の改善について提言。その他、地域や産業界とのパートナーシップの確立や資格取得、進路指導の改善充実、大学等との接続等の改善方策を提言。

【教育課程審議会】

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について	平8・8・27	奥田幹生	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について (答申)	平10・7・29
児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について	平11・12・17	中曽根弘文	児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について (答申)	平12・12・4

【教育職員養成審議会】

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
新たな時代に向けた教員養成の改善方策について	平8・7・29	奥田幹生	新たな時代に向けた教員養成の改善方策について(第1次答申)	平9・7・28

会長	文部大臣	答申・建議等内容
三浦朱門	町村信孝	教育課程の基準の改善のねらいとして、①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること、②自ら学び、自ら考える力を育成すること、③ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること、④各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること、を掲げ、「総合的な学習の時間」の創設等を提言。
木村 孟	大島理森	評価の機能とこれからの評価の基本的な考え方として、「目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)」を一層重視することを提言。 指導要録の取扱いとして、「総合所見及び指導上参考となる諸事情」及び「総合的な学習の時間を評価する欄」の新設などを提言。 児童生徒の学習状況を客観的に評価するための方策として、評価基準、評価方法等の研究開発、全国のかつ総合的な学力調査の実施を提言。 教育課程の実施状況等から見た学校の自己点検・自己評価の推進を提言。

会長	文部大臣	答申・建議等内容
蓮見音彦	小杉 隆	これからの時代に求められる学校教育を実現することや、学校を取り巻く諸問題に対応するため、教員が新たな資質能力を身に付けることが求められていることを踏まえ、教員養成カリキュラムの在り方については選択履修方式の導入を柱とする構造転換を図るとともに、様々な社会的要請を踏まえた教育内容の改善方策を提言。また、特別非常勤講師制度をはじめとするカリキュラム以外の教員免許制度の弾力化についても、行政分野における規制緩和の流れ等を踏まえつつ提言。

過去の主な廃止審議会(教育課程審議会、教育職員養成審議会)

九七一

三 主な審議会等の諮問・答申等の一覧

九七〇



諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について －現職教員の再教育の推進－ （第2次答申）	平10・10・29
			養成と採用・研修との連携の円滑化について（第3次答申）	平11・12・10
			養護教諭の養成カリキュラムの在り方について（報告）	平9・12・18

〔大学審議会〕

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について（諮問1）	昭62・10・29	塩川正十郎	夜間に教育を行う博士課程等について（答申）	平5・9・16
			大学入試の改善に関する審議のまとめ（報告）	平5・9・16

会長	文部大臣	答申・建議等内容
蓮見音彦	有馬朗人	現職教員の資質能力の向上の観点から、可能な限り多くの現職教員が多様な形態で修士レベルの教育を受けることができるよう、修士課程の制度の弾力化や教育内容・方法の充実・柔軟化等の改善を図ることや、現職教員の修士課程在学・専修免許状取得を促進するための支援措置について提言。
蓮見音彦	中曽根弘文	教員の資質能力は養成・採用・研修の各段階を通じて高められるべきものであり、先行する1次及び2次答申をより実効あるものとしていくためには従来以上に大学、教育委員会、学校との連携・協働が重要であることを踏まえ、採用の改善、研修の見直し、大学と教育委員会等との連携方策の充実、教職課程の充実と教員養成に携わる大学教員の指導力の向上について提言。
蓮見音彦	町村信孝	養護教諭の役割の拡大に伴う資質を担保するため、養護教諭の専門性を生かしたカウンセリング能力の向上を図る内容などについて質・量ともに根本的に充実することを検討する必要があるとして、養護教諭の養成カリキュラムの改善方針やその留意事項について報告。

会長	文部大臣	答申・建議等内容
石川忠雄	赤松良子	社会人の再教育など、大学院に対する要請の高まりを受け、大学院制度の一層の弾力化を図り、夜間に教育を行う博士課程、大学院における科目等履修生制度の導入を提言。
石川忠雄	赤松良子	○大学入試センター試験：大学入試センター試験の基本的な枠組みは改変せず、ある程度永続的に実施するのが適当。円滑な実施と有効な活用を一層促進。 ○各大学における入学者選抜：特色ある多様な入学者選抜の実現と国立大学の受験機会の複数化の改善（原則として分離・分割方式に統一）。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について(諮問1)	昭62・10・29	塩川正十郎	教員採用の改善について（答申）	平6・6・28
			大学運営の円滑化について（答申）	平7・9・18
			大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ（報告）	平8・10・1

会長	文部大臣	答申・建議等内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○推薦入学・選抜方法：学力検査の免除を徹底。</li> <li>・実施時期：2学期半ばの11月以降など、一定の時期以降に。</li> <li>・募集人員：入学定員の占める推薦入学者の割合は、大学については3割、短期大学については5割を超えないことをめやすに。</li> </ul>
石川忠雄	赤松良子	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他大学出身者・社会人・女性等多様な経験・経歴を持つ者を積極的に採用するよう配慮する。</li> <li>○公募制を積極的に活用すること。また、採用に関する情報を収集・提供する機関を整備し、公募制を実施しやすくする仕組みをつくる必要がある。</li> <li>○選考基準については、教育能力を積極的に評価するとともに、研究能力についても論文の質を重視する。</li> <li>○外国人の教員を一層積極的に採用する必要がある。</li> </ul>
石川忠雄	島村宜伸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学長・学部長等のリーダーシップの発揮とそのための諸条件</li> <li>○評議会，教授会の在り方</li> <li>○大学改革を推進するための事務組織の在り方</li> <li>○開かれた大学運営</li> <li>○学校法人における理事会等と教学組織との連携</li> </ul>
石川忠雄	奥田幹生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課程の目的の明確化，体系的カリキュラムの編成，人文社会系大学院の学位授与の促進，「課程博士」の円滑な授与等を図るための方途</li> <li>○既存組織の見直しと新しい学問分野に対応した大学院の組織編制の多様化</li> <li>○学生・教員の流動性を高める工夫</li> <li>○国内の交流・国際交流の促進</li> <li>○評価と競争原理の導入及びそれに基づく重点的整備</li> <li>○施設設備や研究費，教育研究支援など，教育研究環境の改善</li> <li>○奨学金，ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント，特別研究員など，学生の経済的自立の支援</li> </ul>

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について(諮問1)	昭62・10・29	塩川正十郎	大学教員の任期制について(答申)	平8・10・29
			平成12年度以降の高等教育の将来構想について(答申)	平9・1・29
			通信制の大学院について(答申)	平9・12・18
			『遠隔授業』の大学設置基準における取扱い等について(答申)	平9・12・18
			高等教育の一層の改善について(答申)	平9・12・18
			大学入試の改善について(答申)	平12・11・22

会長	文部大臣	答申・建議等内容
		○長期在学コースの導入、高等専門学校卒業者等に対する大学院入学資格の付与など、大学院制度の一層の弾力化について引き続き検討
石川忠雄	奥田幹生	教員の流動性向上による教育研究の活性化、多様な経験を通じた若手教員の育成の観点から、各大学の判断で大学教員に任期制を導入し得ることとする「選択的任期制」をとることが適切との基本方針や、任期制の具体的な在り方等について提言。
石川忠雄	小杉隆	平成21年度までを視野に入れつつ、12年度から16年度までの高等教育の将来構想を提言。 ○今後における高等教育の発展の方向 ○高等教育の規模に関する考え方
石川忠雄	町村信孝	大学院制度の弾力化の一環として新たに通信制の大学院制度(修士課程)の創設と専攻分野・教育方法・終了条件等の制度の概要を提言。
石川忠雄	町村信孝	情報通信技術の進展と高等教育の将来像を視野に入れつつ、当面予想される形態であるマルチメディアを活用して隔地間で行われるテレビ会議式の遠隔授業の制度上の取扱い、特に設置基準上の位置付けについて提言。
石川忠雄	町村信孝	①大学の理念・目標の明確化、②教養教育の重要性の再確認、③学習効果を高める工夫、④教育活動の評価の在り方など、高等教育の質の一層の充実を図るための方策についてまとめるとともに、専門学校卒業者の大学編入学、科目等履修生の既修得単位の在学期間への通算、校地面積基準の緩和などの制度改正についても提言。
鳥居泰彦	大島理森	○大学入学者選抜の改善のための基本的な視点 ・入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし明示した上で、各大学にふさわしい選抜を行い、各大学が「求める学生」を見いだす ・受験生の能力・適性等を多面的に判定(評価尺度の多元化の推進) ・受験機会の複数回化(やり直しのきくシステムの構築) ・公平性についての考え方の見直し等

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
21世紀の大学像と今後の改革方針について	平9・10・31	町村信孝	21世紀の大学像と今後の改革方針について－競争的環境の中で個性が輝く大学－（答申）	平10・10・26
			大学設置基準等の改正について（答申）	平11・3・9
			大学院入学者選抜の改善について（答申）	平11・8・9

会長	文部大臣	答申・建議等内容
		<p>○大学入試センター試験の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験の成績の資格試験的な取扱いの推進及び成績の複数年度利用</li> <li>・試験の年度内複数回実施とリスニングテストの導入</li> <li>・入試日程終了後の試験の成績の受験生本人への開示</li> <li>・高等学校関係者と大学関係者の協議の場の設置等</li> </ul> <p>○各大学における入学者選抜の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集単位の大きくくり化と、その中での多様な選抜方法、評価尺度の導入</li> <li>・受験教科・科目の適切な設定とその内容</li> <li>・アドミッション・オフィス入試の適性かつ円滑な推進等</li> </ul>
石川忠雄	有馬朗人	<p>大学改革の4つの基本理念を示し、具体的な改革方針を提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①課題探求能力の育成－教育研究の質の向上－</li> <li>②教育研究システムの柔構造化－大学の自律性の確保－</li> <li>③責任ある意思決定と実行－組織運営体制の整備－</li> <li>④多元的な評価システムの確立－大学の個性化と教育研究の不断の改善－</li> </ul>
石川忠雄	有馬朗人	<p>単位互換における上限単位数の設定など、「21世紀の大学像と今後の改革方針について」（答申）を受けた大学設置基準等改正要綱を提言。</p>
石川忠雄	有馬朗人	<p>○大学院入学資格の弾力化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各大学院における個人の能力の個別審査による入学資格の付与等</li> </ul> <p>○大学院の入学者選抜方法等の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の調査書に替えて志望理由書や面接を重視する方向での見直し</li> <li>・他大学出身者の比率を高める一層の努力</li> <li>・社会人や留学生を対象とする特別選抜の一層の拡大</li> </ul>

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			大学設置基準等の改正について (答申)	平11・9・6
グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について(諮問2)	平11・11・18	中曽根弘文	グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について (答申)	平12・11・22
			大学設置基準等の改正について (答申)	平12・11・22

【保健体育審議会】

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について	平8・12・10	小杉 隆	生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について (答申)	平9・9・22

会長	文部大臣	答申・建議等内容
		・官公庁、民間企業等の在職者の受入れに際し、退職又は休職を出願又は入学許可の条件としている取扱いの早急な見直し等 (注) 昭和62年10月29日の諮問に対しても答申
石川 忠雄	有馬 朗人	大学等における自己点検及び評価の実施、教育研究活動に関する情報推進など、「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(答申)を受けた大学設置基準等改正要綱を提言。
鳥居 泰彦	大島 理森	高等教育制度及び教育研究水準の両面にわたって国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を目指した改革を進めるため、五つの視点に立って具体的改革方策を提言。 ①グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実 ②科学技術の革新と社会、経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開 ③情報通信技術の活用 ④学生、教員等の国際的流動性の向上 ⑤最先端の教育研究の推進に向けた高等教育機関の組織運営体制の改善と財政基盤の確保
鳥居 泰彦	大島 理森	外国における教員歴、学生の修得単位の扱いなど、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」(答申)を受けた大学設置基準等改正要綱を提言

会長	文部大臣	答申・建議等内容
石川 忠雄	町村 信孝	高齢者人口の増加と少子化等があいまって急速に高齢化が進展するなどの社会変化を踏まえ、生涯にわたる心身の健康の保持増進のため、生涯にわたるスポーツライフ、学校における体育・スポーツ及び健康に関する教育の充実、地域や家庭におけるスポーツ及び健康教育の充実、競技スポーツの振興等の幅広い範囲について提言。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			スポーツ振興投票制度について（審議のまとめ）	平10・10・9
スポーツ振興基本計画の在り方について	平11・9・22	有馬朗人	スポーツ振興基本計画の在り方について－豊かなスポーツ環境を目指して－（答申）	平12・8・9

〔国語審議会〕

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			現代の国語をめぐる諸問題について（報告）	平5・6・8
新しい時代に応じた国語施策の在り方について	平5・11・24	赤松良子	現代社会における敬意表現（答申）	平12・12・8
			表外漢字字体表（答申）	平12・12・8

会長	文部大臣	答申・建議等内容
井村裕夫	有馬朗人	平成10年5月20日にスポーツ振興投票の実施等に関する法律が公布されたことを受けて、スポーツ振興投票制度の実施について提言。
井村裕夫	大島理森	<p>スポーツ振興投票制度の成立などの新たな状況を踏まえつつ、スポーツ振興基本計画の在り方について提言。</p> <p>①生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境の整備充実方策として、総合型地域スポーツクラブの全国展開のための施策</p> <p>②国際競技力の総合的な向上方策として、トップレベル競技者育成ための一貫指導システムやトレーニング拠点の整備等</p> <p>③学校体育・スポーツと総合型地域スポーツクラブ等との連携の促進や、運動部活動の改善・充実等</p>

会長	文部大臣	答申・建議等内容
坂本朝一	森山真弓	現代社会の各分野（言葉遣い、情報化への対応、国際社会への対応等）で国語についてどのようなことが問題とされているのか、問題の所在を明らかにするとともに、どのように対処していけばよいかを提言。諮問「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」につながる。
清水司	町村信孝	現代社会における言葉遣いの核を成すものは、コミュニケーションを円滑にする言葉遣いとしての「敬意表現」であるとの認識に立ち、相互尊重の精神に基づき、相手や場面に配慮して使い分けている言葉遣いのことである敬意表現を中心として、言葉遣いの在り方について示した。
清水司	町村信孝	ワープロ等の急速な普及によって常用漢字表に含まれていない表外漢字の使用が日常化し、表外漢字の字体が問題とされるようになった。表外漢字を使用する場合の「字体選択のよりどころ」となることを目指して、表外漢字1,022字の印刷標準字体を示した。

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
			国際社会に対応する日本語の在り方（答申）	平12・12・8

〔学術審議会〕

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申・建議等事項	答申等年月日
21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について	平2・12・4	保利耕輔	21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について（答申）	平4・7・23
科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について	平10・1・14	町村信孝	科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について－「知的存在感のある国」を目指して－（答申）	平11・6・29

会長	文部大臣	答申・建議等内容
清水司	町村信孝	国際化時代の日本語の在り方を示すとともに、国際化に関わって問題となっている「外来語・外国語増加の問題」や「姓名のローマ字表記の問題」についての考え方を示した。

会長	文部大臣	答申・建議等内容
福井謙一	鳩山邦夫	○学術研究基盤の計画的整備 1 学術研究基盤の計画的整備の必要性 2 科学研究費補助金等の拡充 3 研究設備の整備 4 研究施設の整備 5 研究者の養成・確保 6 学術研究情報流通体制の整備 ○世界に開かれた学術研究体制の整備 1 研究組織の活性化と重点的整備 2 関連研究組織ネットワークと卓越した研究拠点の形成 3 学術研究の社会的協力・連携の推進 4 学術国際交流の推進 5 大型研究の推進 6 人文・社会科学の推進
猪瀬博	有馬朗人	「知的存在感のある国」を目指すべきであるとして、学術研究の振興に当たっての具体的施策として、1 優れた研究者の養成・確保 2 研究組織・体制の機動的な整備 3 競争的研究環境の整備 4 世界水準の研究基盤の整備 5 人文・社会科学の振興と統合的研究の推進 6 学術国際交流の推進 7 社会的連携・協力の推進 8 学術・科学技術の調和 について提言

【測地学審議会】（建議）

建 議 事 項	建 議 年 月 日	会 長	文 部 大 臣
第7次地震予知計画の推進について	平5・7・30	浅田 敏	森山真弓
第5次火山噴火予知計画の推進について	平5・7・30	浅田 敏	森山真弓
第7次地震予知計画の見直しについて	平7・4・20	古在由秀	与謝野馨
アジアモンスーンエネルギー水循環観測研究（GAME）の実施について	平7・6・26	古在由秀	与謝野馨
地球科学における重点的課題とその推進について	平7・6・26	古在由秀	与謝野馨
地震予知のための新たな観測研究計画の推進について	平10・8・5	古在由秀	有馬朗人
第6次火山噴火予知計画の推進について	平10・8・5	古在由秀	有馬朗人

過去の主な廃止審議会（学術審議会、測地学審議会）

【学術審議会】（建議）

建 議 事 項	建 議 年 月 日	会 長	文 部 大 臣
がん研究の今後の推進方策について	平5・7・28	福井謙一	森山真弓
学術国際交流の推進について	平6・7・21	福井謙一	与謝野馨
地球環境科学の推進について	平7・4・17	福井謙一	与謝野馨
卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成について	平7・7・20	福井謙一	与謝野馨
21世紀に向けての研究者の養成・確保について	平8・7・29	猪瀬 博	奥田幹生
大学図書館における電子図書館的機能の充実・強化について	平8・7・29	猪瀬 博	奥田幹生
学術研究における評価の在り方について	平9・12・9	猪瀬 博	町村信孝
情報学研究の推進方策について	平10・1・14	猪瀬 博	町村信孝
大学等におけるバイオサイエンス研究の推進について	平12・2・1	猪瀬 博	中曽根弘文

三 主な審議会等の諮問・答申等の一覧



〔著作権審議会〕（報告）

委員会名	報告事項	報告年月日	主査
権利の集中管理小委員会	著作権等の管理制度全体の在り方	平12・1・21	紋谷暢男
国際小委員会	情報技術（IT）、電子商取引の進展に対応した国際著作権政策の在り方	平12・11・16	齊藤博
第1小委員会	マルチメディア関係等	平4・3・30	阿部浩二
	WIPO新条約関係等	平10・12・10	齊藤博
	権利の執行・罰則関係等	平11・12・9	齊藤博
	権利侵害の救済・罰則等関係等	平12・12・8	齊藤博
第9小委員会	コンピュータ創作物関係	平5・11・4	齊藤博

〔文化財保護審議会〕（報告）

委員会名	報告事項	報告年月日	座長
文化財保護企画特別委員会	時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について	平6・7・15	加藤秀俊

会長	報告内容
北川善太郎	著作権等の管理制度全体の在り方について、仲介業務法の改正を行うに当たっての制度上の指針を示すことを目的として報告。
北川善太郎	情報技術（IT）、電子商取引の進展といった急速に変化する状況から生ずる課題を総合的に整理した上で、国際的な著作権政策を展開していくに当たっての基本方針及び重要課題に関する施策の在り方を明らかにすることを目的として報告。
伊藤正巳	①電子出版の展望と著作者等の管理、②メディアの複合化と著作者等の権利、③映画の二次的利用に伴う実演家の権利、④映画の二次的利用に伴う映画監督等の権利、⑤音楽の著作物の再生演奏に関する権利、⑥写真の著作物の保護期間の延長について報告。
北川善太郎	①著作物等一般に対する頒布権について、②「公衆への伝達権」について、③音楽の著作物の演奏権に係る経過措置について報告。
北川善太郎	デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物利用形態の変化や著作権制度に係る国際的動向を踏まえ、著作権法改正事項として、①権利の執行・罰則、②障害者の著作物利用に係る権利制限規定の見直し、③保護期間の延長等について報告。
北川善太郎	デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物利用形態の変化や著作権制度に係る国際的動向を踏まえ、①サービス・プロバイダーの法的責任、②国等の著作物に係る著作権の制限、③WIPO実演・レコード条約の締結に係る改正事項について報告。
伊藤正巳	コンピュータ創作物に関する著作権問題に対応するため、コンピュータ創作物の種類や作成の実態、各コンピュータ創作物に固有の状況について、国際的及び国内的な動向に留意しつつ検討を行い報告。

会長	報告内容
鈴木勲	文化財の保護の対象・保護措置の拡大、文化財の保存伝承基盤の充実、文化財の活用の推進、文化財の国際交流・協力の推進、文化財保護行政の体系化と機能の強化について提言。

過去の主な廃止審議会（著作権審議会、文化財保護審議会）

九八九

三 主な審議会等の諮問・答申等の一覧

九八八

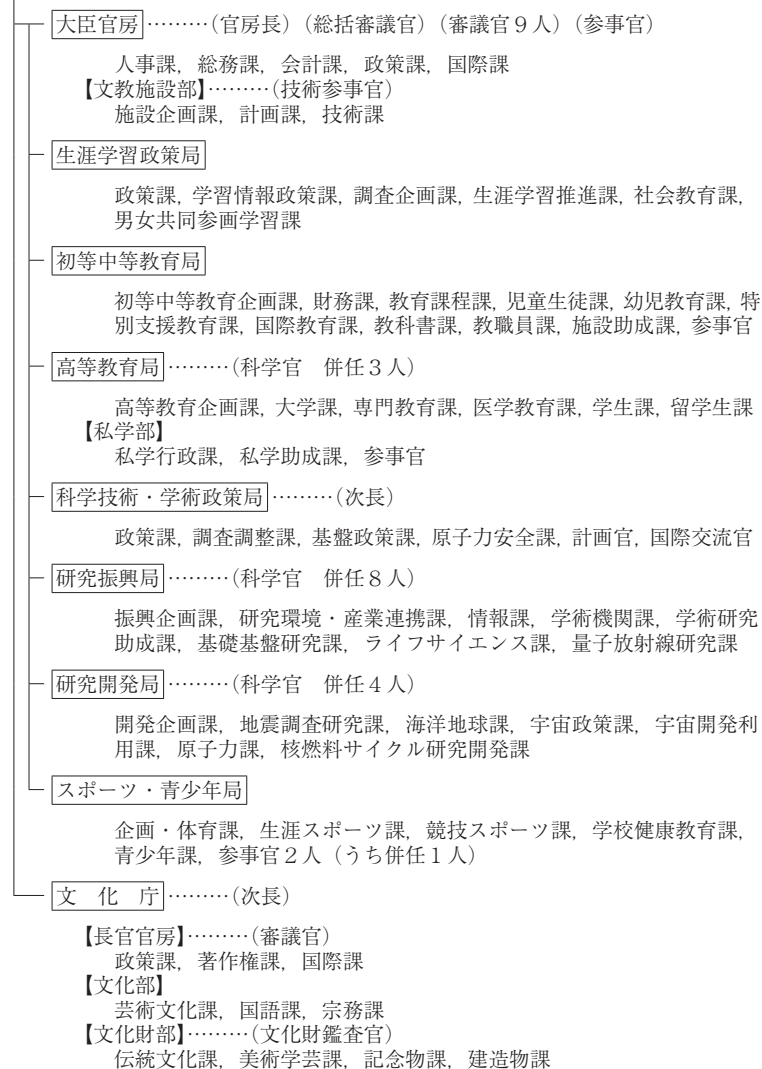
【図2】 2001年

平成13年1月 中央省庁再編・文部科学省発足時点（平成11・7・16法律第96号）  
（平成12・6・7政令第251号）

(一)

文部科学省等の機構の変遷

### 文部科学省



九九一

## 四 文部科学省の組織の変遷等

### (一) 文部科学省等の機構の変遷

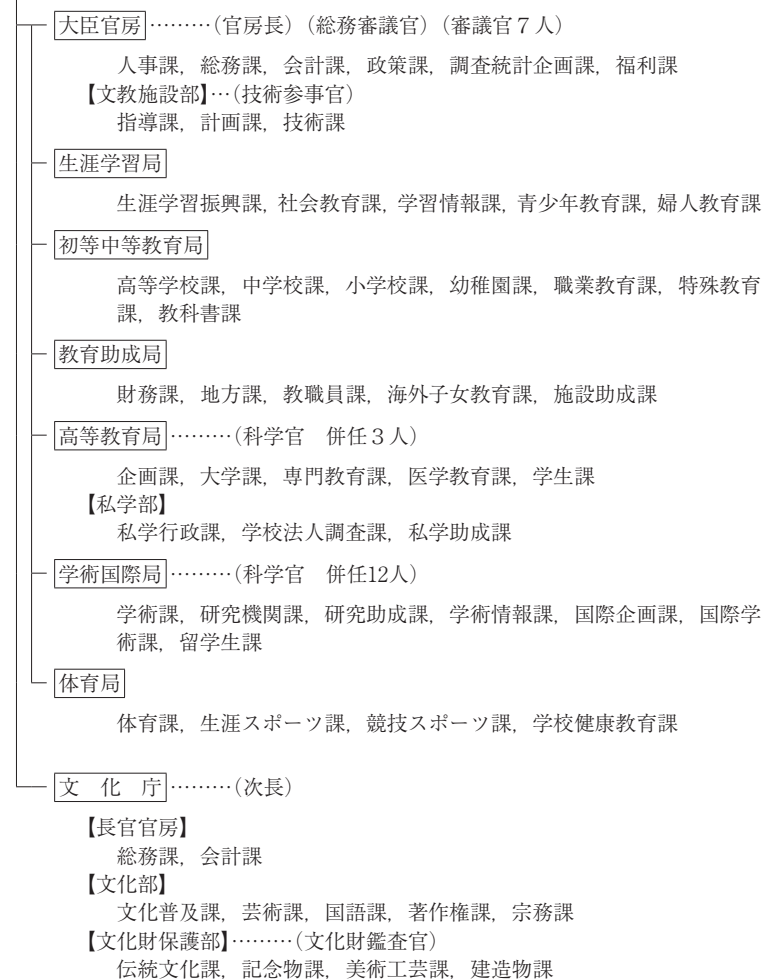
【図1】 1992年

平成4年4月時点 (昭和63・6・17政令197号)

四

文部科学省の組織の変遷等

### 文部省



九九〇

【参考】局課変動表(平成4年以降)

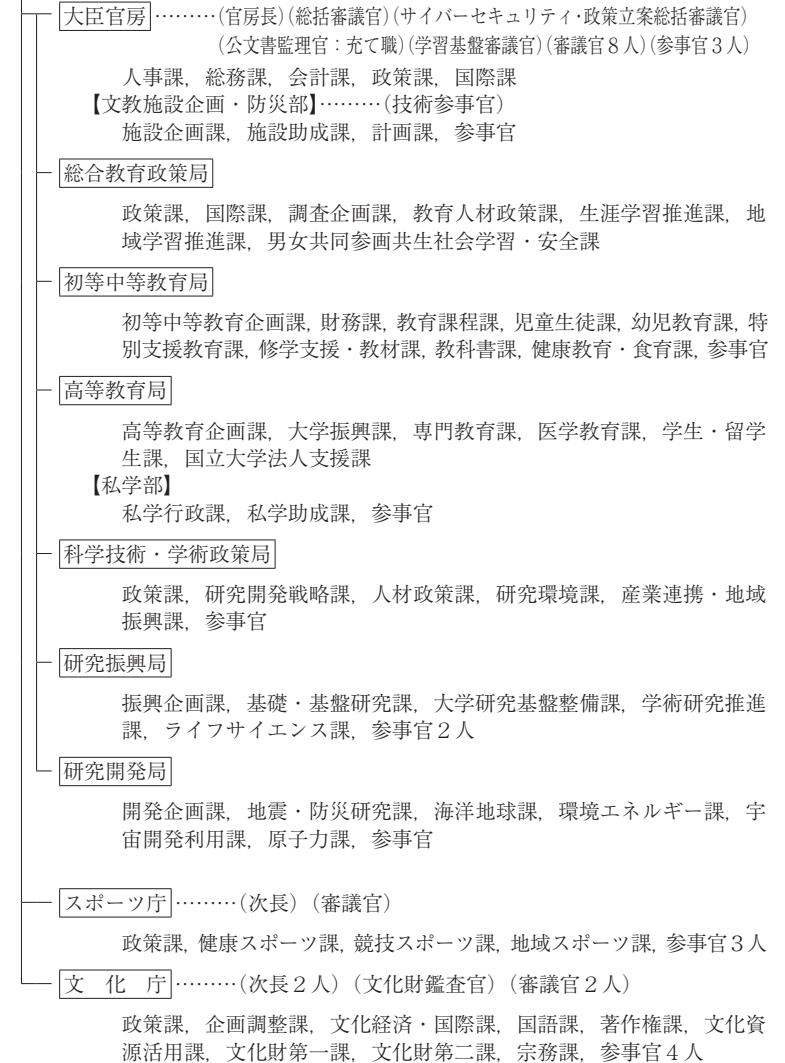
- この表は、平成4年4月から令和4年3月までの文部省及び文部科学省の本省及び外局の内部部局の局課組織の変動を示したものである。
- 文部省組織令及び文部科学省組織令以上の局課組織及び官職について記載し、他は割愛した。

平成6年(7・1政令208号) ※同日施行
＜文化庁文化部＞文化普及課、芸術課 → 芸術文化課、地域文化振興課
平成10年(6・24政令223号) ※同年7・1施行
＜大臣官房＞審議官7人 → 審議官6人
＜生涯学習局＞婦人教育課 → 男女共同参画学習課
＜文化庁長官官房＞審議官(新設)
会計課 → 著作権課(文化部から移管)、国際著作権課
平成13年(平成11・7・16法律第96号/平成12・6・7政令251号) ※平成13・1・6施行
【図2】中央省庁再編(平成13・1・6)
文部科学省発足
大臣、副大臣2人、大臣政務官2人、事務次官、文部科学審議官2人の下に内部部局
平成15年(3・28政令98号) ※同年4・1施行
＜研究開発局＞地震調査研究課 → 地震・防災研究課
平成16年(4・1政令128号) ※同日施行
＜文教施設部＞ → ＜文教施設企画部＞
＜文教施設部＞技術課 → ＜文教施設企画部＞施設助成課、参事官
＜生涯学習政策局＞学習情報政策課 → 参事官
＜初等中等教育局＞施設助成課 → (文教施設企画部へ移管)
＜高等教育局＞大学課、学生課、留学生課 → 大学振興課、学生支援課、国立大学法人支援課
＜高等教育局＞＜研究振興局＞＜研究開発局＞科学官 → (廃止)
平成17年(4・1政令115号) ※同日施行
＜大臣官房＞政策評価審議官(新設)
＜研究振興局＞量子放射線研究課 → (廃止)
＜研究開発局＞宇宙政策課、原子力課、核燃料サイクル研究開発課 → 原子力計画課、原子力研究開発課、参事官
＜文化庁文化財部＞建造物課 → 参事官
平成21年(3・31政令69号) ※同年4・1施行
＜高等教育局＞学生支援課 → 学生・留学生課
平成22年(4・1政令87号) ※同日施行
＜研究開発局＞原子力計画課、原子力研究開発課 → 原子力課、環境エネルギー課
平成23年(11・28政令350号) ※同日施行
＜研究開発局＞参事官1人 → 参事官2人(うち1人は設置期限26・3・31まで)
平成23年(3・31政令67号) ※同年4・1施行
＜科学技術・学術政策局＞調査調整課 → 産業連携・地域支援課
＜研究振興局＞研究環境・産業連携課、基礎基盤研究課 → 基礎研究振興課、基盤研究課
＜スポーツ・青少年局＞企画・体育課、生涯スポーツ課 → スポーツ・青少年企画課、スポーツ振興課
平成24年(7・11政令187号) ※同年7・12施行
＜研究開発局＞参事官2人 → 参事官1人
平成24年(9・14政令235号) ※同年9・19施行
＜科学技術・学術政策局＞原子力安全課 → 放射線対策課

【図3】 2022年

令和4年4月現在 (令和4・3・25政令第95号)

文部科学省



四 文部科学省の組織の変遷等

九九二

(一) 文部科学省等の機構の変遷、局課変動表

九九三

(二) 歴代文部科学大臣等の一覧

(令和4年3月31日現在)

(二) 歴代文部科学大臣等の一覧

歴代文部大臣

文 部 大 臣	在 任 期 間
鳩 山 邦 夫	平成3・11・5 ～ 平成4・12・12
森 山 眞 弓	同 4・12・12 ～ 同 5・8・9
赤 松 良 子	同 5・8・9 ～ 同 6・6・30
与 謝 野 馨	同 6・6・30 ～ 同 7・8・8
島 村 宜 伸	同 7・8・8 ～ 同 8・1・11
奥 田 幹 生	同 8・1・11 ～ 同 8・11・7
小 杉 隆	同 8・11・7 ～ 同 9・9・11
町 村 信 孝	同 9・9・11 ～ 同 10・7・30
有 馬 朗 人	同 10・7・30 ～ 同 11・10・5
中 曾 根 弘 文	同 11・10・5 ～ 同 12・7・4
大 島 理 森	同 12・7・4 ～ 同 12・12・5
町 村 信 孝	同 12・12・5 ～ 同 13・1・5

歴代文部科学大臣

文 部 科 学 大 臣	在 任 期 間
町 村 信 孝	平成13・1・6 ～ 平成13・4・26
遠 山 敦 子	同 13・4・26 ～ 同 15・9・22
河 村 建 夫	同 15・9・22 ～ 同 16・9・27
中 山 成 彬	同 16・9・27 ～ 同 17・10・31
小 坂 憲 次	同 17・10・31 ～ 同 18・9・26
伊 吹 文 明	同 18・9・26 ～ 同 19・9・26
渡 海 紀 三 朗	同 19・9・26 ～ 同 20・8・2
鈴 木 恒 夫	同 20・8・2 ～ 同 20・9・24
塩 谷 立	同 20・9・24 ～ 同 21・9・16
川 端 達 夫	同 21・9・16 ～ 同 22・9・17
高 木 義 明	同 22・9・17 ～ 同 23・9・2
中 川 正 春	同 23・9・2 ～ 同 24・1・13
平 野 博 文	同 24・1・13 ～ 同 24・10・1

九九五

平成25年(3・29政令104号) ※同年4・1施行
<科学技術・学術政策局>放射線対策課 → (廃止)
平成25年(6・26政令189号) ※同年7・1施行
<生涯学習政策局>調査企画課 → 情報教育課 <科学技術・学術政策局>基盤政策課、計画官、国際交流官 → 企画評価課、人材政策課、研究開発基盤課 <研究振興局>情報課、基盤研究課 → 参事官2人
平成27年(9・18法律214号/9・18政令328号) ※同年10・1施行
<スポーツ庁>発足、<スポーツ・青少年局>廃止 <スポーツ庁>次長1人、審議官1人、政策課、健康スポーツ課、競技スポーツ課、国際課、オリンピック・パラリンピック課、参事官2人 <大臣官房>参事官1人 → 参事官2人 <生涯学習政策局>青少年教育課(新設) <初等中等教育局>健康教育・食育課(新設) <科学技術・学術政策局>次長 → (廃止)
平成28年(3・31政令116号) ※同年4・1施行
<大臣官房>政策評価審議官 → サイバーセキュリティ・政策評価審議官
平成30年(3・30政令84号) ※同年4・1施行
<大臣官房>サイバーセキュリティ・政策評価審議官 → サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
平成30年(9・27政令266号) ※同年10・1施行
<文化庁>改組して部制を廃止 次長1人、審議官1人 → 次長2人、審議官2人、文化財鑑査官(文化財部から移管) <文化庁(改組後)>政策課、企画調整課、文化経済・国際課、国語課、著作権課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、宗務課、参事官2人
平成30年(10・1政令287号) ※同年10・16施行
<総合教育政策局>発足、<生涯学習政策局>廃止 <総合教育政策局>政策課、教育改革・国際課、調査企画課、教育人材政策課、生涯学習推進課、地域学習推進課、男女共同参画共生社会学習・安全課 <大臣官房>参事官2人 → 参事官3人 <文教施設企画部> → <文教施設企画・防災部> <初等中等教育局>国際教育課、教職員課 → 情報教育・外国語教育課
平成31年(3・25政令55号) ※同年4・1施行
<大臣官房>公文書監理官(新設:充て職)
令和2年(3・30政令81号) ※同年4・1施行(文化庁)、※同年10・1施行(総合教育政策局)
<文化庁>参事官2人 → 参事官4人 <総合教育政策局>教育改革・国際課 → 国際教育課
令和3年(3・31政令80号) ※同年4・1施行
<大臣官房>審議官9 → 学習基盤審議官、審議官8 <科学技術・学術政策局>参事官1人(新設:設置期限は令和8・3・31まで)
令和3年(9・24政令259号) ※同年10・1施行
<初等中等教育局>情報教育・外国語教育課 → 修学支援・教材課 <科学技術・学術政策局>企画評価課、研究開発基盤課、産業連携・地域支援課 → 研究開発戦略課、研究環境課、産業連携・地域振興課 <研究振興局>基盤研究振興課、学術機関課、学術研究助成課 → 基礎・基盤研究課、大学研究基盤整備課、学術研究推進課
令和4年(3・25政令95号) ※同年4・1施行
【図3】<スポーツ庁>国際課、オリンピック・パラリンピック課、参事官2人 → 地域スポーツ課、参事官3人

四 文部科学省の組織の変遷等

九九四

## 五 学校系統図

第1図	明治6年
第2図	明治14年
第3図	明治25年
第4図	明治33年
第5図	明治41年
第6図	大正10年
第7図	昭和19年
第8図	昭和25年
第9図	平成4年
第10図	令和4年

### 凡 例

- この図は、明治5年学制公布以後の我が国の学校制度上重要な改革の行われた時期における学校系統を図示したものである。
- 年齢は満計算による。
- 修業年限・入学資格のはっきりしないもの（各種学校を含む。）は原則として省略した。
- 修業年限の限定されていないものは図の上部をあけるか又は点線で示した。
- 研究科・専攻科は原則として記載したが、別科・選科等は省略した。
- 同一の学校の中の予科・本科等の区別は点線によって示した。
- 義務教育とされているものは太線で囲んだ。
- 図に示した各学校の幅はその規模（学校数・児童生徒学生数）に比例しない。
- 第1図から第9図は、図、説明ともおおむね学制百二十年史の相当部分を踏襲した。

## 歴代文部科学大臣

文 部 科 学 大 臣	在 任 期 間
田 中 眞 紀 子	平成24・10・1 ～ 平成24・12・26
下 村 博 文	同 24・12・26 ～ 同 27・10・7
馳 浩	同 27・10・7 ～ 同 28・8・3
松 野 博 一	同 28・8・3 ～ 同 29・8・3
林 芳 正	同 29・8・3 ～ 同 30・10・2
柴 山 昌 彦	同 30・10・2 ～ 令和元・9・11
萩 生 田 光 一	令和元・9・11 ～ 同 3・10・4
末 松 信 介	同 3・10・4 ～

## 系統図説明

## 第1図

明治6年10月現在一学制を中心とした（実際には未設置のものがあり、また学制によらない旧来の学校があった。）。

小学校は小学私塾が多く、幼稚小学等は実現をみなかった。諸民学校は修業年限不明である。師範学校は20～25歳の入学であった。「外国教師ニテ教授スル医学校」は中小学卒業で入学と定められていた。大学は設置されなかった。

## 第2図

明治14年9月現在一教育令改正（明治13年12月）を中心としてその直後の師範学校教則大綱（14年8月）までを含めて作成した。

府県立の師範学校は、小学中等科卒業17歳または15歳で入学できた。

入学資格、修業年限がまちまちで図示し得ないが、専門学校として東京外国語学校・青森専門学校・金沢専門学校等があった。大学は医学部が5年、法・文・理学部が4年であった。

## 第3図

明治25年4月現在一小学校令改正（明治23年10月）を中心としその直後の中学校令改正・師範学校令改正（ともに25年4月施行）までを含めて作成した。

高等中学校は法学部が3年、医学部は4年で、師範学校は、男子は17～20歳入学、女子は15～20歳入学であった。大学は医・法科大学が4年、文・理・工・農科大学および薬学科は3年で、大学院は5年となっていた。

## 第4図

明治33年9月現在一師範教育令（明治30年）中学校令・高等女学校

令・実業学校令（明治32年）等が公布され、ついで小学校令が改正（明治33年9月施行）されて、学制のほぼ整備された時期である。

徒弟学校は12歳以上で入学となっている。高等女学校は1年伸縮ができ、高等学校には専門学部として法・医・工の各学部がある。師範学校の簡易科は男子のみで修業年限は2年4か月である。高等師範学校は師範・中学卒業で入学、女子高等師範学校は師範女子部・高女4年卒業17～22歳で入学となっている。図示したもののほか実業学校教員養成所（師範・中学・実業学校卒業17歳で入学し、農業1年、商業2年、工業3年）があった。

## 第5図

明治41年4月現在一小学校令が改正（明治41年4月施行）されて、義務教育年限が6年に延長された時期である。

専門学校は中学卒業のほか、高女卒業で入学できた。この図のほかに実業学校教員養成所および臨時教員養成所（中学・高女4年卒業で入学、ともに修業年限は2年）があった。

## 第6図

大正10年4月現在一中学校令改正・高等学校令・大学令（いずれも大正8年4月施行）を中心として作成した。

中学校には尋常小学校5年修了で、高等学校には中学校4年終了で各々入学する道も開かれていた。実業教育関係では、職業学校規程の施行（大正10年4月）、徒弟学校規程の廃止（同月）、実業補修学校の前期・後期の設置（同月施行）をみた。

実業学校は、一部を除いて甲種乙

種の呼称が廃止された。

## 第7図

昭和19年4月現在一国民学校令（昭和16年4月施行）を中心とし師範教育令改正（19年4月施行）までを含めて作成した。

国民学校の高等科までの義務制は19年2月の戦時特例により実施されなかったため、義務制の枠からはずした。青年学校は男子は19歳まで義務制（ただし中学校等の在学者または卒業者は免除）で、本科は男子は4年、女子は2年に短縮できることになっていた。師範学校・青年師範学校の本科は予科・中学・高女卒業で入学した。大学・専門学校・高等師範学校等の修業年限は、昭和19年度には実際には、6か月臨時短縮されていた。

## 第8図

昭和25年4月現在一学校教育法（昭和22年4月公布）を中心とし、23年の盲学校・聾学校の義務制実施（中等部段階は29年）、25年の短期大学の発足までを含めて作成した。高等学校の定時制の修業年限は昭和25年に4年以上と改正された。

## 第9図

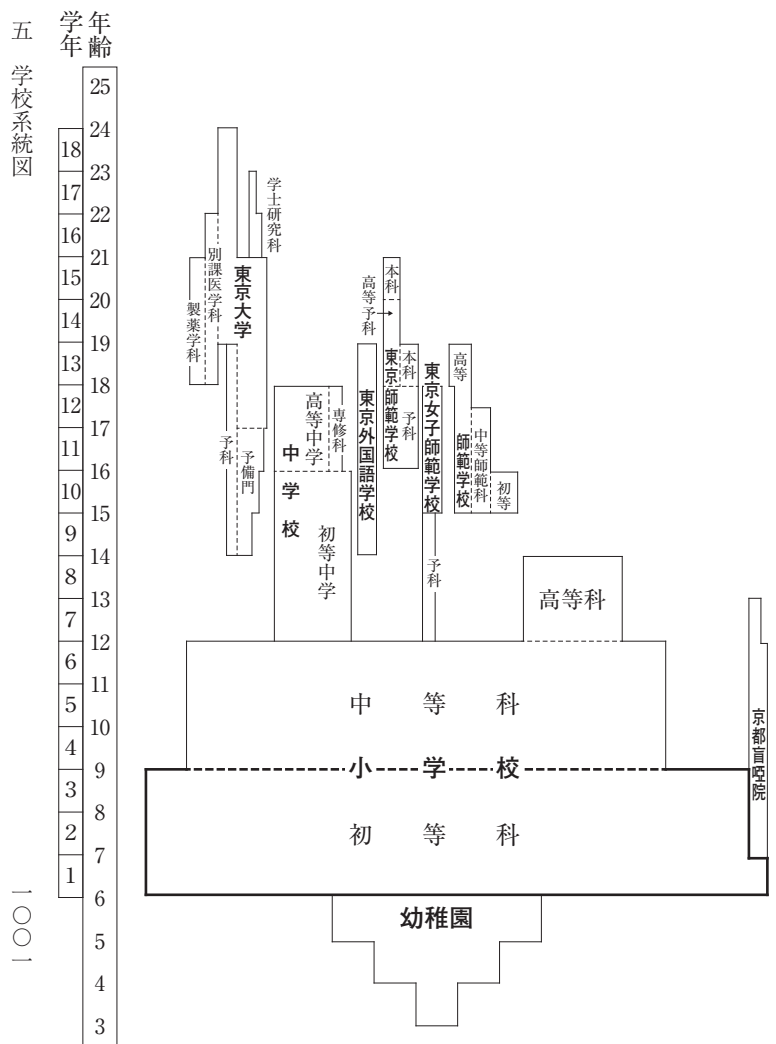
平成4年4月現在一学校教育法等に基づく戦後の教育制度が定着してきた時期であり、昭和37年4月の高等専門学校、昭和51年1月の専修学校の制度創設、昭和54年4月の養護学校の義務制実施、平成3年7月の高等専門学校の専攻科設置までを含めて作成した。

高等学校については、昭和36年10月に通信制課程が独立し、平成元年4月からは定時制・通信制課程の修業年限が3年以上となっている。

## 第10図

令和4年3月現在一平成11年4月に中高一貫の中等教育学校、平成28年4月には小中一貫の義務教育学校の制度が創設された。平成19年4月には盲学校・聾学校・養護学校が一本化して特別支援学校に移行した。幼児教育の関係では、平成18年10月に内閣府との連携の下、幼児教育と保育を一体的に行う認定こども園制度が新たに導入されている。高等教育関係では、平成15年4月に高度専門職業人の養成を図る専門職大学院、平成31年4月に実践的な職業教育に重点を置く専門職大学・専門職短期大学の制度が創設された。

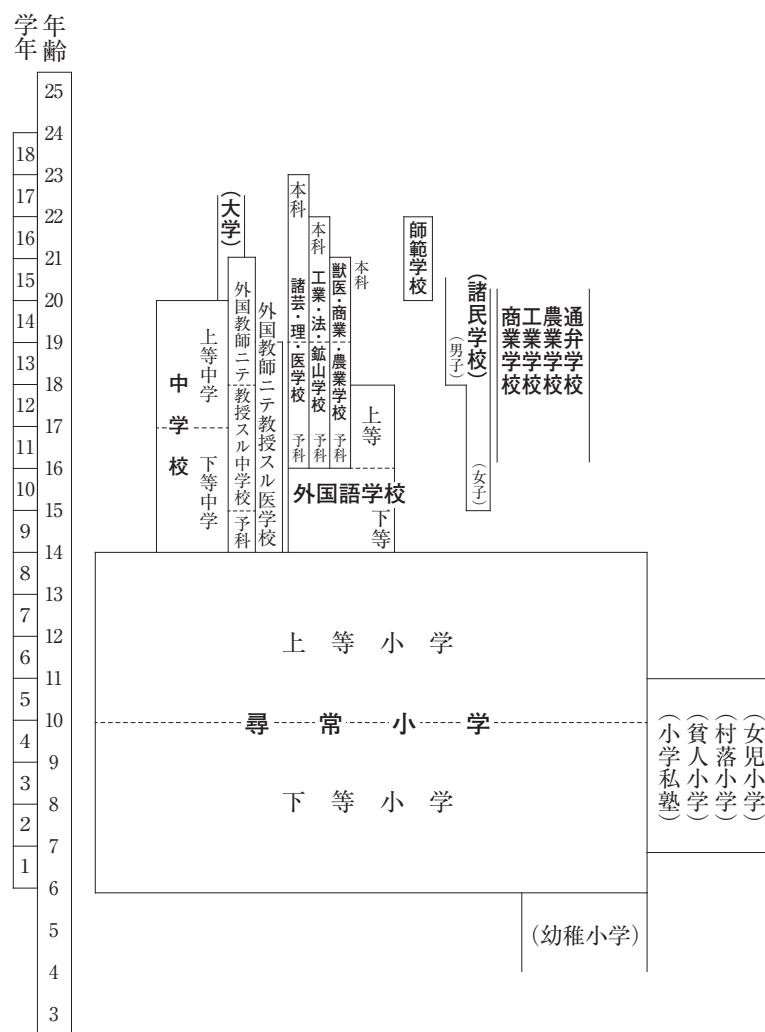
第2図 明治14年



五 学校系統図

一〇〇一

第1図 明治6年  
(学制による制度)



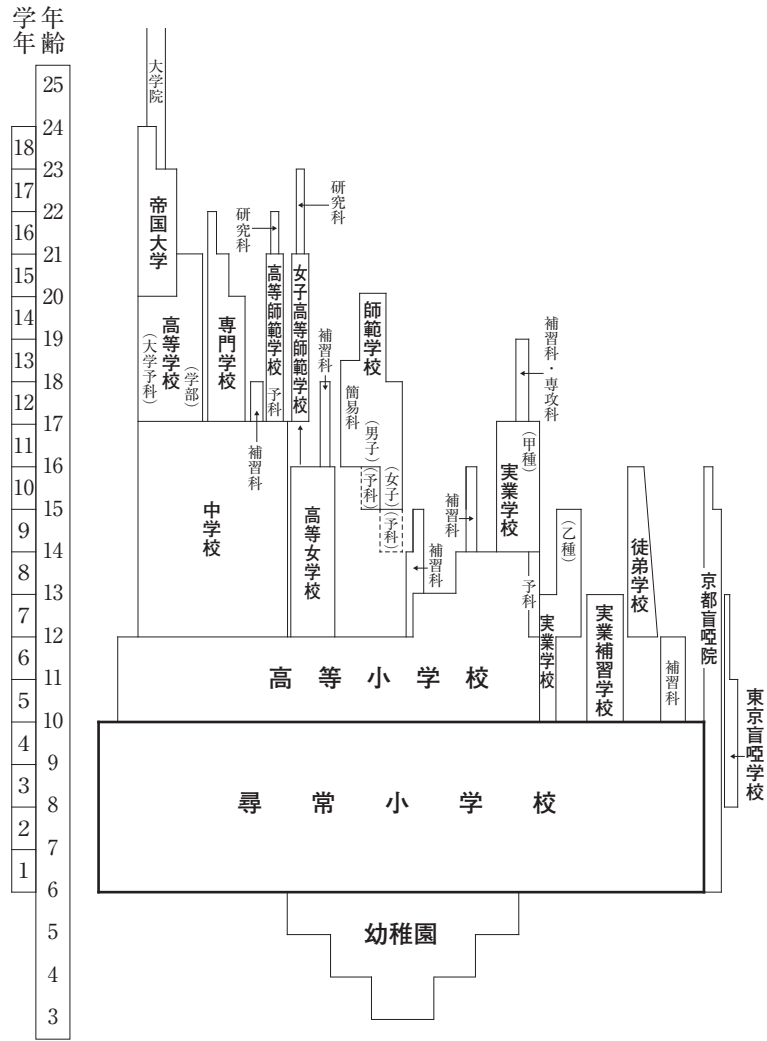
五 学校系統図

一〇〇〇

第4図 明治 33 年

五 学校系統図

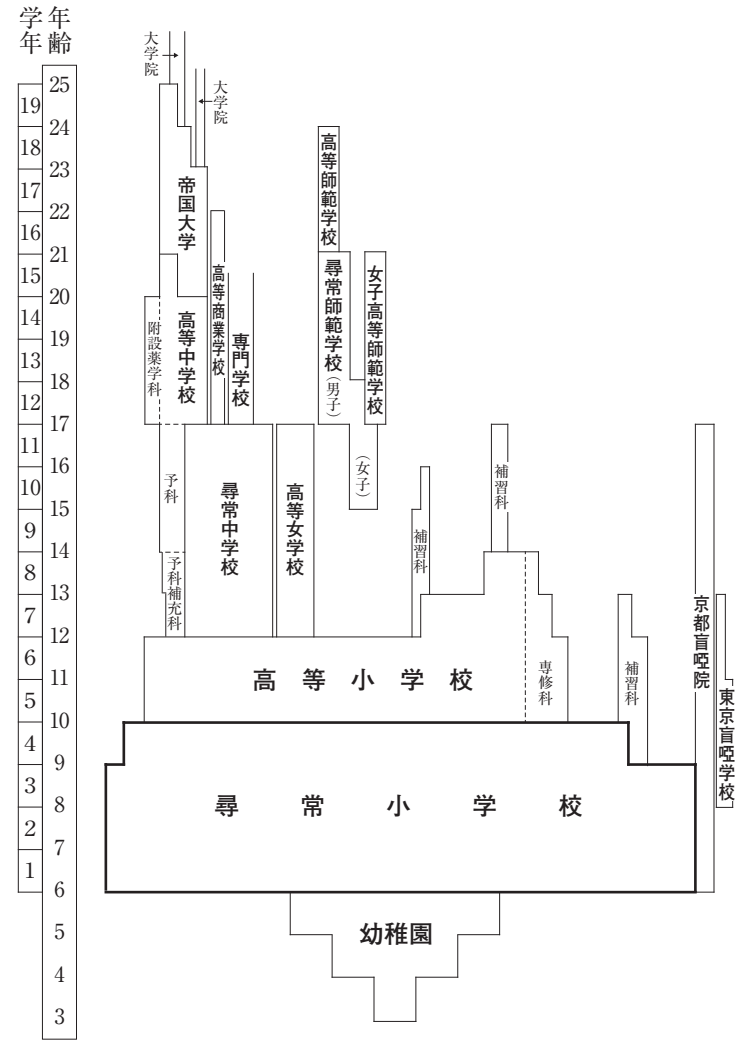
一〇〇三



第3図 明治 25 年

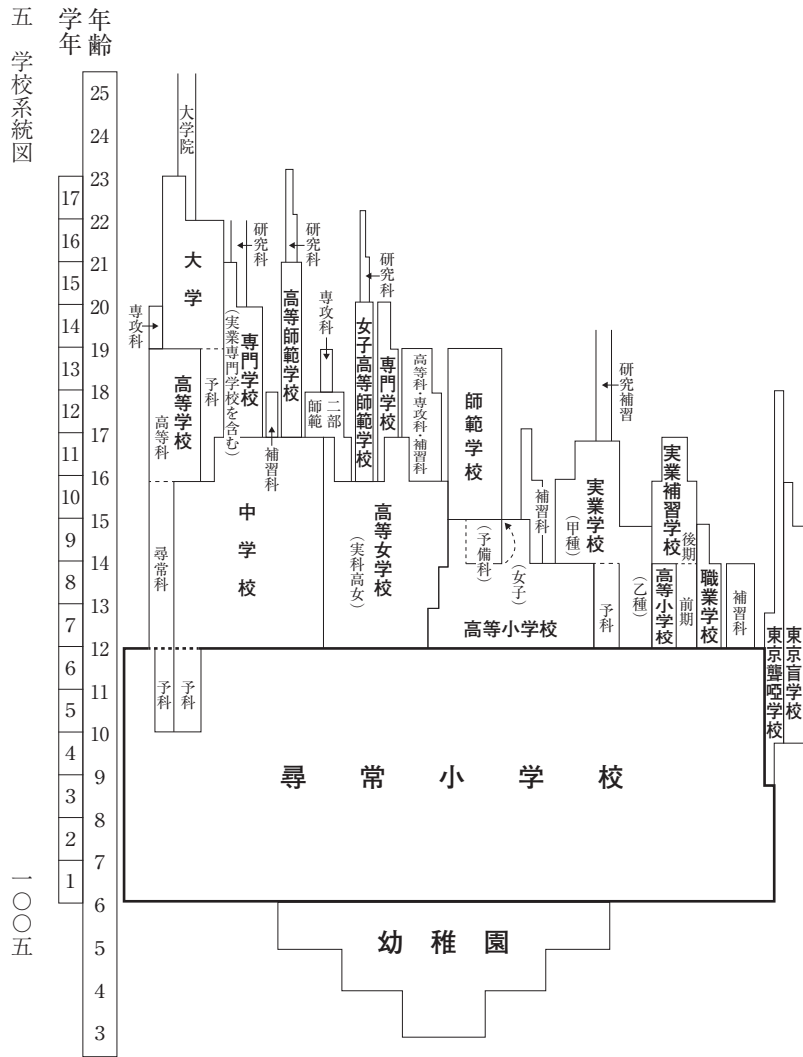
五 学校系統図

一〇〇二

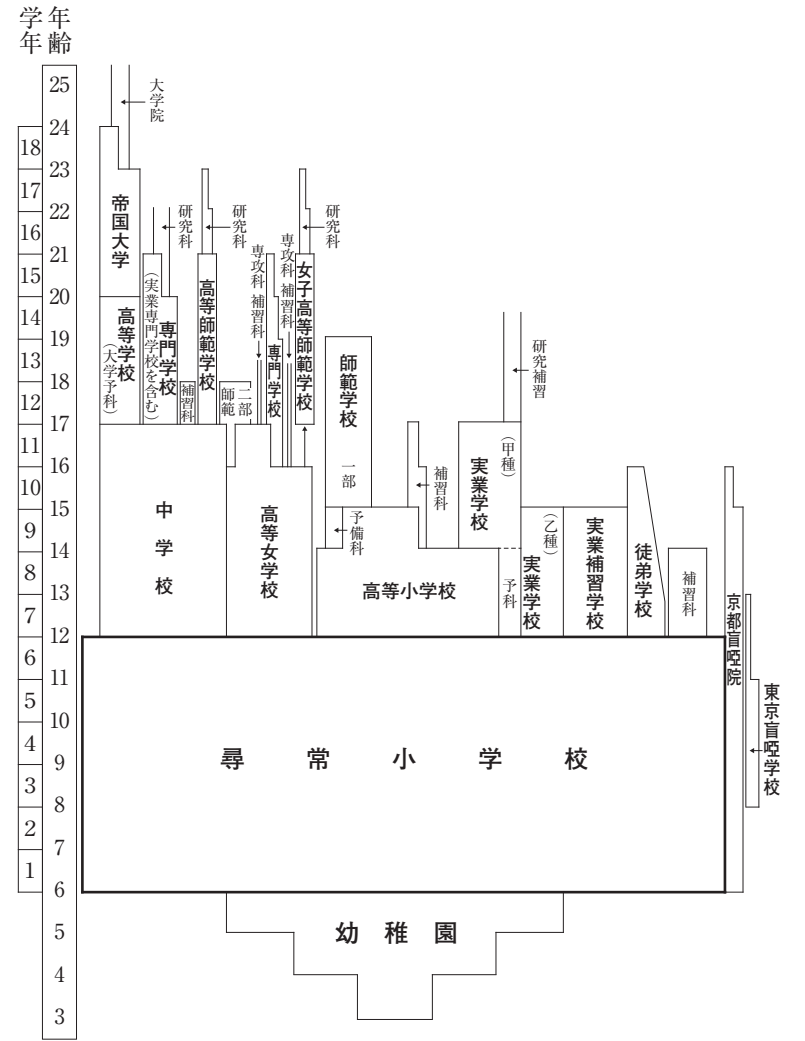




第6図 大正 10 年

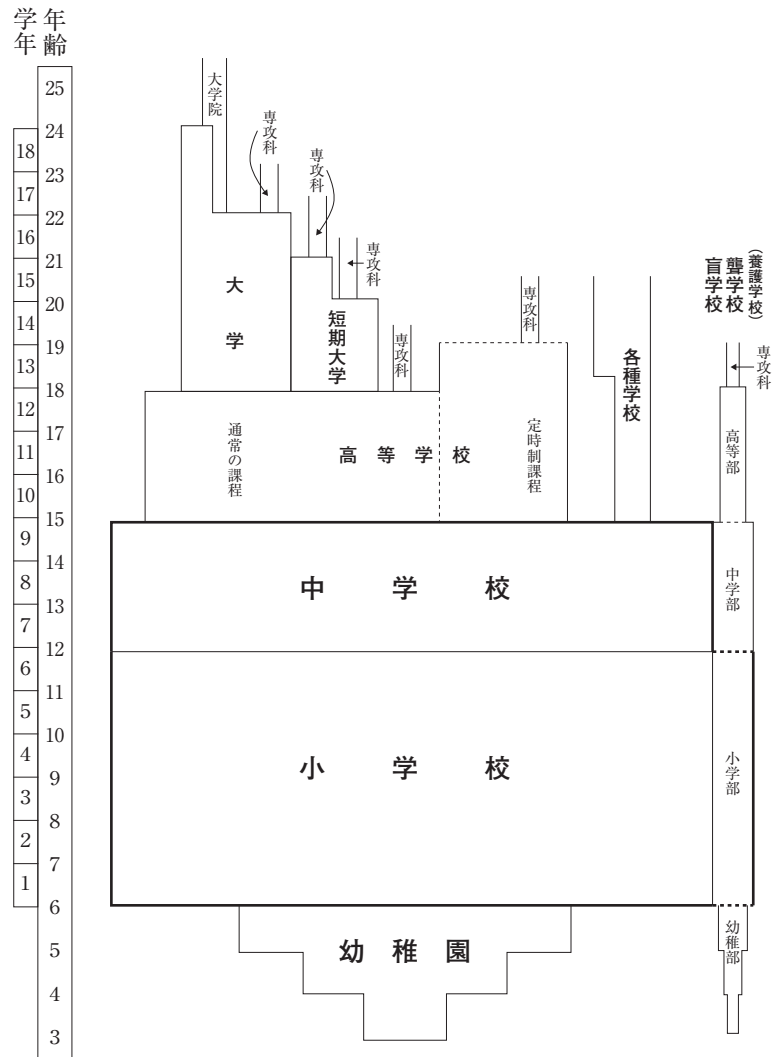


第5図 明治 41 年



第8図 昭和25年

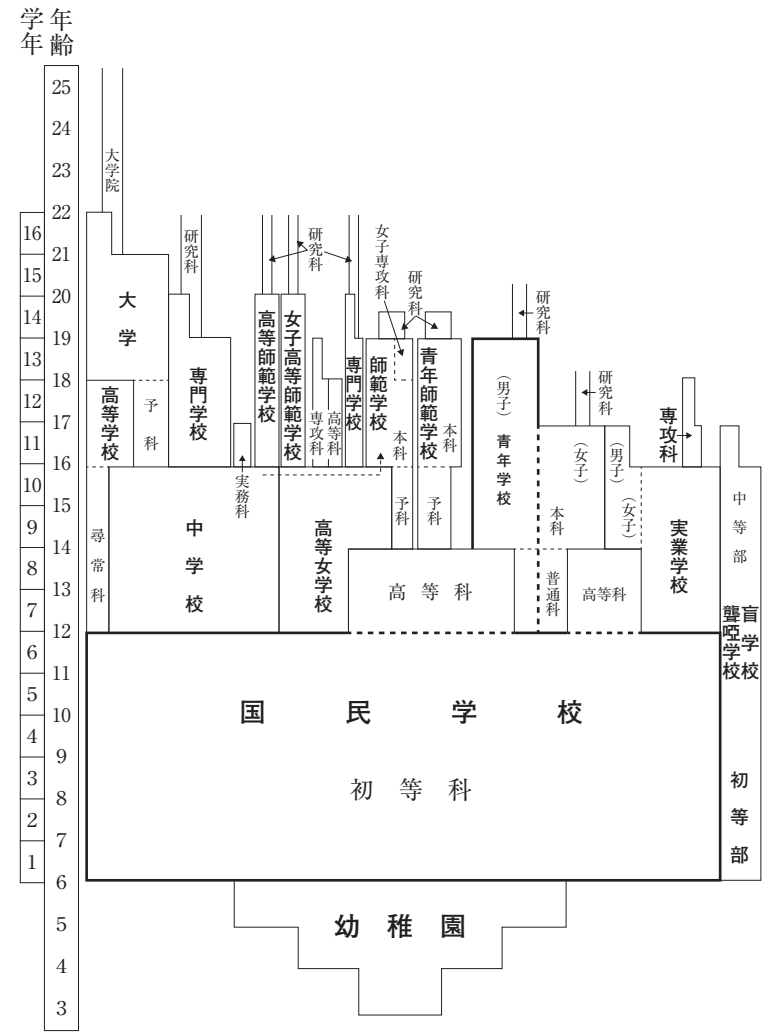
五  
学  
校  
系  
統  
図



一〇〇七

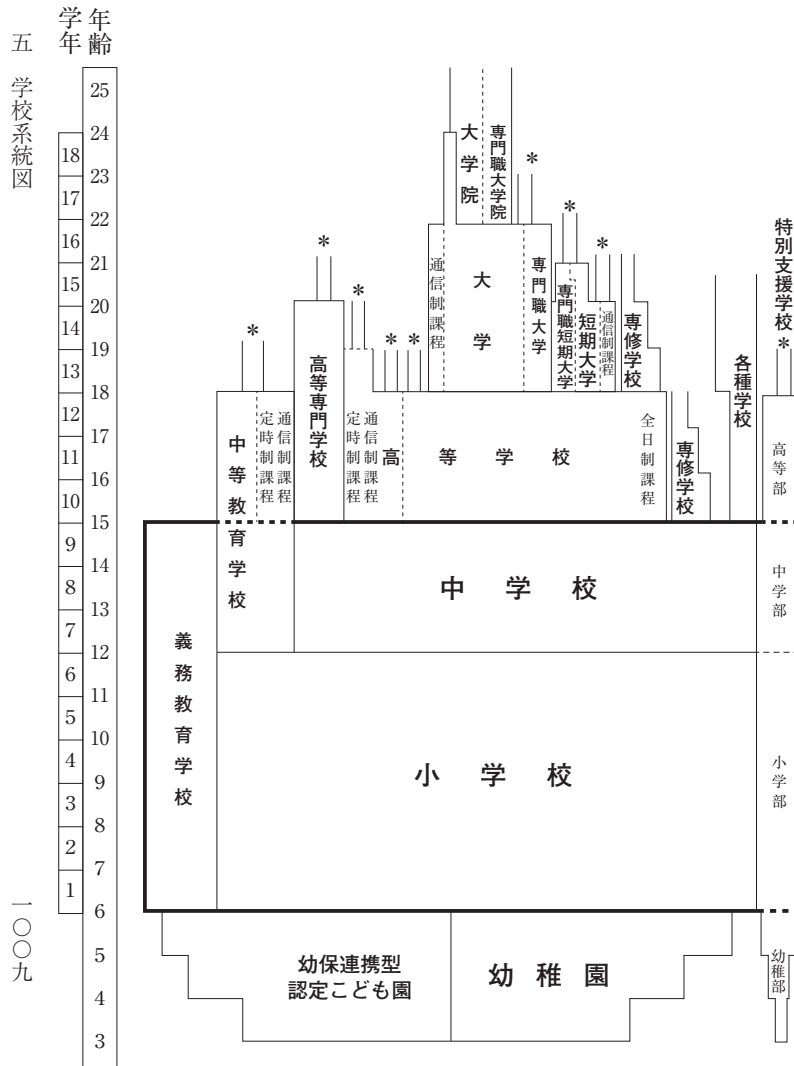
第7図 昭和19年

五  
学  
校  
系  
統  
図



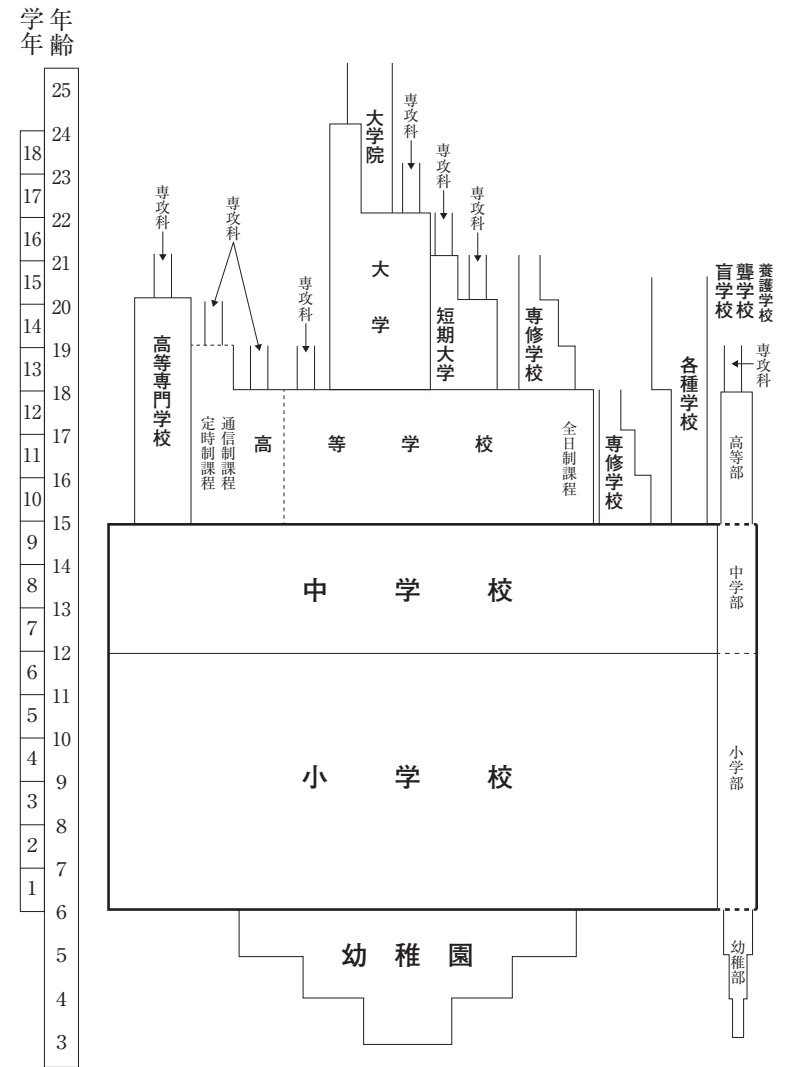
一〇〇六

第10図 令和4年



- (注) (1) □部分は義務教育を示す。  
 (2) \*印は専攻科を示す。  
 (3) 高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。  
 (4) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。

第9図 平成4年



# 六 教育統計

## 目 次

### 六 教 育 統 計

- 第1表 学齢児童・生徒数及び就学児童・生徒数
- 第2表 幼稚園
- 第3表 幼保連携型認定こども園
- 第4表 小学校
- 第5表 中学校
- 第6表 義務教育学校
- 第7表 高等学校
- 第8表 中等教育学校
- 第9表 特別支援学校（盲学校・聾学校・養護学校を含む）
- 第10表 大学・大学院
- 第11表 短期大学
- 第12表 高等専門学校
- 第13表 専修学校
- 第14表 各種学校
- 第15表 設置者別学校種別学校数
- 第16表 設置者別学校種別教員数
- 第17表 設置者別学校種別在学者数
- 第18表 就学率・進学率
- 第19表 社会教育施設数
- 第20表 社会教育施設利用者数
- 第21表 文部科学省予算
- 第22表 国の予算に占める文部科学省所管予算の推移
- 第23表 公教育費総額の負担区分別内訳
- 第24表 地方の教育費と行政費

## 凡 例

### 一〇一

- 1 第1表から第18表は、各年5月1日現在調査の「学校基本調査報告書」によった。第19表以降は、それぞれの調査報告書等によった。
- 2 特に注記しない限り「年」は暦年（1月に始まる期間）を、「年度」は会計年度（4月に始まる期間）を示す。
- 3 四捨五入した数を使用している表では、内訳の数の合計が、計欄と一致しない場合がある。
- 4 表に使用している記号  
「…」…………… 計数があり得ない場合、又は計数を入手していない場合  
「—」…………… 計数が0の場合  
「0.0」…………… 計数が0ではないが、表示する値に達しない場合

第2表 幼稚園

区分	園数	教員数					園児数		
		計	計	男	女	兼務者	計	男	女
昭和25年	2,100	9,445	8,028	526	7,502	1,417	224,653	113,150	111,503
30	5,426	28,279	24,983	2,089	22,894	3,296	643,683	330,570	313,113
35	7,207	35,867	31,330	2,488	28,842	4,537	742,367	382,515	359,852
40	8,551	50,339	45,193	3,245	41,948	5,146	1,137,733	584,306	553,427
45	10,796	73,465	66,579	4,209	62,370	6,886	1,674,625	855,313	819,312
50	13,106	93,853	85,680	5,007	80,673	8,173	2,292,591	1,171,347	1,121,244
55	14,893	110,037	100,958	6,038	94,920	9,079	2,407,093	1,229,640	1,177,453
60	15,220	107,606	98,455	6,142	92,313	9,151	2,067,951	1,055,516	1,012,435
平成2	15,076	109,753	100,932	6,318	94,614	8,821	2,007,964	1,020,950	987,014
3	15,041	110,351	101,493	6,277	95,216	8,858	1,977,611	1,005,153	972,458
4	15,006	111,085	102,279	6,305	95,974	8,806	1,948,868	989,912	958,956
5	14,958	111,721	102,828	6,244	96,584	8,893	1,907,110	968,989	938,121
6	14,901	111,870	103,014	6,213	96,801	8,856	1,852,183	940,094	912,089
7	14,856	111,789	102,992	6,235	96,757	8,797	1,808,432	917,838	890,594
8	14,790	112,416	103,518	6,235	97,283	8,898	1,798,051	912,111	885,940
9	14,690	112,908	103,839	6,215	97,624	9,069	1,789,523	907,898	881,625
10	14,603	114,137	104,687	6,202	98,485	9,450	1,786,129	905,909	880,220
11	14,527	114,838	105,048	6,234	98,814	9,790	1,778,286	901,018	877,268
12	14,451	116,486	106,067	6,282	99,785	10,419	1,773,682	898,537	875,145
13	14,375	117,716	106,703	6,423	100,280	11,013	1,753,422	887,924	865,498
14	14,279	119,801	108,051	6,541	101,510	11,750	1,769,096	895,623	873,473
15	14,174	121,219	108,822	6,621	102,201	12,397	1,760,494	891,753	868,741
16	14,061	122,862	109,806	6,711	103,095	13,056	1,753,393	889,315	864,078
17	13,949	124,262	110,393	6,807	103,586	13,869	1,738,766	882,771	855,995
18	13,835	125,331	110,807	6,904	103,903	14,524	1,726,520	875,108	851,412
19	13,723	126,379	111,239	6,943	104,296	15,140	1,705,402	864,173	841,229
20	13,626	126,961	111,223	7,183	104,040	15,738	1,674,163	848,274	825,889
21	13,516	127,262	110,692	7,205	103,487	16,570	1,630,336	825,400	804,936
22	13,392	127,971	110,580	7,250	103,330	17,391	1,605,912	813,946	791,966
23	13,299	128,719	110,402	7,318	103,084	18,317	1,596,170	809,581	786,589
24	13,170	130,076	110,836	7,418	103,418	19,240	1,604,225	813,694	790,531
25	13,043	131,138	111,111	7,373	103,738	20,027	1,583,610	803,539	780,071
26	12,905	132,169	111,059	7,411	103,648	21,110	1,557,461	789,801	767,660
27	11,674	121,201	101,497	6,728	94,769	19,704	1,402,448	710,913	691,535
28	11,252	119,837	99,957	6,507	93,450	19,880	1,339,761	678,658	661,103
29	10,878	118,095	97,840	6,396	91,444	20,255	1,271,918	643,621	628,297
30	10,474	116,094	95,592	6,251	89,341	20,502	1,207,884	612,122	595,762
令和元	10,070	114,403	93,579	6,193	87,386	20,824	1,145,576	580,269	565,307
2	9,698	112,696	91,785	6,026	85,759	20,911	1,078,496	546,111	532,385
3	9,418	112,230	90,140	5,936	84,204	22,090	1,008,815	510,275	498,540

第3表 幼保連携型認定こども園

区分	園数	教員数					園児数		
		計	計	男	女	兼務者	計	男	女
平成27年	1,943	42,955	37,461	2,124	35,337	5,494	281,136	143,741	137,395
28	2,822	65,554	57,118	3,126	53,992	8,436	397,587	204,065	193,522
29	3,673	86,905	75,615	4,015	71,600	11,290	505,740	259,528	246,212
30	4,521	107,043	92,883	4,914	87,969	14,160	603,954	309,743	294,211
令和元	5,276	126,487	109,515	5,787	103,728	16,972	695,214	356,471	338,743
2	5,847	140,723	120,785	6,245	114,540	19,938	759,013	388,935	370,078
3	6,269	153,085	129,100	6,795	122,305	23,985	796,882	407,829	389,053

第1表 学齢児童・生徒数及び就学児童・生徒数

区分	学齢児童数及び就学児童数		学齢生徒数及び就学生徒数	
	学齢児童数	就学児童数	学齢生徒数	就学生徒数
昭和25年	11,164,684	11,124,345	5,285,772	5,243,862
30	12,174,313	12,146,375	5,813,314	5,808,622
35	12,513,363	12,490,369	5,864,713	5,860,709
40	9,751,160	9,733,464	5,942,967	5,937,720
45	9,478,651	9,462,125	4,709,895	4,704,839
50	10,352,001	10,342,840	4,759,316	4,755,140
55	11,815,857	11,813,821	5,096,231	5,095,311
60	11,080,195	11,079,106	5,989,829	5,988,994
平成2	9,358,730	9,357,877	5,369,083	5,368,334
3	9,140,462	9,139,640	5,187,266	5,186,603
4	8,927,410	8,926,523	5,034,153	5,033,542
5	8,748,676	8,747,676	4,846,057	4,845,446
6	8,563,111	8,562,025	4,676,755	4,676,088
7	8,351,282	8,350,140	4,565,451	4,564,801
8	8,087,025	8,085,779	4,521,636	4,520,933
9	7,836,012	7,834,805	4,475,093	4,474,400
10	7,643,901	7,642,602	4,374,319	4,373,582
11	7,482,896	7,481,636	4,238,710	4,237,967
12	7,350,967	7,349,619	4,101,294	4,100,531
13	7,283,626	7,282,181	3,990,962	3,990,193
14	7,227,553	7,225,989	3,863,422	3,862,696
15	7,216,910	7,215,130	3,751,142	3,750,424
16	7,191,129	7,189,250	3,668,733	3,667,994
17	7,188,371	7,186,315	3,634,068	3,633,304
18	7,178,486	7,176,227	3,613,162	3,612,347
19	7,123,412	7,120,960	3,628,331	3,627,475
20	7,112,244	7,109,675	3,607,450	3,606,520
21	7,055,708	7,053,009	3,617,198	3,616,228
22	6,988,730	6,985,774	3,577,822	3,576,766
23	6,885,779	6,882,133	3,596,475	3,595,036
24	6,763,923	6,760,791	3,576,620	3,575,255
25	6,675,979	6,673,032	3,560,893	3,559,563
26	6,597,412	6,594,693	3,530,175	3,528,907
27	6,538,622	6,535,952	3,491,581	3,490,398
28	6,484,226	6,481,575	3,437,260	3,436,072
29	6,452,481	6,449,757	3,366,512	3,365,297
30	6,436,431	6,433,731	3,286,473	3,285,225
令和元	6,376,256	6,373,477	3,253,481	3,252,178
2	6,310,590	6,307,870	3,248,540	3,247,187
3	6,236,011	6,233,382	3,270,135	3,268,719

(注)学齢児童(生徒)数=就学児童(生徒)数※+就学免除・猶予者数+1年以上居所不明者数

※就学児童(生徒)数=外国人を除く児童(生徒)数

第4表

区分	学校数			教員数		
	計	本校	分校	計	計	男
昭和25年	25,878	21,080	4,798	307,170	305,520	155,914
30	26,880	22,225	4,655	342,648	340,572	182,333
35	26,858	22,701	4,157	362,689	360,660	197,222
40	25,977	22,676	3,301	347,326	345,118	178,218
45	24,790	22,444	2,346	369,856	367,941	180,619
50	24,650	22,955	1,695	417,473	415,071	187,813
55	24,945	23,701	1,244	470,991	467,953	203,021
60	25,040	24,058	982	464,173	461,256	203,037
平成2	24,827	24,021	806	452,849	444,218	185,030
3	24,798	24,023	775	453,379	444,903	181,236
4	24,730	23,979	751	447,793	440,769	177,134
5	24,676	23,958	718	444,630	438,064	173,444
6	24,635	23,941	694	440,870	434,945	170,666
7	24,548	23,893	655	436,665	430,958	167,332
8	24,482	23,857	625	431,201	425,714	163,477
9	24,376	23,775	601	426,440	420,901	159,784
10	24,295	23,715	580	421,364	415,680	156,976
11	24,188	23,639	549	417,521	411,439	155,221
12	24,106	23,573	533	415,928	407,598	153,652
13	23,964	23,450	514	418,281	407,829	153,064
14	23,808	23,316	492	423,814	410,505	153,555
15	23,633	23,169	464	430,391	413,890	154,423
16	23,420	22,989	431	433,477	414,908	154,618
17	23,123	22,738	385	436,254	416,833	155,274
18	22,878	22,533	345	439,332	417,858	155,907
19	22,693	22,366	327	440,064	418,246	155,859
20	22,476	22,171	305	443,168	419,309	155,990
21	22,258	21,970	288	445,309	419,518	156,049
22	22,000	21,730	270	446,699	419,776	156,030
23	21,721	21,470	251	448,988	419,467	156,135
24	21,460	21,228	232	449,505	418,707	156,101
25	21,131	20,916	215	450,248	417,553	156,444
26	20,852	20,651	201	451,431	416,475	156,600
27	20,601	20,412	189	454,697	417,152	157,127
28	20,313	20,139	174	455,272	416,973	157,334
29	20,095	19,929	166	459,155	418,790	158,303
30	19,892	19,729	163	465,167	420,659	159,214
令和元	19,738	19,583	155	468,743	421,935	159,658
2	19,525	19,377	148	471,011	422,554	159,369
3	19,336	19,193	143	474,068	422,864	159,068

小学校

女	兼務者	児童数		
		計	男	女
149,606	1,650	11,191,401	5,666,913	5,524,488
158,239	2,076	12,266,952	6,241,337	6,025,615
163,438	2,029	12,590,680	6,424,578	6,166,102
166,900	2,208	9,775,532	4,993,650	4,781,882
187,322	1,915	9,493,485	4,854,713	4,638,772
227,258	2,402	10,364,846	5,308,150	5,056,696
264,932	3,038	11,826,573	6,061,808	5,764,765
258,219	2,917	11,095,372	5,682,490	5,412,882
259,188	8,631	9,373,295	4,798,197	4,575,098
263,667	8,476	9,157,429	4,686,074	4,471,355
263,635	7,024	8,947,226	4,578,005	4,369,221
264,620	6,566	8,768,881	4,485,846	4,283,035
264,279	5,925	8,582,871	4,391,222	4,191,649
263,626	5,707	8,370,246	4,282,591	4,087,655
262,237	5,487	8,105,629	4,148,218	3,957,411
261,117	5,539	7,855,387	4,020,241	3,835,146
258,704	5,684	7,663,533	3,922,314	3,741,219
256,218	6,082	7,500,317	3,839,244	3,661,073
253,946	8,330	7,366,079	3,769,433	3,596,646
254,765	10,452	7,296,920	3,733,685	3,563,235
256,950	13,309	7,239,327	3,703,005	3,536,322
259,467	16,501	7,226,910	3,697,341	3,529,569
260,290	18,569	7,200,933	3,682,568	3,518,365
261,559	19,421	7,197,458	3,679,994	3,517,464
261,951	21,474	7,187,417	3,675,484	3,511,933
262,387	21,818	7,132,874	3,648,634	3,484,240
263,319	23,859	7,121,781	3,643,995	3,477,786
263,469	25,791	7,063,606	3,614,663	3,448,943
263,746	26,923	6,993,376	3,579,418	3,413,958
263,332	29,521	6,887,292	3,525,235	3,362,057
262,606	30,798	6,764,619	3,462,093	3,302,526
261,109	32,695	6,676,920	3,416,071	3,260,849
259,875	34,956	6,600,006	3,377,471	3,222,535
260,025	37,545	6,543,104	3,347,296	3,195,808
259,639	38,299	6,483,515	3,316,608	3,166,907
260,487	40,365	6,448,658	3,300,450	3,148,208
261,445	44,508	6,427,867	3,288,883	3,138,984
262,277	46,808	6,368,550	3,258,343	3,110,207
263,185	48,457	6,300,693	3,222,123	3,078,570
263,796	51,204	6,223,395	3,183,677	3,039,718

第5表

区分	学校数			教員数		
	計	本校	分校	計	計	男
昭和25年	14,165	12,363	1,802	192,497	182,008	139,214
30	13,767	12,704	1,063	208,941	199,062	153,417
35	12,986	12,210	776	216,817	205,988	161,237
40	12,079	11,581	498	248,213	237,750	177,534
45	11,040	10,717	323	235,618	224,546	165,048
50	10,751	10,533	218	246,956	234,844	165,801
55	10,780	10,650	130	264,459	251,279	170,811
60	11,131	11,028	103	298,799	285,123	188,409
平成2	11,275	11,182	93	305,951	286,065	182,058
3	11,290	11,198	92	307,714	286,965	179,934
4	11,300	11,210	90	303,100	282,737	175,587
5	11,292	11,204	88	298,448	278,267	171,467
6	11,289	11,203	86	293,879	273,527	167,504
7	11,274	11,194	80	292,312	271,020	164,683
8	11,269	11,192	77	293,226	270,972	163,204
9	11,257	11,185	72	293,941	270,229	161,485
10	11,236	11,167	69	289,705	266,729	158,757
11	11,220	11,153	67	285,333	262,226	155,865
12	11,209	11,140	69	281,251	257,605	153,290
13	11,191	11,118	73	279,721	255,494	151,714
14	11,159	11,083	76	279,876	253,954	150,490
15	11,134	11,060	74	279,393	252,050	148,949
16	11,102	11,026	76	278,386	249,794	147,380
17	11,035	10,960	75	278,131	248,694	146,603
18	10,992	10,921	71	278,892	248,280	146,036
19	10,955	10,882	73	281,095	249,645	146,282
20	10,915	10,839	76	282,607	249,509	145,896
21	10,864	10,785	79	285,583	250,771	146,095
22	10,815	10,735	80	286,408	250,899	145,744
23	10,751	10,671	80	289,980	253,104	146,669
24	10,699	10,617	82	292,368	253,753	146,409
25	10,628	10,547	81	294,284	254,235	146,114
26	10,557	10,476	81	294,639	253,832	145,684
27	10,484	10,402	82	296,433	253,704	145,162
28	10,404	10,324	80	294,232	251,978	143,659
29	10,325	10,247	78	293,086	250,060	142,197
30	10,270	10,190	80	290,894	247,229	140,126
令和元	10,222	10,141	81	290,909	246,825	139,346
2	10,142	10,063	79	291,445	246,814	138,833
3	10,076	9,997	79	294,700	248,253	138,931

中学校

女	兼務者	生徒数		
		計	男	女
42,794	10,489	5,332,515	2,704,697	2,627,818
45,645	9,879	5,883,692	2,981,399	2,902,293
44,751	10,829	5,899,973	3,008,939	2,891,034
60,216	10,463	5,956,630	3,039,070	2,917,560
59,498	11,072	4,716,833	2,408,896	2,307,937
69,043	12,112	4,762,442	2,434,604	2,327,838
80,468	13,180	5,094,402	2,606,617	2,487,785
96,714	13,676	5,990,183	3,067,897	2,922,286
104,007	19,886	5,369,162	2,747,742	2,621,420
107,031	20,749	5,188,314	2,655,568	2,532,746
107,150	20,363	5,036,840	2,576,937	2,459,903
106,800	20,181	4,850,137	2,482,556	2,367,581
106,023	20,352	4,681,166	2,395,857	2,285,309
106,337	21,292	4,570,390	2,338,834	2,231,556
107,768	22,254	4,527,400	2,314,237	2,213,163
108,744	23,712	4,481,480	2,289,781	2,191,699
107,972	22,976	4,380,604	2,238,656	2,141,948
106,361	23,107	4,243,762	2,169,485	2,074,277
104,315	23,646	4,103,717	2,099,671	2,004,046
103,780	24,227	3,991,911	2,041,810	1,950,101
103,464	25,922	3,862,849	1,975,792	1,887,057
103,101	27,343	3,748,319	1,915,040	1,833,279
102,414	28,592	3,663,513	1,872,596	1,790,917
102,091	29,437	3,626,415	1,854,125	1,772,290
102,244	30,612	3,601,527	1,842,098	1,759,429
103,363	31,450	3,614,552	1,847,809	1,766,743
103,613	33,098	3,592,378	1,835,204	1,757,174
104,676	34,812	3,600,323	1,839,139	1,761,184
105,155	35,509	3,558,166	1,817,273	1,740,893
106,435	36,876	3,573,821	1,825,801	1,748,020
107,344	38,615	3,552,663	1,815,641	1,737,022
108,121	40,049	3,536,182	1,808,914	1,727,268
108,148	40,807	3,504,334	1,793,059	1,711,275
108,542	42,729	3,465,215	1,772,818	1,692,397
108,319	42,254	3,406,029	1,742,199	1,663,830
107,863	43,026	3,333,334	1,704,156	1,629,178
107,103	43,665	3,251,670	1,662,468	1,589,202
107,479	44,084	3,218,137	1,645,095	1,573,042
107,981	44,631	3,211,219	1,642,951	1,568,268
109,322	46,447	3,229,697	1,651,765	1,577,932

六  
教  
育  
統  
計

六  
教  
育  
統  
計

一〇一七

一〇一六

第6表 義務

区分	学校数			教員数		
	計	本校	分校	計	計	男
平成28年	22	22	-	1,038	934	430
29	48	48	-	2,007	1,798	833
30	82	82	-	3,350	3,015	1,398
令和元	94	94	-	3,881	3,520	1,651
2	126	125	1	4,981	4,486	2,084
3	151	150	1	5,945	5,382	2,516

第7表 高

区分	学校数			教員数				
	計	本校	分校	計	計	男	女	兼務者
昭和25年	4,292	2,903	1,389	100,995	82,932	67,694	15,238	18,063
30	4,607	3,294	1,313	130,438	111,617	91,932	19,685	18,821
35	4,598	3,549	1,049	153,812	131,719	109,231	22,488	22,093
40	4,849	4,082	767	224,579	193,524	160,158	33,366	31,055
45	4,798	4,233	565	232,003	202,440	168,577	33,863	29,563
50	4,946	4,565	381	258,856	222,915	184,950	37,965	35,941
55	5,208	4,946	262	283,871	243,592	200,001	43,591	40,279
60	5,453	5,250	203	316,536	266,809	216,824	49,985	49,727
平成2	5,506	5,342	164	346,278	286,006	227,341	58,665	60,272
3	5,503	5,345	158	349,084	286,092	226,239	59,853	62,992
4	5,501	5,344	157	346,517	284,409	223,875	60,534	62,108
5	5,501	5,346	155	343,952	282,499	220,797	61,702	61,453
6	5,497	5,345	152	343,843	282,085	218,686	63,399	61,758
7	5,501	5,354	147	342,672	281,117	215,792	65,325	61,555
8	5,496	5,353	143	340,822	278,879	212,404	66,475	61,943
9	5,496	5,354	142	338,072	276,108	209,095	67,013	61,964
10	5,493	5,351	142	335,388	273,307	205,684	67,623	62,081
11	5,481	5,346	135	334,192	271,210	202,952	68,258	62,982
12	5,478	5,345	133	331,594	269,027	200,180	68,847	62,567
13	5,479	5,345	134	330,338	266,548	196,945	69,603	63,790
14	5,472	5,344	128	325,611	262,371	192,516	69,855	63,240
15	5,450	5,331	119	322,919	258,537	188,575	69,962	64,382
16	5,429	5,313	116	320,584	255,605	185,435	70,170	64,979
17	5,418	5,304	114	318,784	251,408	181,933	69,475	67,376
18	5,385	5,272	113	315,572	247,804	178,713	69,091	67,768
19	5,313	5,201	112	311,131	243,953	175,360	68,593	67,178
20	5,243	5,129	114	309,309	241,226	172,431	68,795	68,083
21	5,183	5,074	109	307,914	239,342	170,144	69,198	68,572
22	5,116	5,018	98	307,812	238,929	168,652	70,277	68,883
23	5,060	4,966	94	308,067	237,526	166,767	70,759	70,541
24	5,022	4,930	92	308,424	237,224	165,440	71,784	71,200
25	4,981	4,893	88	307,346	235,062	162,968	72,094	72,284
26	4,963	4,872	91	307,635	235,306	162,476	72,830	72,329
27	4,939	4,851	88	307,705	234,970	161,379	73,591	72,735
28	4,925	4,839	86	307,882	234,611	160,316	74,295	73,271
29	4,907	4,820	87	307,010	233,925	159,302	74,623	73,085
30	4,897	4,874	23	305,949	232,802	158,142	74,660	73,147
令和元	4,887	4,800	87	304,607	231,319	156,633	74,686	73,288
2	4,874	4,783	91	301,858	229,245	154,668	74,577	72,613
3	4,856	4,767	89	299,645	226,721	152,132	74,589	72,924

教育学校

区分	女	兼務者	児童生徒数		
			計	男	女
	504	104	12,702	6,535	6,167
	965	209	22,370	11,423	10,947
	1,617	335	34,559	17,685	16,874
	1,869	361	40,747	20,805	19,942
	2,402	495	49,677	25,542	24,135
	2,866	563	58,568	30,083	28,485

等 学 校

区分	生徒数 計	本科		専攻科		別科	
		男	女	男	女	男	女
	1,935,118	1,199,201	711,834	635	866	2,534	20,048
	2,592,001	1,492,882	1,078,733	1,956	1,640	1,976	14,814
	3,239,416	1,751,921	1,474,024	2,124	1,961	2,160	7,226
	5,073,882	2,657,422	2,408,235	2,527	1,622	1,460	2,616
	4,231,542	2,149,742	2,073,098	2,890	4,389	584	839
	4,333,079	2,182,536	2,144,553	2,667	2,824	202	297
	4,621,930	2,327,137	2,289,202	2,335	2,815	172	269
	5,177,681	2,607,072	2,564,715	1,964	3,529	162	239
	5,623,336	2,827,640	2,789,204	1,812	4,377	145	158
	5,454,929	2,742,034	2,706,340	1,761	4,492	162	140
	5,218,497	2,622,363	2,589,264	1,835	4,736	180	119
	5,010,472	2,517,356	2,485,958	1,782	5,089	160	127
	4,862,725	2,442,869	2,412,333	1,821	5,391	191	120
	4,724,945	2,371,853	2,345,338	1,886	5,591	151	126
	4,547,497	2,282,221	2,257,473	1,874	5,619	188	122
	4,371,360	2,191,761	2,171,853	1,895	5,587	147	117
	4,258,385	2,134,120	2,116,398	1,865	5,788	131	83
	4,211,826	2,110,730	2,093,020	1,831	5,954	158	133
	4,165,434	2,088,893	2,068,376	1,738	6,148	161	118
	4,061,756	2,040,621	2,013,006	1,689	6,184	142	114
	3,929,352	1,979,711	1,941,430	1,801	6,166	133	111
	3,809,827	1,925,485	1,876,161	1,920	6,022	117	122
	3,719,048	1,882,649	1,828,413	1,882	5,919	92	93
	3,605,242	1,825,591	1,771,229	1,862	6,399	81	80
	3,494,513	1,767,318	1,718,358	1,824	6,849	73	91
	3,406,561	1,723,587	1,674,148	1,799	6,869	72	86
	3,367,489	1,702,408	1,656,303	1,673	6,956	59	90
	3,347,311	1,693,318	1,645,543	1,606	6,699	47	98
	3,368,693	1,701,626	1,658,475	1,715	6,723	56	98
	3,349,255	1,688,971	1,651,590	1,780	6,765	53	96
	3,355,609	1,690,282	1,656,845	1,590	6,743	49	100
	3,319,640	1,670,734	1,640,086	1,532	7,136	60	92
	3,334,019	1,676,639	1,647,976	1,652	7,598	62	92
	3,319,114	1,669,619	1,639,994	1,657	7,698	49	97
	3,309,342	1,666,236	1,633,363	1,728	7,873	39	103
	3,280,247	1,653,248	1,617,152	1,740	7,968	38	101
	3,235,661	1,632,236	1,593,781	1,702	7,795	51	96
	3,168,369	1,600,286	1,558,730	1,640	7,572	51	90
	3,092,064	1,561,358	1,521,504	1,574	7,481	51	96
	3,008,172	1,518,896	1,480,034	1,571	7,510	52	109



第8表 中等

区分	学校数			教員数		
	計	本校	分校	計	計	男
平成11年	1	1	…	37	37	33
12	4	4	…	190	124	90
13	7	7	…	294	194	134
14	9	9	…	381	257	176
15	16	16	…	578	380	255
16	18	18	…	781	470	309
17	19	19	…	912	560	382
18	27	27	…	1,337	818	557
19	32	32	…	1,723	1,148	790
20	37	37	…	1,995	1,369	937
21	42	42	…	2,351	1,576	1,068
22	48	48	…	2,717	1,893	1,300
23	49	49	…	2,877	2,046	1,412
24	49	49	…	2,940	2,192	1,497
25	50	50	…	3,109	2,369	1,604
26	51	51	…	3,170	2,432	1,635
27	52	52	…	3,229	2,509	1,655
28	52	52	…	3,306	2,556	1,671
29	53	53	…	3,352	2,610	1,701
30	53	53	…	3,362	2,629	1,718
令和元	54	54	…	3,388	2,642	1,724
2	56	56	…	3,495	2,683	1,738
3	56	56	…	3,500	2,721	1,776

教育学校

女	兼務者	生徒数		
		計	男	女
4	—	236	134	102
34	66	1,702	859	843
60	100	2,166	1,209	957
81	124	3,020	1,700	1,320
125	198	4,736	2,716	2,020
161	311	6,051	3,421	2,630
178	352	7,456	4,161	3,295
261	519	11,648	6,079	5,569
358	575	14,902	7,504	7,398
432	626	17,689	8,730	8,959
508	775	20,544	10,089	10,455
593	824	23,759	11,559	12,200
634	831	26,759	13,042	13,717
695	748	28,644	13,922	14,722
765	740	30,226	14,714	15,512
797	738	31,499	15,481	16,018
854	720	32,317	15,931	16,386
885	750	32,428	16,071	16,357
909	742	32,618	16,166	16,452
911	733	32,325	16,033	16,292
918	746	32,153	15,967	16,186
945	812	32,426	15,958	16,468
945	779	32,756	16,037	16,719

第9表 特別支援学校

(盲学校・聾学校・養護学校を含む)

六  
教育統計

区分	学校数	教員数					在学者 計
		計	計	男	女	兼務者	
昭和25年	161	3,118	2,974	1,740	1,234	144	16,865
30	181	5,099	4,823	2,772	2,051	276	28,142
35	225	6,425	6,090	3,677	2,413	335	35,778
40	335	8,994	8,537	5,056	3,481	457	44,316
45	417	12,890	12,329	7,141	5,188	561	50,796
50	577	20,925	20,099	10,997	9,102	826	63,548
55	860	34,680	33,491	17,457	16,034	1,189	91,812
60	912	40,432	39,228	19,997	19,231	1,204	95,401
平成2	947	46,017	44,798	21,265	23,533	1,219	93,497
3	960	48,628	47,393	21,924	25,469	1,235	91,534
4	963	51,034	49,239	22,345	26,894	1,795	89,584
5	964	51,956	50,217	22,550	27,667	1,739	88,041
6	968	52,881	51,117	22,804	28,313	1,764	87,219
7	967	53,604	51,913	23,011	28,902	1,691	86,834
8	975	54,462	52,723	23,275	29,448	1,739	86,293
9	978	55,747	53,991	23,721	30,270	1,756	86,444
10	983	57,015	55,256	24,184	31,072	1,759	87,445
11	988	58,264	56,493	24,551	31,942	1,771	88,814
12	992	59,368	57,547	24,872	32,675	1,821	90,104
13	996	60,441	58,617	25,175	33,442	1,824	92,072
14	993	61,797	59,866	25,527	34,339	1,931	94,171
15	995	63,228	61,094	25,909	35,185	2,134	96,473
16	999	64,621	62,256	26,276	35,980	2,365	98,796
17	1,002	66,158	63,632	26,725	36,907	2,526	101,612
18	1,006	67,725	65,057	27,249	37,808	2,668	104,592
19	1,013	69,524	66,807	27,813	38,994	2,717	108,173
20	1,026	72,071	68,677	28,340	40,337	3,394	112,334
21	1,030	74,141	70,518	28,793	41,725	3,623	117,035
22	1,039	76,680	72,803	29,447	43,356	3,877	121,815
23	1,049	79,079	74,854	30,010	44,844	4,225	126,123
24	1,059	80,812	76,387	30,499	45,888	4,425	129,994
25	1,080	82,281	77,663	30,803	46,860	4,618	132,570
26	1,096	84,082	79,280	31,214	48,066	4,802	135,617
27	1,114	86,011	80,905	31,631	49,274	5,106	137,894
28	1,125	87,616	82,372	31,987	50,385	5,244	139,821
29	1,135	89,571	83,802	32,502	51,300	5,769	141,944
30	1,141	90,531	84,600	32,721	51,879	5,931	143,379
令和元	1,146	91,456	85,336	32,748	52,588	6,120	144,434
2	1,149	92,003	85,933	32,746	53,187	6,070	144,823
3	1,160	92,353	86,141	32,495	53,646	6,212	146,285

10111

幼稚部		小学部		中学部		高等部	
男	女	男	女	男	女	男	女
168	154	6,142	4,890	1,717	1,182	1,637	975
295	240	8,510	7,152	3,666	2,979	3,303	1,997
318	276	9,406	7,672	5,081	4,046	5,219	3,760
561	511	10,489	8,566	7,645	6,319	5,798	4,427
1,005	856	12,449	9,496	8,238	6,546	6,983	5,223
1,457	1,168	16,913	11,411	9,354	7,125	9,431	6,689
1,360	1,102	26,212	16,222	15,270	10,465	12,699	8,482
1,126	911	22,957	13,597	17,112	10,552	18,088	11,058
1,058	830	18,911	11,513	15,257	9,003	23,271	13,654
1,102	934	18,629	11,288	14,439	8,707	23,019	13,416
1,094	925	18,423	11,050	13,753	8,535	22,600	13,204
1,096	930	18,278	10,923	13,156	8,134	22,315	13,209
951	788	18,301	10,934	12,913	7,945	22,205	13,182
924	715	18,202	10,713	12,789	7,840	22,192	13,459
936	692	18,065	10,565	12,618	7,890	22,149	13,378
974	733	17,871	10,307	12,627	7,944	22,392	13,596
947	799	18,027	10,312	12,542	7,763	23,027	14,028
884	776	18,246	10,344	12,828	7,609	23,677	14,450
850	786	18,316	10,187	13,021	7,668	24,445	14,831
942	781	18,607	10,339	13,513	7,830	25,031	15,029
990	829	19,111	10,490	13,609	7,936	25,928	15,278
1,007	840	19,715	10,598	13,747	7,895	26,892	15,779
896	792	20,236	10,685	13,927	7,957	28,171	16,132
900	796	20,751	10,926	14,558	8,095	28,982	16,604
875	773	21,463	11,231	15,300	8,321	29,792	16,837
870	783	21,997	11,414	16,087	8,787	30,928	17,307
902	761	22,644	11,614	16,798	9,246	32,468	17,901
888	752	23,409	11,847	17,397	9,649	34,290	18,803
888	709	23,791	12,098	17,925	9,737	36,620	20,047
854	689	24,209	12,450	18,364	9,861	38,560	21,136
889	680	24,479	12,618	18,803	10,026	40,460	22,039
915	689	24,724	12,895	19,294	10,260	41,331	22,462
868	718	25,145	13,023	19,848	10,645	42,417	22,953
801	698	25,671	13,174	20,139	10,949	43,251	23,211
816	660	26,465	13,431	20,022	11,021	44,084	23,322
801	639	27,416	13,691	19,793	10,902	45,090	23,612
794	646	28,891	14,037	19,354	10,772	45,105	23,780
805	633	30,091	14,384	19,453	10,921	44,474	23,673
747	582	31,351	14,922	19,782	10,867	43,352	23,220
709	592	32,473	15,342	20,707	11,103	42,523	22,836

六  
教育統計

10111

第10表

区分	学校数	教員数					学生数
		計	計	男	女	兼務者	計
昭和25年	201	19,332	11,534	10,885	649	7,798	224,923
30	228	51,769	38,010	36,031	1,979	13,759	523,355
35	245	61,021	44,434	41,741	2,693	16,587	626,421
40	317	83,204	57,445	53,212	4,233	25,759	937,556
45	382	118,971	76,275	69,821	6,454	42,696	1,406,521
50	420	147,285	89,648	82,113	7,535	57,637	1,734,082
55	446	168,739	102,989	94,359	8,630	65,750	1,835,312
60	460	189,016	112,249	102,667	9,582	76,767	1,848,698
平成2	507	213,951	123,838	112,439	11,399	90,113	2,133,362
3	514	221,311	126,445	114,612	11,833	94,866	2,205,516
4	523	227,697	129,024	116,644	12,380	98,673	2,293,269
5	534	235,485	131,833	118,730	13,103	103,652	2,389,648
6	552	242,537	134,849	120,970	13,879	107,688	2,481,805
7	565	250,132	137,464	122,712	14,752	112,668	2,546,649
8	576	257,426	139,608	124,003	15,605	117,818	2,596,667
9	586	265,698	141,782	125,217	16,565	123,916	2,633,790
10	604	272,680	144,310	126,525	17,785	128,370	2,668,086
11	622	280,355	147,579	128,545	19,034	132,776	2,701,104
12	649	288,131	150,563	130,249	20,314	137,568	2,740,023
13	669	295,619	152,572	131,105	21,467	143,047	2,765,705
14	686	304,438	155,050	132,160	22,890	149,388	2,786,032
15	702	310,825	156,155	132,200	23,955	154,670	2,803,980
16	709	317,445	158,770	133,397	25,373	158,675	2,809,295
17	726	324,083	161,690	134,740	26,950	162,393	2,865,051
18	744	328,238	164,473	135,876	28,597	163,765	2,859,212
19	756	335,854	167,636	137,113	30,523	168,218	2,828,708
20	765	344,333	169,914	137,862	32,052	174,419	2,836,127
21	773	352,514	172,039	138,509	33,530	180,475	2,845,908
22	778	359,634	174,403	139,349	35,054	185,231	2,887,414
23	780	364,904	176,684	140,260	36,424	188,220	2,893,489
24	783	368,878	177,570	139,850	37,720	191,308	2,876,134
25	782	371,627	178,669	139,639	39,030	192,958	2,868,872
26	781	374,943	180,879	140,135	40,744	194,064	2,855,529
27	779	379,346	182,723	140,290	42,433	196,623	2,860,210
28	777	380,724	184,248	140,525	43,723	196,476	2,873,624
29	780	382,518	185,343	140,400	44,943	197,175	2,890,880
30	782	381,678	187,163	140,669	46,494	194,515	2,909,159
令和元	786	384,882	187,862	140,244	47,618	197,020	2,918,668
2	795	385,908	189,599	140,461	49,138	196,309	2,915,605
3	803	387,459	190,448	140,211	50,237	197,011	2,917,998

六  
教育統計

一〇一五

大学・大学院

学部		大学院		専攻科		別科等	
男	女	男	女	男	女	男	女
205,285	16,759	183	6	-	-	2,131	559
441,140	62,564	9,581	593	897	114	6,656	1,810
518,813	82,651	14,621	1,113	1,063	520	7,173	3,286
748,905	146,560	26,311	2,143	833	207	9,388	3,209
1,100,352	244,006	37,381	3,576	1,038	205	14,905	4,958
1,295,836	356,167	43,917	4,547	1,652	323	24,419	7,221
1,351,614	389,890	47,733	6,259	1,272	441	29,164	8,939
1,320,008	414,384	60,506	9,182	985	394	32,798	10,441
1,433,906	554,666	75,672	14,566	590	380	39,039	14,543
1,459,207	593,128	81,823	16,827	536	397	38,759	14,839
1,491,357	636,356	89,499	19,609	553	395	39,523	15,977
1,525,910	683,118	99,092	23,268	518	501	39,604	17,637
1,554,128	727,646	110,627	28,125	609	574	40,792	19,304
1,562,945	767,886	120,433	32,990	542	614	40,836	20,403
1,564,138	804,854	127,032	37,318	548	603	40,802	21,372
1,564,093	836,185	130,851	40,696	504	610	38,908	21,943
1,564,624	863,645	134,589	44,312	446	513	37,556	22,401
1,561,931	886,873	141,954	49,171	432	538	37,297	22,908
1,558,533	913,222	151,095	54,216	401	547	37,682	24,327
1,545,065	942,068	157,350	58,972	388	536	36,504	24,822
1,528,115	971,032	160,767	62,745	414	535	36,792	25,632
1,514,868	994,506	165,196	66,293	389	518	36,096	26,114
1,501,827	1,004,096	172,588	71,436	336	493	33,705	24,814
1,498,871	1,009,217	178,746	75,734	358	448	62,176	39,501
1,492,977	1,011,908	182,394	78,655	293	507	56,074	36,404
1,490,642	1,023,586	182,433	79,680	323	502	28,559	22,983
1,483,662	1,036,931	182,660	80,026	309	480	28,741	23,318
1,474,151	1,053,168	183,414	80,575	320	518	29,633	24,129
1,481,409	1,077,782	189,321	82,133	334	580	30,770	25,085
1,475,066	1,094,283	190,032	82,534	385	663	27,824	22,702
1,459,265	1,101,644	182,829	80,460	363	656	27,543	23,374
1,448,256	1,113,812	176,986	78,400	344	721	27,274	23,079
1,434,244	1,117,778	173,368	77,645	321	661	27,505	24,007
1,428,690	1,127,372	171,643	77,831	305	682	27,704	25,983
1,425,605	1,141,425	170,985	78,603	259	621	29,049	27,077
1,426,649	1,156,021	171,098	79,793	279	614	28,961	27,465
1,427,514	1,172,170	172,549	81,464	239	639	28,451	26,133
1,425,186	1,183,962	172,194	82,427	206	627	27,987	26,079
1,430,107	1,193,465	171,547	82,982	243	659	19,388	17,214
1,429,133	1,196,555	173,111	84,017	213	670	18,485	15,814

六  
教育統計

一〇一四

第11表

区分	学校数	教員数				
		計	計	男	女	兼務者
昭和25年	149	4,551	2,124	1,524	600	2,427
30	264	12,200	5,505	3,830	1,675	6,695
35	280	13,656	6,394	4,143	2,251	7,262
40	369	20,451	9,321	5,766	3,555	11,130
45	479	32,764	15,320	9,258	6,062	17,444
50	513	35,924	15,557	9,745	5,812	20,367
55	517	39,050	16,372	10,052	6,320	22,678
60	543	44,953	17,760	10,865	6,895	27,193
平成2	593	54,244	20,489	12,671	7,818	33,755
3	592	56,500	20,933	12,894	8,039	35,567
4	591	56,974	21,170	13,029	8,141	35,804
5	595	58,155	21,111	12,944	8,167	37,044
6	593	58,843	20,964	12,756	8,208	37,879
7	596	58,947	20,702	12,469	8,233	38,245
8	598	58,593	20,294	12,068	8,226	38,299
9	595	57,891	19,885	11,722	8,163	38,006
10	588	56,420	19,040	11,092	7,948	37,380
11	585	54,352	18,206	10,426	7,780	36,146
12	572	50,604	16,752	9,413	7,339	33,852
13	559	47,530	15,638	8,661	6,977	31,892
14	541	44,585	14,491	7,904	6,587	30,094
15	525	42,318	13,534	7,290	6,244	28,784
16	508	40,159	12,740	6,842	5,898	27,419
17	488	38,044	11,960	6,392	5,568	26,084
18	468	36,451	11,278	5,915	5,363	25,173
19	434	35,837	11,022	5,682	5,340	24,815
20	417	34,201	10,521	5,381	5,140	23,680
21	406	33,040	10,128	5,124	5,004	22,912
22	395	31,371	9,657	4,835	4,822	21,714
23	387	30,413	9,274	4,601	4,673	21,139
24	372	29,106	8,916	4,420	4,496	20,190
25	359	28,119	8,631	4,201	4,430	19,488
26	352	27,293	8,438	4,079	4,359	18,855
27	346	26,798	8,266	3,956	4,310	18,532
28	341	26,298	8,140	3,893	4,247	18,158
29	337	25,721	7,924	3,793	4,131	17,797
30	331	24,714	7,660	3,655	4,005	17,054
令和元	326	23,953	7,440	3,524	3,916	16,513
2	323	23,133	7,211	3,379	3,832	15,922
3	315	22,564	7,015	3,262	3,753	15,549

六  
教育統計

一〇一七

短期大学

学生数	本科		専攻科		別科等	
	計	男	女	男	女	男
15,098	8,222	5,617	-	-	998	261
77,885	35,120	40,905	85	102	619	1,054
83,457	26,655	54,873	52	256	393	1,228
147,563	36,788	108,670	38	651	349	1,067
263,219	44,784	214,963	242	1,185	525	1,520
353,782	47,620	301,302	273	1,920	765	1,902
371,124	39,901	326,347	176	1,878	579	2,243
371,095	37,208	328,972	247	1,963	465	2,240
479,389	40,149	433,045	283	2,792	514	2,606
504,087	41,473	456,086	256	3,196	546	2,530
524,538	42,618	474,751	317	3,659	559	2,634
530,294	42,570	480,048	354	3,992	560	2,770
520,638	41,779	470,313	379	4,393	671	3,103
498,516	41,890	447,432	457	4,662	730	3,345
473,279	42,790	421,158	520	4,807	679	3,325
446,750	42,431	394,927	586	5,136	804	2,866
416,825	40,040	367,367	679	5,220	734	2,785
377,852	36,760	331,477	665	5,409	686	2,855
327,680	32,563	285,695	651	5,099	776	2,896
289,198	29,529	249,958	595	4,927	967	3,222
267,086	28,774	229,545	551	4,705	732	2,779
250,062	28,589	212,819	616	4,639	767	2,632
233,754	28,105	197,890	618	4,411	568	2,162
219,355	27,055	185,145	638	4,043	531	1,943
202,254	23,935	171,298	662	3,942	495	1,922
186,667	20,647	159,311	628	3,856	482	1,743
172,726	18,104	148,344	645	3,503	459	1,671
160,976	16,408	138,719	606	3,273	464	1,506
155,273	16,423	133,210	571	2,967	488	1,614
150,007	16,471	128,576	475	2,595	426	1,464
141,970	15,566	121,716	449	2,266	486	1,487
138,260	15,137	118,577	435	2,127	512	1,472
136,534	14,859	116,482	407	2,149	546	2,091
132,681	14,390	113,446	342	1,912	488	2,103
128,460	13,735	110,639	343	1,824	407	1,512
123,949	13,086	106,642	291	1,716	674	1,540
119,035	12,476	102,298	247	1,602	782	1,630
113,013	12,254	96,866	260	1,487	633	1,513
107,596	12,457	92,414	239	1,302	256	928
102,232	12,149	87,267	198	1,277	261	1,080

六  
教育統計

一〇一八

第12表 高等

区分	学校数				教員数	
	計	国立	公立	私立	計	計
昭和40年	54	43	4	7	2,055	1,691
45	60	49	4	7	5,120	3,245
50	65	54	4	7	5,778	3,691
55	62	54	4	4	5,748	3,721
60	62	54	4	4	5,909	3,770
平成2	62	54	4	4	6,340	4,003
3	63	54	5	4	6,417	4,061
4	62	54	5	3	6,439	4,126
5	62	54	5	3	6,644	4,184
6	62	54	5	3	6,727	4,265
7	62	54	5	3	6,808	4,306
8	62	54	5	3	6,830	4,345
9	62	54	5	3	6,986	4,384
10	62	54	5	3	7,032	4,408
11	62	54	5	3	7,097	4,433
12	62	54	5	3	7,079	4,459
13	62	54	5	3	7,017	4,467
14	62	54	5	3	7,045	4,465
15	63	55	5	3	7,000	4,474
16	63	55	5	3	6,846	4,473
17	63	55	5	3	6,809	4,469
18	64	55	6	3	6,726	4,471
19	64	55	6	3	6,521	4,453
20	64	55	6	3	6,607	4,432
21	64	55	6	3	6,525	4,400
22	58	51	4	3	6,493	4,373
23	57	51	3	3	6,536	4,357
24	57	51	3	3	6,500	4,337
25	57	51	3	3	6,565	4,336
26	57	51	3	3	6,540	4,344
27	57	51	3	3	6,466	4,354
28	57	51	3	3	6,385	4,284
29	57	51	3	3	6,263	4,278
30	57	51	3	3	6,207	4,224
令和元	57	51	3	3	6,055	4,169
2	57	51	3	3	6,033	4,114
3	57	51	3	3	5,936	4,085

六  
教  
育  
統  
計

一〇二九

専門学校

			学生数		
男	女	兼務者	計	男	女
1,680	11	364	22,208	21,861	347
3,229	16	1,875	44,314	43,641	673
3,654	37	2,087	47,955	47,219	736
3,692	29	2,027	46,348	45,431	917
3,738	32	2,139	48,288	46,565	1,723
3,945	58	2,337	52,930	48,253	4,677
3,992	69	2,356	53,698	47,842	5,856
4,043	83	2,313	54,786	47,726	7,060
4,084	100	2,460	55,453	47,237	8,216
4,153	112	2,462	55,938	46,776	9,162
4,178	128	2,502	56,234	46,268	9,966
4,202	143	2,485	56,396	46,067	10,329
4,222	162	2,602	56,294	45,749	10,545
4,232	176	2,624	56,214	45,603	10,611
4,258	175	2,664	56,436	45,849	10,587
4,279	180	2,620	56,714	46,090	10,624
4,276	191	2,550	57,017	46,525	10,492
4,269	196	2,580	57,349	46,956	10,393
4,271	203	2,526	57,875	47,660	10,215
4,246	227	2,373	58,698	48,557	10,141
4,229	240	2,340	59,160	49,325	9,835
4,225	246	2,255	59,380	49,768	9,612
4,186	267	2,068	59,386	50,016	9,370
4,156	276	2,175	59,446	50,161	9,285
4,110	290	2,125	59,386	50,080	9,306
4,063	310	2,120	59,542	50,183	9,359
4,043	314	2,179	59,220	49,823	9,397
4,004	333	2,163	58,765	49,250	9,515
3,980	356	2,229	58,226	48,545	9,681
3,968	376	2,196	57,677	47,905	9,772
3,941	413	2,112	57,611	47,552	10,059
3,852	432	2,101	57,658	47,256	10,402
3,823	455	1,985	57,601	46,926	10,675
3,771	453	1,983	57,467	46,530	10,937
3,703	466	1,886	57,124	45,803	11,321
3,642	472	1,919	56,974	45,303	11,671
3,611	474	1,851	56,905	44,976	11,929

六  
教  
育  
統  
計

一〇二八

第14表 各種学校

第13表 専修学校

六  
教  
育  
統  
計

区分	学校数	教員数					生徒数		
		計	計	男	女	兼務者	計	男	女
昭和25年	4,190	24,909	15,291	3,619	11,672	9,618	486,609	81,090	405,519
30	7,305	49,388	28,251	6,880	21,371	21,137	958,292	194,530	763,762
35	8,089	67,504	36,688	10,339	26,349	30,816	1,239,621	315,677	923,944
40	7,837	87,253	44,724	17,600	27,124	42,529	1,383,712	376,502	1,007,210
45	8,011	102,576	48,175	19,222	28,953	54,401	1,352,686	418,278	934,408
50	7,956	116,503	44,021	18,897	25,124	72,482	1,205,318	450,624	754,694
55	5,302	60,764	26,478	14,858	11,620	34,286	724,401	343,957	380,444
60	4,300	49,531	22,010	13,199	8,811	27,521	530,159	271,695	258,464
平成2	3,436	44,259	19,312	12,038	7,274	24,947	425,341	216,999	208,342
3	3,309	43,587	18,745	11,704	7,041	24,842	406,599	207,698	198,901
4	3,202	43,410	18,600	11,577	7,023	24,810	389,807	199,074	190,733
5	3,055	41,690	17,756	10,995	6,761	23,934	366,536	187,981	178,555
6	2,934	39,682	17,148	10,657	6,491	22,534	339,063	170,272	168,791
7	2,821	37,135	16,304	10,131	6,173	20,831	321,105	161,297	159,808
8	2,714	35,443	15,792	9,795	5,997	19,651	306,544	153,738	152,806
9	2,601	33,470	14,975	9,258	5,717	18,495	279,946	137,482	142,464
10	2,482	32,445	14,642	9,084	5,558	17,803	253,093	123,734	129,359
11	2,361	31,002	14,084	8,811	5,273	16,918	230,502	111,687	118,815
12	2,278	28,989	13,412	8,360	5,052	15,577	222,961	108,091	114,870
13	2,164	27,586	12,782	7,887	4,895	14,804	208,254	101,944	106,310
14	2,069	25,609	12,185	7,541	4,644	13,424	198,588	99,146	99,442
15	1,955	24,664	11,736	7,293	4,443	12,928	189,583	95,619	93,964
16	1,878	23,862	11,267	6,992	4,275	12,595	178,117	89,641	88,476
17	1,830	22,909	11,045	6,894	4,151	11,864	163,667	81,061	82,606
18	1,729	21,666	10,401	6,405	3,996	11,265	149,934	74,141	75,793
19	1,654	21,179	10,228	6,227	4,001	10,951	147,261	73,727	73,534
20	1,585	20,454	9,873	5,961	3,912	10,581	137,269	67,903	69,366
21	1,533	19,900	9,655	5,814	3,841	10,245	134,981	66,984	67,997
22	1,466	19,092	9,290	5,508	3,782	9,802	129,985	64,719	65,266
23	1,426	18,878	9,168	5,425	3,743	9,710	122,636	61,749	60,887
24	1,392	18,574	8,954	5,350	3,604	9,620	120,195	61,384	58,811
25	1,330	18,235	8,845	5,296	3,549	9,390	122,890	63,497	59,393
26	1,276	18,314	8,823	5,253	3,570	9,491	121,846	64,092	57,754
27	1,229	17,800	8,619	5,083	3,536	9,181	117,727	62,457	55,270
28	1,200	17,855	8,731	5,041	3,690	9,124	120,629	64,232	56,397
29	1,183	18,067	8,829	5,059	3,770	9,238	121,952	64,970	56,982
30	1,164	18,160	8,912	5,074	3,838	9,248	123,275	66,074	57,201
令和元	1,119	17,895	8,821	4,986	3,835	9,074	116,920	62,662	54,258
2	1,102	18,044	8,866	4,919	3,947	9,178	105,203	56,277	48,926
3	1,069	17,402	8,668	4,883	3,785	8,734	102,469	54,807	47,662

1  
〇  
1  
1

六  
教  
育  
統  
計

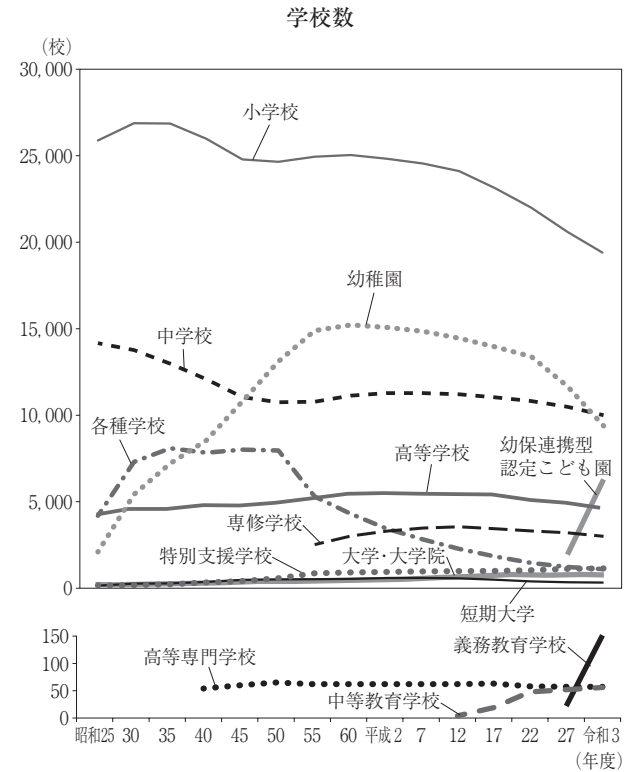
区分	学校数	教員数					生徒数		
		計	計	男	女	兼務者	計	男	女
昭和55年	2,520	80,933	20,211	7,246	12,965	60,722	432,914	144,976	287,938
60	3,015	102,114	24,238	10,643	13,595	77,876	538,175	225,990	312,185
平成2	3,300	123,794	31,773	16,102	15,671	92,021	791,431	380,888	410,543
3	3,370	126,870	33,512	17,206	16,306	93,358	834,713	409,896	424,817
4	3,409	132,576	35,211	18,321	16,890	97,365	861,903	425,577	436,326
5	3,431	135,245	35,818	18,617	17,201	99,427	859,173	420,133	439,040
6	3,437	138,745	36,073	18,614	17,459	102,672	837,102	406,787	430,315
7	3,476	141,785	36,433	18,553	17,880	105,352	813,347	393,065	420,282
8	3,512	146,340	36,830	18,657	18,173	109,510	799,551	384,352	415,199
9	3,546	147,489	37,220	18,921	18,299	110,269	788,996	378,301	410,695
10	3,573	148,439	37,415	18,805	18,610	111,024	761,049	363,314	397,735
11	3,565	149,278	37,463	18,516	18,947	111,815	753,740	351,538	402,202
12	3,551	148,165	37,656	18,333	19,323	110,509	750,824	344,751	406,073
13	3,495	147,308	38,163	18,555	19,608	109,145	752,420	342,551	409,869
14	3,467	147,742	39,062	19,034	20,028	108,680	765,558	348,767	416,791
15	3,439	148,247	39,764	19,389	20,375	108,483	786,091	361,920	424,171
16	3,444	149,713	40,663	19,855	20,808	109,050	792,054	368,621	423,433
17	3,439	151,732	41,776	20,566	21,210	109,956	783,783	365,865	417,918
18	3,441	152,598	42,171	20,791	21,380	110,427	750,208	348,816	401,392
19	3,435	152,090	42,103	20,717	21,386	109,987	703,490	323,594	379,896
20	3,401	151,718	41,582	20,430	21,152	110,136	657,502	299,729	357,773
21	3,348	148,393	40,922	20,178	20,744	107,471	624,875	283,441	341,434
22	3,311	147,065	40,416	19,702	20,714	106,649	637,897	290,611	347,286
23	3,266	146,902	40,509	19,672	20,837	106,393	645,834	293,496	352,338
24	3,249	148,396	40,424	19,410	21,014	107,972	650,501	292,284	358,217
25	3,216	149,318	40,380	19,373	21,007	108,938	660,078	295,354	364,724
26	3,206	151,613	40,774	19,398	21,376	110,839	659,452	294,376	365,076
27	3,201	153,896	40,917	19,421	21,496	112,979	656,106	291,514	364,592
28	3,183	155,754	41,190	19,484	21,706	114,564	656,649	291,023	365,626
29	3,172	156,072	41,368	19,498	21,870	114,704	655,254	290,173	365,081
30	3,160	156,977	41,246	19,438	21,808	115,731	653,132	288,612	364,520
令和元	3,137	156,751	41,104	19,409	21,695	115,647	659,693	292,891	366,802
2	3,115	155,989	40,824	19,320	21,504	115,165	661,174	293,035	368,139
3	3,083	154,135	40,620	19,276	21,344	113,515	662,135	291,734	370,401

1  
〇  
1  
〇

第15表 設置者別学校種別学校数 (計)

区分	幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	短期大学	大学・大学院
昭和25年	2,100	...	25,878	14,165	...	4,292	...	161	...	149	201
30	5,426	...	26,880	13,767	...	4,607	...	181	...	264	228
35	7,207	...	26,858	12,986	...	4,598	...	225	...	280	245
40	8,551	...	25,977	12,079	...	4,849	...	335	54	369	317
45	10,796	...	24,790	11,040	...	4,798	...	417	60	479	382
50	13,106	...	24,650	10,751	...	4,946	...	577	65	513	420
55	14,893	...	24,945	10,780	...	5,208	...	860	62	517	446
60	15,220	...	25,040	11,131	...	5,453	...	912	62	543	460
平成2	15,076	...	24,827	11,275	...	5,506	...	947	62	593	507
3	15,041	...	24,798	11,290	...	5,503	...	960	63	592	514
4	15,006	...	24,730	11,300	...	5,501	...	963	62	591	523
5	14,958	...	24,676	11,292	...	5,501	...	964	62	595	534
6	14,901	...	24,635	11,289	...	5,497	...	968	62	593	552
7	14,856	...	24,548	11,274	...	5,501	...	967	62	596	565
8	14,790	...	24,482	11,269	...	5,496	...	975	62	598	576
9	14,690	...	24,376	11,257	...	5,496	...	978	62	595	586
10	14,603	...	24,295	11,236	...	5,493	...	983	62	588	604
11	14,527	...	24,188	11,220	...	5,481	1	988	62	585	622
12	14,451	...	24,106	11,209	...	5,478	4	992	62	572	649
13	14,375	...	23,964	11,191	...	5,479	7	996	62	559	669
14	14,279	...	23,808	11,159	...	5,472	9	993	62	541	686
15	14,174	...	23,633	11,134	...	5,450	16	995	63	525	702
16	14,061	...	23,420	11,102	...	5,429	18	999	63	508	709
17	13,949	...	23,123	11,035	...	5,418	19	1,002	63	488	726
18	13,835	...	22,878	10,992	...	5,385	27	1,006	64	468	744
19	13,723	...	22,693	10,955	...	5,313	32	1,013	64	434	756
20	13,626	...	22,476	10,915	...	5,243	37	1,026	64	417	765
21	13,516	...	22,258	10,864	...	5,183	42	1,030	64	406	773
22	13,392	...	22,000	10,815	...	5,116	48	1,039	58	395	778
23	13,299	...	21,721	10,751	...	5,060	49	1,049	57	387	780
24	13,170	...	21,460	10,699	...	5,022	49	1,059	57	372	783
25	13,043	...	21,131	10,628	...	4,981	50	1,080	57	359	782
26	12,905	...	20,852	10,557	...	4,963	51	1,096	57	352	781
27	11,674	1,943	20,601	10,484	...	4,939	52	1,114	57	346	779
28	11,252	2,822	20,313	10,404	22	4,925	52	1,125	57	341	777
29	10,878	3,673	20,095	10,325	48	4,907	53	1,135	57	337	780
30	10,474	4,521	19,892	10,270	82	4,897	53	1,141	57	331	782
令和元	10,070	5,276	19,738	10,222	94	4,887	54	1,146	57	326	786
2	9,698	5,847	19,525	10,142	126	4,874	56	1,149	57	323	795
3	9,418	6,269	19,336	10,076	151	4,856	56	1,160	57	315	803

専修学校	各種学校
...	4,190
...	7,305
...	8,089
...	7,837
...	8,011
...	7,956
2,520	5,302
3,015	4,300
3,300	3,436
3,370	3,309
3,409	3,202
3,431	3,055
3,437	2,934
3,476	2,821
3,512	2,714
3,546	2,601
3,573	2,482
3,565	2,361
3,551	2,278
3,495	2,164
3,467	2,069
3,439	1,955
3,444	1,878
3,439	1,830
3,441	1,729
3,435	1,654
3,401	1,585
3,348	1,533
3,311	1,466
3,266	1,426
3,249	1,392
3,216	1,330
3,206	1,276
3,201	1,229
3,183	1,200
3,172	1,183
3,160	1,164
3,137	1,119
3,115	1,102
3,083	1,069



第15表 設置者別

区分	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校
昭和25年	33	…	81	92	…	22
30	32	…	76	81	…	21
35	35	…	76	79	…	23
40	35	…	72	76	…	24
45	45	…	71	76	…	24
50	47	…	71	76	…	17
55	48	…	72	76	…	17
60	48	…	73	78	…	17
平成2	48	…	73	78	…	17
3	48	…	73	78	…	17
4	49	…	73	78	…	17
5	49	…	73	78	…	17
6	49	…	73	78	…	17
7	49	…	73	78	…	17
8	49	…	73	78	…	17
9	49	…	73	78	…	17
10	49	…	73	78	…	17
11	49	…	73	78	…	17
12	49	…	73	76	…	15
13	49	…	73	76	…	15
14	49	…	73	76	…	15
15	49	…	73	76	…	15
16	49	…	73	76	…	15
17	49	…	73	76	…	15
18	49	…	73	76	…	15
19	49	…	73	76	…	15
20	49	…	73	76	…	16
21	49	…	74	75	…	16
22	49	…	74	75	…	15
23	49	…	74	73	…	15
24	49	…	74	73	…	15
25	49	…	74	73	…	15
26	49	…	72	73	…	15
27	49	—	72	73	…	15
28	49	—	72	73	—	15
29	49	—	70	71	2	15
30	49	—	70	71	2	15
令和元	49	—	69	70	3	15
2	49	—	68	69	4	15
3	49	—	67	68	5	15

六  
教  
育  
統  
計

一〇三  
五

学校種別学校数（国立）

中等教育 学校	特別支援 学校	高等専門 学校	短期大学	大学・ 大学院	専修学校	各種学校
…	2	…	…	70	…	31
…	2	…	17	72	…	28
…	5	…	27	72	…	51
…	8	43	28	73	…	64
…	15	49	22	75	…	72
…	32	54	31	81	…	65
…	45	54	35	93	187	11
…	45	54	37	95	178	8
…	45	54	41	96	166	4
…	45	54	41	97	163	4
…	45	54	39	98	161	3
…	45	54	37	98	161	3
…	45	54	36	98	155	3
…	45	54	36	98	152	3
…	45	54	33	98	148	3
…	45	54	29	98	147	2
…	45	54	25	99	144	2
—	45	54	23	99	141	2
2	45	54	20	99	139	2
2	45	54	19	99	116	2
2	45	54	16	99	99	—
2	45	55	13	100	90	—
2	45	55	12	87	15	—
2	45	55	10	87	13	—
2	45	55	8	87	11	—
3	45	55	2	87	11	—
3	45	55	2	86	11	—
4	45	55	2	86	11	—
4	45	51	—	86	10	—
4	45	51	—	86	10	—
4	45	51	—	86	10	—
4	45	51	—	86	10	—
4	45	51	—	86	10	—
4	45	51	—	86	9	—
4	45	51	—	86	9	—
4	45	51	—	86	9	—
4	45	51	—	86	9	—
4	45	51	—	86	9	—
4	45	51	—	86	9	—
4	45	51	—	86	8	—

六  
教  
育  
統  
計

一〇三  
四



第15表 設置者別

区分	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校
昭和25年	841	…	25,702	13,302	…	3,388
30	1,893	…	26,659	13,022	…	3,691
35	2,573	…	26,620	12,304	…	3,554
40	3,134	…	25,745	11,384	…	3,633
45	3,908	…	24,558	10,380	…	3,550
50	5,263	…	24,419	10,120	…	3,701
55	6,064	…	24,707	10,156	…	3,951
60	6,269	…	24,799	10,472	…	4,147
平成2	6,243	…	24,586	10,588	…	4,177
3	6,224	…	24,557	10,595	…	4,170
4	6,220	…	24,487	10,596	…	4,166
5	6,205	…	24,432	10,578	…	4,164
6	6,195	…	24,390	10,568	…	4,163
7	6,168	…	24,302	10,551	…	4,164
8	6,140	…	24,235	10,537	…	4,164
9	6,085	…	24,132	10,518	…	4,164
10	6,030	…	24,051	10,497	…	4,160
11	5,981	…	23,944	10,473	…	4,148
12	5,923	…	23,861	10,453	…	4,145
13	5,883	…	23,719	10,429	…	4,146
14	5,820	…	23,560	10,392	…	4,136
15	5,736	…	23,381	10,358	…	4,117
16	5,649	…	23,160	10,317	…	4,093
17	5,546	…	22,856	10,238	…	4,082
18	5,469	…	22,607	10,190	…	4,045
19	5,382	…	22,420	10,150	…	3,976
20	5,301	…	22,197	10,104	…	3,906
21	5,206	…	21,974	10,044	…	3,846
22	5,107	…	21,713	9,982	…	3,780
23	5,024	…	21,431	9,915	…	3,724
24	4,924	…	21,166	9,860	…	3,688
25	4,817	…	20,836	9,784	…	3,646
26	4,714	…	20,558	9,707	…	3,628
27	4,321	374	20,302	9,637	…	3,604
28	4,127	452	20,011	9,555	22	3,589
29	3,952	552	19,794	9,479	46	3,571
30	3,737	650	19,591	9,421	80	3,559
令和元	3,483	743	19,432	9,371	91	3,550
2	3,251	834	19,217	9,291	121	3,537
3	3,103	862	19,028	9,230	145	3,521

学校種別学校数（公立）

中等教育 学校	特別支援 学校	高等専門 学校	短期大学	大学・ 大学院	専修学校	各種学校
…	152	…	17	26	…	246
…	171	…	43	34	…	338
…	211	…	39	33	…	322
…	315	4	40	35	…	248
…	389	4	43	33	…	231
…	532	4	48	34	…	269
…	799	4	50	34	146	155
…	851	4	51	34	173	112
…	885	4	54	39	182	85
…	898	5	54	39	185	84
…	901	5	53	41	190	80
…	902	5	56	46	198	75
…	905	5	56	48	206	70
…	905	5	60	52	219	59
…	913	5	63	53	223	55
…	917	5	62	57	220	51
…	923	5	60	61	220	47
1	928	5	59	66	218	45
1	932	5	55	72	217	40
1	936	5	51	74	216	37
2	933	5	50	75	215	31
5	935	5	49	76	208	24
7	939	5	45	80	201	20
8	943	5	42	86	201	16
15	947	6	40	89	199	14
17	954	6	34	89	206	12
21	966	6	29	90	206	11
25	971	6	26	92	204	10
28	980	4	26	95	203	9
28	990	3	24	95	200	9
28	1,000	3	22	92	199	9
29	1,021	3	19	90	196	9
30	1,037	3	18	92	195	8
31	1,056	3	18	89	193	6
31	1,067	3	17	91	189	6
31	1,076	3	17	90	188	6
31	1,082	3	17	93	189	6
32	1,087	3	17	93	187	6
33	1,090	3	17	94	187	6
34	1,100	3	14	98	186	5

第15表 設置者別

区分	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校
昭和25年	1,226	…	95	771	…	882
30	3,501	…	145	664	…	895
35	4,599	…	162	603	…	1,021
40	5,382	…	160	619	…	1,192
45	6,843	…	161	584	…	1,224
50	7,796	…	160	555	…	1,228
55	8,781	…	166	548	…	1,240
60	8,903	…	168	581	…	1,289
平成2	8,785	…	168	609	…	1,312
3	8,769	…	168	617	…	1,316
4	8,737	…	170	626	…	1,318
5	8,704	…	171	636	…	1,320
6	8,657	…	172	643	…	1,317
7	8,639	…	173	645	…	1,320
8	8,601	…	174	654	…	1,315
9	8,556	…	171	661	…	1,315
10	8,524	…	171	661	…	1,316
11	8,497	…	171	669	…	1,316
12	8,479	…	172	680	…	1,318
13	8,443	…	172	686	…	1,318
14	8,410	…	175	691	…	1,321
15	8,389	…	179	700	…	1,318
16	8,363	…	187	709	…	1,321
17	8,354	…	194	721	…	1,321
18	8,317	…	198	726	…	1,325
19	8,292	…	200	729	…	1,322
20	8,276	…	206	735	…	1,321
21	8,261	…	210	745	…	1,321
22	8,236	…	213	758	…	1,321
23	8,226	…	216	763	…	1,321
24	8,197	…	220	766	…	1,319
25	8,177	…	221	771	…	1,320
26	8,142	…	222	777	…	1,320
27	7,304	1,569	227	774	…	1,320
28	7,076	2,370	230	776	—	1,321
29	6,877	3,121	231	775	—	1,321
30	6,688	3,871	231	778	—	1,323
令和元	6,538	4,533	237	781	—	1,322
2	6,398	5,013	240	782	1	1,322
3	6,266	5,407	241	778	1	1,320

学校種別学校数（私立）

中等教育 学校	特別支援 学校	高等専門 学校	短期大学	大学・ 大学院	専修学校	各種学校
…	7	…	132	105	…	3,913
…	8	…	204	122	…	6,939
…	9	…	214	140	…	7,716
…	12	7	301	209	…	7,525
…	13	7	414	274	…	7,708
…	13	7	434	305	…	7,622
…	16	4	432	319	2,187	5,136
…	16	4	455	331	2,664	4,180
…	17	4	498	372	2,952	3,347
…	17	4	497	378	3,022	3,221
…	17	3	499	384	3,058	3,119
…	17	3	502	390	3,072	2,977
…	18	3	501	406	3,076	2,861
…	17	3	500	415	3,105	2,759
…	17	3	502	425	3,141	2,656
…	16	3	504	431	3,179	2,548
…	15	3	503	444	3,209	2,433
—	15	3	503	457	3,206	2,314
1	15	3	497	478	3,195	2,236
4	15	3	489	496	3,163	2,125
5	15	3	475	512	3,153	2,038
9	15	3	463	526	3,141	1,931
9	15	3	451	542	3,228	1,858
9	14	3	436	553	3,225	1,814
10	14	3	420	568	3,231	1,715
12	14	3	398	580	3,218	1,642
13	15	3	386	589	3,184	1,574
13	14	3	378	595	3,133	1,523
16	14	3	369	597	3,098	1,457
17	14	3	363	599	3,056	1,417
17	14	3	350	605	3,040	1,383
17	14	3	340	606	3,010	1,321
17	14	3	334	603	3,001	1,268
17	13	3	328	604	2,999	1,223
17	13	3	324	600	2,985	1,194
18	14	3	320	604	2,975	1,177
18	14	3	314	603	2,962	1,158
18	14	3	309	607	2,941	1,113
19	14	3	306	615	2,919	1,096
18	15	3	301	619	2,889	1,064

六  
教  
育  
統  
計

六  
教  
育  
統  
計

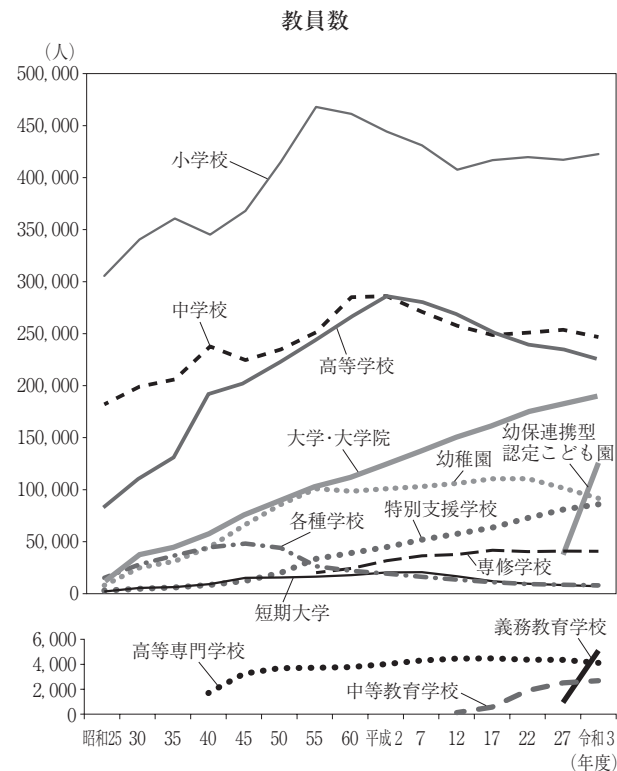
一〇三九

一〇三八

第16表 設置者別学校種別教員数 (計)

区分	幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	短期大学	大学・大学院
昭和25年	8,028	...	305,520	182,008	...	82,932	...	2,974	...	2,124	11,534
30	24,983	...	340,572	199,062	...	111,617	...	4,823	...	5,505	38,010
35	31,330	...	360,660	205,988	...	131,719	...	6,090	...	6,394	44,434
40	45,193	...	345,118	237,750	...	193,524	...	8,537	1,691	9,321	57,445
45	66,579	...	367,941	224,546	...	202,440	...	12,329	3,245	15,320	76,275
50	85,680	...	415,071	234,844	...	222,915	...	20,099	3,691	15,557	89,648
55	100,958	...	467,953	251,279	...	243,592	...	33,491	3,721	16,372	102,989
60	98,455	...	461,256	285,123	...	266,809	...	39,228	3,770	17,760	112,249
平成2	100,932	...	444,218	286,065	...	286,006	...	44,798	4,003	20,489	123,838
3	101,493	...	444,903	286,965	...	286,092	...	47,393	4,061	20,933	126,445
4	102,279	...	440,769	282,737	...	284,409	...	49,239	4,126	21,170	129,024
5	102,828	...	438,064	278,267	...	282,499	...	50,217	4,184	21,111	131,833
6	103,014	...	434,945	273,527	...	282,085	...	51,117	4,265	20,964	134,849
7	102,992	...	430,958	271,020	...	281,117	...	51,913	4,306	20,702	137,464
8	103,518	...	425,714	270,972	...	278,879	...	52,723	4,345	20,294	139,608
9	103,839	...	420,901	270,229	...	276,108	...	53,991	4,384	19,885	141,782
10	104,687	...	415,680	266,729	...	273,307	...	55,256	4,408	19,040	144,310
11	105,048	...	411,439	262,226	...	271,210	37	56,493	4,433	18,206	147,579
12	106,067	...	407,598	257,605	...	269,027	124	57,547	4,459	16,752	150,563
13	106,703	...	407,829	255,494	...	266,548	194	58,617	4,467	15,638	152,572
14	108,051	...	410,505	253,954	...	262,371	257	59,866	4,465	14,491	155,050
15	108,822	...	413,890	252,050	...	258,537	380	61,094	4,474	13,534	156,155
16	109,806	...	414,908	249,794	...	255,605	470	62,256	4,473	12,740	158,770
17	110,393	...	416,833	248,694	...	251,408	560	63,632	4,469	11,960	161,690
18	110,807	...	417,858	248,280	...	247,804	818	65,057	4,471	11,278	164,473
19	111,239	...	418,246	249,645	...	243,953	1,148	66,807	4,453	11,022	167,636
20	111,223	...	419,309	249,509	...	241,226	1,369	68,677	4,432	10,521	169,914
21	110,692	...	419,518	250,771	...	239,342	1,576	70,518	4,400	10,128	172,039
22	110,580	...	419,776	250,899	...	238,929	1,893	72,803	4,373	9,657	174,403
23	110,402	...	419,467	253,104	...	237,526	2,046	74,854	4,357	9,274	176,684
24	110,836	...	418,707	253,753	...	237,224	2,192	76,387	4,337	8,916	177,570
25	111,111	...	417,553	254,235	...	235,062	2,369	77,663	4,336	8,631	178,669
26	111,059	...	416,475	253,832	...	235,306	2,432	79,280	4,344	8,438	180,879
27	101,497	37,461	417,152	253,704	...	234,970	2,509	80,905	4,354	8,266	182,723
28	99,957	57,118	416,973	251,978	934	234,611	2,556	82,372	4,284	8,140	184,248
29	97,840	75,615	418,790	250,060	1,798	233,925	2,610	83,802	4,278	7,924	185,343
30	95,592	92,883	420,659	247,229	3,015	232,802	2,629	84,600	4,224	7,660	187,163
令和元	93,579	109,515	421,935	246,825	3,520	231,319	2,642	85,336	4,169	7,440	187,862
2	91,785	120,785	422,554	246,814	4,486	229,245	2,683	85,933	4,114	7,211	189,599
3	90,140	129,100	422,864	248,253	5,382	226,721	2,721	86,141	4,085	7,015	190,448

専修学校	各種学校
...	15,291
...	28,251
...	36,688
...	44,724
...	48,175
...	44,021
20,211	26,478
24,238	22,010
31,773	19,312
33,512	18,745
35,211	18,600
35,818	17,756
36,073	17,148
36,433	16,304
36,830	15,792
37,220	14,975
37,415	14,642
37,463	14,084
37,656	13,412
38,163	12,782
39,062	12,185
39,764	11,736
40,663	11,267
41,776	11,045
42,171	10,401
42,103	10,228
41,602	9,873
40,922	9,655
40,416	9,290
40,509	9,168
40,424	8,954
40,380	8,845
40,774	8,823
40,917	8,619
41,190	8,731
41,368	8,829
41,246	8,912
41,104	8,821
40,824	8,866
40,620	8,668



第16表 設置者別

区分	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校
昭和25年	97	…	1,398	1,118	…	275
30	91	…	1,520	1,326	…	466
35	103	…	1,542	1,284	…	506
40	125	…	1,611	1,406	…	604
45	170	…	1,767	1,654	…	594
50	237	…	1,761	1,645	…	575
55	278	…	1,719	1,627	…	613
60	273	…	1,776	1,673	…	628
平成2	278	…	1,783	1,683	…	627
3	278	…	1,781	1,685	…	628
4	280	…	1,780	1,677	…	635
5	284	…	1,782	1,682	…	629
6	287	…	1,782	1,682	…	626
7	293	…	1,777	1,679	…	634
8	301	…	1,781	1,683	…	641
9	308	…	1,778	1,685	…	641
10	305	…	1,769	1,685	…	643
11	311	…	1,783	1,682	…	643
12	313	…	1,783	1,655	…	601
13	319	…	1,779	1,653	…	601
14	322	…	1,776	1,647	…	594
15	317	…	1,771	1,641	…	595
16	329	…	1,763	1,640	…	594
17	332	…	1,755	1,643	…	593
18	332	…	1,758	1,642	…	589
19	339	…	1,776	1,652	…	559
20	335	…	1,855	1,684	…	565
21	337	…	1,857	1,647	…	568
22	340	…	1,858	1,658	…	577
23	356	…	1,859	1,623	…	572
24	354	…	1,848	1,629	…	580
25	360	…	1,843	1,629	…	575
26	344	…	1,833	1,628	…	575
27	352	—	1,820	1,626	…	583
28	341	—	1,833	1,641	—	581
29	337	—	1,795	1,592	91	582
30	351	—	1,791	1,598	97	575
令和元	351	—	1,771	1,578	142	569
2	357	—	1,746	1,556	197	569
3	354	—	1,715	1,546	233	568

学校種別教員数 (国立)

中等教育 学校	特別支援 学校	高等専門 学校	短期大学	大学・ 大学院	専修学校	各種学校
…	65	…	…	5,492	…	43
…	86	…	102	22,680	…	77
…	116	…	211	24,410	…	113
…	207	1,147	271	29,828	…	139
…	361	2,474	363	36,840	…	182
…	708	3,023	654	42,020	…	204
…	1,123	3,190	861	47,842	764	21
…	1,290	3,240	1,121	51,475	769	16
…	1,359	3,478	1,305	53,765	756	8
…	1,369	3,530	1,339	54,289	767	6
…	1,385	3,590	1,329	54,952	772	6
…	1,392	3,635	1,313	55,839	788	6
…	1,408	3,705	1,206	56,673	782	6
…	1,420	3,748	1,122	57,488	780	6
…	1,419	3,790	1,038	58,258	786	6
…	1,420	3,823	986	58,855	796	4
…	1,431	3,847	888	59,557	803	4
—	1,432	3,871	790	60,205	804	4
83	1,426	3,893	713	60,673	795	4
89	1,431	3,906	610	60,973	779	4
89	1,438	3,909	534	60,930	765	—
86	1,434	3,915	368	60,882	713	—
87	1,450	3,936	240	60,897	164	—
88	1,453	3,952	244	60,937	169	—
87	1,460	3,969	74	60,712	155	—
141	1,479	3,950	—	60,991	148	—
139	1,487	3,940	—	61,019	145	—
184	1,490	3,915	—	61,246	136	—
185	1,486	3,892	—	61,689	122	—
181	1,501	3,893	—	62,702	118	—
187	1,502	3,877	—	62,825	107	—
203	1,506	3,874	—	63,218	101	—
214	1,502	3,894	—	64,252	101	—
204	1,516	3,904	—	64,684	96	—
211	1,521	3,831	—	64,771	94	—
209	1,516	3,830	—	64,479	94	—
203	1,514	3,772	—	64,562	96	—
194	1,528	3,715	—	64,094	98	—
193	1,517	3,678	—	64,076	89	—
195	1,513	3,645	—	63,911	82	—

第16表 設置者別

区分	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校
昭和25年	3,062	…	303,244	172,463	…	70,204
30	6,832	…	337,535	191,030	…	92,213
35	8,049	…	357,154	197,589	…	100,875
40	10,328	…	341,407	229,048	…	143,935
45	14,509	…	363,794	216,548	…	153,884
50	22,393	…	410,820	226,568	…	171,492
55	27,576	…	463,565	242,623	…	188,582
60	26,400	…	456,695	275,403	…	206,727
平成2	25,234	…	439,542	275,012	…	220,322
3	25,062	…	440,188	275,406	…	220,049
4	24,964	…	436,003	270,735	…	218,248
5	24,917	…	433,219	265,765	…	216,497
6	24,918	…	430,044	260,695	…	215,956
7	24,921	…	426,003	257,870	…	215,230
8	25,035	…	420,754	257,488	…	213,247
9	25,037	…	415,918	256,607	…	211,358
10	24,994	…	410,690	252,944	…	209,277
11	25,205	…	406,418	248,369	…	207,904
12	25,310	…	402,579	243,680	…	206,236
13	25,583	…	402,802	241,526	…	204,015
14	25,866	…	405,453	239,923	…	200,797
15	25,834	…	408,755	237,831	…	197,617
16	25,704	…	409,665	235,317	…	194,925
17	25,493	…	411,472	233,782	…	191,005
18	25,329	…	412,300	232,968	…	187,599
19	25,016	…	412,509	233,985	…	184,162
20	24,741	…	413,280	233,581	…	181,564
21	24,424	…	413,321	234,494	…	179,831
22	24,170	…	413,473	234,471	…	179,433
23	23,861	…	413,024	236,433	…	177,851
24	23,779	…	412,154	237,139	…	177,152
25	23,793	…	410,928	237,568	…	174,716
26	23,360	…	409,753	237,082	…	174,363
27	21,295	5,644	410,397	236,947	…	173,473
28	20,675	7,014	410,116	235,223	934	172,741
29	19,836	8,948	411,898	233,247	1,707	171,473
30	18,932	10,846	413,720	230,366	2,918	169,935
令和元	17,866	12,473	414,901	229,895	3,378	168,445
2	16,685	13,914	415,467	229,731	4,270	166,238
3	15,424	13,896	415,745	231,006	5,128	163,513

学校種別教員数（公立）

中等教育 学校	特別支援 学校	高等専門 学校	短期大学	大学・ 大学院	専修学校	各種学校
…	2,838	…	351	1,083	…	675
…	4,663	…	1,000	4,417	…	888
…	5,880	…	927	4,725	…	997
…	8,201	241	963	5,089	…	852
…	11,836	324	1,248	5,342	…	944
…	19,235	339	1,617	5,602	…	1,493
…	32,148	340	1,707	5,794	1,328	864
…	37,682	343	1,898	6,053	1,604	648
…	43,165	346	1,989	6,592	1,908	445
…	45,762	357	2,004	6,846	2,001	436
…	47,582	364	1,985	7,043	2,083	429
…	48,552	372	2,003	7,591	2,279	377
…	49,427	383	2,087	7,894	2,403	337
…	50,220	386	2,219	8,256	2,524	254
…	51,030	387	2,220	8,509	2,624	223
…	52,297	391	2,271	8,880	2,697	209
…	53,564	390	2,133	9,420	2,720	197
37	54,802	395	2,036	10,026	2,729	194
37	55,871	399	1,863	10,513	2,795	171
37	56,924	393	1,769	10,769	2,731	162
46	58,165	394	1,691	10,860	2,748	120
76	59,402	394	1,610	10,977	2,692	90
136	60,547	379	1,418	11,188	2,634	82
188	61,917	363	1,209	11,426	2,690	64
402	63,331	346	1,031	11,743	2,703	65
549	65,061	332	941	11,786	2,828	60
707	66,915	329	803	12,073	2,809	61
857	68,747	326	716	12,402	2,827	58
1,099	71,027	319	692	12,646	2,846	59
1,219	73,045	306	638	12,813	2,848	52
1,324	74,584	303	581	12,876	2,820	51
1,453	75,865	302	544	12,871	2,824	51
1,520	77,479	298	517	13,013	2,854	47
1,622	79,115	300	494	13,126	2,882	35
1,661	80,558	299	485	13,294	2,883	36
1,707	81,989	296	478	13,439	2,861	42
1,740	82,786	294	421	13,840	2,903	41
1,760	83,507	293	398	14,083	2,901	38
1,800	84,112	283	402	14,090	2,840	39
1,833	84,320	289	404	14,338	2,751	27

第16表 設置者別

区分	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校
昭和25年	4,869	…	878	8,427	…	12,453
30	18,060	…	1,517	6,706	…	18,938
35	23,178	…	1,964	7,115	…	30,338
40	34,740	…	2,100	7,296	…	48,985
45	51,900	…	2,380	6,344	…	47,962
50	63,050	…	2,490	6,631	…	50,848
55	73,104	…	2,669	7,029	…	54,397
60	71,782	…	2,785	8,047	…	59,454
平成2	75,420	…	2,893	9,370	…	65,057
3	76,153	…	2,934	9,874	…	65,415
4	77,035	…	2,986	10,325	…	65,526
5	77,627	…	3,063	10,820	…	65,373
6	77,809	…	3,119	11,150	…	65,503
7	77,778	…	3,178	11,471	…	65,253
8	78,182	…	3,179	11,801	…	64,991
9	78,494	…	3,205	11,937	…	64,109
10	79,388	…	3,221	12,100	…	63,387
11	79,532	…	3,238	12,175	…	62,663
12	80,444	…	3,236	12,270	…	62,190
13	80,801	…	3,248	12,315	…	61,932
14	81,863	…	3,276	12,384	…	60,980
15	82,671	…	3,364	12,578	…	60,325
16	83,773	…	3,480	12,837	…	60,086
17	84,568	…	3,606	13,269	…	59,810
18	85,146	…	3,800	13,670	…	59,616
19	85,884	…	3,961	14,008	…	59,232
20	86,147	…	4,174	14,244	…	59,097
21	85,931	…	4,340	14,630	…	58,943
22	86,070	…	4,445	14,770	…	58,919
23	86,185	…	4,584	15,048	…	59,103
24	86,703	…	4,705	14,985	…	59,492
25	86,958	…	4,782	15,038	…	59,771
26	87,355	…	4,889	15,122	…	60,368
27	79,850	31,817	4,935	15,131	…	60,914
28	78,941	50,104	5,024	15,114	—	61,289
29	77,667	66,667	5,097	15,221	—	61,870
30	76,309	82,037	5,148	15,265	—	62,292
令和元	75,362	97,042	5,263	15,352	—	62,305
2	74,743	106,871	5,341	15,527	19	62,438
3	74,362	115,204	5,404	15,701	21	62,640

学校種別教員数（私立）

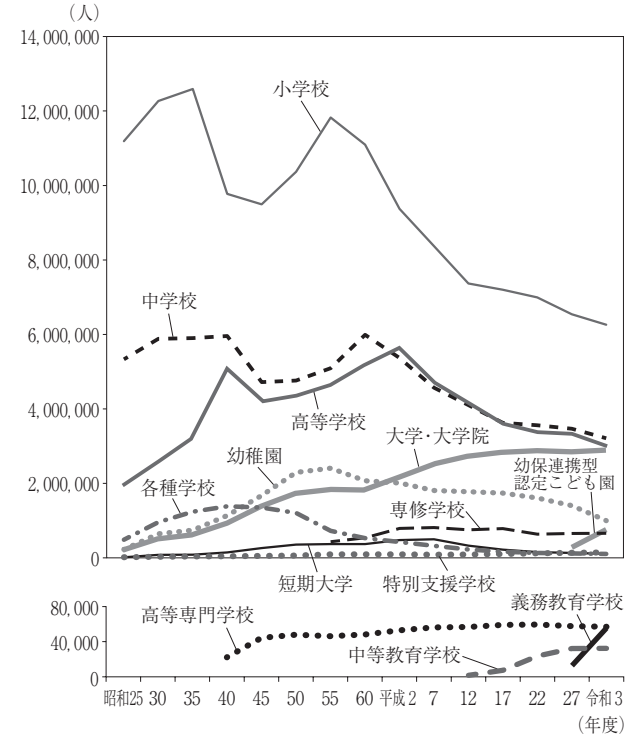
中等教育 学校	特別支援 学校	高等専門 学校	短期大学	大学・ 大学院	専修学校	各種学校
…	71	…	1,773	4,959	…	14,573
…	74	…	4,403	10,913	…	27,286
…	94	…	5,256	15,299	…	35,578
…	129	303	8,087	22,528	…	43,733
…	132	447	13,709	34,093	…	47,049
…	156	329	13,286	42,026	…	42,324
…	220	191	13,804	49,353	18,119	25,593
…	256	187	14,741	54,721	21,865	21,346
…	274	179	17,195	63,481	29,109	18,859
…	262	174	17,590	65,310	30,744	18,303
…	272	172	17,856	67,029	32,356	18,165
…	273	177	17,795	68,403	32,751	17,373
…	282	177	17,671	70,282	32,888	16,805
…	273	172	17,361	71,720	33,129	16,044
…	274	168	17,036	72,841	33,420	15,563
…	274	170	16,628	74,047	33,727	14,762
…	261	171	16,019	75,333	33,892	14,441
—	259	167	15,380	77,348	33,930	13,886
4	250	167	14,176	79,377	34,066	13,237
68	262	168	13,259	80,830	34,653	12,616
122	263	162	12,266	83,260	35,549	12,065
218	258	165	11,556	84,296	36,359	11,646
247	259	158	11,082	86,685	37,865	11,185
284	262	154	10,507	89,327	38,917	10,981
329	266	156	10,173	92,018	39,313	10,336
458	267	171	10,081	94,859	39,127	10,168
523	275	163	9,718	96,822	38,628	9,812
535	281	159	9,412	98,391	37,959	9,597
609	290	162	8,965	100,068	37,448	9,231
646	308	158	8,636	101,169	37,543	9,116
681	301	157	8,335	101,869	37,497	8,903
713	292	160	8,087	102,580	37,455	8,794
698	299	152	7,921	103,614	37,819	8,776
683	274	150	7,772	104,913	37,939	8,584
684	293	154	7,655	106,183	38,213	8,695
694	297	152	7,446	107,425	38,413	8,787
686	300	158	7,239	108,761	38,247	8,871
688	301	161	7,042	109,685	38,105	8,783
690	304	153	6,809	111,433	37,895	8,827
693	308	151	6,611	112,199	37,787	8,641

第17表 設置者別学校種別在学者数（計）

区分	幼稚園	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	短期大学	大学・大学院
昭和25年	224,653	...	11,191,401	5,332,515	...	1,935,118	...	16,865	...	15,098	224,923
30	643,683	...	12,266,952	5,883,692	...	2,592,001	...	28,142	...	77,885	523,355
35	742,367	...	12,590,680	5,899,973	...	3,239,416	...	35,778	...	83,457	626,421
40	1,137,733	...	9,775,532	5,956,630	...	5,073,882	...	44,316	22,208	147,563	937,556
45	1,674,625	...	9,493,485	4,716,833	...	4,231,542	...	50,796	44,314	263,219	1,406,521
50	2,292,591	...	10,364,846	4,762,442	...	4,333,079	...	63,548	47,955	353,782	1,734,082
55	2,407,093	...	11,826,573	5,094,402	...	4,621,930	...	91,812	46,348	371,124	1,835,312
60	2,067,951	...	11,095,372	5,990,183	...	5,177,681	...	95,501	48,288	371,095	1,848,698
平成2	2,007,964	...	9,373,295	5,369,162	...	5,623,336	...	93,497	52,930	479,389	2,133,362
3	1,977,611	...	9,157,429	5,188,314	...	5,454,929	...	91,534	53,698	504,087	2,205,516
4	1,948,868	...	8,947,226	5,036,840	...	5,218,497	...	89,584	54,786	524,538	2,293,269
5	1,907,110	...	8,768,881	4,850,137	...	5,010,472	...	88,041	55,453	530,294	2,389,648
6	1,852,183	...	8,582,871	4,681,166	...	4,862,725	...	87,219	55,938	520,638	2,481,805
7	1,808,432	...	8,370,246	4,570,390	...	4,724,945	...	86,834	56,234	498,516	2,546,649
8	1,798,051	...	8,105,629	4,527,400	...	4,547,497	...	86,293	56,396	473,279	2,596,667
9	1,789,523	...	7,855,387	4,481,480	...	4,371,360	...	86,444	56,294	446,750	2,633,790
10	1,786,129	...	7,663,533	4,380,604	...	4,258,385	...	87,445	56,214	416,825	2,668,086
11	1,778,286	...	7,500,317	4,243,762	...	4,211,826	236	88,814	56,436	377,852	2,701,104
12	1,773,682	...	7,366,079	4,103,717	...	4,165,434	1,702	90,104	56,714	327,680	2,740,023
13	1,753,422	...	7,296,920	3,991,911	...	4,061,756	2,166	92,072	57,017	289,198	2,765,705
14	1,769,096	...	7,239,327	3,862,849	...	3,929,352	3,020	94,171	57,349	267,086	2,786,032
15	1,760,494	...	7,226,910	3,748,319	...	3,809,827	4,736	96,473	57,875	250,062	2,803,980
16	1,753,393	...	7,200,933	3,663,513	...	3,719,048	6,051	98,796	58,698	233,754	2,809,295
17	1,738,766	...	7,197,458	3,626,415	...	3,605,242	7,456	101,612	59,160	219,355	2,865,051
18	1,726,520	...	7,187,417	3,601,527	...	3,494,513	11,648	104,592	59,380	202,254	2,859,212
19	1,705,402	...	7,132,874	3,614,552	...	3,406,561	14,902	108,173	59,386	186,667	2,828,708
20	1,674,163	...	7,121,781	3,592,378	...	3,367,489	17,689	112,334	59,446	172,726	2,836,127
21	1,630,336	...	7,063,606	3,600,323	...	3,347,311	20,544	117,035	59,386	160,976	2,845,908
22	1,605,912	...	6,993,376	3,558,166	...	3,368,693	23,759	121,815	59,542	155,273	2,887,414
23	1,596,170	...	6,887,292	3,573,821	...	3,349,255	26,759	126,123	59,220	150,007	2,893,489
24	1,604,225	...	6,764,619	3,552,663	...	3,355,609	28,644	129,994	58,765	141,970	2,876,134
25	1,583,610	...	6,676,920	3,536,182	...	3,319,640	30,226	132,570	58,226	138,260	2,868,872
26	1,557,461	...	6,600,006	3,504,334	...	3,334,019	31,499	135,617	57,677	136,534	2,855,529
27	1,402,448	281,136	6,543,104	3,465,215	...	3,319,114	32,317	137,894	57,611	132,681	2,860,210
28	1,339,761	397,587	6,483,515	3,406,029	12,702	3,309,342	32,428	139,821	57,658	128,460	2,873,624
29	1,271,918	505,740	6,448,658	3,333,334	22,370	3,280,247	32,618	141,944	57,601	123,949	2,890,880
30	1,207,884	603,954	6,427,867	3,251,670	34,559	3,235,661	32,325	143,379	57,467	119,035	2,909,159
令和元	1,145,576	695,214	6,368,550	3,218,137	40,747	3,168,369	32,153	144,434	57,124	113,013	2,918,668
2	1,078,496	759,013	6,300,693	3,211,219	49,677	3,092,064	32,426	144,823	56,974	107,596	2,915,605
3	1,008,815	796,882	6,223,395	3,229,697	58,568	3,008,172	32,756	146,285	56,905	102,232	2,917,998

専修学校	各種学校
...	486,609
...	958,292
...	1,239,621
...	1,383,712
...	1,352,686
...	1,205,318
432,914	724,401
538,175	530,159
791,431	425,341
834,713	406,599
861,903	389,807
859,173	366,536
837,102	339,063
813,347	321,105
799,551	306,544
788,996	279,946
761,049	253,093
753,740	230,502
750,824	222,961
752,420	208,254
765,558	198,588
786,091	189,583
792,054	178,117
783,783	163,667
750,208	149,934
703,490	147,261
657,502	137,269
624,875	134,981
637,897	129,985
645,834	122,636
650,501	120,195
660,078	122,890
659,452	121,846
656,106	117,727
656,649	120,629
655,254	121,952
653,132	123,275
659,693	116,920
661,174	105,203
662,135	102,469

在学者数



第17表 設置者別

区分	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校
昭和25年	2,952	…	42,887	31,435	…	4,600
30	2,961	…	45,691	34,062	…	8,069
35	3,400	…	45,968	34,819	…	9,595
40	3,472	…	45,389	36,018	…	11,435
45	4,210	…	47,215	38,097	…	10,600
50	5,575	…	46,868	36,685	…	9,919
55	6,357	…	46,144	35,997	…	10,211
60	6,609	…	47,400	36,674	…	10,217
平成2	6,581	…	47,304	35,851	…	10,338
3	6,630	…	47,234	35,170	…	10,349
4	6,613	…	47,231	34,811	…	10,328
5	6,740	…	47,226	34,678	…	10,363
6	6,786	…	47,248	34,575	…	10,283
7	6,778	…	47,318	34,500	…	10,161
8	6,827	…	47,248	34,423	…	9,971
9	6,803	…	47,294	34,382	…	9,843
10	6,823	…	47,334	34,415	…	9,718
11	6,911	…	47,351	34,479	…	9,627
12	6,889	…	47,288	33,732	…	8,824
13	6,819	…	47,260	33,647	…	8,787
14	6,804	…	47,238	33,544	…	8,858
15	6,718	…	47,152	33,504	…	8,886
16	6,626	…	46,958	33,453	…	8,853
17	6,572	…	46,720	33,402	…	8,857
18	6,531	…	46,484	33,407	…	8,844
19	6,457	…	46,202	33,228	…	8,859
20	6,374	…	45,871	33,069	…	8,875
21	6,315	…	45,507	32,460	…	8,815
22	6,215	…	45,016	32,077	…	8,751
23	6,044	…	44,580	31,681	…	8,679
24	5,930	…	43,257	31,580	…	8,615
25	5,785	…	42,093	31,437	…	8,585
26	5,614	…	41,067	31,220	…	8,613
27	5,510	—	40,268	31,026	…	8,623
28	5,394	—	39,543	30,840	—	8,630
29	5,288	—	37,916	30,101	1,620	8,548
30	5,330	—	37,837	29,639	1,602	8,579
令和元	5,243	—	37,347	28,700	2,335	8,476
2	5,114	—	36,622	27,701	3,383	8,452
3	4,902	—	36,171	27,267	3,894	8,254

学校種別在学者数（国立）

中等教育 学校	特別支援 学校	高等専門 学校	短期大学	大学・ 大学院	専修学校	各種学校
…	386	…	…	80,185	…	2,283
…	372	…	3,637	186,055	…	2,109
…	715	…	6,652	194,227	…	2,747
…	1,063	14,839	8,060	238,380	…	3,515
…	1,899	33,091	9,886	309,587	…	4,469
…	2,972	38,194	13,143	357,772	…	3,990
…	3,564	39,211	14,685	406,644	15,843	223
…	3,688	40,739	17,530	449,373	18,070	164
…	3,593	45,627	18,510	518,609	17,433	82
…	3,584	46,436	18,018	528,687	17,453	60
…	3,541	47,401	17,482	543,198	17,822	60
…	3,555	48,053	16,705	561,822	18,323	58
…	3,511	48,603	15,271	582,601	18,169	59
…	3,398	48,927	13,735	598,723	18,288	56
…	3,281	49,171	11,982	610,219	18,241	58
…	3,195	49,203	10,754	614,669	18,398	32
…	3,131	49,326	9,648	617,348	17,394	38
—	3,086	49,565	8,710	621,126	16,368	38
1,435	3,074	49,897	7,772	624,082	15,410	30
1,417	3,067	50,177	6,808	622,679	13,681	22
1,422	3,073	50,483	5,800	621,487	12,684	—
1,417	3,093	50,974	4,515	622,404	12,195	—
1,419	3,052	51,729	2,975	624,389	1,124	—
1,422	3,051	52,210	1,643	627,850	999	—
1,437	3,042	52,587	597	628,947	918	—
1,541	3,063	52,833	184	627,402	837	—
1,656	3,062	53,162	52	623,811	741	—
1,950	3,070	53,355	3	621,800	679	—
2,251	3,054	53,605	—	625,048	574	—
2,569	3,062	53,291	—	623,304	571	—
2,859	3,056	52,814	—	618,134	530	—
3,014	3,033	52,290	—	614,783	480	—
3,160	3,033	51,725	—	612,509	450	—
3,142	3,019	51,615	—	610,802	411	—
3,107	2,991	51,623	—	610,401	414	—
3,070	2,983	51,632	—	609,473	383	—
2,999	2,945	51,545	—	608,969	368	—
2,951	2,951	51,298	—	606,449	342	—
2,914	2,909	51,217	—	598,881	305	—
2,886	2,905	51,316	—	597,450	300	—



第17表 設置者別

区分	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校
昭和25年	107,606	…	11,123,449	5,031,862	…	1,630,562
30	237,994	…	12,181,255	5,667,651	…	2,072,163
35	228,045	…	12,495,514	5,657,251	…	2,300,552
40	297,308	…	9,678,329	5,739,621	…	3,397,215
45	397,834	…	9,391,425	4,536,538	…	2,936,428
50	565,146	…	10,259,848	4,573,225	…	3,015,114
55	633,248	…	11,720,694	4,908,665	…	3,311,327
60	504,461	…	10,988,104	5,777,753	…	3,710,992
平成2	433,242	…	9,262,201	5,130,708	…	4,001,232
3	410,707	…	9,045,154	4,942,223	…	3,869,148
4	391,213	…	8,834,049	4,782,499	…	3,684,637
5	379,857	…	8,654,680	4,588,523	…	3,518,187
6	370,736	…	8,468,014	4,415,185	…	3,394,837
7	361,662	…	8,254,741	4,300,507	…	3,288,245
8	360,168	…	7,990,020	4,255,168	…	3,165,873
9	360,630	…	7,739,957	4,207,655	…	3,050,211
10	359,854	…	7,548,163	4,107,590	…	2,977,114
11	360,558	…	7,385,068	3,972,115	…	2,953,894
12	363,851	…	7,251,265	3,835,338	…	2,930,295
13	360,962	…	7,182,433	3,724,711	…	2,865,102
14	363,281	…	7,124,712	3,597,997	…	2,773,619
15	361,136	…	7,111,695	3,482,087	…	2,685,783
16	356,770	…	7,084,675	3,394,055	…	2,612,679
17	348,945	…	7,079,788	3,350,507	…	2,527,462
18	342,301	…	7,067,863	3,320,772	…	2,447,387
19	331,222	…	7,011,876	3,327,531	…	2,384,309
20	318,550	…	6,999,006	3,302,207	…	2,354,002
21	306,015	…	6,939,922	3,308,105	…	2,340,653
22	294,731	…	6,869,318	3,270,582	…	2,357,261
23	286,323	…	6,763,713	3,287,437	…	2,337,733
24	283,327	…	6,642,721	3,269,759	…	2,328,102
25	274,164	…	6,556,527	3,255,326	…	2,287,673
26	264,563	…	6,481,396	3,227,314	…	2,286,385
27	238,036	43,928	6,425,754	3,190,799	…	2,268,162
28	223,066	52,012	6,366,785	3,133,644	12,702	2,252,942
29	204,795	63,803	6,333,289	3,063,833	20,750	2,224,821
30	186,762	75,071	6,312,251	2,983,705	32,957	2,184,920
令和元	168,037	85,063	6,253,022	2,950,331	38,412	2,132,078
2	145,486	94,721	6,185,145	2,941,423	46,148	2,065,980
3	128,534	96,451	6,107,702	2,957,185	54,480	1,989,287

学校種別在学者数（公立）

中等教育 学校	特別支援 学校	高等専門 学校	短期大学	大学・ 大学院	専修学校	各種学校
…	16,030	…	2,022	8,451	…	14,797
…	27,203	…	11,080	24,936	…	20,310
…	34,493	…	11,086	28,569	…	21,905
…	42,520	2,920	13,603	38,277	…	20,593
…	48,152	3,919	16,136	50,111	…	18,532
…	59,811	3,942	17,973	50,880	…	24,500
…	87,429	4,018	19,002	52,082	20,628	13,084
…	90,853	4,148	20,767	54,944	24,069	9,795
…	89,004	4,126	22,647	64,140	27,805	6,731
…	87,059	4,190	22,651	66,694	28,599	6,734
…	85,195	4,280	22,518	69,522	30,103	6,580
…	83,621	4,364	22,802	74,182	32,230	5,827
…	82,823	4,430	23,548	78,797	33,845	5,280
…	82,541	4,517	24,134	83,812	35,471	4,059
…	82,146	4,521	24,091	87,878	36,278	3,536
…	82,380	4,511	23,957	91,642	36,017	3,214
…	83,464	4,497	23,254	95,976	35,229	2,856
236	84,899	4,511	22,465	101,062	33,874	2,732
238	86,221	4,556	21,061	107,198	33,137	2,567
236	88,171	4,604	19,941	112,523	32,541	2,239
319	90,254	4,635	18,834	116,705	32,283	1,771
557	92,550	4,650	17,999	120,463	30,583	1,488
1,277	94,929	4,673	16,510	122,864	28,944	1,344
2,066	97,761	4,594	14,347	124,910	28,896	1,212
5,624	100,717	4,493	11,909	127,872	28,187	1,059
7,417	104,293	4,349	10,815	129,592	27,977	983
9,436	108,456	4,162	10,565	131,970	27,568	967
11,639	113,155	4,028	9,973	136,913	26,845	941
13,920	117,968	4,030	9,128	142,523	27,372	934
16,115	122,269	4,004	8,487	144,182	27,220	796
17,648	126,159	3,956	7,917	145,578	26,897	880
19,134	128,738	3,881	7,649	146,160	26,483	796
20,424	131,781	3,834	7,388	148,042	26,255	638
21,466	134,092	3,778	6,956	148,766	25,963	585
21,941	136,072	3,740	6,750	150,513	25,762	560
22,399	138,186	3,742	6,670	152,931	25,240	544
22,367	139,661	3,756	6,221	155,520	24,956	531
22,390	140,669	3,781	5,741	158,176	24,336	495
22,743	141,090	3,800	5,548	158,579	23,734	499
23,000	142,525	3,772	5,363	160,438	22,953	379

第17表 設置者別

区分	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校
昭和25年	114,095	…	25,065	269,218	…	299,956
30	402,728	…	40,006	181,979	…	511,769
35	510,922	…	49,198	207,903	…	929,269
40	836,953	…	51,814	180,991	…	1,665,232
45	1,272,581	…	54,845	142,198	…	1,284,514
50	1,721,870	…	58,130	152,532	…	1,308,046
55	1,767,488	…	59,735	149,740	…	1,300,392
60	1,556,881	…	59,868	175,756	…	1,456,472
平成2	1,568,141	…	63,790	202,603	…	1,611,766
3	1,560,274	…	65,041	210,921	…	1,575,432
4	1,551,042	…	65,946	219,530	…	1,523,532
5	1,520,513	…	66,975	226,936	…	1,481,922
6	1,474,661	…	67,609	231,406	…	1,457,605
7	1,439,992	…	68,187	235,383	…	1,426,539
8	1,431,056	…	68,361	237,809	…	1,371,653
9	1,422,090	…	68,136	239,443	…	1,311,306
10	1,419,452	…	68,036	238,599	…	1,271,553
11	1,410,817	…	67,898	237,168	…	1,248,305
12	1,402,942	…	67,526	234,647	…	1,226,315
13	1,385,641	…	67,227	233,553	…	1,187,867
14	1,399,011	…	67,377	231,308	…	1,146,875
15	1,392,640	…	68,063	232,728	…	1,115,158
16	1,389,997	…	69,300	236,005	…	1,097,516
17	1,383,249	…	70,950	242,506	…	1,068,923
18	1,377,688	…	73,070	247,348	…	1,038,282
19	1,367,723	…	74,796	253,793	…	1,013,393
20	1,349,239	…	76,904	257,102	…	1,004,612
21	1,318,006	…	78,177	259,758	…	997,843
22	1,304,966	…	79,042	255,507	…	1,002,681
23	1,303,803	…	78,999	254,703	…	1,002,843
24	1,314,968	…	78,641	251,324	…	1,018,892
25	1,303,661	…	78,300	249,419	…	1,023,382
26	1,287,284	…	77,543	245,800	…	1,039,021
27	1,158,902	237,208	77,082	243,390	…	1,042,329
28	1,111,301	345,575	77,187	241,545	—	1,047,770
29	1,061,835	441,937	77,453	239,400	—	1,046,878
30	1,015,792	528,883	77,779	238,326	—	1,042,162
令和元	972,296	610,151	78,181	239,106	—	1,027,815
2	927,896	664,292	78,926	242,095	146	1,017,632
3	875,379	700,431	79,522	245,245	194	1,010,631

学校種別在学者数（私立）

中等教育 学校	特別支援 学校	高等専門 学校	短期大学	大学・ 大学院	専修学校	各種学校
…	449	…	13,076	136,287	…	469,529
…	567	…	63,168	312,364	…	935,873
…	570	…	65,719	403,625	…	1,214,969
…	733	4,449	125,900	660,899	…	1,359,604
…	745	7,304	237,197	1,046,823	…	1,329,685
…	765	5,819	322,666	1,325,430	…	1,176,828
…	819	3,119	337,437	1,376,586	396,443	711,094
…	860	3,401	332,798	1,344,381	496,036	520,200
…	900	3,177	438,232	1,550,613	746,193	418,528
…	891	3,072	463,418	1,610,135	788,661	399,805
…	848	3,105	484,538	1,680,549	813,978	383,167
…	865	3,036	490,787	1,753,644	808,620	360,651
…	885	2,905	481,819	1,820,407	785,088	333,724
…	895	2,790	460,647	1,864,114	759,588	316,990
…	866	2,704	437,206	1,898,570	745,032	302,950
…	869	2,580	412,039	1,927,479	734,581	276,700
…	850	2,391	383,923	1,954,762	708,426	250,199
—	829	2,360	346,677	1,978,916	703,498	227,732
29	809	2,261	298,847	2,008,743	702,277	220,364
513	834	2,236	262,449	2,030,503	706,198	205,993
1,279	844	2,231	242,452	2,047,840	720,591	196,817
2,762	830	2,251	227,548	2,061,113	743,313	188,095
3,355	815	2,296	214,269	2,062,042	761,986	176,773
3,968	800	2,356	203,365	2,112,291	753,888	162,455
4,587	833	2,300	189,748	2,102,393	721,103	148,875
5,944	817	2,204	175,668	2,071,714	674,676	146,278
6,597	816	2,122	162,109	2,080,346	629,193	136,302
6,955	810	2,003	151,000	2,087,195	597,351	134,040
7,588	793	1,907	146,145	2,119,843	609,951	129,051
8,075	792	1,925	141,520	2,126,003	618,043	121,840
8,137	779	1,995	134,053	2,112,422	623,074	119,315
8,078	799	2,055	130,611	2,107,929	633,115	122,094
7,915	803	2,118	129,146	2,094,978	632,747	121,208
7,709	783	2,218	125,725	2,100,642	629,732	117,142
7,380	758	2,295	121,710	2,112,710	630,473	120,069
7,149	775	2,227	117,279	2,128,476	629,631	121,408
6,959	773	2,166	112,814	2,144,670	627,808	122,744
6,812	814	2,045	107,272	2,154,043	635,015	116,425
6,769	824	1,957	102,048	2,158,145	637,135	104,704
6,870	855	1,817	96,869	2,160,110	638,882	102,090

第18表 就学

六 教育統計	区分	幼稚園 就園率	幼保連携 型認定こ ども園就 園率	高等学校等への 進学率						大学・短期大学等 への現役進学率		
				高等学校の通信制課程 (本科)への進学者を除く						計	男	女
				計	男	女	計	男	女			
	昭和25年	8.9	...	...	...	...	42.5	48.0	36.7	...	...	...
	30	20.1	...	...	...	...	51.5	55.5	47.4	...	...	...
	35	28.7	...	...	...	...	57.7	59.6	55.9	...	...	...
	40	41.3	...	...	...	...	70.7	71.7	69.6	...	...	...
	45	53.8	...	...	...	...	82.1	81.6	82.7	...	...	...
	50	63.5	...	...	...	...	91.9	91.0	93.0	...	...	...
	55	64.4	...	...	...	...	94.2	93.1	95.4	...	...	...
	60	63.7	...	94.1	93.1	95.3	93.8	92.8	94.9	30.5	27.0	33.9
	平成2	64.0	...	95.1	94.0	96.2	94.4	93.2	95.6	30.6	23.8	37.3
	3	64.1	...	95.4	94.3	96.4	94.6	93.5	95.8	31.7	24.6	38.7
	4	64.1	...	95.9	94.8	96.9	95.0	93.9	96.2	32.7	25.2	40.2
	5	63.8	...	96.2	95.3	97.2	95.3	94.2	96.5	34.5	26.6	42.4
	6	63.5	...	96.5	95.6	97.5	95.7	94.6	96.8	36.1	27.9	44.2
	7	63.2	...	96.7	95.8	97.6	95.8	94.7	97.0	37.6	29.7	45.4
	8	62.8	...	96.8	95.9	97.8	95.9	94.8	97.1	39.0	31.8	46.0
	9	62.5	...	96.8	95.9	97.7	95.9	94.8	97.0	40.7	34.5	46.8
	10	62.3	...	96.8	96.0	97.8	95.9	94.8	97.0	42.5	37.2	47.6
	11	61.6	...	96.9	96.1	97.7	95.8	94.8	96.9	44.2	40.2	48.1
	12	61.1	...	97.0	96.3	97.7	95.9	95.0	96.8	45.1	42.6	47.6
	13	60.6	...	96.9	96.3	97.6	95.8	95.0	96.7	45.1	43.1	47.1
	14	59.9	...	97.0	96.5	97.5	95.8	95.2	96.5	44.9	42.8	46.9
	15	59.3	...	97.3	96.9	97.7	96.1	95.7	96.6	44.6	42.7	46.6
	16	58.9	...	97.5	97.2	97.8	96.3	96.0	96.7	45.3	43.6	47.1
	17	58.4	...	97.6	97.3	97.9	96.5	96.1	96.8	47.3	45.9	48.7
	18	57.7	...	97.7	97.4	98.0	96.5	96.2	96.8	49.4	48.1	50.6
	19	57.2	...	97.7	97.4	98.0	96.4	96.1	96.6	51.2	50.0	52.5
	20	56.7	...	97.8	97.6	98.1	96.4	96.2	96.6	52.9	51.4	54.4
	21	56.4	...	97.9	97.7	98.2	96.3	96.2	96.5	53.9	52.3	55.6
	22	56.2	...	98.0	97.8	98.3	96.3	96.1	96.5	54.3	52.8	56.0
	23	55.7	...	98.2	98.0	98.5	96.4	96.2	96.7	53.9	51.9	55.9
	24	55.1	...	98.3	98.0	98.6	96.5	96.2	96.8	53.6	51.6	55.6
	25	54.8	...	98.4	98.1	98.7	96.6	96.2	96.9	53.2	50.9	55.6
	26	54.2	...	98.4	98.1	98.7	96.5	96.1	96.9	53.9	51.6	56.2
	27	53.5	...	98.5	98.3	98.8	96.6	96.2	97.0	54.6	52.2	57.0
	28	48.5	6.9	98.7	98.5	99.0	96.6	96.3	96.9	54.8	52.3	57.4
	29	46.5	9.5	98.8	98.6	99.0	96.4	96.1	96.8	54.8	52.2	57.4
	30	44.6	11.9	98.8	98.6	99.0	96.3	96.0	96.5	54.8	51.9	57.8
	令和元	42.6	14.3	98.8	98.7	99.0	95.8	95.6	96.0	54.8	51.7	57.9
	2	40.5	16.6	98.8	98.7	99.0	95.5	95.3	95.7	55.9	53.4	58.5
	3	38.7	18.6	98.9	98.8	99.0	95.0	94.9	95.1	57.5	55.3	59.7

一〇五七

(注) 1 幼稚園就園率：小学校及び義務教育学校第1学年児童数に対する幼稚園修了者数の比率。  
 2 幼保連携型認定こども園就園率：小学校及び義務教育学校第1学年児童数に対する幼保連携型認定こども園修了者数の比率。  
 3 高等学校等への進学率：中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。）の占める比率。

率・進学率

大学・短期大学の通信教 育部への進学者を除く			大学(学部)・短期大学 (本科)への進学率(過 年度高卒者等を含む)			大学(学部)への進学 率(過年度高卒者等 を含む)			短期大学(本科)への 進学率(過年度高卒 者等を含む)		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
30.3	34.6	17.2	...	...	...	...	...	...	...	...	...
18.4	20.9	14.9	10.1	15.0	5.0	7.9	13.1	2.4	2.2	1.9	2.6
17.2	19.7	14.2	10.3	14.9	5.5	8.2	13.7	2.5	2.1	1.2	3.0
25.4	30.1	20.4	17.0	22.4	11.3	12.8	20.7	4.6	4.1	1.7	6.7
24.2	25.0	23.5	23.6	29.2	17.7	17.1	27.3	6.5	6.5	2.0	11.2
34.2	33.8	34.6	38.4	43.6	32.9	27.2	41.0	12.7	11.2	2.6	20.2
31.9	30.3	33.5	37.4	41.3	33.3	26.1	39.3	12.3	11.3	2.0	21.0
30.5	27.0	33.9	37.6	40.6	34.5	26.5	38.6	13.7	11.1	2.0	20.8
30.5	23.8	37.2	36.3	35.2	37.4	24.6	33.4	15.2	11.7	1.7	22.2
31.6	24.5	38.6	37.7	36.3	39.2	25.5	34.5	16.1	12.2	1.8	23.1
32.7	25.1	40.1	38.9	37.0	40.8	26.4	35.2	17.3	12.4	1.8	23.5
34.5	26.5	42.3	40.9	38.5	43.4	28.0	36.6	19.0	12.9	1.9	24.4
36.0	27.8	44.1	43.3	40.9	45.9	30.1	38.9	21.0	13.2	2.0	24.9
37.5	29.6	45.4	45.2	42.9	47.6	32.1	40.7	22.9	13.1	2.1	24.6
38.9	31.7	46.0	46.2	44.2	48.3	33.4	41.9	24.6	12.7	2.3	23.7
40.6	34.4	46.8	47.3	45.8	48.9	34.9	43.4	26.0	12.4	2.3	22.9
42.4	37.2	47.6	48.2	47.1	49.4	36.4	44.9	27.5	11.8	2.2	21.9
44.1	40.1	48.1	49.1	48.6	49.6	38.2	46.5	29.4	10.9	2.1	20.2
45.1	42.6	47.6	49.1	49.4	48.7	39.7	47.5	31.5	9.4	1.9	17.2
45.1	43.1	47.1	48.6	48.7	48.5	39.9	46.9	32.7	8.6	1.8	15.8
44.8	42.7	46.9	48.6	48.8	48.5	40.5	47.0	33.8	8.1	1.8	14.7
44.6	42.7	46.5	49.0	49.6	48.3	41.3	47.8	34.4	7.7	1.8	13.9
45.3	43.5	47.0	49.9	51.1	48.7	42.4	49.3	35.2	7.5	1.8	13.5
47.2	45.9	48.6	51.5	53.1	49.8	44.2	51.3	36.8	7.3	1.8	13.0
49.3	48.1	50.6	52.3	53.7	51.0	45.5	52.1	38.5	6.8	1.5	12.4
51.2	49.9	52.4	53.7	54.9	52.5	47.2	53.5	40.6	6.5	1.4	11.9
52.8	51.4	54.3	55.3	56.5	54.1	49.1	55.2	42.6	6.3	1.3	11.5
53.9	52.3	55.5	56.2	57.2	55.3	50.2	55.9	44.2	6.0	1.2	11.1
54.3	52.7	55.9	56.8	57.7	56.0	50.9	56.4	45.2	5.9	1.3	10.8
53.9	51.9	55.9	56.7	57.2	56.1	51.0	56.0	45.8	5.7	1.2	10.4
53.5	51.6	55.5	56.2	56.8	55.6	50.8	55.6	45.8	5.4	1.2	9.8
53.2	50.9	55.5	55.1	55.1	55.2	49.9	54.0	45.6	5.3	1.1	9.5
53.8	51.6	56.2	56.7	57.0	56.5	51.5	55.9	47.0	5.2	1.1	9.5
54.5	52.2	56.9	56.5	56.4	56.6	51.5	55.4	47.4	5.1	1.1	9.3
54.8	52.3	57.3	56.8	56.6	57.1	52.0	55.6	48.2	4.9	1.0	8.9
54.8	52.2	57.4	57.3	56.8	57.7	52.6	55.9	49.1	4.7	1.0	8.6
54.8	51.8	57.8	57.9	57.3	58.5	53.3	56.3	50.1	4.6	1.0	8.3
54.7	51.7	57.9	58.1	57.6	58.7	53.7	56.6	50.7	4.4	1.0	7.9
55.8	53.3	58.4	58.6	58.7	58.6	54.4	57.7	50.9	4.2	1.0	7.6
57.4	55.3	59.6	58.9	59.0	58.8	54.9	58.1	51.7	4.0	0.9	7.2

六  
教育統計

一〇五六

4 大学・短期大学等への現役進学率：各年3月の高等学校及び中等教育学校後期課程本科卒業者のうち、大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科及び高等学校等の専攻科に進学した者（就職進学した者を含む。）の占める比率。  
 5 大学(学部)・短期大学(本科)への進学率(過年度高卒者等を含む)：大学学部・短期大学本科入学者数(過年度高卒者等を含む。)を3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。

第19表 社会

区 分	公民館			図書館			博物館		
	計	公立	私立	計	公立	私立	計	国立	公立
昭和30年	35,352	35,343	9	742	708	34	239	35	91
35	20,201	20,190	11	742	706	36	273	29	118
38	19,417	19,410	7	810	776	34	294	30	130
43	13,801	13,785	16	825	796	29	338	28	150
46	14,249	14,229	20	917	881	36	375	30	164
50	15,752	15,732	20	1,066	1,036	30	409	28	186
53	16,452	16,427	25	1,200	1,166	34	493	28	222
56	17,222	17,195	27	1,437	1,402	35	578	28	269
59	17,520	17,502	18	1,642	1,612	30	676	27	324
62	17,440	17,422	18	1,801	1,768	33	737	28	354
平成2	17,347	17,331	16	1,950	1,917	33	799	28	387
5	17,562	17,546	16	2,172	2,138	34	861	28	423
8	17,819	17,811	8	2,396	2,363	33	985	29	518
11	18,257	18,251	6	2,592	2,561	31	1,045	26	549
14	17,947	17,936	11	2,742	2,714	28	1,120	21	618
17	17,143	17,134	9	2,979	2,955	24	1,196	2	691
20	15,943	15,938	5	3,165	3,140	25	1,248	1	727
23	14,681	14,674	7	3,274	3,249	25	1,262	-	751
27	14,171	14,167	4	3,331	3,308	23	1,256	-	793
30	13,632	13,628	4	3,360	3,338	22	1,286	-	815

〔出典〕 文部科学省「社会教育統計」

〔注〕 各年10月1日現在（ただし、昭和56年以前は5月1日現在）の数値である。

教育施設数

私立	青少年教育施設			女性教育施設			体育・スポーツ施設		
	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立
113	...	...	...	...	...	...	1,634	1,634	...
126	...	...	...	...	...	...	1,848	1,848	...
134	...	...	...	...	...	...	2,524	2,524	...
160	591	591	...	...	...	...	4,659	4,659	...
181	593	593	...	66	34	32	7,146	7,146	...
195	601	601	...	90	41	49	...	...	...
243	696	696	...	89	42	47	13,662	13,662	...
281	940	940	...	127	89	38	19,391	19,391	...
325	1,031	1,031	...	100	61	39	24,605	24,605	...
355	1,053	1,053	...	199	73	126	45,458	32,011	13,447
384	1,154	1,154	...	213	87	126	...	...	...
410	1,225	1,225	...	224	93	131	52,038	35,950	16,088
438	1,319	1,319	...	225	101	124	60,143	41,997	18,146
470	1,263	1,263	...	207	98	109	64,292	46,554	17,738
481	1,305	1,305	...	196	94	102	64,135	47,321	16,814
503	1,320	1,320	...	183	91	92	64,835	48,055	16,780
520	1,129	1,129	...	380	282	98	65,248	47,925	17,323
511	1,048	1,048	...	375	278	97	63,103	47,571	15,532
463	941	941	...	367	277	90	62,523	47,536	14,987
471	891	891	...	358	272	86	63,378	46,981	16,397

第20表 社会教育

区 分	公民館			図書館			博物館		
	計	公立	私立	計	公立	私立	計	国立	公立
昭和29年度間	…	…	…	8,112	…	…	26,165	…	…
34	…	…	…	10,205	…	…	36,861	…	…
37	…	…	…	7,839	…	…	48,374	…	…
42	…	…	…	7,941	…	…	58,426	…	…
45	…	…	…	13,352	13,243	109	…	…	…
49	83,020	82,932	88	23,213	23,106	107	93,656	…	…
52	101,510	101,289	221	31,228	31,093	135	98,487	…	…
55	147,539	147,251	288	47,109	47,035	74	116,278	…	…
58	176,502	176,280	222	60,704	60,636	68	109,167	…	…
61	188,934	188,773	161	68,084	67,929	155	120,191	…	…
平成元	194,329	194,225	104	76,070	75,822	248	130,322	…	…
4	206,379	206,320	59	100,500	100,369	131	134,335	…	…
7	207,445	207,419	26	120,011	119,832	179	124,074	…	…
10	206,117	206,074	43	131,185	131,115	70	113,273	…	…
13	203,361	203,278	83	143,100	143,014	86	113,977	…	…
16	211,201	211,134	67	170,611	170,570	41	117,854	…	…
19	222,435	222,406	29	171,355	171,320	35	124,165	…	…
22	189,526	189,474	52	187,562	187,525	37	122,831	…	…
26	180,623	180,578	45	181,364	181,333	31	129,579	…	…
29	170,466	170,417	49	177,899	177,871	28	142,456	…	…

[出典] 文部科学省「社会教育統計」

(注1) 図書館は帯出者数、博物館は入館者数、体育施設は陸上競技場、野球場・ソフトボール場、多目的運動広場、水泳プール（屋内）、水泳プール（屋外）、レジャープール、体育館の利用者数のみである。

(注2) 体育施設のゲートボール・クローケー場は、調査開始の昭和62年度調査から平成8年度調査まで集計方法が異なっているため、含まれていない。

施設利用者数

(単位：千人)

施設	青少年教育施設				女性教育施設			体育・スポーツ施設		
	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…	…	43,913	43,913	…
…	6,826	6,826	…	…	…	…	…	…	…	…
…	6,122	6,122	…	1,689	890	799	…	…	…	…
…	10,418	10,418	…	2,423	1,095	1,328	…	…	…	…
…	13,338	13,338	…	2,577	1,290	1,287	…	…	…	…
…	19,723	19,723	…	3,766	2,755	1,011	…	…	…	…
…	18,010	18,010	…	3,251	2,605	646	…	…	…	…
…	17,397	17,397	…	3,620	2,865	755	447,672	333,518	114,154	…
…	17,703	17,703	…	4,320	3,376	944	…	…	…	…
…	19,579	19,579	…	4,673	3,973	700	551,411	391,582	159,829	…
…	19,540	19,540	…	3,859	3,292	567	631,345	464,611	166,734	…
…	20,088	20,088	…	3,443	2,954	489	647,484	452,943	194,541	…
…	20,766	20,766	…	3,315	2,818	497	597,306	440,590	156,716	…
…	20,864	20,864	…	2,850	2,592	258	624,264	466,617	157,647	…
…	22,113	22,103	…	10,675	10,145	530	630,731	482,351	148,380	…
…	20,043	20,043	…	10,172	9,741	431	622,707	486,283	136,424	…
…	20,058	20,058	…	9,716	9,315	401	625,187	501,557	123,630	…
…	19,730	19,730	…	11,310	10,959	351	634,664	526,725	107,939	…

第21表 文部

六 教育統計	区 分	文部				
		一般会計	義務教育費 国庫負担金	高等学校等 就学支援金 交付金等	国立大学法人 運営費交付金	国立学校 特別会計へ 繰入
	平成4年度	5,319,466	2,830,879			1,379,635
	5	5,426,472	2,796,815			1,461,992
	6	5,543,160	2,868,459			1,520,353
	7	5,639,307	2,888,276			1,557,599
	8	5,753,859	2,966,267			1,569,822
	9	5,819,763	3,018,855			1,554,981
	10	5,790,899	3,020,060			1,533,503
	11	5,870,679	3,040,971			1,553,705
	12	5,894,779	3,023,321			1,553,028
	13	6,578,394	3,015,269			1,572,730
	14	6,579,815	3,056,414			1,542,461
	15	6,322,012	2,787,864			1,518,871
	16	6,059,925	2,512,846		1,241,570	
	17	5,733,271	2,114,993		1,231,729	
	18	5,132,417	1,676,349		1,221,478	
	19	5,270,549	1,665,912		1,204,377	
	20	5,273,869	1,679,576		1,181,333	
	21	5,281,652	1,648,250		1,169,520	
	22	5,592,620	1,593,767	393,236	1,158,515	
	23	5,542,807	1,566,649	392,198	1,152,750	
	24	5,412,753	1,557,528	396,013	1,136,612	
	25	5,355,831	1,487,872	394,998	1,079,186	
	26	5,362,716	1,532,183	389,717	1,112,268	
	27	5,337,776	1,528,404	388,917	1,094,546	
	28	5,321,556	1,527,058	381,480	1,094,546	
	29	5,309,698	1,524,829	380,641	1,092,558	
	30	5,309,303	1,522,781	384,269	1,088,158	
	令和元	5,528,689	1,520,033	387,484	1,097,055	
	2	5,415,218	1,522,141	441,745	1,080,672	
	3	5,297,997	1,516,381	433,492	1,079,024	

科学省の予算

(単位:百万円)

六 教育統計	科学省の予算					国立学校 特別会計
	私立大学・ 高等学校等 経常費補助金	育英事業費	公立学校 施設費	教科書 購入費	その他	
	342,450	88,908	250,593	43,803	383,198	2,196,629
	350,250	92,309	273,211	44,025	407,870	2,351,763
	336,850	95,890	249,731	43,408	428,469	2,441,739
	346,950	98,623	247,756	44,000	456,103	2,536,457
	358,150	104,343	209,187	43,829	502,261	2,640,593
	369,900	105,306	187,848	43,477	539,396	2,684,839
	364,070	106,428	173,113	43,184	550,541	2,700,928
	375,270	117,183	163,801	42,613	577,136	2,726,073
	387,270	121,367	161,023	42,627	606,143	2,702,841
	400,670	125,006	161,935	44,093	1,258,691	2,742,772
	412,253	112,698	140,245	41,845	1,273,899	2,782,879
	416,653	115,431	145,245	40,619	1,297,329	2,804,529
	423,853	134,571	131,104	40,331	1,575,650	
	427,353	137,794	122,104	39,925	1,659,373	
	429,853	135,361	103,943	39,522	1,525,911	
	431,900	143,858	104,231	39,488	1,680,783	
	428,718	150,188	105,083	39,439	1,689,532	
	425,632	149,181	105,083	39,429	1,744,557	
	422,032	148,739	103,154	39,533	1,733,644	
	421,152	139,847	80,468	40,618	1,749,125	
	419,067	138,020	57,836	41,243	1,666,434	
	419,729	120,779	60,330	41,167	1,751,770	
	422,439	107,717	64,462	41,268	1,692,662	
	417,299	102,684	64,462	41,200	1,700,264	
	417,599	113,181	70,886	41,090	1,675,716	
	417,442	117,097	69,013	41,608	1,666,510	
	417,491	126,876	68,194	43,249	1,658,285	
	418,047	137,536	160,816	44,791	1,762,927	
	399,377	117,609	116,479	46,013	1,691,182	
	398,544	123,476	68,837	46,333	1,631,910	

第22表 国の予算に占める

区 分	国の予算			
	一般会計		左のうち一般歳出	
	予算額	増加率	予算額	増加率
平成4年度	722,180	2.7	386,988	4.5
5	723,548	0.2	399,168	3.1
6	730,817	1.0	408,548	2.3
7	709,871	△ 2.9	421,417	3.1
8	751,049	5.8	431,409	2.4
9	773,900	3.0	451,067	4.6
10	776,692	0.4	445,362	△ 1.3
11	818,601	5.4	468,878	5.3
12	849,871	3.8	480,914	2.6
13	826,524	△ 2.7	486,589	1.2
14	812,300	△ 1.7	475,472	△ 2.3
15	817,891	0.7	475,922	0.1
16	821,109	0.4	476,320	0.1
17	821,829	0.1	472,829	△ 0.7
18	796,860	△ 3.0	463,660	△ 1.9
19	829,088	4.0	469,784	1.3
20	830,613	0.2	472,845	0.7
21	885,480	6.6	517,310	9.4
22	922,992	4.2	534,542	3.3
23	924,116	0.1	540,780	1.2
24	903,339	△ 2.2	517,957	△ 4.2
25	926,115	2.5	539,774	4.2
26	958,823	3.5	564,697	4.6
27	963,420	0.5	573,555	1.6
28	967,218	0.4	578,286	0.8
29	974,547	0.8	583,591	0.9
30	977,128	0.3	588,958	0.9
令和元	1,014,571	3.8	619,639	5.2
2	1,026,579	1.2	634,972	2.5
3	1,066,097	3.8	669,020	5.4

文部科学省所管予算の推移

(単位: 億円)

一般歳出/ 一般会計	文部科学省(文部省)所管予算		国の予算に占める文部科学省 (文部省)所管予算	
	予算額	増加率	文部科学省(文部省) /一般会計	文部科学省(文部省) /一般歳出
53.6	53,195	5.21	7.4	13.7
55.2	54,265	2.01	7.5	13.6
55.9	55,432	2.15	7.6	13.6
59.4	56,393	1.73	7.9	13.4
57.4	57,539	2.03	7.7	13.3
58.3	58,198	1.15	7.5	12.9
57.3	57,909	△ 0.50	7.5	13.0
57.3	58,707	1.38	7.2	12.5
56.6	58,948	0.41	6.9	12.3
58.9	65,784	11.60	8.0	13.5
58.5	65,798	0.02	8.1	13.8
58.2	63,220	△ 3.92	7.7	13.3
58.0	60,599	△ 4.15	7.4	12.7
57.5	57,333	△ 5.39	7.0	12.1
58.2	51,324	△ 10.48	6.4	11.1
56.7	52,705	2.69	6.4	11.2
56.9	52,739	0.06	6.3	11.2
58.4	52,817	0.15	6.0	10.2
57.9	55,926	5.89	6.1	10.5
58.5	55,428	△ 0.89	6.0	10.2
57.3	54,128	△ 2.35	6.0	10.5
58.3	53,558	△ 1.05	5.8	9.9
58.9	53,627	0.13	5.6	9.5
59.5	53,378	△ 0.46	5.5	9.3
59.8	53,216	△ 0.30	5.5	9.2
59.9	53,097	△ 0.22	5.4	9.1
60.3	53,093	△ 0.01	5.4	9.0
61.1	55,287	4.13	5.4	8.9
61.9	54,152	△ 2.05	5.3	8.5
62.8	52,980	△ 2.16	5.0	7.9

第23表 公教育費総額の

(単位: 百万円)

六  
教  
育  
統  
計

年度	公教育費 総額	1 国が負担した教育費				2 地方が負 担した教 育費
		計	(1)国の 教育費	(2)補助金・地方交付税		計
				a 地方教育 費補助	b 地方交付 税中の教 育費充当 額	
昭和25	159,818	82,528	16,322	5,901	60,305	77,290
30	372,006	173,757	41,815	84,854	47,089	198,249
35	612,492	293,063	71,017	137,937	84,109	319,429
40	1,385,011	692,693	202,421	297,044	193,229	692,318
45	2,883,327	1,357,873	387,276	564,237	406,361	1,525,453
50	8,118,914	3,776,120	988,982	1,675,923	1,111,215	4,342,794
55	14,005,723	6,618,585	1,913,870	2,830,889	1,873,826	7,387,138
60	16,568,138	7,185,829	2,232,648	2,969,047	1,984,133	9,382,310
	(15,395,081)					(8,209,253)
平成2	20,258,332	8,531,249	2,728,734	3,146,653	2,655,861	11,727,084
	(19,013,366)					(10,482,118)
3	21,292,743	8,810,118	2,825,331	3,262,169	2,722,618	12,482,624
	(19,975,427)					(11,165,308)
4	22,334,916	9,168,153	2,981,773	3,298,955	2,887,424	13,166,763
	(21,004,481)					(11,836,328)
5	23,050,901	9,459,642	3,404,745	3,283,924	2,770,973	13,591,259
	(21,652,449)					(12,192,806)
6	23,043,851	9,321,690	3,297,386	3,249,439	2,774,866	13,722,161
	(21,597,305)					(12,275,614)
7	23,766,348	9,668,285	3,591,280	3,293,543	2,783,463	14,098,062
	(22,232,673)					(12,564,387)
8	23,895,790	9,827,684	3,562,485	3,362,166	2,903,033	14,068,106
	(22,277,383)					(12,449,699)
9	23,841,818	9,861,106	3,569,781	3,323,826	2,967,499	13,980,711
	(22,183,174)					(12,322,068)
10	24,018,325	10,240,606	3,861,241	3,361,211	3,018,154	13,777,719
	(22,388,996)					(12,148,390)
11	23,922,858	10,702,671	3,967,795	3,336,432	3,398,444	13,220,187
	(22,182,378)					(11,479,707)
12	24,295,968	11,613,304	4,702,412	3,303,134	3,607,758	12,682,664
	(22,626,594)					(11,013,289)
13	24,136,873	11,264,355	4,569,637	3,332,106	3,362,613	12,872,519
	(22,439,604)					(11,175,249)
14	24,020,496	11,178,826	4,678,258	3,290,395	3,210,173	12,841,670
	(22,262,239)					(11,083,414)

一〇六七

負担区分別内訳(1)実額

(単位: 百万円)

六  
教  
育  
統  
計

年度	公教育費 総額	1 国が負担した教育費				2 地方が負 担した教 育費
		計	(1)国の 教育費	(2)補助金・地方交付税		計
				a 地方教育 費補助	b 地方交付 税中の教 育費充当 額	
平成15	23,635,832	10,825,332	4,783,111	3,041,110	3,001,111	12,810,501
	(21,924,004)					(11,098,673)
16	22,876,454	10,060,701	4,430,026	2,799,412	2,831,263	12,815,754
	(21,211,982)					(11,151,281)
17	23,101,607	10,126,123	4,934,802	2,332,602	2,858,719	12,975,484
	(21,421,563)					(11,295,440)
18	22,433,341	9,281,640	4,594,754	1,928,909	2,757,977	13,151,700
	(20,952,145)					(11,670,505)
19	22,676,557	9,492,131	4,939,483	1,952,571	2,600,077	13,184,425
	(21,248,029)					(11,755,898)
20	22,427,020	9,561,936	4,990,706	1,965,322	2,605,908	12,865,084
	(21,029,723)					(11,467,787)
21	23,247,259	10,494,997	5,559,766	2,300,527	2,634,704	12,752,263
	(21,876,545)					(11,381,549)
22	22,654,499	10,362,077	5,123,055	2,478,117	2,760,905	12,292,422
	(21,412,457)					(11,050,380)
23	22,700,331	10,497,719	5,509,591	2,208,711	2,779,417	12,202,611
	(21,583,879)					(11,086,160)
24	22,556,683	10,489,690	5,347,875	2,345,517	2,796,298	12,066,992
	(21,470,931)					(10,981,241)
25	22,725,477	10,741,654	5,657,861	2,385,102	2,698,691	11,983,823
	(21,658,605)					(10,916,951)
26	23,068,773	10,601,732	5,519,532	2,362,148	2,720,052	12,467,041
	(22,052,004)					(11,450,272)
27	23,102,605	10,332,413	5,309,562	2,292,118	2,730,733	12,770,192
	(22,068,805)					(11,736,392)
28	23,091,646	10,187,558	5,246,830	2,199,704	2,741,023	12,904,088
	(22,106,009)					(11,918,452)
29	23,310,344	10,250,720	5,319,406	2,238,104	2,693,210	13,059,624
	(22,271,091)					(12,020,370)
30	23,344,665	10,223,883	5,412,567	2,177,574	2,633,742	13,120,782
	(22,378,317)					(12,154,434)
令和元	24,074,319	10,524,647	5,551,856	2,246,303	2,726,489	13,549,672
	(23,064,190)					(12,539,543)

[出典] 文部科学省「地方教育費調査報告書」

(注) 1 公教育費総額とは、学校教育、社会教育(体育・文化関係、文化財保護を含む。)及び教育行政のために国及び地方公共団体が支出した教育費総額の純計である。  
2 地方が負担した教育費には、債務償還費を含んでいる。  
なお、昭和60年度以降の( )内は、この債務償還費を控除した数値である。

一〇六六



第23表 公教育費総額の

(%)

六  
教  
育  
統  
計

年度	公教育費 総額	1 国が負担した教育費				2 地方が負 担した教 育費
		計	(1)国の 教育費	(2)補助金・地方交付税		計
				a 地方教育 費補助	b 地方交付 税中の教 育費充当 額	
昭和25	100.0	51.6	10.2	3.7	37.7	48.4
30	100.0	46.7	11.2	22.8	12.7	53.3
35	100.0	47.8	11.6	22.5	13.7	52.2
40	100.0	50.0	14.6	21.4	14.0	50.0
45	100.0	47.1	13.4	19.6	14.1	52.9
50	100.0	46.5	12.2	20.6	13.7	53.5
55	100.0	47.3	13.7	20.2	13.4	52.7
60	100.0	43.4	13.5	17.9	12.0	56.6
	(100.0)					(53.3)
平成 2	100.0	42.1	13.5	15.5	13.1	57.9
	(100.0)					(55.1)
3	100.0	41.4	13.3	15.3	12.8	58.6
	(100.0)					(55.9)
4	100.0	41.0	13.4	14.8	12.9	59.0
	(100.0)					(56.4)
5	100.0	41.0	14.8	14.2	12.0	59.0
	(100.0)					(56.3)
6	100.0	40.5	14.3	14.1	12.0	59.5
	(100.0)					(56.8)
7	100.0	40.7	15.1	13.9	11.7	59.3
	(100.0)					(56.5)
8	100.0	41.1	14.9	14.1	12.1	58.9
	(100.0)					(55.9)
9	100.0	41.4	15.0	13.9	12.4	58.6
	(100.0)					(55.5)
10	100.0	42.6	16.1	14.0	12.6	57.4
	(100.0)					(54.3)
11	100.0	44.7	16.6	13.9	14.2	55.3
	(100.0)					(51.8)
12	100.0	47.8	19.4	13.6	14.8	52.2
	(100.0)					(48.7)
13	100.0	46.7	18.9	13.8	13.9	53.3
	(100.0)					(49.8)
14	100.0	46.5	19.5	13.7	13.4	53.5
	(100.0)					(49.8)

一〇六九

負担区分別内訳（2）負担区分別の構成比

(%)

六  
教  
育  
統  
計

年度	公教育費 総額	1 国が負担した教育費				2 地方が負 担した教 育費
		計	(1)国の 教育費	(2)補助金・地方交付税		計
				a 地方教育 費補助	b 地方交付 税中の教 育費充当 額	
平成15	100.0	45.8	20.2	12.9	12.7	54.2
	(100.0)					(50.6)
16	100.0	44.0	19.4	12.2	12.4	56.0
	(100.0)					(52.6)
17	100.0	43.8	21.4	10.1	12.4	56.2
	(100.0)					(52.7)
18	100.0	41.4	20.5	8.6	12.3	58.6
	(100.0)					(55.7)
19	100.0	41.9	21.8	8.6	11.5	58.1
	(100.0)					(55.3)
20	100.0	42.6	22.3	8.8	11.6	57.4
	(100.0)					(54.5)
21	100.0	45.1	23.9	9.9	11.3	54.9
	(100.0)					(52.0)
22	100.0	45.7	22.6	10.9	12.2	54.3
	(100.0)					(51.6)
23	100.0	46.2	24.3	9.7	12.2	53.8
	(100.0)					(51.4)
24	100.0	46.5	23.7	10.4	12.4	53.5
	(100.0)					(51.1)
25	100.0	47.3	24.9	10.5	11.9	52.7
	(100.0)					(50.4)
26	100.0	46.0	23.9	10.2	11.8	54.0
	(100.0)					(51.9)
27	100.0	44.7	23.0	9.9	11.8	55.3
	(100.0)					(53.2)
28	100.0	44.1	22.7	9.5	11.9	55.9
	(100.0)					(53.9)
29	100.0	44.0	22.8	9.6	11.6	56.0
	(100.0)					(54.0)
30	100.0	43.8	23.2	9.3	11.3	56.2
	(100.0)					(54.3)
令和元	100.0	43.7	23.1	9.3	11.3	56.3
	(100.0)					(54.4)

一〇六八

第24表 地方の

六 教育 統計	年度	地方の教育費		地方の行政費		行政費に占める教育費の割合
		実額	対前年度伸び率	実額	対前年度伸び率	
		百万円	%	百万円	%	%
	昭和25	143,495	28.5	522,564	33.5	27.46
	30	330,192	1.1	1,176,197	0.5	28.07
	35	541,475	17.6	1,989,704	18.2	27.21
	40	1,182,590	13.2	4,365,140	14.2	27.09
	45	2,496,051	22.7	9,814,878	22.2	25.43
	50	7,129,932	15.1	25,654,468	12.1	27.79
	55	12,091,854	8.7	45,780,784	8.8	26.41
	60	14,335,490	3.5	56,293,463	4.5	25.47
		(13,162,433)	(5.5)			(23.38)
	平成2	17,529,598	7.8	78,473,217	7.9	22.34
		(16,284,632)	(8.4)			(20.75)
	3	18,467,411	5.3	83,806,515	6.8	22.04
		(17,150,095)	(5.3)			(20.46)
	4	19,353,143	4.8	89,559,705	6.9	21.61
		(18,022,708)	(5.1)			(20.12)
	5	19,646,156	1.5	93,076,359	3.9	21.11
		(18,247,703)	(1.2)			(19.61)
	6	19,746,465	0.5	93,817,836	0.8	21.05
		(18,299,919)	(0.3)			(19.51)
	7	20,175,067	2.2	98,944,511	5.5	20.39
		(18,641,392)	(1.9)			(18.84)
	8	20,333,305	0.8	99,026,140	0.1	20.53
		(18,714,898)	(0.4)			(18.90)
	9	20,272,036	△0.3	97,673,772	△1.4	20.75
		(18,613,393)	(△0.5)			(19.06)
	10	20,157,084	△0.6	100,197,545	2.6	20.12
		(18,527,755)	(△0.5)			(18.49)
	11	19,955,063	△1.0	101,629,110	1.4	19.64
		(18,214,582)	(△1.7)			(17.92)
	12	19,593,556	△1.8	97,616,360	△3.9	20.07
		(17,924,181)	(△1.6)			(18.36)
	13	19,567,237	△0.1	97,431,688	△0.2	20.08
		(17,869,967)	(△0.3)			(18.34)
	14	19,342,238	△1.1	94,839,418	△2.7	20.39
		(17,583,982)	(△1.6)			(18.54)

一〇七一

教育費と行政費

六 教育 統計	年度	地方の教育費		地方の行政費		行政費に占める教育費の割合
		実額	対前年度伸び率	実額	対前年度伸び率	
		百万円	%	百万円	%	%
	平成15	18,852,722	△2.5	92,581,841	△2.4	20.36
		(17,140,894)	(△2.5)			(18.51)
	16	18,446,429	△2.2	91,247,914	△1.4	20.22
		(16,781,956)	(△2.1)			(18.39)
	17	18,166,805	△1.5	90,697,342	△0.6	20.03
		(16,486,761)	(△1.8)			(18.18)
	18	17,838,586	△1.8	89,210,597	△1.6	20.00
		(16,357,391)	(△0.8)			(18.34)
	19	17,737,073	△0.6	89,147,615	△0.1	19.90
		(16,308,546)	(△0.3)			(18.29)
	20	17,436,314	△1.7	89,691,477	0.6	19.44
		(16,039,017)	(△1.7)			(17.88)
	21	17,687,493	1.4	96,106,449	7.2	18.40
		(16,316,779)	(1.7)			(16.98)
	22	17,531,444	△0.9	94,775,014	△1.4	18.50
		(16,289,402)	(△0.2)			(17.19)
	23	17,190,740	△1.9	97,002,646	2.4	17.72
		(16,074,288)	(△1.3)			(16.57)
	24	17,208,807	0.1	96,418,554	△0.6	17.85
		(16,123,056)	(0.3)			(16.72)
	25	17,067,616	△0.8	97,412,028	1.0	17.52
		(16,000,744)	(△0.8)			(16.43)
	26	17,549,242	2.8	98,522,799	1.1	17.81
		(16,532,472)	(3.3)			(16.78)
	27	17,793,043	1.4	98,405,225	△0.1	18.08
		(16,759,243)	(1.4)			(17.03)
	28	17,844,815	0.3	98,141,464	△0.3	18.18
		(16,859,179)	(0.6)			(17.18)
	29	17,990,938	0.8	97,998,369	△0.1	18.36
		(16,951,684)	(0.5)			(17.30)
	30	17,932,098	△0.3	98,020,611	0.0	18.29
		(16,965,750)	(0.1)			(17.31)
	令和元	18,522,463	3.3	99,702,189	1.7	18.58
		(17,512,334)	(3.2)			(17.56)

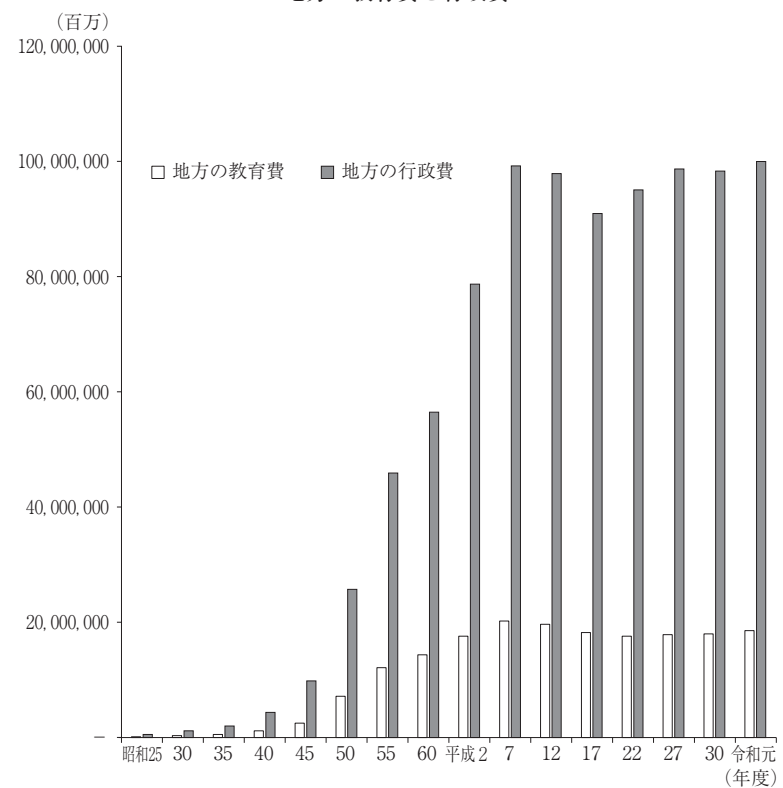
〔出典〕 文部科学省「地方教育費調査報告書」

(注) 地方の教育費には、都道府県及び市町村の債務償還費を含んでいる。  
 なお、昭和60年度以降の( )内は、この債務償還費を控除した数値である。

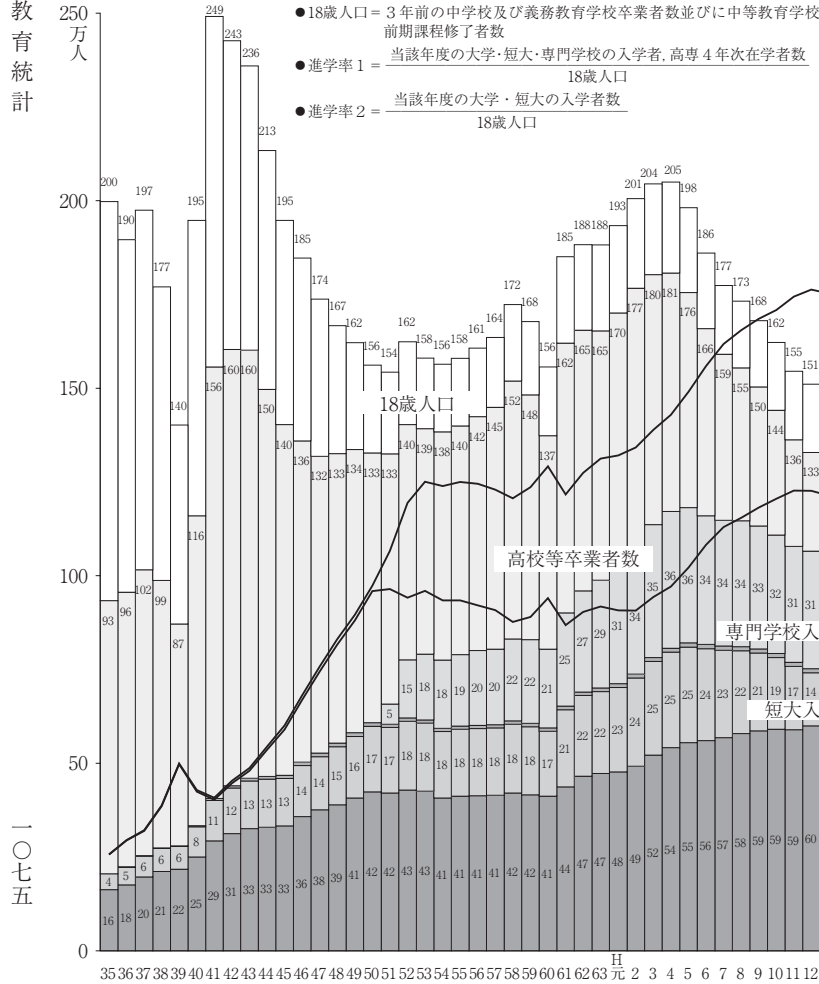
六  
教育  
統計

一〇七〇

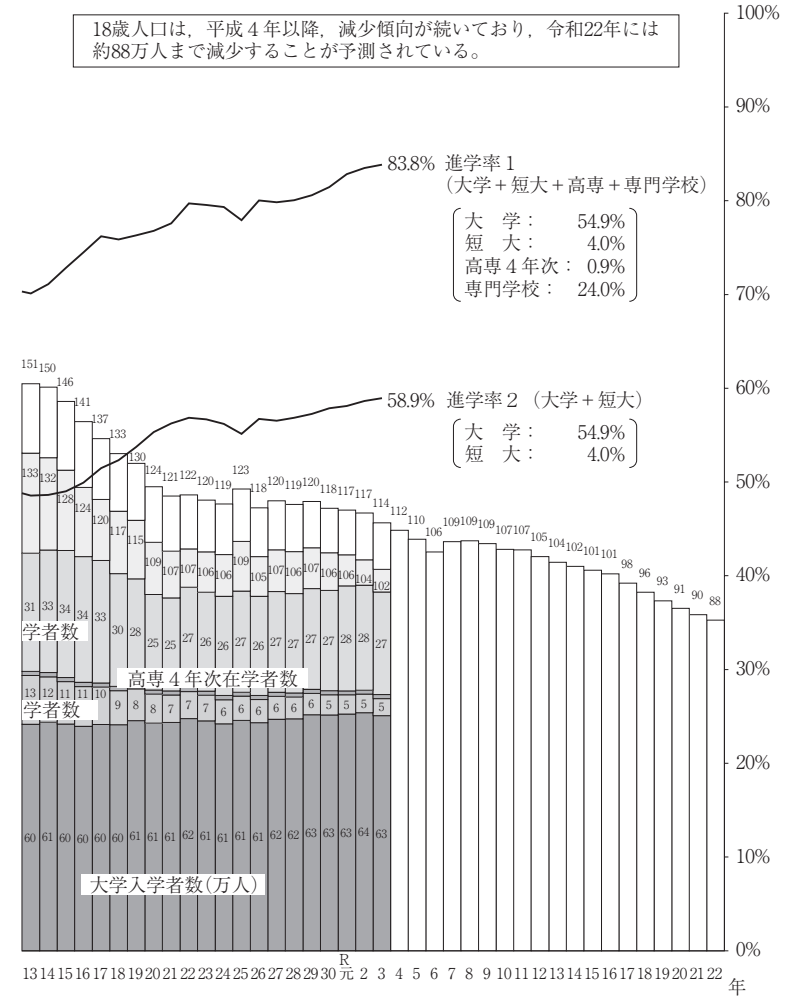
地方の教育費と行政費



## 18歳人口の推移と見通し



18歳人口は、平成4年以降、減少傾向が続いており、令和22年には約88万人まで減少することが予測されている。



出典：文部科学省「学校基本統計」、令和16年～22年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を基に作成。  
 ※進学率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# 七 年 表

## 凡 例

### 1 構成と内容

- 本年表は、平成4年4月から令和4年3月までの事項を中心に、「一般事項」「教育政策・行財政」「学校教育」「社会教育・科学技術・学術・文化」の4欄に分けて作成した。
- (1)「一般事項」の欄には、主要な政治・経済・社会事項と教育に関連した事項を載せた。
  - (2)「教育政策・行財政」の欄には、教育関係の法規、文部省・文部科学省を中心とした国の教育政策、教育行政機構に関する事項等を載せた。ただし、社会教育・科学技術・学術・文化・スポーツに関する法規・施策は、「社会教育・科学技術・学術・文化」の欄に収めた。
  - (3)「学校教育」の欄には、学校の設置廃止、教育内容、教職員団体及び学生問題に関する事項を載せた。
  - (4)「社会教育・科学技術・学術・文化」の欄には、社会教育・科学技術・学術・文化・スポーツの国際交流に関する事項は一括してこの欄に収めた。
  - (5)項目を各欄に分類するに当たっては困難を感じたが、一応適当と思われる欄に収めた。

### 2 記載方法等

- (1)年月が明らかでも日付が不明の場合、2日以上にわたる場合等は、9. - のように記載した。
- (2)法令は原則として公布日で採り、必要に応じて施行日を付記した。
- (3)通知等で主語が明記していないものは、文部省・文部科学省が発したものである。
- (4)法令の施行通知、調査研究協力者会議の報告、審議会への諮問、法人や大学等の個別設置、課室以下の教育行政機構、政党の新設改廃、内閣改造等は原則として割愛した。
- (5)記述の便宜上、法律の略称として、以下の表記を用いた。

「地教行法」：地方教育行政の組織及び運営に関する法律

「義務標準法」：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

「高校標準法」：公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律

「給特法」：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

「教育機会確保法」：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

「高校無償化法」：高等学校等就学支援金の支給に関する法律（旧名称：公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律）

「教科書無償措置法」：義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

「認定こども園法」：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

「介護等体験特例法」：小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

「義務体制法」：義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

「行革推進法」：簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

「分権一括法」：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

「地对財特法」：地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

「児童虐待防止法」：児童虐待の防止等に関する法律

「障害者虐待防止法」：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

「児童買春等処罰法」：児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

「出会い系サイト規制法」：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

「青少年インターネット環境整備法」：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

「環境教育等促進法」：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（旧名称：環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）

「リベンジポルノ規制法」：私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

「ヘイトスピーチ対策法」：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

「労働者派遣法」：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（旧名称：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）

「大学教員任期法」：大学の教員等の任期に関する法律

「地方大学・産業創生法」：地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

「研究開発力強化法」：科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（旧名称：研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律）

「スポーツ振興投票法」：スポーツ振興投票の実施等に関する法律

「祝日法」：国民の祝日に関する法律

「犯罪被害者保護法」：犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

「心神喪失者等医療観察法」：心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

「情報公開法」：行政機関の保有する情報の公開に関する法律

「マイナンバー法」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

一般事項	教育政策・行財政
<p>平成4年(1992)</p> <p>2・8 第16回冬季オリンピック・アルペールビル大会開催</p> <p>3・27 公示地価が大幅下落(バブル経済崩壊が本格化)</p> <p>4・22 北方領土ビザなし相互交流開始</p> <p>4・29 米国防人サンゼルスで黒人に暴行した白人警官の無罪評決を機に大規模暴動</p> <p>5・2 国家公務員の完全週休2日制開始</p> <p>6・3 地球サミット(環境と開発に関する国連会議)がリオデジャネイロで開催、期間中に「リオ宣言」採択</p> <p>6・19 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 公布</p> <p>7・31 グルジアが国連加盟(前年のソビエト連邦崩壊に伴う各構成共和国の独立・国連加盟が完了)</p> <p>7・25 第25回オリンピック・バルセロナ大会開催</p> <p>10・17 米国留学中の高校生、不審者と誤認され射殺される</p>	<p>平成4年(1992)</p> <p>2・20 東京都教育委員会に中野区教育委員条例について通知</p> <p>3・23 学校教育法施行規則改正(9月から1回の学校週5日制導入)</p> <p>5・6 国立学校設置法・国立学校特別会計法改正(7・1国立学校財務センター設置)</p> <p>7・29 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申</p> <p>9・一 月1回の学校週5日制(毎月第2土曜)開始(9・12最初の休業土曜日)</p> <p>10・16 学制百二十年記念式典</p> <p>12・12 森山真弓文部大臣就任</p>
<p>平成5年(1993)</p> <p>4・23 天皇・皇后両陛下として、初めての沖縄訪問</p> <p>6・9 皇太子結婚の儀</p> <p>7・12 北海道南西沖地震</p> <p>8・9 細川護熙内閣成立(与野党政権交代)</p> <p>9・13 PLOとイスラエル、パレスチナ暫定自治協定に調印</p>	<p>平成5年(1993)</p> <p>1・28 学校教育法施行規則改正→4・1小学校、中学校における「通級による指導」が制度化</p> <p>2・3 東京都中野区第4回教育委員選出区民投票実施</p> <p>3・10 学校教育法施行規則等改正(総合学科、単位制高等学校、他校や技能審査成果の単位認定、調査書を用いない高等学校入学者選抜等)</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>平成4年(1992)</p> <p>3・3 日教組臨時大会で規約改正(大会決定事項のうち、「争議行為」の項目削除)</p> <p>3・23 学校週5日制の実施について通知</p> <p>3・31 小学校施設整備指針、中学校施設整備指針策定</p> <p>4・1 小学校の学習指導要領全面实施(「生活科」導入、国旗国歌の取扱い明確化等)</p> <p>4・1 高等専門学校に工業・商船以外の学科及び専攻科を初めて設置</p> <p>6・19 埼玉県庄和町が学校給食廃止の方針を表明(11・10住民の反対等により廃止方針を撤回)</p> <p>6・24 大阪府箕面市が全国で初めて指導要録を全面開示</p> <p>9・24 「登校拒否問題への対応について」通知(出席扱いについての弾力的運用)</p> <p>10・12 埼玉県教育委員会が、業者テストによる偏差値を高校入学者選抜に利用しないよう学校に指導(いわゆる「業者テスト問題」)</p> <p>11・26 学校保健法施行規則改正(X線集団検診の廃止)</p>	<p>平成4年(1992)</p> <p>2・18 長野オリンピック冬季競技大会準備対策協議会の設置について閣議了解</p> <p>4・一 学術情報センター 学術情報ネットワーク「SINET」運用開始</p> <p>5・20 「長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」公布</p> <p>6・30 国際連合大学本部施設引渡式(7・1無償貸与開始)</p> <p>6・30 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」受諾(9・30発効)</p> <p>7・23 学術審議会「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」答申</p> <p>12・16 著作権法改正(私的録音録画補償金制度の創設等)</p>
<p>平成5年(1993)</p> <p>1・13 山形県新庄市の中学生が他生徒に体育用マットに巻かれ窒息死(山形マット死事件)</p> <p>2・6 神奈川県川崎市、指導要録の全面開示の制度化を決定</p> <p>2・10 兵庫県立高校生徒校門圧死事件について地裁が有罪判決</p> <p>2・22 「高等学校の入学者選抜について」通知(業者テストの偏差値を用いない入学者選抜)</p>	<p>平成5年(1993)</p> <p>5・15 日本初のプロサッカーリーグ(Jリーグ)開幕</p> <p>7・28 学術審議会「がん研究の今後の推進方策について」建議</p> <p>12・9 「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」「屋久島」「白神山地」の世界遺産登録決定</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>9・25 記録的な米不作により、政府が米の緊急輸入の方針</p> <p>11・1 欧州連合（EU）条約発効</p> <p>11・12 行政手続法公布</p> <p>11・19 環境基本法公布</p>	<p>3・16 教科書検定第一次訴訟上告審判決</p> <p>3・31 義務標準法、高校標準法改正（ティームティーチング、高校40人学級）</p> <p>4・一 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画、第5次公立高等学校教職員定数改善計画（平成5～12年度）開始</p> <p>8・9 赤松良子文部大臣就任</p> <p>9・16 大学審議会「夜間に教育を行う博士課程等について」答申</p> <p>10・1 大学院設置基準改正（夜間に教育を行う博士課程、大学院への科目等履修生制度の導入等）</p> <p>10・20 教科書検定第三次訴訟控訴審判決</p>
<p>平成6年（1994）</p>	<p>平成6年（1994）</p>
<p>2・4 政治改革関連の法律が公布（衆議院の小選挙区比例代表並立制の導入など）</p> <p>2・12 第17回冬季オリンピック・リレハンメル大会開催</p> <p>4・22 児童の権利に関する条約批准（5・16公布、5・22発効）</p> <p>4・28 羽田孜内閣成立</p> <p>5・10 経済企画庁 戦後最長の不況と月例経済報告</p> <p>6・27 長野県松本市で有毒ガスによる住民殺傷（松本サリン事件）</p> <p>6・30 村山富市内閣成立（与野党再編による連立政権）</p> <p>7・1 法務省 子どもの人権専門委員設置について通知</p> <p>7・8 日本人初の女性宇宙飛行士米スペースシャトルに搭乗</p> <p>9・4 関西国際空港が開港</p> <p>10・4 北海道東方沖地震</p> <p>12・15 自治省、住民票の記載は、</p>	<p>1・31 東京都中野区議会、教育委員の区民投票の廃止に関する条例を可決（施行は翌年）</p> <p>2・22 全国の小学校で教育課程実施状況調査実施（12年ぶりの実施）</p> <p>6・21 専修学校設置基準改正、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程制定</p> <p>6・28 大学審議会「教員採用の改善について」答申</p> <p>6・30 与謝野馨文部大臣就任</p> <p>11・24 学校教育法施行規則改正（月2回の学校週5日制を次年度から実施）</p> <p>12・19 文部大臣、自民党幹事長、日教組委員長が三者会談</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>3・22 「総合学科について」通知等</p> <p>3・29 「『学校図書館図書標準』の設定について」通知</p> <p>3・31 幼稚園施設整備指針策定</p> <p>4・1 中学校の学習指導要領全面実施</p> <p>4・9 余裕教室活用指針 策定</p> <p>4・23 「高等学校中途退学問題への対応について」通知</p> <p>7・29 学校教育法施行規則改正、通知（指導要録の保存期間の短縮、高等学校指導要録様式例の簡素化）</p> <p>8・6 「帰国子女教育の充実方策について」通知</p>	<p>1・17 「中学生の国民体育大会への参加について」通知</p> <p>6・9 「大学等における遺伝子治療臨床研究に関するガイドライン」告示、「大学等における組換えDNA実験指針」一部改正告示</p> <p>7・16 青森県の三内丸山遺跡 国内最大級の縄文遺跡と判明</p> <p>7・21 学術審議会「学術国際交流の推進について」建議</p> <p>10・2 第12回アジア競技大会広島大会開催</p> <p>10・13 大江健三郎氏ノーベル文学賞受賞決定</p> <p>11・25 「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」公布</p> <p>12・14 著作権法等改正（WTO協定締結に伴う規定の整備）</p> <p>12・15 「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」の世界遺</p>
<p>平成6年（1994）</p>	<p>平成6年（1994）</p>
<p>3・31 高等学校施設整備指針策定</p> <p>4・1 宮崎県五ヶ瀬町で公立初の中高一貫教育校が開校</p> <p>4・1 高等学校の総合学科が導入</p> <p>4・1 高等学校の学習指導要領学年進行で実施（家庭科の男女必修、地理歴史科及び公民科の新設等）</p> <p>4・一 学校における教育用コンピュータ整備計画開始</p> <p>5・20 東京都中野区立富士見中学校いじめ自殺事件控訴審判決</p> <p>5・20 「『児童の権利に関する条約』について」通知</p> <p>11・27 愛知県西尾市の中学生がいじめを苦に自殺</p> <p>12・9 いじめ対策緊急会議による「緊急アピール」公表</p> <p>12・16 「いじめ問題について当面緊急に対応すべき点について」通知</p> <p>12・21 「病氣療養児の教育について」通知</p>	<p>1・17 「中学生の国民体育大会への参加について」通知</p> <p>6・9 「大学等における遺伝子治療臨床研究に関するガイドライン」告示、「大学等における組換えDNA実験指針」一部改正告示</p> <p>7・16 青森県の三内丸山遺跡 国内最大級の縄文遺跡と判明</p> <p>7・21 学術審議会「学術国際交流の推進について」建議</p> <p>10・2 第12回アジア競技大会広島大会開催</p> <p>10・13 大江健三郎氏ノーベル文学賞受賞決定</p> <p>11・25 「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」公布</p> <p>12・14 著作権法等改正（WTO協定締結に伴う規定の整備）</p> <p>12・15 「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」の世界遺</p>

一般事項	教育政策・行財政
「子」で統一と通知 12・16 少子化対策のためのエンゼルプラン策定（4大臣合意）	
平成7年（1995）	平成7年（1995）
1・1 世界貿易機関（WTO）発足 1・1 「人権教育のための国連10年」開始（1995～2004年） 1・17 阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震による災害）発生、被災者多数、学校等も避難場所に 3・20 東京都の地下鉄で有毒ガスによる殺傷（地下鉄サリン事件） 4・19 経済同友会 教育改革提言「学校から『合校』へ」公表 5・16 サリンによる殺人容疑等でオウム真理教代表らを逮捕 5・19 地方分権推進法公布 6・9 衆議院 戦後50年決議 6・16 地震防災対策特別措置法公布 8・15 戦後50年首相談話 9・4 沖縄県で米海兵隊員による女子小学生暴行事件（10・21県民総決起大会） 9・4～15 国連世界女性会議開催（北京宣言・行動綱領採択） 12・8 高速増殖原型炉「もんじゅ」ナトリウム漏洩事故	2・8 幼稚園設置基準改定（一学級35人以下） 3・28 学校教育法施行規則改正（養護教諭による保健主事の兼務） 4・一 月2回の学校週5日制（毎月第2、第4土曜）開始（4・22最初の休業第4土曜日） 8・8 島村宣伸文部大臣就任 9・18 大学審議会「大学運営の円滑化について」答申 12・26 学校教育法施行規則改正（大学における代議員会の設置など）
平成8年（1996）	平成8年（1996）
1・11 橋本龍太郎内閣成立 1・30 最高裁が特別抗告を棄却	1・11 奥田幹生文部大臣就任 2・9 文部省いじめ問題対策本部設置

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
	産登録決定
平成7年（1995）	平成7年（1995）
1・19 阪神・淡路大震災に係る児童生徒の転入学の弾力的運用について通知（→以後、入試、給食、心の健康、教職員、施設等に関し多数の通知発出） 3・8 被災した私立学校の復旧に伴う応急仮設校舎等の取扱いについて通知 3・13 「いじめの問題の解決のために当面取るべき方策等について」通知 4・1 スクールカウンセラーの配置開始 4・12 日教組21世紀ビジョン委員会最終報告 8・28 教育・学術・文化・スポーツ分野における情報化実施指針策定 9・3 日教組定期大会で対決路線から協調路線への転換を図る運動方針採択（学習指導要領、日の丸・君が代、初任者研修、主任制、職員会議など） 11・27 新潟県上越市の中学生がいじめを苦に自殺（前年の愛知県西尾市の自殺事件から1年後） 12・15 「いじめ問題への取組の徹底等について」通知	2・21 平成14年（2002年）ワールドカップサッカー大会の日本招致について閣議了解 3・29 「ユネスコ50周年について」通知 4・17 学術審議会「地球環境科学の推進について」建議 7・20 学術審議会「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成について」建議 7・26 文化政策推進会議「新しい文化立国をめざして」報告 8・1 北海道大学 我が国初の遺伝子治療臨床研究を開始 8・23 ユニバーシアード福岡大会開催 9・29 宗教法人審議会「宗教法人制度の改正について」報告 11・15 科学技術基本法公布 12・6 「白川郷・五箇山の合掌造り集落」の世界遺産登録決定 12・15 宗教法人法改正（翌年9・15施行）、12・26通達、通知
平成8年（1996）	平成8年（1996）
1・25 盲学校、聾学校及び養護学校施設整備指針策定	5・29 日本学術振興会法改正（応用研究への出資金事業「未来開拓



一般事項	教育政策・行財政
<p>し、オウム真理教の解散が確定</p> <p>2・16 厚生大臣が薬害エイズ問題で謝罪</p> <p>2・26 法務省法制審議会 民法改正案要綱答申</p> <p>3・31 らい予防法の廃止に関する法律 公布</p> <p>7・19 第26回オリンピック・アトラクタ大会開催</p> <p>7・26 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定</p> <p>10・20 初の小選挙区比例代表並立制による衆議院選挙</p> <p>11・7 第2次橋本内閣成立</p> <p>11・21 行政改革会議発足</p> <p>12・17 バルーの日本大使公邸占拠事件→翌年4・22解決</p> <p>12・20 地方分権推進委員会第1次勧告(～平成10年11月 第5次勧告)</p> <p>12・25 「行政改革プログラム」閣議決定(6大改革の一環)</p> <p>12・26 人権擁護施策推進法公布</p>	<p>4・24 生涯学習審議会「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申</p> <p>6・27 中学校教科書検定結果を公表(社会科で戦時中の慰安婦について記述)</p> <p>7・19 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第1次答申</p> <p>10・29 大学審議会「大学教員の任期制について」答申</p> <p>11・7 小杉隆文部大臣就任</p>
平成9年(1997)	平成9年(1997)
<p>3・31 地対財特法 改正</p> <p>4・1 消費税率5%へ引き上げ</p> <p>6・3 財政構造改革会議「財政構造改革の推進方策」公表(第6次</p>	<p>1・24 文部大臣「教育改革プログラム」公表</p> <p>1・29 大学審議会「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」答申</p> <p>3・31 国立学校設置法改正(政策研究大学院大</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>1・30 いじめ問題に関する文部大臣緊急アピール公表</p> <p>2・22 兵庫県小野市立中学校丸刈り校則訴訟上告審判決</p> <p>3・8 神戸高専剣道実技拒否訴訟 上告審判決</p> <p>3・21 「高等学校卒業者の就職応募書類の様式の改訂について」通知</p> <p>4・25 「教員採用等の改善について」通知</p> <p>5・9 「環境に考慮した学校施設(エコスクール)の整備について」通知</p> <p>6・1 岡山県邑久町で病原性大腸菌O-157集団食中毒による児童死亡</p> <p>6・5 「病原性大腸菌による食中毒事件について」通知</p> <p>6・19 「病原性大腸菌O-157による食中毒に対する今後の対応について」通知</p> <p>7・12 大阪府堺市で病原性大腸菌O-157による大規模な集団食中毒発生が判明</p> <p>7・18 私立高校パーマ禁止校則訴訟上告審判決</p> <p>7・19 「学校給食施設における環境衛生管理の徹底について」通知</p> <p>7・26 「いじめの問題に関する総合的な取組について」通知</p> <p>8・7 「学校給食用食材の点検について」通知</p> <p>8・12 「学校給食における衛生管理の緊急点検等の実施について」通知</p> <p>8・20 「腸管出血性大腸菌感染症の学校保健上の取扱い等について」通知</p> <p>8・28 「学校給食用食材の安全・衛生の確保について」通知</p>	<p>学術研究推進事業)</p> <p>6・3 「宗教法人法附則第二十三項の規定に基づき、文部大臣が定める額の範囲」告示</p> <p>6・12 文化財保護法改正</p> <p>7・2 科学技術基本計画閣議決定(ポストドクター等1万人支援計画、政府研究開発投資の目標総額)</p> <p>7・29 学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」、「大学図書館における電子図書館的機能の充実・強化について」建議</p> <p>9・2 宗教法人法の一部を改正する法律の施行について通達、通知</p> <p>10・28 国宝及び重要文化財指定基準改正</p> <p>12・5 「原爆ドーム」厳島神社の世界遺産登録決定</p> <p>12・26 著作権法改正(著作隣接権の保護強化等)</p>
平成9年(1997)	平成9年(1997)
<p>一・一 企業・大学間の「就職協定」廃止を踏まえ、企業側は、新規卒卒者の採用選考に関する倫理憲章を策定して対応</p> <p>1・22 「学校給食における衛生管理の改善充実</p>	<p>3・26 「ヒトのクローンに関する研究について」通知</p> <p>3・31 「民間等との共同研究の取扱いについて」通知</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を2年延長、国立学校特別会計繰入や私学助成を抑制)</p> <p>7・1 香港が中華人民共和国に返還</p> <p>10・9 東京青少年健全育成条例改正(全国初の「買春」処罰規定)</p> <p>11・17 北海道拓殖銀行が経営破綻, 11・24 山一証券が経営破綻</p> <p>12・3 行政改革会議最終報告, 1府12省庁への移行提言(文部省と科学技術庁を統合)</p> <p>12・5 財政構造改革の推進に関する特別措置法公布</p> <p>12・11 地球温暖化防止京都会議COP3で「京都議定書」採択→平成17年2・16発効(温室効果ガス排出量の削減目標)</p>	<p>学の創設)</p> <p>5・9 日本私立学校振興・共済事業団法公布→翌年1月発足</p> <p>5・21 放送大学学園法改正(通信衛星による全国放送)</p> <p>6・5 大学設置基準, 短期大学設置基準, 大学の設置等の認可の申請手続等に係る規則改正</p> <p>6・11 学校図書館法改正(司書教諭の設置義務)</p> <p>6・13 大学教員任期法公布</p> <p>6・18 介護等体験特例法公布(翌年4・1から教員免許取得に介護体験義務付け)</p> <p>6・26 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第2次答申</p> <p>7・28 教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」第1次答申</p> <p>7・31 学校教育法施行規則改正(数学、物理学分野での大学への飛び入学)</p> <p>8・29 教科書検定第三次訴訟上告審判決</p> <p>9・11 町村信孝文部大臣就任</p> <p>9・30 国立学校設置法施行規則改正(平成3年の大学設置基準大綱化以降ほとんどの国立大学で教養部改組)</p> <p>12・18 大学審議会「通信制の大学院について」「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について」「高等教育の一層の改善について」答申</p>
平成10年(1998)	平成10年(1998)
<p>2・7 第18回冬季オリンピック・長野大会開催</p> <p>3・25 特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)公布</p> <p>3・31 規制緩和推進3か年計画閣議決定(教科書採択、検定の改善、大学の校地面積基準の緩和)</p>	<p>1・21 放送大学, 全国放送開始(CSデジタル放送)</p> <p>3・27 学校教育法施行規則改正, 関係告示制定(高等学校における学校外での学修, ボランティア活動の単位認定)</p> <p>3・31 大学設置基準, 大学院設置基準等改正(メディアを利用して行う授業, 通信教育を行</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>について」通知</p> <p>1・27 「通学区域制度の弾力的運用について」通知(公立小・中学校の学校選択の弾力化)</p> <p>3・24 学校教育法施行規則改正(中学校課程認定試験の受験資格の弾力化)</p> <p>4・1 学校給食衛生管理の基準作成, 「学校給食における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の防止について」通知</p> <p>5・27 神戸市連続児童殺傷事件(酒鬼薔薇事件)で犯行声明文発見→6・28容疑者の市立中学生逮捕→10・17医療少年院送致決定</p> <p>7・7 「学校給食における衛生管理の徹底及び定期衛生検査の実施について」通知</p> <p>7・23 学校でのダイオキシン対策に係るゴミ焼却の抑制について通知→10・31管理の徹底について通知</p> <p>9・18 「インターンシップの推移に当たっての基本的な考え方」関係省庁合意</p> <p>9・22 保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申</p> <p>11・28 「高等学校の入学選抜の改善について」通知(選抜方法の多様化, 評価尺度の多元化)</p> <p>12・25 「高等学校における転入学者等の受入れの一層の改善について」通知</p>	<p>4・2 愛媛玉ぐし料訴訟上告審判決</p> <p>4・14 福井県敦賀市の動力炉・核燃料開発事業団の原子炉「ふげん」で放射性トリチウム漏れ事故</p> <p>5・14 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律公布</p> <p>6・18 著作権法改正(送信可能化権の創設等)</p> <p>10・10 新国立劇場 開場</p> <p>12・9 学術審議会「学術研究における評価の在り方について」建議</p>
平成10年(1998)	平成10年(1998)
<p>1・19 千葉大学工学部 全国初の「飛び入学」合格者発表</p> <p>1・28 栃木県黒磯市立中学校生徒が教諭をバタフライナイフで刺殺</p> <p>2・2 東京都で中学生がナイフで警察官を襲撃</p> <p>3・10 文部大臣 ナイフ事件に関する緊急アピール公表</p>	<p>1・9 奈良県黒塚古墳から三角縁神獣鏡が多数出土</p> <p>1・14 学術審議会「情報学研究の推進方策について」建議</p> <p>3・31 文化振興マスタープラン策定</p> <p>5・6 大学等における技術に関す</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>5・29 地方分権推進計画 閣議決定（教育長の任命承認制度の廃止、機関委任事務の廃止など）</p> <p>6・12 中央省庁等改革基本法公布</p> <p>6・15 金融システム改革のための関連法律の整備等に関する法律公布</p> <p>7・30 小渕恵三内閣成立</p> <p>8・31 北朝鮮がミサイル発射</p> <p>10・7 金大中韓国大統領来日</p> <p>10・9 地球温暖化対策の推進に関する法律 公布</p> <p>10・21 祝日法改正（ハッピーマンデー）</p>	<p>う修士課程など）</p> <p>3・31 日本育英会法改正（教育職の奨学金返還免除制度の廃止）</p> <p>6・10 教育職員免許法改正（教職に関する科目の充実、養護教諭による「保健」授業担当、大学院修学休業制度など）</p> <p>6・12 学校教育法等改正（翌年4・1中等教育学校制度の創設、専門学校卒業者の大学編入学など）</p> <p>6・30 中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」答申</p> <p>7・30 有馬朗人文部大臣就任</p> <p>9・21 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」答申（学校評議員、学校の自主性、教育長の任命承認制の廃止など）</p> <p>10・26 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―」答申</p> <p>10・29 教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について ―現職教員の再教育の推進―」第2次答申</p> <p>11・13 教科用図書検定調査審議会「新しい教育課程の実施に対応した教科書の改善について」建議</p>
平成11年（1999）	平成11年（1999）
<p>3・12 大手銀行12行への公的資金注入を金融再生委員会が承認</p> <p>3・30 規制緩和と推進3か年改定</p> <p>4・27 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」閣議決定（国立大学の法人化は平成15年までに結論）</p> <p>5・14 情報公開法公布</p> <p>5・26 児童買春等処罰法公布</p> <p>6・19 ケルンサミットで「ケルン</p>	<p>1・25 教科用図書検定規則改正（検定意見文書化、内容の厳選、検定済教科書の訂正要件の緩和など）</p> <p>5・28 国立教育会館の解散に関する法律公布</p> <p>5・28 学校教育法、国立学校設置法改正（大学3年以上在学での早期卒業可能、国立大学の運営諮問会議など）</p> <p>6・9 生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす」、 「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」答申</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>3・18 学校図書館司書教諭講習規程改正（5科目10単位に再編）</p> <p>4・30 「児童生徒の問題行動への対応のための校内体制の整備等について」通知</p> <p>7・23 理科教育及び産業教育審議会「今後の専門高校における教育の在り方等について」答申</p> <p>7・29 教育課程審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」答申（生きる力、教育内容の厳選、授業時数の削減、「総合的な学習の時間」の新設など）</p> <p>11・17 学校教育法施行規則改正（学力調査や調査書なしの高校入試の拡大、中高一貫教育に係る規程整備）</p> <p>12・14 新しい幼稚園教育要領、小学校、中学校の学習指導要領告示→幼稚園は平成12年度から、小・中学校は平成14年度から全面实施</p> <p>12・16 「インターンシップの推進について」通知</p>	<p>る研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 公布</p> <p>5・20 スポーツ振興投票法公布（サッカーくじtoto）</p> <p>5・27 平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法公布</p> <p>6・10 美術品の美術館における公開の促進に関する法律 公布</p> <p>8・5 特定大学技術移転事業の実施に関する指針 告示</p> <p>9・17 生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申</p> <p>8・31 「大学等におけるヒトのクローン個体の作製についての研究に関する指針」告示（ヒトへの応用研究の禁止）</p> <p>12・2 「古都奈良の文化財」の世界遺産登録決定</p> <p>12・10 「体育の日について」通知</p>
平成11年（1999）	平成11年（1999）
<p>2・28 広島県立世羅高校長が、卒業式での日の丸・君が代の取扱いを苦に自殺</p> <p>3・29 新しい高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領告示（教科「情報」「福祉」、「総合的な学習の時間」新設）→平成15年度から学年進行で実施</p> <p>4・1 中高一貫の「中等教育学校」制度開始→宮崎県で全国初の公立の中等教育学校に移行</p> <p>9・17 「学校における国旗及び国歌に関する指導について」通知（国旗国歌の法制化を踏まえ</p>	<p>3・24 留学生政策懇談会「知的国際貢献の発展と新たな留学生政策の展開を目指して」報告</p> <p>3・31 日本学術振興会法改正（文部省から科学研究費補助金業務の一部を移管）</p> <p>4・一 全国子どもプラン（緊急3か年戦略）、地域子ども文化プラン実施</p> <p>6・23 著作権法改正（技術的保護</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>憲章―生涯学習の目的と希望―」採択</p> <p>6・23 男女共同参画社会基本法公布</p> <p>7・16 中央省庁改革の関連法（文部科学省設置法、独立行政法人通則法など）が公布（文部省と科学技術庁を統合し、平成13.1.6から文部科学省発足）</p> <p>7・29 法務省の人権擁護推進審議会が人権教育及び啓発に関して答申</p> <p>8・13 国旗及び国歌に関する法律公布</p> <p>9・30 茨城県東海村のJOCウラン加工施設で初の臨界事故</p> <p>10・19 ミレニアム（新しい千年紀）プロジェクトの枠組み決定</p> <p>10・26 埼玉県桶川市で女子大生ストーカー殺人事件</p> <p>12・1 労働者派遣法の改正法施行、派遣対象業務を原則自由化</p> <p>12・19 少子化対策のための新エンゼルプラン策定（6大臣合意）</p> <p>12・22 省庁再編の関連法（独立行政法人設置の個別法など）公布</p>	<p>7・16 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」公布による地教行法、社会教育法等改正（就学事務の自治事務化、教育長の任命承認制廃止、図書館長の司書資格要件の廃止）</p> <p>8・9 大学審議会「大学院入学者選抜の改善について」答申</p> <p>9・14 大学設置基準、大学院設置基準等改正（大学の自己点検・自己評価と公表の義務化、履修科目登録の上限設定、専門大学院の創設、修士課程年限の弾力化）</p> <p>10・5 中曽根弘文文部大臣就任</p> <p>10・25 専修学校設置基準改正（他の大学・専修学校等の履修を2分の1まで認定）</p> <p>12・10 教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について」第3次答申</p> <p>12・16 中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」答申</p>
平成12年（2000）	平成12年（2000）
<p>2・11 新潟県の女児長期監禁事件で容疑者逮捕</p> <p>3・8 東京営団地下鉄日比谷線で列車衝突脱線事故</p> <p>4・1 介護保険制度開始</p> <p>4・5 森喜朗内閣成立</p> <p>5・3 西鉄高速バス乗っ取り殺傷事件</p>	<p>1・21 学校教育法施行規則等改正（学校評議員制度、校長教頭の資格要件緩和、職員会議の位置付けなど）</p> <p>3・31 国立学校設置法改正（大学評価・学位授与機構の設置）</p> <p>3・31 教育職員免許法等改正（情報、福祉の免許状創設）</p> <p>4・1 G8教育大臣会合（東京・上野）開催</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>て通知)</p> <p>9・28 東京都品川区、次年度から小学校に学校選択制導入を決定</p> <p>11・25 東京都文京区の音羽お受験殺人事件で容疑者の主婦逮捕</p> <p>12・21 京都市立小学校の校庭で学外者による小学生殺害事件（てるくはのる事件）</p>	<p>手段の回避・権利管理情報の変更等に関する規制)</p> <p>6・29 学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について―「知的存在感のある国」を目指して―」答申</p> <p>8・13 産業活力再生特別措置法公布（日本版バイ・ドール制度）</p> <p>9・17 国立天文台 ハワイ観測所すばる望遠鏡完成式</p> <p>11・15 日本人初のユネスコ事務局長に松浦晃一郎氏が就任（～平成21年まで在任）</p> <p>12・2 「日光の社寺」の世界遺産登録決定</p>
平成12年（2000）	平成12年（2000）
<p>1・7 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」通知（点検項目例を提示）</p> <p>4・1 学校評議員制度開始</p> <p>5・12 最近の少年による事件に関する文部大臣からの「各学校へのお願い」発表</p> <p>6・2 「学校における国旗及び国歌に関する指導について」通知</p> <p>9・8 福岡市立小学校ゲルニカ事件訴訟 上告</p>	<p>2・1 学術審議会「大学等におけるバイオサイエンス研究の推進について」建議</p> <p>4・19 産業技術力強化法公布</p> <p>5・6 国立国会図書館国際子ども図書館が開館（東京都・上野）</p> <p>5・8 著作権法等改正（障害者のための著作権の利用円滑化等）</p>

一般事項	教育政策・行財政
5・19 犯罪被害者保護法公布 5・24 児童虐待防止法公布 5・24 ストーカー行為等の規制等に関する法律公布 6・2 循環型社会形成推進基本法公布 7・4 第2次森内閣成立 7・21 九州・沖縄サミット（主要国首脳会議）開催 9・15 第27回オリンピック・シドニー大会開催 12・1 行政改革大綱 閣議決定 12・1 未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法改正、罰金額を引き上げ、適用対象も拡大 12・6 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 公布 12・6 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律公布 12・6 少年法改正、刑罰対象年齢を14歳に引き下げ、厳罰化	4・4 教育改革推進本部設置 4・28 教育公務員特例法等改正 6・7 中央教育審議会令公布（生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会を平成13.1.6から新しい中央教育審議会の下に統合） 7・4 大島理森文部大臣就任 11・22 大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」「大学入試の改善について」答申 11・28 生涯学習審議会「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」答申 12・5 町村信孝文部大臣就任 12・22 教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」公表（教育基本法の見直し、教育振興基本計画の創設など）
平成13年（2001）	平成13年（2001）
1・6 中央省庁再編（1府12省庁発足、政治主導） 1・6 第2次森内閣発足（省庁再編後） 1・22 e-JAPAN戦略を決定（高速インターネット整備） 1・26 JR新大久保駅転落救助の韓国人留学生ら死亡事故 4・13 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律公布 4・26 小泉純一郎内閣成立 5・11 ハンセン病患者国家賠償請	1・6 文部科学省発足、町村信孝文部科学大臣就任、中央教育審議会再編 1・25 21世紀教育新生プラン策定 3・30 大学設置基準改正（講座、学科目以外の教員組織が可能）、大学通信教育設置基準改正、関係告示制定（インターネット活用による遠隔授業 同時・双方向の要件緩和） 3・31 義務標準法等改正（少人数教育、国の基準を下回る学級編制が可能など） 4・一 文部科学省所管の施設等機関からの移行により16独立行政法人設立 4・一 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画、第6次公立高等学校教職員定数改善計

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
審決定 12・4 教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」答申	9・13 スポーツ振興基本計画告示（総合型地域スポーツクラブの全国展開） 10・3 「ユネスコ加盟五十周年について」通知 10・10 白川英樹博士ノーベル化学賞受賞決定 11・5 宮城県上高森遺跡等での旧石器発掘の捏造が発覚 11・17 「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」通知 11・29 著作権等管理事業法公布 11・30 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の世界遺産登録決定 12・6 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律公布 12・8 国語審議会「表外漢字字体表」など答申（印刷標準字体、敬意表現）
平成13年（2001）	平成13年（2001）
2・9 愛媛県立宇和島水産高校実習船「えひめ丸」沈没・死亡事故（米軍原子力潜水艦と衝突） 3・29 幼児教育振興プログラム策定 4・13 「少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進について」通知 4・18 国立大学等施設緊急整備5か年計画策定 5・25 「学校における国旗及び国歌に関する指導について」通知 6・8 大阪教育大学附属池田小学校で学外者による児童殺傷事件 7・10 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について」通知	3・3 スポーツ振興くじ発売開始（サッカーくじ「toto」） 3・29 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」告示 3・30 第2期科学技術基本計画閣議決定 4・11 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法改正（基金創設） 7・9 国際研究交流大学村が開村（東京お台場）、日本科学未来館開館 7・11 社会教育法改正（ボラン

一般事項	教育政策・行財政
<p>求訴訟 熊本地裁判決→5・25国は控訴しない旨、決定</p> <p>6・12 司法制度改革審議会、意見書提出（法科大学院制度の創設）</p> <p>6・29 行政機関が行う政策の評価に関する法律公布</p> <p>9・10 狂牛病（BSE）感染が国内で発生確認（肉骨粉製造販売の禁止）</p> <p>9・11 米国で同時多発テロ</p> <p>12・12 未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法改正</p> <p>12・12 子どもの読書活動の推進に関する法律公布</p> <p>12・19 特殊法人等整理合理化計画閣議決定</p>	<p>画（平成13～17年度）開始</p> <p>4・3 中学校教科用図書の検定結果公表、「新しい歴史教科書をつくる会」が編集に関わる中学校教科書（歴史）が教科書検定合格→5・8 韓国が修正要求、7・2 教科書会社が自主訂正申請</p> <p>4・26 遠山敦子文部科学大臣就任</p> <p>6・11 「大学（国立大学）の構造改革の方針」発表（国立大学の再編、競争原理）</p> <p>7・11 地教法改正（指導力不足教員の免職・転職、教育委員会会議の公開など）</p> <p>7・11 学校教育法改正（ボランティア活動の促進、出席停止要件の明確化など）、11・27 学校教育法施行規則改正（大学・大学院への飛び入学が全分野で実施可能）</p>
平成14年（2002）	平成14年（2002）
<p>2・8 第19回冬季オリンピック・ソルトレークシティ大会開催</p> <p>5・28 経団連と日経連が統合し、日本経団連（日本経済団体連合会）が発足</p> <p>7・26 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法公布</p> <p>9・17 首相が訪朝し「日朝平壤宣言」調印、北朝鮮が拉致を認め謝罪、10・15拉致被害者5名帰国、12・11拉致被害者に関する新法が公布</p> <p>10・30 地方分権改革推進会議報告（義務教育費国庫負担金縮減など）</p> <p>12・4 知的財産基本法公布</p> <p>12・6 法科大学院の関連法公布</p>	<p>2・21 中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」「大学等における社会人受入れの推進方策について」「今後の教員免許制度の在り方について」答申</p> <p>3・26 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議「新しい「国立大学法人」像について」最終報告</p> <p>3・28 大学設置基準、大学院設置基準改正（長期履修学生、専門大学院1年コース）</p> <p>3・29 小学校、中学校の設置基準制定（自己評価の公表を努力義務化）</p> <p>4・1 完全学校週5日制実施</p> <p>4・10 国立学校設置法改正（2組4大学の統合等）</p> <p>4・24 学校教育法施行令改正（障害のある児童生徒の小中学校就学に係る「認定就学制度」導入）</p> <p>5・31 教育職員免許法改正（中・高校の教諭免</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>8・31 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目（例）の改訂について」通知</p> <p>9・14 「学校教育及び社会教育における体験活動の促進について」通知</p> <p>11・6 「出席停止制度の運用の在り方について」通知</p> <p>12・4 OECD生徒の学習到達度調査「PISA 2000」結果発表</p>	<p>ティア活動の促進、社会教育主事要件の緩和など）</p> <p>8・9 科学技術・学術審議会「科学技術・学術の振興に関する当面の重要事項について」建議</p> <p>9・16 財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）設立</p> <p>10・1 国立スポーツ科学センター（JISS）が東京都北区西が丘に開所</p> <p>10・10 野依良治博士ノーベル化学賞受賞決定</p> <p>12・5 「特定胚の取扱いに関する指針」告示</p> <p>12・7 文化芸術振興基本法公布</p>
平成14年（2002）	平成14年（2002）
<p>1・17 「確かな学力向上のための2002アピール『学びのすすめ』」を文部科学大臣が公表</p> <p>3・4 「完全学校週5日制の実施に伴う公立学校の教職員の勤務時間の取扱い等について」「完全学校週5日制の実施について」通知</p> <p>4・1 小学校、中学校の学習指導要領実施（授業時数の削減、総合的な学習の時間の導入、いわゆる「ゆとり教育」）</p> <p>4・1 道徳用教材「心のノート」を全国の小中学生に配布、4・22通知</p> <p>5・27 「障害のある児童生徒の就学について」通知</p> <p>7・4 「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について」通知（夏季休業期間中のまとめ取り）</p> <p>7・31 「学校における国旗及び国歌に関する指導について」通知</p> <p>9・30 中央教育審議会「子どもの体力向上のた</p>	<p>1・1 国立情報学研究所 スーパーSINET運用開始（以降、平成19年、23年、28年にリニューアル）</p> <p>4・18 大型計算機「地球シュミレータ」3月から運用開始、世界最高の演算速度を達成</p> <p>4・24 文化審議会「文化を大切に社会の構築について」答申</p> <p>5・31 日韓共催の2002年ワールドカップサッカー大会開催</p> <p>6・17 「疫学研究に関する倫理指針」告示</p> <p>6・19 著作権法改正（放送事業者等に対する送信可能化権の付与等）</p> <p>7・3 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律公布</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>12・12 総合規制改革会議第2次答申</p> <p>12・18 構造改革特別区域法公布（学校教育法の特例）</p> <p>12・24 障害者基本計画 閣議決定</p>	<p>許で小学校の相当教科の教育など）</p> <p>6・12 教育公務員特例法改正（10年経験者研修の制度化など）</p> <p>8・5 中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」「大学院における高度専門職業人養成について」「法科大学院の設置基準等について」答申</p> <p>8・29 義務教育諸学校と高等学校の教科用図書検定基準改正（発展的な学習内容の記述容認）</p> <p>8・30 「教科書制度の改善について」通知（市町村教育委員会と採択地区との関係明確化、静謐な教科書採択環境の確保を要請）</p> <p>11・29 学校教育法改正（第三者機関による大学認証評価の導入、大学等の設置認可規制の緩和、改善勧告・変更命令や組織廃止命令専門職大学院制度の導入など）</p> <p>12・13 文部科学省関連の特殊法人改革に係る関係法が公布（6つの独立行政法人を設置、放送大学学園を学校法人化等）</p>
平成15年（2003）	平成15年（2003）
<p>3・20 英米両国がイラク戦争開始</p> <p>3・一 香港などでSARS（重症急性呼吸器症候群）集団発生</p> <p>4・14 国際ヒトゲノム計画の解説完了宣言</p> <p>5・30 個人情報の保護に関する法律公布</p> <p>6・6 構造改革特別区域法改正（株式会社立の学校、不登校児童等を対象としたNPO法人立の学校設置の特例）</p> <p>6・13 武力攻撃事態対処に係る新法が公布</p> <p>6・13 地方自治法改正（公の施設における指定管理者制度の導入）</p>	<p>3・20 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申</p> <p>3・28 義務標準法施行令、高校標準法施行令改正（加配の大括り化、国の標準を下回る児童生徒数の学級編成が一般的に可能）</p> <p>3・31 学校教育法施行規則改正（公立小中学校での学校選択の手續を明確化）</p> <p>3・31 大学設置基準改正、設置認可の基準と告示、大学設置・学校法人審議会の内規を廃止（設置審査の準則化）、専門職大学院設置基準公布（法科大学院設置等）</p> <p>4・23 国立学校設置法改正（10組20国立大学の統合）</p> <p>7・16 国立大学法人法など関係6法が公布（→</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>めの総合的な方策について」答申</p> <p>10・1 図書館情報大学と筑波大学、山梨大学と山梨医科大学がそれぞれ統合</p> <p>10・2 21世紀COEプログラム採択大学を決定</p> <p>12・19 「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」公表</p>	<p>7・29 中央教育審議会「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」答申</p> <p>9・10 「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」公布（平成14・12・9 発効）</p> <p>10・8 小柴昌俊博士ノーベル物理学賞受賞決定</p> <p>10・9 田中耕一氏ノーベル化学賞受賞決定</p> <p>12・10 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」閣議決定</p>
平成15年（2003）	平成15年（2003）
<p>4・1 高等学校の学習指導要領学年進行で実施</p> <p>4・1 専門職大学院制度 開始</p> <p>4・1 改正義務標準法の施行に関連し、学級編制の一層の弾力化について通知</p> <p>5・16 「不登校への対応の在り方について」通知</p> <p>7・14 学校施設耐震化推進指針策定</p> <p>8・27 幼稚園施設整備指針、小学校施設整備指針、中学校施設整備指針改訂</p> <p>8・28 大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件に関し、大阪地裁で死刑判決</p> <p>9・2 「薬物乱用防止教育の充実について」通知（以後、5ヵ年戦略ごとに通知）</p> <p>10・7 中央教育審議会「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策につ</p>	<p>2・26 奈良県の石神遺跡で日本最古の暦の出土発表</p> <p>3・31 「「英語が使える日本人」の育成のための行動計画」策定</p> <p>4・25 国立国語研究所が外来語の日本語言い換え例を公表</p> <p>5・9 小惑星探査機「はやぶさ」打ち上げ成功</p> <p>6・6 公民館の設置及び運営に関する基準 告示</p> <p>6・18 著作権法改正（映画の著作権の保護期間の延長等）</p> <p>6・18 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 公布</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>6・13 出会い系サイト規制法公布</p> <p>6・13 労働者派遣法改正（製造業務への派遣解禁）→翌年3・1施行</p> <p>6・27 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003閣議決定（三位一体改革，義務教育費国庫負担金の在り方検討，幼保一体施設，公設民営学校）</p> <p>7・16 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 公布</p> <p>7・16 心神喪失者等医療観察法公布</p> <p>7・16 地方独立行政法人法公布</p> <p>7・16 次世代育成支援対策推進法公布</p> <p>7・25 環境教育等促進法公布</p> <p>7・30 少子化社会対策基本法公布</p> <p>11・19 第2次小泉内閣成立</p> <p>11・29 イラクで日本人外交官2名殺害</p> <p>12・24 BSE(牛海綿状脳症) 対策のため米国産牛肉の輸入停止</p>	<p>翌年4・1 国立大学，国立高等専門学校等の法人化)</p> <p>9・19 学校教育法施行規則等改正（外国人学校修了生への大学入学資格付与）</p> <p>9・22 河村建夫文部科学大臣就任</p> <p>10・1 文部科学省所管の6独立行政法人設立（科学技術振興機構，日本学術振興会，理化学研究所，航空宇宙研究開発機構，日本スポーツセンター，日本芸術文化振興会）</p>
平成16年（2004）	平成16年（2004）
<p>1・9 陸上自衛隊にイラク派遣命令</p> <p>1・30 青色発光ダイオード職務発明対価訴訟で高額賠償の地裁判決→翌年1・11 高裁で和解</p> <p>4・一 新しい医師臨床研修制度が本格実施（大学病院等での2年以上の臨床研修必修化）</p> <p>4・14 児童虐待防止法改正（虐待の通報義務の拡大）</p> <p>4・14 日本学術会議法改正</p>	<p>1・20 中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」答申</p> <p>3・4 中央教育審議会「今後の学校の管理運営の在り方について」答申</p> <p>3・31 義務教育費国庫負担法等改正</p> <p>3・31 高等学校設置基準，高等学校通信教育規程改正（教職員数，施設設備等に係る基準の弾力化）</p> <p>4・1 義務教育費国庫負担に総額裁量制導入，国庫負担の最高限度に係る政令を改正，通知（教職員定数の運用も弾力化）</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>いて」答申</p> <p>10・23 東京都が入学式・卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について通達</p> <p>11・11 東京都大田区指導要録開示訴訟 上告審判決（客観的な事実の記載については非開示情報に当たらない）</p> <p>12・18 「学校における国旗及び国歌に関する指導について」通知</p> <p>12・26 小学校学習指導要領，中学校学習指導要領，高等学校学習指導要領等の一部改正告示（個に応じた指導の一層の充実，学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実）</p>	<p>12・16 中央教育審議会「新たな留学生政策の展開について」答申</p>
平成16年（2004）	平成16年（2004）
<p>1・20 「学校安全緊急アピール ―子どもの安全を守るために―」公表</p> <p>1・22 高等学校施設整備指針改訂</p> <p>1・30 「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」通知</p> <p>1・30 「小・中学校におけるLD(学習障害)，ADHD(注意欠陥／多動性障害)，高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」試案を公表</p> <p>3・24 学校施設バリアフリー化推進指針策定</p> <p>4・1 89国立大学法人，4大学共同利用機関法</p>	<p>1・18 国立劇場おきなわ（沖縄県浦添市）開場</p> <p>2・3 文化審議会「これからの時代に求められる国語力について」答申</p> <p>5・28 文化財保護法改正（里山の文化的景観，民俗技術保護，建造物以外の有形文化財の登録制度など）</p> <p>6・一 高松塚古墳の壁画劣化が新聞等で多数報道</p>



一般事項	教育政策・行財政
<p>5・22 首相が2度目の訪朝→後日、拉致被害者の家族帰国</p> <p>5・26 市町村の合併の特例に関する法律改正（平成11年からの「平成の大合併」が本格化、新法適用も平成22年度末で一段落）</p> <p>6・4 少子化社会対策大綱、閣議決定</p> <p>6・4 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律公布</p> <p>6・18 武力攻撃事態等における国民の保護など関連法が公布</p> <p>8・13 第28回オリンピック・アテネ大会開催</p> <p>8・13 米軍ヘリが沖縄国際大学に墜落</p> <p>10・23 新潟県中越地震</p> <p>12・8 犯罪被害者等基本法公布</p> <p>12・10 発達障害者支援法公布</p>	<p>5・12 私立学校法改正（理事会の設置義務）</p> <p>5・21 学校教育法等改正（栄養教諭制度、薬学教育6年制）</p> <p>6・9 地教法改正（翌年4・1から学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入など）</p> <p>8・6 中央教育審議会「大学入学資格検定の見直しについて」答申</p> <p>8・24 経済財政諮問会議に「義務教育の改革案」提示（義務教育の到達目標の明確化、教員養成専門職大学院、教員免許制、教員評価、義務教育費国庫負担制度改革）</p> <p>9・27 中山成彬文部科学大臣就任</p> <p>12・17 義務教育改革推進本部を設置</p>
平成17年（2005）	平成17年（2005）
<p>1・一 国連 持続可能な開発のための教育の10年（2005～2014年）開始（ESD（持続可能な開発のための教育）の推進）</p> <p>3・25 愛知万博開幕</p> <p>3・25 「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」閣議決定</p> <p>4・9 中華人民共和国・北京市で反日デモ</p> <p>4・25 JR福知山線脱線事故</p> <p>6・1 法務省、子供対象の暴力的性犯罪者の出所情報の提供開始</p> <p>6・17 食育基本法公布</p> <p>7・21 アスベスト（石綿）の使用中止を国が業界団体に要請</p>	<p>1・28 中央教育審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」答申</p> <p>1・28 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」答申</p> <p>1・31 高等学校卒業程度認定試験規則公布（大学入学資格検定期程廃止）</p> <p>3・31 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律公布（補助金の廃止、対象限定、公立養護学校整備特別措置法との一本化）</p> <p>4・5 中学校教科用図書の検定結果を公表→中華人民旧国で反日デモ</p> <p>7・6 学校教育法施行規則改正（不登校特例校制度を構造改革特別区域外にも一般適用）</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>人発足</p> <p>4・1 文部科学省所管の6独立行政法人設立（大学評価・学位授与機構、国立高等専門学校機構、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、メディア教育開発センター、国立大学財務・経営センター）</p> <p>4・1 国公立の68法科大学院発足</p> <p>4・1 公立大学法人制度発足</p> <p>4・1 構造改革特別区域法に基づき株式会社立の学校が初めて設立</p> <p>4・1 大学の認証評価制度 実施</p> <p>6・1 長崎県佐世保市小学校同級生殺害事件</p> <p>8・13 改正児童虐待防止法の施行に伴い、学校での児童虐待の早期発見について通知</p> <p>10・29 新潟県中越地震に伴う就学機会の確保について通知</p> <p>12・7 OECD生徒の学習到達度調査「PISA 2003」結果公表</p>	<p>6・9 著作権法改正（音楽レコードの還流防止措置等）</p> <p>6・15 「無形文化遺産の保護に関する条約」受諾（平成18・4・20発効）</p> <p>7・1 「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録決定</p>
平成17年（2005）	平成17年（2005）
<p>2・14 大阪府寝屋川市の小学校で17歳の卒業生が刃物で教職員を殺傷</p> <p>4・1 「発達障害のある児童生徒等への支援について」通知</p> <p>4・1 小・中学校での栄養教諭制度開始</p> <p>6・30 「海外修学旅行の安全確保について」通知</p> <p>9・6 山形県新庄市中学生マッド死事件損害賠償請求訴訟 上告審決定</p> <p>9・9 北海道滝川市立小学校でいじめによる自殺事件→市教委が1年後にいじめを認定</p> <p>12・2 栃木県今市市で下校後に行方不明となった小学生の殺害遺体が他県で発見</p> <p>12・6 「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」通知</p>	<p>7・14 「知床」の世界遺産登録決定</p> <p>7・29 文字・活字文化振興法公布</p> <p>7・29 地球深部探査船「ちきゅう」竣工</p> <p>10・15 九州国立博物館（福岡県太宰府市）開館</p> <p>10・19 ユネスコ総会で「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」採択</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>8・2 衆議院、戦後60年の国会決議採択</p> <p>9・21 第3次小泉内閣成立</p> <p>10・21 郵政民営化法など公布</p> <p>11・14 経済財政諮問会議「総人件費改革基本指針」決定（→教職員定数改善計画の策定を見送り、以降は毎年の予算編成で対応）</p> <p>11・30 政府・与党合意「三位一体の改革について」（義務教育費国庫負担率を2分の1から3分の1へ引き下げ、公立学校等施設整備費補助金減額）</p> <p>12・27 第2次男女共同参画基本計画閣議決定</p> <p>12・27 国勢調査速報値公表、初の人口自然減少</p>	<p>7・15 学校教育法改正（大学等の准教授、助教の新設、短期大学士の学位）</p> <p>9・5 中央教育審議会「新時代の大学院教育」答申</p> <p>9・9 学校教育法施行規則等改正（専門学校卒業者への大学院入学資格付与）、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程改正（高度専門士の称号付与）</p> <p>10・26 中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する」答申（義務教育費2分の1国庫負担の堅持、教育目標の明確化と質保証、地方・学校の主体性）</p> <p>10・31 小坂憲次文部科学大臣就任</p> <p>12・8 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」答申（特殊教育から特別支援教育への転換）</p>
平成18年（2006）	平成18年（2006）
<p>2・10 第20回冬季オリンピック・トリノ大会開催</p> <p>3・20 初のワールド・ベースボール・クラシック決勝戦</p> <p>6・2 行革推進法公布</p> <p>6・3 東京都内でシンドラー社製のエレベーター事故で高校生死亡</p> <p>6・16 B型肝炎訴訟で上告審判決、国に賠償命令</p> <p>6・20 新しい少子化対策について少子化社会対策会議が決定</p> <p>6・21 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律公布</p> <p>6・21 自殺対策基本法公布</p> <p>6・23 がん対策基本法公布</p> <p>7・31 パロマ工業製湯沸器による一酸化炭素中毒事故死が多数判明</p>	<p>1・17 教育改革のための重点行動計画を公表</p> <p>3・30 学校教育法施行規則等改正（就学校指定の際の保護者申立、教頭の資格要件緩和、技能審査の単位認定の拡大）</p> <p>3・31 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律公布（青少年教育、文化財関係の法人統合）</p> <p>3・31 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律公布（公立小中学校教職員給与の国庫負担を2分の1から3分の1に引き下げ、市町村負担教職員を許容、補助金の交付金化）</p> <p>3・31 学校教育法施行規則改正（学習障害、注意欠陥多動性障害を有する児童生徒への通級指導を追加）</p> <p>3・31 大学設置基準等改正（講座・学科目制に関する規定削除）</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>1・21 大学入試センター試験で英語リスニングテスト導入</p> <p>2・7 広島県教組教育研究集会公立中学校会場使用訴訟 上告審判決</p> <p>3・27 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」策定</p> <p>3・30 「大学院教育振興施策要綱」策定</p> <p>4・1 「特別支援教育の推進について」通知</p> <p>4・18 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画策定</p> <p>6・22 「外国人児童生徒教育の充実について」通知</p> <p>10・1 認定こども園制度開始</p> <p>10・4 幼児教育振興アクションプログラム策定</p> <p>10・11 福岡県筑前町立中学校生徒がいじめを苦に自殺</p> <p>10・19 「いじめ問題への取組の徹底について」</p>	<p>3・28 第3期科学技術基本計画閣議決定</p> <p>4・24 民間主導の「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足</p> <p>6・23 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律公布</p> <p>7・31 埼玉県ふじみ野市の市営プールで排水口に女兒が吸い込まれる死亡事故</p> <p>8・7 全国のプールにおける安全対策の状況に関する緊急調査の結果を公表</p> <p>8・26 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」公表</p> <p>9・16 スポーツ振興くじBIGを新たに発売開始</p>
平成18年（2006）	平成18年（2006）

一般事項	教育政策・行財政
<p>9・26 安倍晋三内閣成立</p> <p>10・24 携帯電話の番号ポータビリティ制度開始</p> <p>12・13 国連総会で「障害者の権利に関する条約」採択（平成26・1・20日本批准，同2・19発効）</p> <p>12・15 地方分権改革推進法公布</p>	<p>3・31 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則公布（虚偽申請へのペナルティ，設置計画履行状況調査（フォローアップ））</p> <p>6・15 認定こども園法公布（10・1 認定こども園制度創設）</p> <p>6・21 学校教育法等改正（翌年4・1 特別支援学校制度を創設）</p> <p>7・11 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」答申</p> <p>9・26 伊吹文明文部科学大臣就任</p> <p>12・22 教育基本法全部改正，「教育基本法の施行について」通知</p>
平成19年（2007）	平成19年（2007）
<p>4・17 長崎市長狙撃殺害事件</p> <p>5・10 熊本県内の病院が「赤ちゃんポスト」開始</p> <p>5・18 日本国憲法の改正手続に関する法律 公布</p> <p>5・31 政府・与党「緊急医師確保対策について」取りまとめ（医師不足地域での医師養成数の増員）</p> <p>6・1 少年法等改正（14歳未満でも少年院送致可能，触法事件で警察に強制捜査権）</p> <p>6・1 児童虐待防止法等改正（強制立入り調査権限）</p> <p>6・4 消えた年金記録問題対策を政府が発表</p>	<p>1・24 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を一公教育再生の第一歩」（第1次報告）公表</p> <p>1・30 中央教育審議会「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」答申</p> <p>3・1 専門職大学院設置基準等改正（教職大学院の設置等）</p> <p>3・10 中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」答申</p> <p>3・22 学校教育法施行令改正（障害児就学に保護者や専門家からの意見聴取）</p> <p>3・29 中央教育審議会「今後の教員給与の在り方について」答申</p> <p>3・30 高等学校教科用図書の検定結果公表（沖縄戦集団自決での日本軍の「強制」の文言が消</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>通知</p> <p>10・一 高等学校における必修科目の未履修が判明</p> <p>11・2 「平成18年度に高等学校の最終年次に在学する必修科目未履修の生徒の卒業認定等について」依命通知</p> <p>11・8 「未履修科目に関する授業の実施等に関する運用指針」を決定</p> <p>11・17 いじめ自殺に関し「文部科学大臣からのお願い—未来のある君たちへ—」を公表</p> <p>11・27 大学学納金返還訴訟 上告審判決（入学辞退者の納入した授業料は全額返還，入学金は返還義務なし）</p> <p>11・29 教育再生会議有識者委員一同が「いじめ問題への緊急提言」を発表</p> <p>12・28 「大学，短期大学，高等専門学校，専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」通知（最高裁判決を踏まえた対応）</p>	<p>9・21 スポーツ振興基本計画改訂</p> <p>12・22 著作権法改正（放送の同時再送信に係る制度の見直し等）</p>
平成19年（2007）	平成19年（2007）
<p>1・24 学校給食費の徴収状況に関する調査の結果公表（未払い約10万人判明）</p> <p>2・5 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」通知（児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方を具体的に提示）</p> <p>2・27 君が代ピアノ伴奏拒否事件訴訟 上告審判決</p> <p>3・23 外国籍生徒のためのJSLカリキュラム公表</p> <p>4・1 特別支援学校制度 本格実施（盲学校・聾学校・養護学校制度からの移行）</p> <p>4・1 「特別支援教育の推進について」通知</p> <p>4・24 全国学力・学習状況調査（全国の小学校6年生，中学校3年生対象，悉皆調査）を実施（悉皆による全国的な学力テストとしては43年</p>	<p>1・14 文化庁「日本の歌百選」発表</p> <p>1・21 国立新美術館（東京都六本木）開館，一般公開</p> <p>2・2 文化審議会「敬語の指針」答申</p> <p>2・9 文化芸術の振興に関する基本方針（第2次）閣議決定</p> <p>2・15 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」決定</p> <p>3・29 プールの安全標準指針策定</p> <p>3・30 独立行政法人国立博物館法改正（国立文化財機構の設立）</p> <p>4・一 放課後子どもプラン開始</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>6・8 自殺総合対策大綱 閣議決定</p> <p>6・19 経済財政改革の基本方針2007「美しい国」へのシナリオ」閣議決定</p> <p>6・22 「規制改革推進のための3か年計画」閣議決定</p> <p>7・16 新潟県中越沖地震</p> <p>9・26 福田康夫内閣成立</p> <p>9・29 沖縄戦の集団自決に係る高校日本史教科書検定結果に抗議する沖縄県民大会</p> <p>12・24 独立行政法人整理合理化計画 閣議決定</p>	<p>減)→9・29 沖縄県で抗議の県民大会</p> <p>6・1 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を一公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築」(第2次報告)公表</p> <p>6・27 学校教育法, 地教行法, 教育職員免許法等改正(いわゆる教育三法)(義務教育の目標, 副校長等の新設, 学校の自己評価と関係者評価, 教育委員会への指示・是正要求, 教員免許更新制の導入, 指導力不足教員対応)</p> <p>9・26 渡海紀三朗文部科学大臣就任</p> <p>12・25 教育再生会議「社会総がかりで教育再生をー学校, 家庭, 地域, 企業, 団体, メディア, 行政が一体となって, 全ての子供のために公教育を再生する」(第3次報告)公表</p> <p>12・26 教科書会社からの高等学校教科用図書に係る訂正申請(沖縄戦集団自決に関し, 軍の「強制」ではなく「関与」と表現)を承認</p>
平成20年(2008)	平成20年(2008)
<p>1・30 中国製の冷凍ギョーザで食中毒, 有毒成分検出</p> <p>2・19 千葉県沖で自衛艦「あたご」と漁船が衝突</p> <p>4・8 「女性の参画加速プログラム」を男女共同参画推進本部が決定</p> <p>5・12 中華人民共和国四川省で大地震</p> <p>5・28 宇宙基本法公布</p> <p>6・6 出会い系サイト規制法改正</p> <p>6・8 東京都・秋葉原で無差別殺傷事件</p> <p>6・18 青少年インターネット環境整備法公布(民間事業者のフィルタリング努力義務)</p>	<p>1・17 中央教育審議会「子ども心身の健康を守り, 安全・安心を確保するために学校全体として取組を進めるための方策について」答申</p> <p>1・31 教育再生会議「社会総がかりで教育再生をー教育再生の実効性の担保のために」(最終報告)公表</p> <p>2・19 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」答申</p> <p>3・31 義務標準法改正</p> <p>4・18 中央教育審議会「教育振興基本計画についてー『教育立国』の実現に向けて」答申</p> <p>5・20 教育再生懇談会「教育振興基本計画に関する緊急提言」公表(5・26第1次報告, 12・18第2次報告, 翌年2・9第3次報告, 同5・28第4次報告)</p> <p>6・18 学校保健法, 学校給食法改正(学校保健</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>ぶり, 以降, 毎年実施)</p> <p>7・3 兵庫県内の私立高校でネット上のいじめが原因で生徒が自殺</p> <p>7・24 幼稚園施設整備指針, 小学校施設整備指針, 中学校施設整備指針, 高等学校施設整備指針を改訂。盲学校, 聾学校及び養護学校施設整備指針を特別支援学校施設整備指針に改訂</p> <p>11・8 学校評価に係る省令改正について通知</p> <p>11・一 「学校の危機管理マニュアル～子どもを犯罪から守るために～」作成(平成14年マニュアルの改訂, 登下校時の犯罪被害への対応を追記)→翌年1・7 改訂</p> <p>12・4 OECD生徒の学習到達度調査「PISA 2006」結果公表</p> <p>12・26 大学等における履修証明制度 実施</p>	<p>4・27 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律公布</p> <p>5・9 スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン策定</p> <p>5・30 映画の盗撮の防止に関する法律公布</p> <p>6・26 大相撲の時津風部屋の力士が先輩力士等からの暴行で死亡</p> <p>6・28 「石見銀山遺跡とその文化的景観」の世界遺産登録決定</p> <p>9・10 「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」批准(同年9・12 公布)</p> <p>11・21 京都大学山中伸弥教授らがiPS細胞作成に成功と発表</p>
平成20年(2008)	平成20年(2008)
<p>1・17 中央教育審議会「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申</p> <p>1・31 「学校評価ガイドライン」を公表(義務教育諸学校におけるガイドラインを改訂し, 高等学校等にも適用, 学校外の第三者評価も明記)</p> <p>3・19 地方財政再建促進特別措置法施行令等改正(国立大学法人等への地方公共団体の寄附等の弾力化)</p> <p>3・28 新しい幼稚園教育要領, 小学校, 中学校の学習指導要領告示(言語活動・理数教育の充実, 授業時数の増加, 小学校高学年での外国語活動の導入, 中学校の武道・ダンス必修, 伝統と文化の教育)→小学校・中学校は平成21年度から先行実施, 小学校は平成23年度, 中学校は</p>	<p>1・21 ナショナルトレーニングセンター(NTC)全面供用開始</p> <p>5・23 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律公布</p> <p>6・11 社会教育法, 図書館法, 博物館法改正(図書館, 博物館等の評価, 専門職員の資格要件の見直し)</p> <p>6・11 研究開発力強化法公布</p> <p>6・15 G8科学技術大臣会合(沖縄県名護市)</p> <p>7・29 「留学生30万人計画」骨子公表, 関係閣僚懇談会で報告</p> <p>10・7 南部陽一郎博士, 小林誠博士, 益川敏英博士ノーベル物理学賞受賞決定</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>6・18 地震防災対策特別措置法改正（公立小中学校等の耐震化事業の国庫補助率引き下げ）</p> <p>6・27 経済財政改革の基本方針2008 閣議決定</p> <p>7・7 北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）開催</p> <p>8・8 第29回オリンピック・北京大会開催</p> <p>9・15 米証券会社リーマン・ブラザーズが経営破綻、世界的な金融危機発生（リーマンショック）</p> <p>9・24 麻生太郎内閣成立</p> <p>12・1 新しい公益法人制度（一般社団法人、一般財団法人など）へ移行開始</p> <p>12・31 東京都日比谷公園で生活困窮者のための「年越し派遣村」をNPO等が開設</p>	<p>法を「学校保健安全法」に変更）</p> <p>6・18 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律公布</p> <p>7・1 初の「教育振興基本計画」 閣議決定</p> <p>8・2 鈴木恒夫文部科学大臣就任</p> <p>9・24 塩谷立文部科学大臣就任</p> <p>11・12 教育職員免許法施行規則改正（教職課程大学への是正勧告、認定取消）</p> <p>11・13 大学設置基準等改正（国内の複数大学による共同教育課程編成）→平成26年に大学設置基準を改正、海外の大学にも国際連携教育課程として拡大</p> <p>12・24 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」答申、「高等専門学校教育の充実について」答申</p> <p>12・25 教科用図書検定調査審議会「教科書の改善について―教科書の質・量両面での充実と教科書検定手続きの透明化―」報告</p>
平成21年（2009）	平成21年（2009）
<p>5・21 裁判員制度開始</p> <p>7・8 子ども・若者育成支援推進法公布</p> <p>7・17 臓器の移植に関する法律改正（15歳以下の臓器提供可能、脳死は人の死）</p> <p>9・1 消費者庁 発足</p> <p>9・16 鳩山由紀夫内閣成立（与野党政権交代）</p> <p>9・29 独立行政法人等への再就職規制を閣議決定（天下り斡旋等を規制）</p> <p>10・20 厚生労働省が日本の貧困率を初めて発表</p> <p>11・11 行政刷新会議「事業仕分</p>	<p>3・4 教科用図書検定規則、義務教育諸学校教科用図書検定基準 改正（手続面では、調査意見書の公開、議事録の公開、教科書調査官の氏名、職歴、職務を公表。内容面では、量質両面の充実、バランスの取れた記述）</p> <p>3・31 「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」公布（メディア教育開発センター廃止、国立国語研究所移管、国立高等専門学校の再編）</p> <p>9・9 高等学校教科用図書検定基準 全部改正</p> <p>9・16 川端達夫文部科学大臣就任</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>平成24年度から全面实施</p> <p>4・1 教職大学院制度 開始</p> <p>4・1 副校長、主幹教諭等の新しい職、指導不適切教員に係る制度発足</p> <p>4・1 「教員免許更新制の実施に係る関係省令等の整備について」通知</p> <p>6・14 大分県で教員採用に係る贈賄事件により県教委幹部等が逮捕</p> <p>7・10 「教員の採用等における不正な行為の防止について」通知</p> <p>7・25 「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐり問題への取組の徹底について」通知</p> <p>8・11 教育再生懇談会「教員採用、昇任における不正行為に対するアピール」公表</p>	<p>10・8 下村脩博士ノーベル化学賞受賞決定</p> <p>11・4 「能楽」「人形浄瑠璃文楽」「歌舞伎」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定</p>
平成21年（2009）	平成21年（2009）
<p>1・30 「学校における携帯電話の取扱い等について」通知（小中学校への持込みの原則禁止）</p> <p>1・30 「定住外国人の子どもに対する緊急支援一定住外国人子ども緊急支援プラン」公表</p> <p>3・9 高等学校、特別支援学校の学習指導要領告示 →高等学校は平成22、24年度から先行実施、平成25年度から年次進んで実施</p> <p>3・27 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル作成</p> <p>3・31 各学校施設整備指針改訂</p> <p>3・31 学校環境衛生基準、学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準 告示</p> <p>4・1 教員免許更新制 実施</p>	<p>4・30 図書館法施行規則、博物館法施行規則改正（司書、学芸員の資格取得科目の見直し）</p> <p>6・2 宇宙基本計画策定</p> <p>6・19 著作権法改正（インターネット等を活用した著作物の利用円滑化等）</p> <p>6・26 独立行政法人日本学術振興会法改正</p> <p>7・19 国際宇宙ステーション（ISS）で日本の実験棟「きぼう」完成</p> <p>9・30 「雅楽」「小千谷縮・越後上布」「奥能登のあえのこと」「早池峰神楽」「秋保の田植踊」</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>け」開始</p> <p>12・25 「独立行政法人の抜本的な見直しについて」「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」閣議決定</p> <p style="text-align: center;"><b>平成22年（2010）</b></p> <p>1・29 「子ども・子育てビジョン」閣議決定</p> <p>2・12 第21回冬季オリンピック・バンクーバー大会開催</p> <p>3・31 平成の大合併終了，市町村数が半数近くまで減少</p> <p>3・31 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律公布</p> <p>4・20 宮崎県で口蹄疫感染の牛を確認→8・27 終息宣言</p> <p>5・26 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律公布</p> <p>5・28 独立行政法人通則法改正（不要財産の国庫納付）</p> <p>5・28 沖縄県の普天間米軍基地の移転先に関する日米合意</p> <p>6・4 「新しい公共」宣言</p> <p>6・8 菅直人内閣成立</p> <p>6・18 新成長戦略 閣議決定</p> <p>7・23 「子ども若者ビジョン」策定</p> <p>9・7 尖閣諸島周辺で中国漁船が海上保安庁巡視船に衝突</p> <p>12・7 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」閣議決定</p>	<p style="text-align: center;"><b>平成22年（2010）</b></p> <p>2・25 大学設置基準等改正（大学等での社会的・職業的自立指導）</p> <p>3・24 学校教育法施行規則改正（外国留学時の認定可能単位数の拡大）</p> <p>3・31 高校無償化法 公布（公立高等学校における授業料不徴収，私立高等学校生等への就学支援金の支給）</p> <p>4・一 「熟議」を通じた教育政策づくり活動開始</p> <p>6・15 学校教育法施行規則改正（大学の教育研究活動に係る情報公開の具体的内容を明示）</p> <p>9・17 高木義明文部科学大臣就任</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p style="text-align: center;"><b>平成22年（2010）</b></p> <p>1・24 東京都江戸川区児童虐待死事件</p> <p>1・26 「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」通知</p> <p>1・29 「子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進について」通知</p> <p>3・24 「児童虐待の防止等のための学校，教育委員会等の的確な対応について」通知</p> <p>4・2 生徒指導提要（平成22年3月版）公表</p> <p>4・20 全国学力・学習状況調査を抽出方式及び希望利用方式で実施</p> <p>4・30 高校授業料無償化の対象として外国人教育を行う各種学校等を告示</p> <p>5・11 「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」通知</p> <p>7・20 学校評価ガイドライン改訂（第三者評価の内容追加）</p> <p>10・23 群馬県桐生市小学校6年生児童がいじめを苦に自殺</p> <p>11・9 「いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について」通知</p> <p>12・1 平成21年度学校給食費に関する調査の結果公表（全国の約半数の学校で給食費未納が判明）</p>	<p>「チャッキラコ」「大日堂舞楽」「題目立」「アイヌ古式舞踊」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定</p> <p style="text-align: center;"><b>平成22年（2010）</b></p> <p>5・20 「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」告示</p> <p>6・2 PTA・青少年教育団体共済法公布</p> <p>6・13 小惑星探査機「はやぶさ」が地球に帰還（小惑星イトカワの粒子回収）</p> <p>8・26 「スポーツ立国戦略」策定</p> <p>10・6 根岸英一博士，鈴木章博士ノーベル化学賞受賞決定</p> <p>11・16 「組踊」「結城紬」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定</p> <p>11・30 新しい「常用漢字表」を内閣告示</p> <p>12・17 「ヒト受精卵の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」告示</p> <p>12・24 総合科学技術会議答申→翌年，東日本大震災発生のため，第4期科学技術基本計画の策定を先送り</p>

一 般 事 項	教 育 政 策 ・ 行 財 政
平成23年（2011）	平成23年（2011）
<p>3・11 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震による災害）発生（津波等により死者約1万6千人，行方不明者3千人，教育施設等にも損害）</p> <p>3・12 東京電力福島第一原子力発電所で水素爆発事故（放射性物質が広範囲に拡散）</p> <p>3・14 1都8県で計画停電開始</p> <p>5・1 米国がアルカイダ指導者ビンラディン氏殺害を発表</p> <p>6・3 民法改正（児童虐待を行った父母の親権停止）</p> <p>6・15 環境教育等促進法 改正</p> <p>6・24 東日本大震災復興基本法，津波対策の推進に関する法律 公布</p> <p>6・24 障害者虐待防止法公布（障害者虐待の発見者に通報義務）</p> <p>7・24 テレビ放送がアナログ方式から地上デジタル放送へ完全移行</p> <p>8・5 障害者基本法改正（障害者基本条約の批准に向けた国内法整備，インクルーシブ教育）</p> <p>8・10 原子力損害賠償支援機構法公布</p> <p>9・2 野田佳彦内閣成立</p>	<p>1・31 中央教育審議会「グローバル化社会の大学院教育」答申</p> <p>1・31 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申</p> <p>4・11 文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会設置</p> <p>4・22 義務標準法，地教行法改正（小学校1年生35人学級，市町村教育委員会の学級編制の柔軟化）</p> <p>5・2 第一次分権一括法公布による学校教育法，文化財保護法，地教行法等改正（市町村立幼稚園の設置等に係る認可制の変更）</p> <p>8・27 沖縄県の八重山教科書採択地区協議会内の竹富町教育委員会が他市町と異なる教科書採択を決定</p> <p>8・30 第二次分権一括法公布による社会教育法，図書館法，博物館法，高校標準法等改正（高等学校収容定員基準の廃止等）</p> <p>9・1 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）が受付を開始</p> <p>9・2 中川正春文部科学大臣就任</p> <p>9・15 沖縄県教育委員会に対し，採択地区内で同一の教科書採択が行われるよう文書指導</p>

学 校 教 育	社 会 教 育 ・ 科 学 技 術 ・ 学 術 ・ 文 化
平成23年（2011）	平成23年（2011）
<p>3・14 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」通知（地震発生以降，被災学生等への配慮，児童生徒の就学機会，入学者選抜，計画停電と授業実施，教育課程，学校施設等に関し多数の通知や事務連絡）</p> <p>4・1 小学校の改訂学習指導要領 全面实施</p> <p>4・19 「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」通知（年間1～20ミリシーベルトを学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的目安として記載）</p> <p>4・28 「教育の情報化ビジョン」公表</p> <p>5・1 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」創設</p> <p>5・24 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針 改正（施設耐震化の早期実施）</p> <p>5・26 全国学力・学習状況調査の実施を見送り</p> <p>5・27 「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」公表（学校において当面，年間1ミリシーベルト以下を目指すとして記載）</p> <p>5・30及び6・6 東京都立学校での国旗国歌不起立教職員の非常勤嘱託員採用拒否訴訟 上告審判決</p> <p>6・14 東京都の公立学校での国旗国歌不起立戒告処分取消等請求訴訟 上告審判決</p> <p>8・26 「福島県内の学校の校舎，校庭等の線量低減について」通知</p> <p>8・26 第3次国立大学法人等施設整備5か年計画策定</p> <p>10・11 滋賀県大津市中学生いじめ自殺事件→翌年7・17警察が学校等を家宅捜査</p> <p>12・20 「武道及びダンスの必修化に向けた指導体制について」通知</p>	<p>2・8 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）閣議決定</p> <p>4・1 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律公布</p> <p>4・4 展覧会における美術品損害の補償に関する法律 公布</p> <p>4・27 独立行政法人日本学術振興会法改正（科研費補助金の複数年度使用を可能とする基金創設）</p> <p>6・20 スーパーコンピュータ「京」が計算性能を表すランキングTOP500で世界一</p> <p>6・24 スポーツ基本法公布</p> <p>6・24 「小笠原諸島」の世界遺産登録決定</p> <p>6・26 「平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の世界遺産登録決定</p> <p>7・17 女子サッカーW杯で日本代表「なでしこジャパン」優勝</p> <p>8・19 第4期科学技術基本計画閣議決定</p> <p>11・27 「壬生の花田植」「佐陀神能」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定</p> <p>12・20 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」告示</p>

一般事項	教育政策・行財政
平成24年（2012）	平成24年（2012）
<p>1・20 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」閣議決定</p> <p>2・10 復興庁設置</p> <p>5・5 国内の全ての原子力発電所が運転中止→6・16 福井県大飯原子力発電所の再稼働決定</p> <p>5・22 東京スカイツリー開業</p> <p>6・22 死因究明等の推進に関する法律公布</p> <p>6・27 離島振興法改正</p> <p>7・27 第30回オリンピック・ロンドン大会開催</p> <p>8・10 韓国大統領が竹島に上陸</p> <p>8・22 社会保障と税一体改革関連の法律が公布（消費税率引き上げ）</p> <p>8・22 子ども・子育て支援関連3法が公布（幼保連携、施設型給付と地域型保育給付の創設）</p> <p>8・22 消費者教育の推進に関する法律公布</p> <p>9・11 尖閣諸島国有化決定→中華人民共和国で反対デモが激化</p> <p>12・2 中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故</p> <p>12・26 第2次安倍内閣成立（与野党政権交代）</p>	<p>1・13 平野博文文部科学大臣就任</p> <p>3・21 中央教育審議会「学校安全の推進に関する計画の策定について」答申</p> <p>3・23 大阪府で「大阪府教育行政基本条例」など成立（知事による教育目標の設定など）</p> <p>3・29 文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン 公表→平成27・8・31告示</p> <p>8・28 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」答申</p> <p>8・28 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」答申</p> <p>9・28 「教科書採択の改善について」通知</p> <p>10・1 田中眞紀子文部科学大臣就任</p> <p>11・2 文部科学大臣が翌年度開設予定の大学3校の不認可方針を公表→11・7 認可する旨を表明</p> <p>12・26 下村博文文部科学大臣就任</p>
平成25年（2013）	平成25年（2013）
<p>1・16 アルジェリアでイスラム武装勢力による人質事件発生→その後、日本人含む多数の外国人が死亡</p>	<p>2・22 高校標準法施行令改正（離島振興のための加配定数）</p> <p>2・26 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について」（第1次提言）公表</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
平成24年（2012）	平成24年（2012）
<p>1・16 東京都の公立学校での国旗国歌不起立処分取消訴訟 上告審判決（過去の処分歴のみを理由とした停職、減給処分は取消）</p> <p>3・9 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」公表</p> <p>3・9 「新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について」「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」通知</p> <p>4・1 中学校の改訂学習指導要領が全面实施、保健体育での武道・ダンスを必修化</p> <p>4・17 全国学力・学習状況調査 抽出方式で実施</p> <p>4・23 京都府亀岡市で無免許運転による集団登校中の小学生等死傷事故</p> <p>4・27 「学校安全の推進に関する計画」閣議決定、文部科学大臣が学校の通学路の安全に関する緊急メッセージを公表</p> <p>6・5 「大学改革実行プラン」公表</p> <p>7・5 「外国人の子どもの就学機会の確保に当たったの留意点について」通知</p> <p>9・5 「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」策定</p> <p>11・2 「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」通知</p> <p>12・23 大阪市立高校運動部で顧問教師の体罰による生徒自殺事件→翌年1月に学校が記者会見</p>	<p>3・26 OECD東北スクールプロジェクト開始</p> <p>3・30 スポーツ基本計画策定</p> <p>6・27 著作権法改正（「写り込み」等に係る規定の整備等）</p> <p>6・27 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律公布</p> <p>9・28 スーパーコンピュータ「京」共用開始（令和元.8.16共用終了）</p> <p>10・8 山中伸弥博士ノーベル生理学・医学賞受賞決定</p> <p>12・6 「那智の田楽」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定</p> <p>12・19 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」策定</p>
平成25年（2013）	平成25年（2013）
<p>1・24 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」通知</p> <p>1・31 滋賀県大津市の第三者調査委員会が、いじめ自殺事件について報告書提出</p>	<p>1・17 科学技術・学術審議会「東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について」建議</p>



一般事項	教育政策・行財政
4・4 日本銀行 金融市場への大幅な資金提供方針を決定 (「異次元の金融緩和」)	3・29 大学設置基準改正 (授業期間の弾力化)
4・5 東京電力が福島第一原子力発電所の汚染水漏れを公表	4・15 教育再生実行会議「教育委員会制度等の在り方について」(第2次提言)公表
5・31 マイナンバー法公布	4・25 中央教育審議会「第2期教育振興基本計画について」答申
6・14 「日本再興戦略」など閣議決定	5・28 教育再生実行会議「これからの大学教育等の在り方について」(第3次提言)公表
6・19 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約) の実施に関する法律公布	6・14 第2期教育振興基本計画 閣議決定
6・26 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布 (国・地方公共団体の支援義務)	6・28 いじめ防止対策推進法 公布 (いじめ防止対策に関する基本方針の策定義務)
6・26 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 公布	8・26 学校教育法施行令改正 (特別支援学校に原則就学するとの方針を改め、市町村教育委員会の判断で障害のある児童生徒の就学先を決定。認定就学制度は廃止) →9・1 施行
8・9 国の借金残高が1000兆円突破と発表	10・18 沖縄県教育委員会に対し、竹富町へ教科書採択に係る是正要求を行うよう指示
9・4 婚外子との法定相続格差を違憲とする最高裁判決→12・11 民法改正	10・31 教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(第4次提言)公表
12・13 特定秘密の保護に関する法律公布	11・15 「教科書改革実行プラン」策定 (検定基準の見直し、検定手続きの透明化、提出書類や教科書採択の改善)
12・13 国家戦略特別区域法公布	12・4 高校無償化法改正 (保護者等の取入状況を勘案する措置を導入、公私立間格差の改善、就学支援金制度への一本化) →翌年4・1 施行
12・13 薬事法等改正 (危険ドラッグの所持、使用の禁止)	12・13 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」答申
12・24 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」閣議決定	12・13 大学教員任期法、研究開発力強化法改正 (大学等研究者の無期労働契約転換を5年から10年に延長)

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
2・20 朝鮮学校に高等学校等就学支援金制度上の不指定を通知 (同日、高校無償化法施行規則改正)	1・21 中央教育審議会「今後の青少年の体験活動の推進について」答申
3・13 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」通知 (体罰と懲戒の区別について具体的な参考事例を提示)	1・29 全日本代表監督による柔道女子選手への暴力・ハラスメント問題が判明
4・1 高等学校の学習指導要領 学年進行で実施、特別支援学校の学習指導要領 全面実施	2・5 文部科学大臣が緊急メッセージ「スポーツ指導における暴力根絶へ向けて」公表
4・19 首相が経済団体に対し、大卒者の就職採用活動時期の後ろ倒しを要請→9・13 日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」公布、9・27 就職問題懇談会申合せ (広報開始を卒業前年度12月から3月へ、採用選考開始を卒業年度4月から8月へ後ろ倒しの方向)	5・8 国立近現代建築資料館 開館記念展
4・24 全国学力・学習状況調査を悉皆方式で実施 (以降、悉皆方式で実施)	5・10 独立行政法人日本スポーツ振興センター法等改正 (スポーツにおける暴力根絶に係る業務を追加)
5・16 「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」通知	5・27 「運動部活動での指導のガイドライン」公表
5・20 「高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等について」通知	6・7 科学技術イノベーション総合戦略 閣議決定
8・9 「体罰根絶に向けた取組の徹底について」通知	6・22 「富士山―信仰の対象と芸術の源泉―」の世界遺産登録決定
10・4 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」通知	8・26 鳥根県松江市教育委員会が小中学校での漫画「はだしのゲン」の閲覧制限を撤回
10・11 「いじめの防止等のための基本的な方針」公表	9・7 国際オリンピック委員会 (IOC) 総会で2020年オリンピックの東京開催が決定
11・26 国立大学改革プラン 公表	10・29 日本人の海外留学促進キャンペーン「トビタテ! 留学JAPAN」公表
11・28 東京都立学校教員損害賠償請求訴訟 上告審決定	12・4 「和食：日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定
11・29 学校教育法施行規則改正 (土曜日等での授業が可能である旨を明確化)	12・13 「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」公表

一 般 事 項	教 育 政 策 ・ 行 財 政
平成26年 (2014)	平成26年 (2014)
<p>2・7 第22回冬季オリンピック・ソチ大会開催</p> <p>4・1 消費税率8%に引き上げ</p> <p>4・1 武器輸出三原則に代わる新原則を閣議決定</p> <p>5・14 地方公務員法等改正(勤務評定に代わる人事評価制度の導入)</p> <p>5・30 内閣官房に内閣人事局設置</p> <p>5・30 健康・医療戦略推進法公布</p> <p>6・3 国土強靱化基本計画 閣議決定</p> <p>6・11 高血圧治療薬の臨床研究データ改ざん事件で関係者逮捕</p> <p>6・13 独立行政法人通則法改正(国立研究開発法人, 中期目標管理法人など三つに類型化) →翌年4・1施行</p> <p>6・25 児童買春等処罰法改正(児童ポルノの単純保持禁止)</p> <p>6・29 イスラム原理主義組織が「イスラム国」樹立宣言</p> <p>7・1 集団的自衛権行使に係る政府見解を閣議決定</p> <p>9・27 御嶽山(長野県と岐阜県の県境)噴火</p> <p>11・27 リベンジポルノ規制法公布</p> <p>12・24 第3次安倍内閣成立</p>	<p>1・17 義務教育諸学校, 高等学校の教科用図書検定基準改正(政府統一見解, 最高裁判例に基づくバランスの取れた記述)</p> <p>3・14 沖縄県の竹富町教育委員会に対し教科書採択に関する是正要求→竹富町は是正に応じず</p> <p>4・2 私立学校法改正(運営上重大な問題のある学校法人への措置命令, 役員解任勧告)</p> <p>4・16 教科書無償措置法改正(共同採択地区に係る規定整備)</p> <p>5・21 沖縄県教育委員会が八重山共同採択地区からの竹富町の分離独立を決定</p> <p>6・4 第四次分権一括法による学校教育法, 市町村立学校給与負担法, 文化財保護法, 博物館法改正(指定都市関係)</p> <p>6・20 地教法改正(教育委員長と教育長の一本化, 首長による大綱決定, 総合教育会議の設置)</p> <p>6・27 学校図書館法改正(学校司書)</p> <p>6・27 学校教育法, 国立大学法人法改正(副学長, 教授会, 学長選挙に係る規定整備)</p> <p>7・3 教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について」(第5次提言)公表</p> <p>11・14 大学設置基準改正(国際連携教育課程制度(ジョイント・ディグリー・システム))</p> <p>12・22 中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」答申</p> <p>12・22 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育, 大学教育, 大学入学者選抜の一体的改革について」答申(大学入試センター試験に代わる新たなテスト, 英語四技能評価)</p>

学 校 教 育	社 会 教 育 ・ 科 学 技 術 ・ 学 術 ・ 文 化
平成26年 (2014)	平成26年 (2014)
<p>1・14 学校教育法施行規則改正(義務教育諸学校における日本語指導の必要な児童生徒を対象とした「特別的教育課程」の編成)</p> <p>1・28 中学校, 高等学校の学習指導要領解説を一部改訂, 通知(竹島, 尖閣諸島を我が国固有の領土と記載)</p> <p>2・14 道徳教育用教材「私たちの道徳」公表・配布(従来の「心のノート」を改訂)</p> <p>3・26 「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」通知</p> <p>7・1 「[子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針]の改訂について」通知</p> <p>7・25 各学校施設整備指針改訂</p> <p>7・27 長崎県立高校生殺人事件で同級生逮捕</p> <p>10・21 中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について」答申(道徳を「特別な教科」として位置づけ)</p> <p>12・9 京都朝鮮第一初級学校へイトスピーチ訴訟上告審決定</p>	<p>1・29 理化学研究所等の研究チームが万能細胞(STAP細胞)を発表→4・1理化学研究所の調査委員会が不正を認定→5・8論文撤回</p> <p>2・17 独立行政法人科学技術振興機構法改正</p> <p>3・31 スポーツ基本法施行令等改正(4・1障害者スポーツを厚生労働省から文部科学省に移管)</p> <p>5・14 著作権法改正(電子書籍に対応した出版権の整備等)</p> <p>5・19 内閣府の総合科学技術会議が「総合科学技術・イノベーション会議」(CSTI)に改組</p> <p>6・21 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録決定</p> <p>7・31 放課後子ども総合プラン策定</p> <p>8・26 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」公表</p> <p>10・7 赤崎勇博士, 天野浩博士, 中村修二博士ノーベル物理学賞受賞決定</p> <p>11・10 「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」開会(名古屋市, 11・4岡山市)</p> <p>11・27 「和紙:日本の手漉和紙技術」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定</p> <p>12・9 日本漢字能力検定協会理事長背任事件上告審決定</p>

一般事項	教育政策・行財政
平成27年（2015）	平成27年（2015）
<p>1・20 IS(自称イスラム国)が日本人2名を人質に身代金要求、同月内に2人の殺害映像公開</p> <p>3・20 少子化社会対策大綱 閣議決定</p> <p>5・17 大阪都構想が住民投票により反対多数で否決</p> <p>6・19 公職選挙法改正（→翌年6・19選挙権年齢下限を20歳から18歳以上に引き下げ）</p> <p>7・15 国家戦略特別区域法、構造改革特別区域法改正（包括的委託による公設民営学校が可能）</p> <p>8・14 戦後70年首相談話</p> <p>9・9 マイナンバー法等改正</p> <p>9・25 国連総会で「持続可能な開発目標（SDGs）」を盛り込んだアジェンダ採択</p> <p>9・30 国際平和支援・安全保障関連の法律が公布</p> <p>11・13 フランス・パリで同時多発テロ事件、ISによる犯行声明</p> <p>12・12 地球温暖化対策の新たな国際的枠組み（パリ協定）が条約締結国会議（COP21）で採択</p> <p>12・16 民法の再婚禁止期間、夫婦同姓に係る最高裁判決（再婚禁止期間は一部違憲、夫婦同姓は合憲）</p> <p>12・28 日韓外相が慰安婦問題で合意し、「最終的かつ不可逆的に解決」と表明</p>	<p>3・4 教育再生実行会議「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（第6次提言）公表</p> <p>4・1 学校教育法施行規則改正（高等学校での遠隔教育（メディアを利用して行う授業）を明記）</p> <p>5・14 教育再生実行会議「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」（第7次提言）公表</p> <p>5・20 文部科学省設置法改正（10・1スポーツ庁新設）</p> <p>6・24 学校教育法等改正（→翌年4・1 小中一貫の義務教育学校 制度創設）</p> <p>7・8 教育再生実行会議「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」（第8次提言）公表</p> <p>7・23 教科用図書検定調査審議会「『特別の教科 道徳』の教科書検定について」報告</p> <p>9・30 義務教育諸学校教科用図書検定基準など改正（『特別の教科 道徳』関連）</p> <p>10・7 馳浩文部科学大臣就任</p> <p>12・21 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」答申</p> <p>12・21 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」答申</p> <p>12・21 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」答申</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
平成27年（2015）	平成27年（2015）
<p>1・16 高大接続改革実行プラン策定</p> <p>1・27 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」作成（従来の「学校統合の手引」を改訂）</p> <p>2・20 神奈川県・川崎市で少年グループによる中学生殺害事件</p> <p>3・27 小学校・中学校学習指導要領一部改正告示（道徳の「特別の教科」化）</p> <p>3・31 「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」通知</p> <p>4・1 子ども・子育て支援新制度開始</p> <p>4・30 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」通知</p> <p>6・8 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」通知</p> <p>6・16 国立大学経営力戦略 公表</p> <p>7・27 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」公表</p> <p>7・30 「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」通知</p> <p>7・31 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」通知</p> <p>8・19 学校教育法施行規則改正、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例」告示</p> <p>10・29 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」通知（昭和44年10月31日通知を廃止）</p> <p>11・11 京都府の小学生による薬物吸引事件で京都府警が家宅捜索</p> <p>12・8 三重県内の株式会社立の広域通信制高校</p>	<p>4・1 国立研究開発法人制度発足</p> <p>4・1 国立研究開発法人日本医療研究開発機構設立（日本版NIH構想の一環）</p> <p>5・22 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）閣議決定</p> <p>6・3 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック大会特別措置法、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法公布</p> <p>7・5 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界遺産登録決定</p> <p>7・17 新国立競技場の設計計画を白紙撤回する旨、首相が表明</p> <p>10・1 スポーツ庁発足</p> <p>10・5 大村智博士ノーベル生理学・医学賞受賞決定</p> <p>10・6 梶田隆章博士ノーベル物理学賞受賞決定</p> <p>12・22 新国立競技場の新たな設計案決定</p>

一 般 事 項	教 育 政 策 ・ 行 財 政
<p style="text-align: center;"><b>平成28年（2016）</b></p> <p>1・29 日本銀行、マイナス金利導入</p> <p>2・26 国勢調査2015年速報値で初の人口減と発表</p> <p>3・22 「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）公表</p> <p>4・14 熊本地震</p> <p>5・26 伊勢志摩サミット（主要国首脳会議）開会</p> <p>5・27 現職の米国オバマ大統領が広島初訪問</p> <p>6・3 ヘイトスピーチ対策法公布</p> <p>7・10 18歳有権者への投票権付与の下での初の国政選挙</p> <p>7・26 神奈川県相模原市の知的障害者福祉施設で障害者殺傷事件</p> <p>8・5 第31回オリンピック・リオデジャネイロ大会開催</p> <p>8・8 平成天皇が生前退位の意向公表</p> <p>9・7 第15回パラリンピック・リオデジャネイロ大会開催</p> <p>12・14 官民データ活用推進基本法公布</p> <p>12・16 部落差別の解消の推進に関する法律公布</p> <p>12・16 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の締結に伴う関係法律の整備に関する法律公布（TPP12整備法）</p> <p>12・26 特定複合観光施設区域の整</p>	<p style="text-align: center;"><b>平成28年（2016）</b></p> <p>1・22 教科書会社からの謝礼提供事件に関する調査結果を公表（10社が約4千人の教員等に謝礼提供）</p> <p>3・31 「教科書採択における公正確保の徹底等について」通知</p> <p>3・31 学校教育法施行規則、大学設置基準等改正（大学の三つの方針（ポリシー）の設定、職員研修）</p> <p>4・27 「教科書採択の公正確保について」教科書発行者宛通知</p> <p>5・14 G7教育大臣会合 開会（岡山県倉敷市）</p> <p>5・18 国立大学法人法改正（→翌年4・1指定国立大学法人制度創設）</p> <p>5・20 教育再生実行会議「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」（第9次提言）公表</p> <p>5・30 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」答申</p> <p>6・20 教科書無償措置法施行規則改正（教科書採択に不正行為のあった場合は採択変更が可能）</p> <p>8・3 松野博一文部科学大臣就任</p> <p>9・9 「高等学校用教科書の採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる不適切な行為に関する調査結果等及び『教科書発行者行動規範』の制定について」通知</p> <p>9・9 「『教科書発行者行動規範』の遵守の徹底について（要請）」教科書発行者宛通知</p> <p>11・28 教育公務員特例法、教育職員免許法等改</p>

学 校 教 育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p style="text-align: center;"><b>平成28年（2016）</b></p> <p>1・28 「薬物乱用防止教育の充実について」通知</p> <p>3・22 義務教育学校等の小中一貫校に係る教育課程の特例基準を告示</p> <p>3・25 各学校施設整備指針改訂</p> <p>3・29 第4次国立大学法人等施設整備5か年計画策定</p> <p>3・31 「『学校事故対応に関する指針』の公表について」通知</p> <p>4・1 小中一貫の「義務教育学校」制度開始</p> <p>4・18 「平成28年（2016年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」通知</p> <p>6・17 「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて」通知</p> <p>6・17 「学校現場における業務の適正化に向けて」通知</p> <p>6・20 「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」通知（国立私立学校からの児童虐待に関する情報提供）</p> <p>7・29 「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」通知（特別の教科 道徳については、数値による評価は行わず）</p> <p>9・14 「不登校児童生徒への支援の在り方について」通知（登校のみを目標とせず、社会的自立を支援）</p> <p>9・30 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン 公表</p> <p>12・16 「東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について」通知</p>	<p style="text-align: center;"><b>平成28年（2016）</b></p> <p>1・22 第5期科学技術基本計画閣議決定</p> <p>5・13 スポーツ振興投票法等改正（新国立競技場整備の財源負担）</p> <p>5・18 「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」公布</p> <p>7・17 「ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献 - 」の世界遺産登録決定（フランス、スイス等の資産と共同推薦。日本では国立西洋美術館）</p> <p>8・2 「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム（EDU-Portニッポン）」発足</p> <p>9・7 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令改正（災害共済給付を拡大）</p> <p>10・1 特定国立研究開発法人発足</p> <p>10・3 大隅良典博士ノーベル生理学・医学賞受賞決定</p> <p>11・30 原子番号113の新元素の名称が「ニホニウム（Nh）」と正式決定</p> <p>12・1 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定</p> <p>12・21 原子力関係関係僚会議で高速増殖原型炉「もんじゅ」の廃炉決定</p>

一般事項	教育政策・行財政
備の推進に関する法律公布	正（大学の教員養成課程の科目区分の統合等） 12・9 学校教育法施行規則改正（→平成30・4・1 高等学校での「通級による指導」制度化） 12・14 教育機会確保法公布（不登校児童生徒への支援，夜間中学の設置促進）
<b>平成29年（2017）</b>	<b>平成29年（2017）</b>
1・19 内閣府再就職等監視委員会が文部科学省の再就職等規制違反問題で調査結果を通知，文部科学省に対し任命権者による調査を要求 3・30 文部科学省再就職等問題調査班「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）」取りまとめ，関係職員の懲戒処分等を実施 6・21 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等改正 6・23 青少年インターネット環境整備法改正（スマートフォンに係る規制強化） 10・31 神奈川県座間市で自殺願望者等殺害の容疑者逮捕 11・1 第4次安倍内閣成立 12・8 「新しい経済政策パッケージ」閣議決定（幼児教育，高等教育の無償化等） 12・13 沖縄県宜野湾市立小学校に米軍ヘリコプターの窓枠落下，児童軽症	2・3 中央教育審議会「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について」答申 3・31 義務体制法公布（義務標準法，学校教育法，地教法，社会教育法を改正）（地域学校協働活動の促進，学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置努力義務化，教職員の加配定数の基礎定数化など） 3・31 独立行政法人日本学生支援機構法改正（返還不要の給付型奨学金制度の導入） 3・31 学校教育法施行規則改正，関係告示公布（夜間中学における特別の教育課程） 3・31 学校教育法施行規則改正（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー明記） 3・31 大学設置基準改正（教員と職員の連携） 5・23 教科用図書検定調査審議会「教科書の改善について」報告 5・31 学校教育法改正（専門職大学・専門職短期大学制度の創設） 6・1 教育再生実行会議「自己肯定感を高め，自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた，学校，家庭，地域の教育力の向上」（第10次提言）公表 8・3 林方正文部科学大臣就任 8・29 中央教育審議会「学校における働き方改革に係る緊急提言」公表 11・17 教育職員免許法施行規則，免許状更新講習規則改正（科目区分の大括り化，外国語教育，ICT教育，特別支援教育等の必修化）

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
12・21 中央教育審議会「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」答申（社会に開かれた教育課程，カリキュラム・マネジメントの推進，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善）	
<b>平成29年（2017）</b>	<b>平成29年（2017）</b>
1・20 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」通知 2・28 「児童生徒の自殺について」通知 3・16 「『いじめの防止等のための基本的な方針』の改定及び『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』の策定について」通知 3・24 第2次学校安全の推進に関する計画 閣議決定 3・28 「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」通知 3・31 学校教育法施行規則改正，新しい幼稚園教育要領，小学校，中学校の学習指導要領告示（社会に開かれた教育課程，カリキュラム・マネジメントの推進，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善，小学校中学年・高学年での外国語教育）→幼稚園は平成30年度，小学校は令和2年度，中学校は令和3年度から全面实施 4・11 文部科学大臣メッセージ「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒へのいじめの防止について」公表 4・28 特別支援学校小学部，中学部の新しい学習指導要領告示 4・28 公立小中学校教員の勤務実態調査の集計結果（速報値）公表（小学校教諭の34%，中学校教諭の58%が「過労死ライン」に該当） 6・30 指定国立大学法人として三法人を初めて	3・14 学校教育法施行規則改正（部活動指導員） 3・24 第2期スポーツ基本計画策定 3・27 栃木県那須町での雪崩による高校生と引率教員の死傷事故 3・31 独立行政法人日本スポーツ振興センター法改正（災害共済給付の対象拡大） 4・1 京都府に「地域文化創生本部」設置（文化庁機能の先行移転） 4・25 「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」公表 5・29 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」通知 6・23 文化芸術振興基本法改正（「文化芸術基本法」に改称） 7・9 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録決定 10・11 「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」公表 12・1 「冬山登山の事故防止について」通知（高校生等の冬山登山を原則禁止）

一般事項	教育政策・行財政
平成30年（2018）	平成30年（2018）
<p>2・9 第23回冬季オリンピック・平昌大会開催</p> <p>3・9 第12回冬季パラリンピック・平昌大会開催</p> <p>5・23 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 公布</p> <p>6・8 生活困窮者自立支援法改正</p> <p>6・13 気候変動適応法 公布</p> <p>6・18 大阪北部地震</p> <p>6・20 民法改正（令和4・4・1から成人年齢を20歳から18歳に引き下げ）</p> <p>7・4 文部科学省幹部が私立大学医学部での不正入試に関連して、受取賄容疑で逮捕</p> <p>7・6 オウム真理教の元代表などに死刑執行</p> <p>7・25 健康増進法改正（受動喫煙対策、学校敷地内の禁煙）</p> <p>7・26 文部科学省幹部が収賄容疑で逮捕</p> <p>8・16 国の行政機関等で障害者雇用率が法定の率より長期間下回っていたことが判明</p>	<p>1・26 大学設置基準・短期大学設置基準改正（専門職学科等の設置）</p> <p>3・8 中央教育審議会「第3期教育振興基本計画について」答申</p> <p>6・1 地方大学・産業創生法公布（同年10・1から東京23区内における大学学部等の取容定員抑制等）</p> <p>6・1 学校教育法等改正、関係告示制定（→翌年4月 法律に基づく学習者用デジタル教科書の使用可能）</p> <p>6・8 地教行法改正、文化財保護法（文化財保護事務を首長部局所管とする条例容認）</p> <p>6・15 第3期教育振興基本計画 閣議決定</p> <p>6・15 文部科学省設置法改正（京都移転を視野に入れた文化庁業務の拡充）</p> <p>9・18 高等学校教科用図書検定基準全部改正、義務教育諸学校教科用図書検定基準等改正</p> <p>10・2 柴山昌彦文部科学大臣就任</p> <p>10・16 生涯学習政策局を廃止し、総合教育政策局を設置</p> <p>11・26 中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
平成30年（2018）	平成30年（2018）
<p>指定</p> <p>7・13 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について」通知（選抜区分を「一般入試」「AO入試」「推薦入試」→「一般選抜」「総合型選抜」「学校推薦型選抜」に変更）</p> <p>10・18 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン策定</p> <p>12・26 「学校における働き方改革に関する緊急対策」公表</p>	<p>2・28 社会教育主事講習等規程改正（社会教育士制度の創設）</p> <p>3・6 文化芸術推進基本計画（第1期）閣議決定</p> <p>3・19 「運動部活動の在り方に関する総合的ガイドライン」策定</p> <p>3・28 原子力規制委員会が高速増殖炉「もんじゅ」廃炉措置計画を認可</p> <p>4・1 国立映画アーカイブ設立</p> <p>4・6 日本レスリング協会が選手へのパワハラ認定</p> <p>5・6 大学のアメリカンフットボール選手が試合中に故意に危険なタックル→5・19監督が辞任表明</p> <p>5・25 著作権法改正（柔軟な権利制限規定の整備、授業目的公衆送信補償金制度の創設等）</p> <p>6・15 「大学の部活動における安全確保等について」「スポーツ・インテグリティの確保について」依頼通知</p> <p>6・20 スポーツ基本法、祝日法等</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>9・6 北海道胆振東部地震</p> <p>10・23 明治150年記念式典</p> <p>12・12 原子力損害の賠償に関する法律改正</p> <p>12・14 出入国管理及び難民認定法等改正（在留資格「特定技能」の創設）</p> <p>12・28 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」関係閣僚合意</p> <p>12・30 環太平洋パートナーシップ協定（TPP11）発効</p>	
平成31・令和元年（2019）	平成31・令和元年（2019）
<p>1・24 厚生労働省の勤労統計不正問題を機に、他省庁も含め22の基幹統計にも誤りなどが判明</p> <p>4・26 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 公布</p> <p>5・1 天皇即位、「令和」と改元</p> <p>6・19 子どもの貧困対策の推進に</p>	<p>1・25 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」答申</p> <p>5・17 教育再生実行会議「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」（第11次提言）公表</p> <p>5・17 子ども・子育て支援法 改正（幼児教育</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>保護責任者遺棄致死罪容疑で逮捕</p> <p>6・18 大阪北部地震により、大阪府高槻市で通学路のブロック塀が倒れ小学生死亡</p> <p>6・19 「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」通知</p> <p>7・11 「登下校時における児童生徒等の安全確保について」通知</p> <p>7・19 東京都立学校での国旗国歌不起立教員再任用拒否訴訟 上告審判決</p> <p>7・23 「成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について」通知</p> <p>8・22 「第3期教育振興基本計画等を踏まえた夜間中学等の設置・充実に向けた取組の一層の推進について」通知</p> <p>9・3 日本経済団体連合会の会長が「採用選考に関する指針」の廃止に言及</p> <p>9・20 「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」通知</p> <p>9・27 教員勤務実態調査の分析結果を公表（教員の長時間労働が鮮明）</p> <p>12・14 大学医学部不公正入試に関する緊急調査結果を公表（東京医科大学など10大学、女性、浪人生への不利な扱い）</p> <p>12・19 明治150年記念「教育に関するシンポジウム」開催</p>	<p>改正（国民体育大会の名称変更等）</p> <p>6・20 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律 公布</p> <p>6・20 東京オリンピック・パラリンピックの関連法を改正</p> <p>6・30 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録決定</p> <p>9・6 「スポーツ国際戦略」策定</p> <p>9・14 新・放課後子ども総合プラン策定</p> <p>10・1 本庶佑博士ノーベル生理学・医学賞受賞決定</p> <p>11・29 「来訪神：仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定</p> <p>12・21 中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」答申</p> <p>12・27 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定</p>
平成31・令和元年（2019）	平成31・令和元年（2019）
<p>1・25 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」公表</p> <p>1・25 千葉県野田市児童虐待死事件で父親が逮捕（市教委が前年に父親へ情報漏洩）</p> <p>2・4 特別支援学校高等部学習指導要領 公示</p> <p>2・28 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」通知</p>	<p>4・1 「ヒトES細胞の樹立に関する指針」全部改正告示、「ヒトES細胞の分配機能に関する指針」「ヒトES細胞の使用に関する指針」「ヒト受精卵に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」告示</p> <p>4・10 国立天文台等の国際研究</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>関する法律 改正→11・29 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定</p> <p>6・26 児童虐待防止法等改正(親権者の体罰禁止)</p> <p>6・26 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等改正(法曹コースの開設可, 在学中の司法試験受験可)</p> <p>6・28 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 公布</p> <p>6・28 ハンセン病家族国家賠償請求訴訟 熊本地裁判決→7・12 国は控訴しない旨, 決定</p> <p>7・18 京都アニメーション放火事件</p> <p>10・1 消費税率10%に引き上げ, 食料品等に軽減税率導入</p> <p>12・5 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」閣議決定(GIGAスクール構想)</p> <p>12・一 中華人民共和国の武漢市で原因不明の肺炎患者を多数確認→後に, 新型コロナウイルス感染症と判明</p>	<p>無償化), 10・1 施行</p> <p>5・17 大学等における修学の支援に関する法律 公布 (→翌年4・1から高等教育の修学支援新制度開始)</p> <p>5・24 学校教育法, 国立大学法人法, 私立学校法等改正(国立大学一法人複数大学制など)</p> <p>6・7 第九次分権一括法による社会教育法, 地教法等改正(公民館, 図書館, 博物館を地方公共団体の長の所管とすることが可能)</p> <p>6・28 学校教育の情報化の推進に関する法律 公布</p> <p>8・13 学校教育法施行規則, 大学設置基準等改正(学修証明書など)</p> <p>8・21 学校教育法施行規則改正(中学校等での遠隔教育特例校)</p> <p>9・11 萩生田光一文部科学大臣就任</p> <p>11・1 大学入学共通テストでの英語民間試験導入の導入延期(後に, 見送り)を発表→12・17 記述式問題導入の見送りを発表</p> <p>12・11 給特法改正(1年単位の変形労働時間制を選択可, 業務量管理の指針)</p> <p>12・19 GIGAスクール構想発表, 「GIGAスクール実施推進本部」設置</p>
令和2年(2020)	令和2年(2020)
<p>1・16 日本国内で初の新型コロナウイルス感染者の発生確認(1月15日)を公表</p>	<p>2・27 首相が全国の小中学校等での3月2日からの一斉臨時休業要請の方針を表明 →2・28 文部科学省が「新型コロナウイルス感染症対策</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>3・15 「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」通知</p> <p>3・18 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」通知</p> <p>4・1 専門職大学・専門職短期大学制度実施</p> <p>4・1 学習者用デジタル教科書 制度化</p> <p>5・9 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き 作成</p> <p>5・28 神奈川県川崎市で登校中の私立小学生への殺傷事件</p> <p>6・4 性別等を理由とする不適切入試の再発防止を大学入学者選抜実施要項に記載し, 大学等に通知</p> <p>6・28 「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」通知</p> <p>8・27 朝鮮学校就学支援金対象除外訴訟上告審決定</p> <p>8・30 「ハンセン病に関する教育の実施について」通知</p> <p>10・1 幼児教育の無償化 本格実施</p> <p>10・4 神戸市立小学校での教員間いじめ事件を市教委が発表</p> <p>10・10 宮城県石巻市立大川小学校津波損害賠償請求訴訟 上告審決定</p> <p>10・25 「不登校児童生徒への支援の在り方について」通知</p>	<p>チームがブラックホールの撮影成功と公表</p> <p>6・10 スポーツ審議会「スポーツ団体ガバナンスコードについて」中央競技団体向け 答申→8・27 一般スポーツ団体向け 答申</p> <p>6・28 日本語教育の推進に関する法律公布</p> <p>6・28 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律公布</p> <p>7・6 「百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 - 」の世界遺産登録決定</p> <p>8・3 愛知県で国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」企画展の中止を発表→10月に再開</p> <p>8・7 スポーツ実施率向上のための中長期的な施策 決定</p> <p>9・20 ラグビーワールドカップ2019日本大会開幕</p> <p>10・9 吉野彰博士ノーベル化学賞受賞決定</p> <p>10・31 世界遺産である沖縄県那覇市の首里城跡の復元された正殿等が焼失</p> <p>11・18 スーパーコンピュータ「富岳」試作機が消費電力性能Green500で世界第一位を獲得</p> <p>12・15 新しい国立競技場 竣工式</p> <p>12・23 「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」決定</p>
令和2年(2020)	令和2年(2020)
<p>1・17 公立学校の教育職員の業務量管理等に関する指針を告示(ガイドラインを指針に格上げ, 時間外勤務は月45時間以内)</p>	<p>3・11 日本高校野球連盟が令和2年の選抜高等学校野球大会の中止を決定→5・20 全国高等学校野</p>



一般事項	教育政策・行財政
1・23 中華人民共和国が感染拡大防止のため、武漢市を都市封鎖	のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」通知（→以後、3・2から春休みを越えて5・31まで全国一斉休業）
1・29 邦人帰国のためチャーター便が武漢市から羽田空港に到着（→2・7まで合計4便帰国）	3・24 中学校教科用図書の検定結果公表→翌年3・30再申請1件追加
1・31 英国がEU(欧州連合) 離脱	3・30 高校無償化法施行令 改正（私立高等学校生等への就学支援金の充実）
2・5 横浜港に停泊中のクルーズ客船で新型コロナウイルスの集団感染が判明	4・1 学校教育法施行規則改正（病気療養中の高校生について遠隔教育による修得単位数の制限緩和）
2・25 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定	7・17 給特法施行規則、関連告示公布（1年単位の変形労働時間制関連の指針）
3・11 WHO(世界保健機関) が新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的流行）と表明	8・11 介護等体験特例法施行規則改正（新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例）
3・13 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正（新型コロナウイルス感染症に法適用）	12・2 教科用図書検定調査審議会「教科書検定制度の改善について」報告
4・7 新型コロナウイルス感染症対策で初の「緊急事態宣言」（同日から実施、1都1府5県）→対象区域拡大→5・25 緊急事態宣言を全面解除、解除後の段階的な緩和方針公表	12・23 「文部科学省におけるデジタル化推進プラン」公表
5・25 米国で白人警官による黒人暴行死事件（BLM運動の発端）	
6・30 香港で国家安全維持法施行	
7・10 大規模イベントの開催制限緩和方針	
7・17 押印の見直しを盛り込んだ規制改革実施計画 閣議決定	
7・22 観光支援策GoToトラベル再開	
9・16 菅義偉内閣成立	
10・1 日本学術会議会員の推薦候補者のうち6名除外で任命	
11・8 立皇嗣の礼	
12・14 旅行・飲食・イベント等の	

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
1・24 新型コロナウイルス感染症対策について事務連絡（→以後、卒業式・入学式、児童生徒の外出、健康診断、学校の業務体制、帰国児童生徒、免許更新講習、教育実習、臨時休業の指針、学習指導、家庭学習、高等学校入学者選抜、メンタルヘルス、携帯電話、運動部活動などについて様々な通知、事務連絡を发出）	球選手権大会の中止決定（8・10代替の交流試合を開催）
2・4 特別支援学校高等部の新しい学習指導要領告示	3・24 第32回オリンピック東京大会開催の翌2021年夏への延期決定
3・2 子供の学び応援サイト公開	4・17 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律 公布
3・24 新型コロナウイルス感染症に対応した「学校再開ガイドライン」「臨時休業実施ガイドライン」を提示	4・26 全国高等学校総合体育大会の中止を決定→4・28 全国中学校体育大会も中止を決定
4・1 小学校の学習指導要領 全面实施	5・14 博物館、劇場、音楽堂、社会体育施設等における感染拡大予防ガイドライン 公表
4・1 高等教育の修学支援新制度開始	6・12 著作権法等改正（インターネット上の海賊版対策の強化等）
4・17 令和2年度全国学力・学習状況調査の実施を見送り	6・19 国民体育大会（鹿児島県開催）の延期を決定
5・22 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 公表（学校での新しい生活様式）	6・22 スーパーコンピュータ「富岳」が計算性能を表すランキングTOP500等で世界一
5・29 学生の学びの支援緊急パッケージ 公表	6・23 国民文化祭の延期を決定
6・1 全国各地で小中学校等が再開	6・24 科学技術基本法改正（「科学技術・イノベーション基本法」へ名称変更、人文科学にも対象拡大）
6・5 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営に関するガイドライン公表	7・12 国立アイヌ民族博物館（北海道白老町）開館
6・5 新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ 公表	10・1 独立行政法人国立文化財機構に文化財防災センターを設置
6・12 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について」通知	10・25 東京国立近代美術館工芸館が石川県金沢市へ移転開館（翌年4・1正式名称を「国立工芸館」に変更）
6・30 文部科学大臣が北海道大学学長を解任	12・4 東京オリンピック・パラリンピック関連の法律を改正
7・1 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針 決定	12・6 小惑星探査機「はやぶさ2」地球に帰還、小惑星「リュウ
7・14 大分県教員採用試験不正事件に係る求償権行使懈怠違法確認等請求訴訟 最高裁判決	
7・31 学校における携帯電話の取扱い等について通知（平成21年通知の見直しに係る検討の結果を踏まえた、持込みに関する要件の例示等）	

一般事項	教育政策・行財政
<p>需要喚起を図る「GoToトラベル」事業等の全国的な停止を表明</p> <p>12・25 変異型の新型コロナウイルス（アルファ型）が国内で初確認→翌年以降、さらにデルタ型、オミクロン型などを順次確認</p>	
<p><b>令和3年（2021）</b></p>	<p><b>令和3年（2021）</b></p>
<p>1・7 2度目の緊急事態宣言（1・8から実施、1都3県）→対象区域拡大→3・21 全面終了</p> <p>2・17 医療従事者へのワクチン接種開始→その後、高齢者等へ対象拡大</p> <p>4・5 まん延防止等重点措置を1府2県で実施→対象地域拡大→9・30 全面終了</p> <p>4・22 気候変動サミット 日本は温室効果ガスの2013年度比46%削減を目指すことを表明</p> <p>4・23 3度目の緊急事態宣言（4・25から実施、1都2府1県）→対象区域拡大→6・21 対象区域縮小（沖縄県のみ対象）→対象区域拡大→9・30 全面終了</p> <p>5・28 少年法改正（特定少年の実名報道）</p> <p>6・18 経済財政運営と改革の基本方針2021閣議決定（小学校高学年での教科担任制の推進など）</p> <p>6・18 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 公布</p>	<p>1・26 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して－全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現』答申</p> <p>2・8 教科用図書検定規則 改正（不合格となった教科用図書の再申請の上限は2回まで）</p> <p>2・26 大学設置基準等改正、大学等連携推進法人の認定等に関する規程等制定（大学等連携推進法人の制度化）</p> <p>3・26 デジタル教科書関係の告示改正、学習者用デジタル教科書を用いた授業時数の割合を2分の1未満とする制限撤廃</p> <p>3・31 学校教育法施行規則、高等学校設置基準等改正（高校のスクールポリシーの公表、普通教育を主とする学科の弾力化、高校通信教育の質の確保）</p> <p>3・31 義務標準法 改正（小学校の学級編制の標準を40人から35人に学年進行で計画的に引き下げ）</p> <p>5・21 国立大学法人法改正（学長選考・監察会議の設置）</p> <p>6・3 教育再生実行会議「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」（第12次提言）公表</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>8・13 新型コロナウイルス感染症への対応に係る学習指導要領の特例を告示（次年度等に学習内容の移行可）</p> <p>9・15 性犯罪等で懲戒免職となった教員免許失効者のデータベース閲覧期間について3年間から40年間への拡充を表明</p> <p>10・20 「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について」通知</p> <p>12・25 学校施設バリアフリー化推進指針改訂</p>	<p>グウ」内部の小サンプル採取に成功</p> <p>12・9 スポーツ振興投票法等改正（バスケットボールを対象競技に追加、収益使途の拡大）</p> <p>12・17 「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定</p>
<p><b>令和3年（2021）</b></p>	<p><b>令和3年（2021）</b></p>
<p>1・8 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策について通知</p> <p>1・16 初の「大学入学共通テスト」実施</p> <p>1・21 滋賀県大津市立中学校いじめ自殺損害賠償請求事件 上告審決定</p> <p>2・2 令和2年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況公表（受験者数、競争率の減少傾向が継続）</p> <p>2・19 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」通知（非常時の「オンラインを活用した特例の授業」を指導要録に記録）</p> <p>3・12 「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」通知（端末の持ち帰り、自宅利用可能）</p> <p>3・23 北海道旭川市において、中学生が凍死体で発見→5・21「旭川市いじめ防止等対策委員会」を設置</p> <p>3・26 「#教師のバトン」プロジェクト 開始（学校での職場環境の改革事例等を現場の教師や保護者等がTwitter等のSNSで投稿）</p> <p>3・31 第5次国立大学法人等施設整備5か年計画策定</p> <p>4・1 中学校の学習指導要領 全面实施</p>	<p>2・3 国立研究開発法人科学技術振興機構法 改正（大学ファンド創設に伴う資金運用や助成業務等の追加）</p> <p>3・一 国立情報学研究所 研究データ基盤「NII-RDC」運用開始</p> <p>3・9 スーパーコンピュータ「富岳」共用開始</p> <p>3・23 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」告示</p> <p>3・26 第6期科学技術・イノベーション基本計画 閣議決定</p> <p>3・30 文化審議会「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」第一次答申</p> <p>4・23 文化財保護法改正（無形文化財の登録制度、地方公共団体による文化財登録制度）</p> <p>6・2 著作権法改正（図書館資料の送信、放送同時配信等）</p> <p>7・26 「奄美大島・徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産登録決定</p>

一般事項	教育政策・行財政
<p>6・21 大学、会社等でのワクチンの職域接種 本格実施</p> <p>7・3 熱海市で大雨により盛り土が流される大規模な土石流災害</p> <p>7・23 第32回オリンピック・東京大会開催（学校連携観戦、一部の県での観戦を除き、無観客開催）</p> <p>8・16 アフガニスタンで反政府組織タリバンが首都を制圧</p> <p>8・24 第16回パラリンピック・東京大会開催（学校連携観戦を除き、無観客開催）</p> <p>9・1 デジタル庁設置</p> <p>10・4 岸田文雄内閣成立</p> <p>10・31 京王線の電車内で刃物による無差別刺傷事件</p> <p>12・21 「こども家庭庁」の創設に係る基本方針を閣議決定</p>	<p>6・4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 公布</p> <p>8・23 学校教育法施行規則改正（医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員）</p> <p>9・24 特別支援学校設置基準 制定</p> <p>10・1 学校デジタル化プロジェクトチーム（GIGA stuDX推進チーム）発足</p> <p>10・4 末松信介文部科学大臣就任</p> <p>12・3 「教育未来創造会議」の開催決定に伴い、教育再生実行会議は廃止</p>
令和4年（2022）	令和4年（2022）
<p>1・9 まん延防止等重点措置を2県で実施→対象地域拡大→3・21全面終了</p> <p>2・4 第24回冬季オリンピック・北京大会開催</p> <p>2・24 ロシアがウクライナへの本格的な軍事侵攻を開始 →各国がロシアへの経済制裁を順次発表</p> <p>3・4 第13回冬季パラリンピック・北京大会開催</p>	<p>2・7 中央教育審議会「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について」答申</p> <p>2・25 学校DX推進本部を設置→「教育進化のための改革ビジョン」公表へ</p> <p>3・17 大学設置基準改正（大学の国際連携学科に係る要件緩和）</p> <p>3・29 高等学校教科用図書の検定結果を公表（従軍慰安婦や強制連行との表現は政府の統一の見解に沿って修正）</p> <p>3・31 「教科書採択における公正確保の徹底等について」通知</p>

学校教育	社会教育・科学技術・学術・文化
<p>4・9 「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」通知（教員と児童生徒とのSNS等を用いた私的なやりとりを禁止）</p> <p>4・27 宮城県白石市の小学校で防球ネットの支柱折れによる児童死傷事故</p> <p>6・28 千葉県八街市で飲酒運転のトラックによる下校途中の小学生の死傷事故</p> <p>7・30 令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告等について通知（英語民間試験活用と記述式問題は導入せず）</p> <p>8・27 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」公表</p> <p>9・24 都立高校入試での男女別定員制を段階的に廃止する旨の方針を東京都が公表</p> <p>11・29 日本大学理事長を東京地検特捜部が所得税法違反容疑で逮捕</p> <p>12・1 文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）全国展開開始（学校・家庭での学習・アセスメントシステム）</p>	<p>7・27 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録決定</p> <p>8・25 全国障害者スポーツ大会（三重県開催）の中止を決定</p> <p>8・26 国民体育大会（三重県開催）の中止を決定</p> <p>10・5 眞鍋淑郎博士ノーベル物理学賞受賞決定</p> <p>12・20 文化審議会「博物館法制度の今後の在り方について」答申</p>
令和4年（2022）	令和4年（2022）
<p>1・7 「教育データ利活用ロードマップ」を関係省庁と共同で公表</p> <p>1・15 大学入学共通テスト試験会場の東京大学農正門前で高校2年生が受験生らを刺傷</p> <p>1・27 大学入学共通テストの試験問題が試験中に撮影され外部に流出した事件で、大学1年生が関与を認め、香川県警に出頭</p> <p>1・31 「教員不足」に関する実態調査結果公表</p> <p>3・25 第3次学校安全の推進に関する計画 閣議決定</p> <p>3・31 学校教育法施行規制改正（高等学校等での「特別の教育課程」による日本語指導）</p>	<p>1・7 文化審議会「公用文作成の考え方」建議</p> <p>3・25 第3期スポーツ基本計画策定</p> <p>3・28 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」策定</p>